

## 平成23年第1回壱岐市議会定例会 会議録目次

|                                                      |    |
|------------------------------------------------------|----|
| 会期日程 .....                                           | 1  |
| 上程案件及び処理結果 .....                                     | 2  |
| 一般質問通告者及び質問事項一覧 .....                                | 5  |
| 第1日（2月28日 月曜日）                                       |    |
| 議事日程表（第1号） .....                                     | 7  |
| 出席議員及び説明のために出席した者 .....                              | 9  |
| 開 会（開議） .....                                        | 10 |
| 会議録署名議員の指名 .....                                     | 10 |
| 会期の決定 .....                                          | 10 |
| 諸般の報告 .....                                          | 12 |
| 施政方針の説明 .....                                        | 13 |
| 議案説明                                                 |    |
| 承認第1号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて .....       | 33 |
| 承認第2号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて .....       | 34 |
| 議案第5号 壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について .....        | 34 |
| 議案第6号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について .....                     | 35 |
| 議案第7号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ..... | 35 |
| 議案第8号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について .....                  | 36 |
| 議案第9号 壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について .....                   | 37 |
| 議案第10号 壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について .....        | 37 |
| 議案第11号 壱岐市教育振興基金条例の一部改正について .....                    | 37 |
| 議案第12号 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について .....                | 38 |
| 議案第13号 壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について .....                    | 38 |
| 議案第14号 壱岐市特別会計条例の一部改正について .....                      | 39 |
| 議案第15号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について .....                    | 39 |

|           |                                             |     |
|-----------|---------------------------------------------|-----|
| 議案第 1 6 号 | 壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について                        | 3 9 |
| 議案第 1 7 号 | 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について                  | 4 0 |
| 議案第 1 8 号 | 壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収<br>条例の一部改正について | 4 1 |
| 議案第 1 9 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）                     | 4 1 |
| 議案第 2 0 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）                  | 4 2 |
| 議案第 2 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）<br>.....        | 4 2 |
| 議案第 2 2 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）                   | 4 3 |
| 議案第 2 3 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市宮印通寺共同店<br>舗）          | 4 3 |
| 議案第 2 4 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島<br>荘）          | 4 3 |
| 議案第 2 5 号 | 土地の取得について                                   | 4 4 |
| 議案第 2 6 号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第 1 工区）請負契約の変更<br>について      | 4 4 |
| 議案第 2 7 号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について                  | 4 5 |
| 議案第 2 8 号 | 平成 2 2 年度壱岐市一般会計補正予算（第 6 号）                 | 4 6 |
| 議案第 2 9 号 | 平成 2 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第<br>3 号）      | 4 9 |
| 議案第 3 0 号 | 平成 2 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）<br>.....  | 5 0 |
| 議案第 3 1 号 | 平成 2 2 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）<br>.....  | 5 1 |
| 議案第 3 2 号 | 平成 2 2 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）<br>.....   | 5 1 |
| 議案第 3 3 号 | 平成 2 2 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算<br>（第 3 号）  | 5 2 |
| 議案第 3 4 号 | 平成 2 2 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）               | 5 3 |
| 議案第 3 5 号 | 平成 2 3 年度壱岐市一般会計予算                          | 5 3 |
| 議案第 3 6 号 | 平成 2 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算                  | 6 0 |
| 議案第 3 7 号 | 平成 2 3 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算                 | 6 1 |

|          |                              |    |
|----------|------------------------------|----|
| 議案第 38 号 | 平成 23 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算      | 62 |
| 議案第 39 号 | 平成 23 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算      | 64 |
| 議案第 40 号 | 平成 23 年度壱岐市下水道事業特別会計予算       | 65 |
| 議案第 41 号 | 平成 23 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 | 67 |
| 議案第 42 号 | 平成 23 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算      | 68 |
| 議案第 43 号 | 平成 23 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算      | 69 |
| 議案第 44 号 | 平成 23 年度壱岐市病院事業会計予算          | 70 |
| 議案第 45 号 | 平成 23 年度壱岐市水道事業会計予算          | 72 |

## 第 2 日（3 月 7 日 月曜日）

|                   |    |
|-------------------|----|
| 議事日程表（第 2 号）      | 75 |
| 出席議員及び説明のために出席した者 | 77 |
| 発言の申し出（市長の報告）     | 78 |

### 議案審議（質疑、委員会付託省略、討論、採決）

|          |                                    |    |
|----------|------------------------------------|----|
| 承認第 1 号  | 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて | 79 |
| 承認第 2 号  | 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて | 79 |
| 議案第 26 号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第 1 工区）請負契約の変更について | 81 |
| 議案第 27 号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について         | 82 |

### 議案に対する質疑

|          |                                          |    |
|----------|------------------------------------------|----|
| 議案第 5 号  | 壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について        | 92 |
| 議案第 6 号  | 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について                     | 92 |
| 議案第 7 号  | 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 92 |
| 議案第 8 号  | 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について                  | 92 |
| 議案第 9 号  | 壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について                   | 92 |
| 議案第 10 号 | 壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について         | 92 |
| 議案第 11 号 | 壱岐市教育振興基金条例の一部改正について                     | 93 |

|           |                                             |       |
|-----------|---------------------------------------------|-------|
| 議案第 1 2 号 | 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について                    | 9 3   |
| 議案第 1 3 号 | 壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について                        | 9 4   |
| 議案第 1 4 号 | 壱岐市特別会計条例の一部改正について                          | 9 4   |
| 議案第 1 5 号 | 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について                        | 9 4   |
| 議案第 1 6 号 | 壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について                        | 9 4   |
| 議案第 1 7 号 | 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について                  | 9 5   |
| 議案第 1 8 号 | 壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収<br>条例の一部改正について | 9 5   |
| 議案第 1 9 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）                     | 9 5   |
| 議案第 2 0 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）                  | 9 5   |
| 議案第 2 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）<br>.....        | 9 5   |
| 議案第 2 2 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）                   | 9 5   |
| 議案第 2 3 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店<br>舗）          | 9 5   |
| 議案第 2 4 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島<br>荘）          | 9 5   |
| 議案第 2 5 号 | 土地の取得について                                   | 9 6   |
| 議案第 2 8 号 | 平成 2 2 年度壱岐市一般会計補正予算（第 6 号）                 | 9 8   |
| 議案第 2 9 号 | 平成 2 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第<br>3 号）      | 9 9   |
| 議案第 3 0 号 | 平成 2 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）<br>.....  | 1 0 0 |
| 議案第 3 1 号 | 平成 2 2 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）<br>.....  | 1 0 0 |
| 議案第 3 2 号 | 平成 2 2 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）<br>.....   | 1 0 0 |
| 議案第 3 3 号 | 平成 2 2 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算<br>（第 3 号）  | 1 0 0 |
| 議案第 3 4 号 | 平成 2 2 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号）               | 1 0 1 |
| 議案第 3 5 号 | 平成 2 3 年度壱岐市一般会計予算                          | 1 0 1 |
| 議案第 3 6 号 | 平成 2 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算                  | 1 2 6 |

|            |                              |     |
|------------|------------------------------|-----|
| 議案第 37 号   | 平成 23 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算   | 127 |
| 議案第 38 号   | 平成 23 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算      | 127 |
| 議案第 39 号   | 平成 23 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算      | 127 |
| 議案第 40 号   | 平成 23 年度壱岐市下水道事業特別会計予算       | 127 |
| 議案第 41 号   | 平成 23 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 | 127 |
| 議案第 42 号   | 平成 23 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算      | 127 |
| 議案第 43 号   | 平成 23 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算      | 130 |
| 議案第 44 号   | 平成 23 年度壱岐市病院事業会計予算          | 130 |
| 議案第 45 号   | 平成 23 年度壱岐市水道事業会計予算          | 131 |
| 委員会付託（議案）  |                              | 131 |
| 予算特別委員会の設置 |                              | 131 |

#### 市長提出追加議案の説明、質疑

|             |                               |     |
|-------------|-------------------------------|-----|
| 議案第 46 号    | 一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更について | 132 |
| 委員会付託（追加議案） |                               | 135 |

#### 第 3 日（3 月 8 日 火曜日）

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 議事日程表（第 3 号）      | 137 |
| 出席議員及び説明のために出席した者 | 137 |
| 一般質問              | 138 |
| 3 番 音嶋 正吾 議員      | 138 |
| 6 番 町田 正一 議員      | 150 |
| 17 番 瀬戸口和幸 議員     | 163 |
| 7 番 今西 菊乃 議員      | 173 |
| 10 番 豊坂 敏文 議員     | 183 |
| 1 番 久保田恒憲 議員      | 196 |

#### 第 4 日（3 月 9 日 水曜日）

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 議事日程表（第 4 号）      | 211 |
| 出席議員及び説明のために出席した者 | 211 |
| 一般質問              | 212 |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 14番 榊原 伸 議員 .....  | 212 |
| 12番 鵜瀬 和博 議員 ..... | 226 |
| 18番 市山 繁 議員 .....  | 240 |
| 2番 呼子 好 議員 .....   | 254 |
| 11番 中村出征雄 議員 ..... | 263 |
| 15番 久間 進 議員 .....  | 272 |

第5日（3月18日 金曜日）

|                                                          |     |
|----------------------------------------------------------|-----|
| 議事日程表（第5号） .....                                         | 279 |
| 出席議員及び説明のために出席した者 .....                                  | 281 |
| 委員長報告、委員長に対する質疑 .....                                    | 282 |
| 討論、採決                                                    |     |
| 議案第5号 壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定<br>について .....        | 287 |
| 議案第6号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について .....                         | 287 |
| 議案第7号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する<br>条例の一部改正について ..... | 287 |
| 議案第8号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正につい .....                       | 288 |
| 議案第9号 壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について .....                       | 288 |
| 議案第10号 壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止<br>について .....        | 288 |
| 議案第11号 壱岐市教育振興基金条例の一部改正について .....                        | 289 |
| 議案第12号 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について .....                    | 289 |
| 議案第13号 壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について .....                        | 289 |
| 議案第14号 壱岐市特別会計条例の一部改正について .....                          | 290 |
| 議案第15号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について .....                        | 290 |
| 議案第16号 壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について .....                        | 290 |
| 議案第17号 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について ...                    | 291 |
| 議案第18号 壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収<br>条例の一部改正について ..... | 291 |
| 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園） .....                     | 291 |
| 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村） ...                    | 292 |

|           |                                                  |       |
|-----------|--------------------------------------------------|-------|
| 議案第 2 1 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）<br>.....             | 2 9 2 |
| 議案第 2 2 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷） .....                  | 2 9 2 |
| 議案第 2 3 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店<br>舗） .....         | 2 9 3 |
| 議案第 2 4 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島<br>荘） .....         | 2 9 3 |
| 議案第 2 5 号 | 土地の取得について .....                                  | 2 9 3 |
| 議案第 2 8 号 | 平成 2 2 年度壱岐市一般会計補正予算（第 6 号） .....                | 2 9 4 |
| 議案第 2 9 号 | 平成 2 2 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第<br>3 号） .....     | 2 9 4 |
| 議案第 3 0 号 | 平成 2 2 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）<br>.....       | 2 9 4 |
| 議案第 3 1 号 | 平成 2 2 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）<br>.....       | 2 9 5 |
| 議案第 3 2 号 | 平成 2 2 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）<br>.....        | 2 9 5 |
| 議案第 3 3 号 | 平成 2 2 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算<br>（第 3 号） ..... | 2 9 5 |
| 議案第 3 4 号 | 平成 2 2 年度壱岐市水道事業会計補正予算（第 3 号） .....              | 2 9 6 |
| 議案第 3 5 号 | 平成 2 3 年度壱岐市一般会計予算 .....                         | 2 9 6 |
| 議案第 3 6 号 | 平成 2 3 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算 .....                 | 2 9 7 |
| 議案第 3 7 号 | 平成 2 3 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算 .....                | 2 9 7 |
| 議案第 3 8 号 | 平成 2 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算 .....                   | 2 9 7 |
| 議案第 3 9 号 | 平成 2 3 年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算 .....                   | 2 9 8 |
| 議案第 4 0 号 | 平成 2 3 年度壱岐市下水道事業特別会計予算 .....                    | 2 9 8 |
| 議案第 4 1 号 | 平成 2 3 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 ...                | 2 9 8 |
| 議案第 4 2 号 | 平成 2 3 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算 .....                   | 2 9 9 |
| 議案第 4 3 号 | 平成 2 3 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算 .....                   | 2 9 9 |
| 議案第 4 4 号 | 平成 2 3 年度壱岐市病院事業会計予算 .....                       | 2 9 9 |
| 議案第 4 5 号 | 平成 2 3 年度壱岐市水道事業会計予算 .....                       | 2 9 9 |
| 議案第 4 6 号 | 一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更につい                     |       |

|                                                      |       |
|------------------------------------------------------|-------|
| て .....                                              | 3 0 0 |
| 議員提出議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）                       |       |
| 発議第 1 号  壱岐市議会委員会条例の一部改正について .....                   | 3 0 0 |
| 発議第 2 号  議会改革検討特別委員会の設置に関する決議について .....              | 3 0 1 |
| 発議第 3 号  原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書の提出<br>について ..... | 3 0 3 |
| 市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）                     |       |
| 同意第 1 号  壱岐市教育委員会委員の任命について .....                     | 3 0 4 |
| 諮問第 1 号  人権擁護委員候補者の推薦について .....                      | 3 0 5 |
| 諮問第 2 号  人権擁護委員候補者の推薦について .....                      | 3 0 5 |
| 委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件 .....                        | 3 0 6 |
| 市長の挨拶 .....                                          | 3 0 7 |
| 閉 会 .....                                            | 3 0 9 |
| 資料                                                   |       |
| 閉会中委員会継続審査及び調査申し出の件 .....                            | 3 1 1 |



壱岐市告示第4号

平成23年第1回壱岐市議会定例会を、次のとおり招集する

平成23年2月21日

壱岐市長 白川 博一

1 期 日 平成23年2月28日（月）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

平成23年第1回壱岐市議会定例会 会期日程

| 日次 | 月 日            | 曜日 | 会議の種類      | 摘 要                                                                       |
|----|----------------|----|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 2月28日<br>(招集日) | 月  | 本会議        | ○開会 ○会議録署名議員の指名<br>○会期の決定 ○諸般の報告<br>○施政方針の説明 ○議案の上程<br>○議案の説明             |
| 2  | 3月1日           | 火  | 休 会        | (議案調査)                                                                    |
| 3  | 3月2日           | 水  |            | ○質疑・一般質問通告書提出期限（正午まで）<br>○議会運営委員会（午後3時～）                                  |
| 4  | 3月3日           | 木  |            | (議案調査)                                                                    |
| 5  | 3月4日           | 金  |            | (閉庁日)                                                                     |
| 6  | 3月5日           | 土  |            |                                                                           |
| 7  | 3月6日           | 日  |            |                                                                           |
| 8  | 3月7日           | 月  | 本会議        | ○議案審議（質疑、委員会付託）                                                           |
| 9  | 3月8日           | 火  |            | ○一般質問                                                                     |
| 10 | 3月9日           | 水  |            | ○一般質問                                                                     |
| 11 | 3月10日          | 木  | 委員会        | ○常任委員会                                                                    |
| 12 | 3月11日          | 金  |            | ○常任委員会                                                                    |
| 13 | 3月12日          | 土  | 休 会        | (閉庁日)                                                                     |
| 14 | 3月13日          | 日  |            |                                                                           |
| 15 | 3月14日          | 月  | 委員会        | ○予算特別委員会                                                                  |
| 16 | 3月15日          | 火  | 休 会        | 中学校卒業式                                                                    |
| 17 | 3月16日          | 水  | 委員会        | ○予算特別委員会                                                                  |
| 18 | 3月17日          | 木  | 休 会        | (議事整理日) 小学校卒業式                                                            |
| 19 | 3月18日          | 金  | 委員会<br>本会議 | ○予算特別委員会<br>○議案審議（委員長報告、討論、採決）<br>○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託<br>省略、討論、採決）<br>○閉会 |

# 平成23年第1回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧（1／3）

| 番 号    | 件 名                                      | 結 果              |                    |
|--------|------------------------------------------|------------------|--------------------|
|        |                                          | 審査付託             | 本会議                |
| 承認第1号  | 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて       | 省 略              | 承 認<br>(3／7)       |
| 承認第2号  | 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて       | 省 略              | 承 認<br>(3／7)       |
| 議案第5号  | 壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について        | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第6号  | 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について                     | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第7号  | 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第8号  | 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について                  | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第9号  | 壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について                   | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第10号 | 壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について         | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第11号 | 壱岐市教育振興基金条例の一部改正について                     | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第12号 | 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について                 | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第13号 | 壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について                     | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第14号 | 壱岐市特別会計条例の一部改正について                       | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第15号 | 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について                     | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第16号 | 壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について                     | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第17号 | 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について               | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第18号 | 壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について  | 厚生常任委員会<br>否 決   | 否 決<br>(3／18)      |
| 議案第19号 | 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）                  | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第20号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）               | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第21号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）              | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |
| 議案第22号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）                | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3／18) |

# 平成23年第1回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧（2／3）

| 番 号      | 件 名                               | 結 果              |                    |
|----------|-----------------------------------|------------------|--------------------|
|          |                                   | 審査付託             | 本会議                |
| 議案第 23 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）    | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 24 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）    | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 25 号 | 土地の取得について                         | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 26 号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の変更について  | 省 略              | 原案のとおり可決<br>（3／7）  |
| 議案第 27 号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について        | 省 略              | 原案のとおり可決<br>（3／7）  |
| 議案第 28 号 | 平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）            | 予算特別委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 29 号 | 平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）    | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 30 号 | 平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）      | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 31 号 | 平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）      | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 32 号 | 平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）       | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 33 号 | 平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号） | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 34 号 | 平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）          | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 35 号 | 平成23年度壱岐市一般会計予算                   | 予算特別委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 36 号 | 平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算           | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 37 号 | 平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算          | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 38 号 | 平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算             | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 39 号 | 平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算             | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 40 号 | 平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算              | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 41 号 | 平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算        | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>（3／18） |
| 議案第 42 号 | 平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算             | 総務文教常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>（3／18） |

## 平成23年第1回壱岐市議会定例会 上程案件及び議決結果一覧（3／3）

| 番 号    | 件 名                                   | 結 果              |                    |
|--------|---------------------------------------|------------------|--------------------|
|        |                                       | 審査付託             | 本会議                |
| 議案第43号 | 平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算                 | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3/18) |
| 議案第44号 | 平成23年度壱岐市病院事業会計予算                     | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>(3/18) |
| 議案第45号 | 平成23年度壱岐市水道事業会計予算                     | 産業建設常任委員会<br>可 決 | 原案のとおり可決<br>(3/18) |
| 議案第46号 | 一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更に<br>ついて     | 厚生常任委員会<br>可 決   | 原案のとおり可決<br>(3/18) |
| 同意第1号  | 壱岐市教育委員会委員の任命について                     | 省 略              | 同 意<br>(3/18)      |
| 諮問第1号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                      | 省 略              | 了 承<br>(3/18)      |
| 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について                      | 省 略              | 了 承<br>(3/18)      |
| 発議第1号  | 壱岐市議会委員会条例の一部改正について                   | 省 略              | 原案のとおり可決<br>(3/18) |
| 発議第2号  | 議会改革検討特別委員会の設置に関する議決について              | 省 略              | 原案のとおり可決<br>(3/18) |
| 発議第3号  | 原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書<br>の提出について | 省 略              | 原案のとおり可決<br>(3/18) |

## 平成23年第1回壱岐市議会定例会 上程及び議決件数

| 市長提出             | 上程 | 可決 | 否決 | 撤回 | 継続 | 議員発議               | 上 | 可決 | 否 | 継続 |
|------------------|----|----|----|----|----|--------------------|---|----|---|----|
| 条例制定、一<br>部改正、廃止 | 14 | 13 | 1  |    |    | 発議(条例制定)<br>(一部改正) | 1 | 1  |   |    |
| 予算               | 18 | 18 |    |    |    | 発議(意見書)            | 1 | 1  |   |    |
| その他              | 15 | 15 |    |    |    | 決議・その他             | 1 | 1  |   |    |
| 報告               |    |    |    |    |    | 計                  | 3 | 3  |   |    |
| 決算認定<br>(内前回継続)  |    |    |    |    |    | 請願・陳情等<br>(内前回継続)  |   |    |   |    |
| 計                | 47 | 46 | 1  |    |    | 計                  |   |    |   |    |

# 平成23年第1回壱岐市議会定例会 一般質問一覧表

| 月日    | 順序 | 議員氏名  | 質問事項                                                                                                                | 質問の相手               | ページ     |
|-------|----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------|
| 3月8日火 | 1  | 音嶋 正吾 | 平成26年開催の長崎国体への取り組みについて<br>壱岐市民病院の経営改革について<br>老人クラブ補助金の交付基準について                                                      | 市長                  | 138～150 |
|       | 2  | 町田 正一 | 独立法人化を目指した市民病院改革プランの総括<br>壱岐市内の民間病院の現状と市民病院の現状認識<br>市内の医療救急体制の一元化を議論すべき                                             | 市長                  | 150～163 |
|       | 3  | 瀬戸口和幸 | 生姜貯蔵施設の利用について<br>中学校の統廃合後の残施設の使用について                                                                                | 市長<br>教育長           | 163～173 |
|       | 4  | 今西 菊乃 | 幼稚園・保育所について<br>液肥不足の対策について                                                                                          | 市長                  | 173～183 |
|       | 5  | 豊坂 敏文 | 認定漁業者制度について<br>地域情報通信基盤整備事業について<br>有害鳥獣被害対策について<br>野犬対策について<br>就労の場対策                                               | 市長                  | 183～196 |
|       | 6  | 久保田恒憲 | スクールバスの利用方法について<br>ボランティア団体の連絡協議会を早急に設置すべき<br>博物館の入館料は同額にすべき<br>建国記念の日学校の取り組みは                                      | 市長<br>教育長<br>市長、教育長 | 196～210 |
| 3月9日水 | 7  | 榊原 伸  | 観光行政について<br>下水道事業について                                                                                               | 市長                  | 212～226 |
|       | 8  | 鵜瀬 和博 | 定住促進支援について<br>学校施設跡地活用について                                                                                          | 市長<br>市長、教育長        | 226～239 |
|       | 9  | 市山 繁  | 雇用の創出について<br>ワークシェアリングの実施（定員適正化と民間業務委託）について<br>超過勤務の状況について<br>小学校（外国語）英語の必修化の対応について<br>梅屋庄吉、孫文と長崎プロジェクトの壱岐の取り組みについて | 市長<br>市長、教育長<br>市長  | 240～254 |
|       | 10 | 呼子 好  | 獣医師の確保について<br>県道、渡良浦、初瀬線の整備について                                                                                     | 市長                  | 254～263 |

|  |    |       |                                              |     |         |
|--|----|-------|----------------------------------------------|-----|---------|
|  | 11 | 中村出征雄 | 壱岐市民病院の管理運営と病院改革の方向性について                     | 市 長 | 263～272 |
|  | 12 | 久間 進  | 三島地区に出張診療所の開設を<br>.....<br>フェリーみしま郷ノ浦待合所の改善を | 市 長 | 272～277 |

平成23年第1回定例会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成23年2月28日 午前10時00分開会、開議

|       |                                                |                       |
|-------|------------------------------------------------|-----------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                     | 18番 市山 繁<br>19番 小金丸益明 |
| 日程第2  | 会期の決定                                          | 19日間 決定               |
| 日程第3  | 諸般の報告                                          | 議長 報告                 |
| 日程第4  | 施政方針の説明                                        | 市長 説明                 |
| 日程第5  | 承認第1号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて       | 総務課長 説明               |
| 日程第6  | 承認第2号 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて       | 総務課長 説明               |
| 日程第7  | 議案第5号 壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について        | 総務課長 説明               |
| 日程第8  | 議案第6号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について                     | 総務課長 説明               |
| 日程第9  | 議案第7号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 総務課長 説明               |
| 日程第10 | 議案第8号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について                  | 総務課長 説明               |
| 日程第11 | 議案第9号 壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について                   | 総務課長 説明               |
| 日程第12 | 議案第10号 壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について        | 総務課長 説明               |
| 日程第13 | 議案第11号 壱岐市教育振興基金条例の一部改正について                    | 教育次長 説明               |
| 日程第14 | 議案第12号 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について                | 市民生活担当理事 説明           |
| 日程第15 | 議案第13号 壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について                    | 市民生活担当理事 説明           |
| 日程第16 | 議案第14号 壱岐市特別会計条例の一部改正について                      | 保健環境担当理事 説明           |
| 日程第17 | 議案第15号 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について                    | 保健環境担当理事 説明           |

|       |        |                                         |                |
|-------|--------|-----------------------------------------|----------------|
| 日程第18 | 議案第16号 | 壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について                    | 保健環境担当理事 説明    |
| 日程第19 | 議案第17号 | 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について              | 建設担当理事 説明      |
| 日程第20 | 議案第18号 | 壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について | 病院事務局長 説明      |
| 日程第21 | 議案第19号 | 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）                 | 教育次長 説明        |
| 日程第22 | 議案第20号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）              | 産業経済担当理事 説明    |
| 日程第23 | 議案第21号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）             | 産業経済担当理事 説明    |
| 日程第24 | 議案第22号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）               | 産業経済担当理事 説明    |
| 日程第25 | 議案第23号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）          | 壱岐島振興推進本部理事 説明 |
| 日程第26 | 議案第24号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）          | 壱岐島振興推進本部理事 説明 |
| 日程第27 | 議案第25号 | 土地の取得について                               | 教育次長 説明        |
| 日程第28 | 議案第26号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の変更について        | 政策企画課長 説明      |
| 日程第29 | 議案第27号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について              | 政策企画課長 説明      |
| 日程第30 | 議案第28号 | 平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）                  | 財政課長 説明        |
| 日程第31 | 議案第29号 | 平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）          | 保健環境担当理事 説明    |
| 日程第32 | 議案第30号 | 平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）            | 保健環境担当理事 説明    |
| 日程第33 | 議案第31号 | 平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）            | 建設担当理事 説明      |
| 日程第34 | 議案第32号 | 平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）             | 建設担当理事 説明      |
| 日程第35 | 議案第33号 | 平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）       | 市民生活担当理事 説明    |
| 日程第36 | 議案第34号 | 平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）                | 建設担当理事 説明      |
| 日程第37 | 議案第35号 | 平成23年度壱岐市一般会計予算                         | 財政課長 説明        |



|       |        |                            |             |
|-------|--------|----------------------------|-------------|
| 日程第38 | 議案第36号 | 平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算    | 保健環境担当理事 説明 |
| 日程第39 | 議案第37号 | 平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算   | 保健環境担当理事 説明 |
| 日程第40 | 議案第38号 | 平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算      | 保健環境担当理事 説明 |
| 日程第41 | 議案第39号 | 平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算      | 建設担当理事 説明   |
| 日程第42 | 議案第40号 | 平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算       | 建設担当理事 説明   |
| 日程第43 | 議案第41号 | 平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算 | 市民生活担当理事 説明 |
| 日程第44 | 議案第42号 | 平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算      | 総務課長 説明     |
| 日程第45 | 議案第43号 | 平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算      | 産業経済担当理事 説明 |
| 日程第46 | 議案第44号 | 平成23年度壱岐市病院事業会計予算          | 病院事務局長 説明   |
| 日程第47 | 議案第45号 | 平成23年度壱岐市水道事業会計予算          | 建設担当理事 説明   |

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (20名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君  |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 深見 義輝君 | 6 番 町田 正一君 |
| 7 番 今西 菊乃君 | 8 番 市山 和幸君 |
| 9 番 田原 輝男君 | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鶴瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君  |
| 15番 久間 進君  | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君  |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君  |

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

|       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|
| 事務局長  | 松本 陽治君 | 事務局次長 | 加藤 弘安君 |
| 事務局係長 | 吉井 弘二君 | 事務局書記 | 村部 茂君  |

---

説明のため出席した者の職氏名

|             |        |          |         |
|-------------|--------|----------|---------|
| 市長          | 白川 博一君 |          |         |
| 副市長兼病院事務局長  |        | 久田 賢一君   |         |
| 教育長         | 須藤 正人君 |          |         |
| 壱岐島振興推進本部理事 |        | 松尾 剛君    |         |
| 市民生活担当理事    | 山内 達君  | 保健環境担当理事 | 山口 壽美君  |
| 産業経済担当理事    | 牧山 清明君 | 建設担当理事   | 中原 康壽君  |
| 消防本部消防長     | 松本 力君  | 総務課長     | 堤 賢治君   |
| 財政課長        | 浦 哲郎君  | 政策企画課長   | 山川 修君   |
| 管財課長        | 豊坂 康博君 | 会計管理者    | 宇野木眞智子君 |
| 教育次長        | 前田 清信君 | 病院管理課主幹  | 左野 健治君  |

---

午前10時00分開会

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。ただいまから平成23年第1回市議会定例会を開会します。

これから議事日程表（第1号）により、本日の会議を開きます。

---

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（牧永 護君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により18番、市山繁議員、19番、小金丸益明議員を指名いたします。

---

日程第2．会期の決定

○議長（牧永 護君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る２月２１日、議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。豊坂議会運営委員長。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○議会運営委員長（豊坂 敏文君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成２３年第１回壱岐市議会定例会の議事運営について協議のため、去る２月２１日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告をします。

会期日程案につきましては各議員のお手元に配付をしておりますが、本日から３月１８日までの１９日間と申し合わせをいたしました。

本定例会に提案されます案件は、条例改正１１件、条例制定２件、条例の廃止１件、平成２２年度補正予算７件、平成２３年度予算１１件、その他１１件の合計４３件となっております。また、要望１件を受理しておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の施政方針説明を受け、その後、本日送付された議案の上程・説明を行います。

３月１日から６日まで休会といたしておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は、３月２日正午までに提出をお願いをします。

３月７日は、議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合は、明確な答弁を求める意味からもできる限り事前通告されるようお願いをします。

なお、議案第２６号及び第２７号につきましては、３月７日委員会付託を省略し、全員審査を行い、審議・採決をお願いすることにしております。

また、上程議案のうち、平成２２年度一般会計補正予算並びに平成２３年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願いをします。

３月８日、９日の２日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め５０分の制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明快に記載されるよう、あえてお願いします。

３月１０日と１１日及び１４日と１６日の４日間を委員会開催日としております。

３月１８日、本会議を開催し、委員長報告を受けた後、議案等の審議・採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に契約案件１件、人事案件３件が追加議案として提出される予定であり

ますが、契約案件は所管の委員会へ審査付託を行い、人事案件は委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、第1回定例会の会期日程案でございます。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。

〔議会運営委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月18日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの19日間と決定いたしました。

---

### 日程第3．諸般の報告

○議長（牧永 護君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成23年第1回壱岐市議会定例会に提出され、受理した案件は43件、要望1件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧お願いします。

次に、系統議長会であります。

まず、1月12日から14日に長崎県市議会議長会の行政調査が京都府亀岡市、石川県金沢市及び福井県敦賀市において行われ、主として議会運営と議会活性化、特に「議会基本条例」制定の取り組みや議会中継の状況などについて調査が行われました。

なお、これに先立ち1月11日壱岐市・対馬市・五島市の3市議長合同で、「離島医療における医師確保対策」について、厚生労働省において要望活動を行いました。直接の担当部局となる医政局長にじかに面談し、離島の現状を説明するとともに、3市議会において議決した意見書を提出し対策を強く要望したところであります。その中で、国は「地域医療支援センター」を各都道府県に設置し、地域医療に従事する医師を確保し、定着を図り、医師の地域偏在を解消すべく進めているとのことであり、今後、県に対しても働きかけを行うことが必要であると考えます。

次に、1月24日、川棚町において「長崎県市議会議長会・町村議会議長会合同研修会」が開催され、「小値賀町の地域振興について」NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会理事長の講演や意見交換が行われました。観光協会など3つの団体を統合し、法人化され、無人島や古いものを観光資源とし、宿泊は民泊を主とするなど、独自性を活かした活動により地域振興に努力しているとの報告がなされたところであります。

次に、1月27日、別府市において「九州市議会議長会理事会」が開催され、役員の補欠選任

の後、平成23年度における定期総会を初めとする各種会議の内容について協議がなされました。

以上のとおり系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管しておりますので必要な方は御高覧願います。

次に、本定例会において議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会委員長等に説明員として出席を要請しておりますので御了承願います。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### 日程第4．施政方針の説明

○議長（牧永 護君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。本日ここに、平成23年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、御健勝にて御出席賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

開会にあたり、市政運営についての所信を申し述べますとともに、平成23年度当初予算案等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、壱岐市が誕生いたしましていよいよ8年目に入り、また私が市長に就任いたしまして4年目となります。これまで議員各位、市民皆様の御理解、御協力をいただきながら、市政発展のため全力で取り組んでまいりました各種施策が実を結ぶ、総仕上げの年度であります。特に、中学校4校体制の開始、防災告知放送・壱岐市ケーブルテレビの開局を初めとした光ケーブル網の整備に伴う飛躍する情報通信体系の確立、学校給食施設の完成・充実、そして一般廃棄物処理施設整備事業の完成など、壱岐市の将来に向けた新たな一步を踏み出す年度でもあります。と同時に、私の公約であります「市民病院改革」、「無駄遣いストップ」、「ごみ・し尿処理計画の見直し」の実現と、山積する諸問題の解決に全力で取り組んできたその成果を示されなければならない年度であります。

議員各位におかれましては、今後も壱岐市発展のため格別の御指導、御協力を賜りますようお願いするものであります。

さて、去る2月21日、市職員が扶養手当を不適正に受給していたという事案が2件発覚し、それぞれ懲戒処分を行ったところであります。昨年3月及び11月にも同様の事案が発生し、再発防止のため各課長等による職員への聞き取り調査、全職員に対し手当の再認定調査を実施した結果、今回の事案が発覚したところであります。たび重なる不祥事に、私自身猛省するとともに強い憤りを禁じ得ないところであり、市民皆様に心からおわび申し上げる次第でございます。処

分を行った当日、21日でございますけれども、壱岐文化ホールにおきまして、市職員全員を対象に、市職員としての自覚を再度見つめ直すとともに、市民皆様への一日も早い信頼回復に努めるよう訓示を行ったところであります。

今後、職員の管理はしっかり行い、再発防止と市民皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。重ねて心からおわびを申し上げます。

それでは、私の市政運営に関する基本的な考え方と厳しい経済状況に対応した緊急の対策と市勢浮揚を図る観点からの取り組みについて、所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、平成22年国勢調査「人口速報集計結果」についてでございます。

昨年10月1日現在で実施された国勢調査の「人口速報集計結果」が、2月25日総務省統計局より公表されました。それによると本市の人口は、2万9,373人と前回調査の平成17年と比較し、マイナス2,041人、6.5%減で、初めて3万人を切る非常に厳しい結果となりました。

人口の流出に歯止めをかけるべく、雇用の確保を初め島外通勤通学制度の創設など各種施策を展開してまいりましたが、この結果を真摯に受けとめ、今後さらに関係機関とも十分連携を図り、人口の流出の歯止めに向けて努めてまいります。

各種全国大会等の開催でございますが、一支国博物館開館を契機として、交流人口のさらなる拡大を図るため、これまで各種全国大会等の壱岐市開催、誘致を推進してまいりました。

まず、本年5月19日から20日にかけて、九州の離島地域では初の開催となる九州市長会が本市で開催されることになりました。九州・沖縄118市の市長ほか関係者が一堂に会するもので、約300人以上の来島者を見込んでおります。

また、全国・離島交流ゲートボール親善大会も、本年10月前後に開催予定となっており、多くの選手、関係皆様が来島されます。

さらに、本年9月には、長崎県地域婦人団体研究大会が本市で開催されることとなっており、これら各大会等の開催により大きな経済効果・PR効果が期待できるものであります。各大会等については、関係機関と十分連携を図り、来島される皆様に対し、おもてなしの心を持って迎えたいと存じます。市民皆様の御協力をお願いいたします。

今後も、こうした各種全国大会等の本市開催誘致について、積極的に推進してまいります。

次に、全国公開放送の開催決定についてでございます。

テレビ・ラジオによる放送は、非常に大きな宣伝効果があります。一支国博物館開館の折は、各種メディアにも大きく取り上げていただき、全国へのPRにつながったところであります。こうしたことから、これまで各メディアに対し、本市のPRを積極的に行ってまいりました。その中で、NHK全国放送公開番組の開催を要望していたところ、本年12月16日に壱岐文化ホー

ルにおいて、NHKラジオ第一放送の「歌の散歩道」の公開収録が決定されました。出演者は未定ですが、3人のゲスト歌手を迎えての歌謡ショーで、観覧の募集は9月ごろの予定となっています。

今後も、各メディアに壱岐を取り上げていただけるよう関係機関とも連携を図り、さらなる推進を図ってまいります。

効率的な行財政運営について申し上げます。

まず、行財政改革についてでございますけれども、行財政改革につきましては、壱岐市行財政改革実施計画及び無駄遣いストップ実施計画、そして政策評価等に基づき、市一丸となって取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

特に、総人件費の圧縮につきましては、現在、特別職及び職員の給与カットを行っておりますが、公約である総人件費の1割削減に向けて懸命に取り組んでいるところであります。

また、将来の財政健全化及び財政負担への対応に資するため、平成22年度に財政調整基金、減債基金、地域振興基金に約7億4,000万円を積み立てるべく、本定例会に補正予算を提案しております。

今後も、将来の普通交付税合併算定がえの期間終了を見据え、行財政改革の推進に職員一丸となって取り組んでまいります。

また、さきの平成23年第1回市議会臨時会で御承認いただきました部長制への変更を初めとした組織機構の改正につきましては、本年4月1日から開始いたします。効率的な行政運営はもとより、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。なお、新たな組織機構の内容につきましては、市広報紙等で市民皆様へお知らせいたします。

次に、指定管理者の指定見直しについてでございます。

指定管理者の指定につきましては、平成18年7月に10施設の指定を行い、現在では15の施設で指定管理者の導入を行っております。

また、既に指定管理者の指定議決をいただいております壱岐市ケーブルテレビが、本年4月から業務を開始いたしますので、指定管理者の持つ技術力や知識力を十分に活用し、ソフト機能面の充実を図ってまいります。

現在、指定管理を行っている施設のうち、青嶋公園と国民宿舎壱岐島荘の2施設は、平成22年度末をもって指定期間が満了となりますので再指定することとし、また新規に、壱岐出合いの村、壱岐市猿岩物産館、壱岐風民の郷、壱岐市営印通寺共同店舗の4施設について指定管理者の指定を行うため、関連の議案を提出しております。

次に、産業振興で活力あふれるまちづくりについて申し上げます。

交流人口・定住人口の拡大でございますけれども、一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センター

についてでございます。

一支国博物館・長崎県埋蔵文化財センターにつきましては、昨年３月１４日の開館から約１３万人の方に御来館いただき、順調なスタートが切れたものと考えております。しかし一方で、１１月から入館者数が激減しておりまして、いわゆる閑散期に当たるこの時期の対応が改めて問われる状況になっております。これについては、指定管理者とも十分協議を行い、企画展を初めさまざまなイベントを開催するなど市民皆様がより楽しめる内容を心がけ、次年度以降も年間入館者目標の１０万人を必ず達成するよう努めてまいります。

次に、観光振興についてでございます。

平成２２年の本市への観光客数を推測する上で重要な指標である九州郵船とＯＲＣの乗降客数は、７０万７,８４０人で、平成１４年以降減少率は最も低かったものの、対前年比０.７％減とわずかながらではありますが減少となりました。

その要因としては、長引く景気の低迷に加え、高速道路一部無料化の実施、海水浴ブームの衰退など、離島の観光地にとって大変厳しい環境下にあることが考えられます。

さらに、宮崎県内で発生した口蹄疫の影響により、市内最大級のイベント「壱岐サイクルフェスティバル」の開催中止という苦渋の決断を余儀なくされたことも大きなマイナス要因の一つとなりました。

このような厳しい状況の中、わずか０.７％減にとどまったのは、やはり一支国博物館開館の効果が大きかったものと確信をいたしております。

今後も原の辻遺跡と一支国博物館を核として、古墳や神社仏閣といった歴史資産に、壱岐の美しい自然景観や新鮮で豊かな食材を活かした魅力的なイベントや体験プログラムを、行政や観光協会だけでなくさまざまな業種間が連携し、総力でオンリーワンの観光地づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

こうしたことを踏まえ、平成２３年度の観光振興のための主要事業は、情報発信強化推進事業と称して、（仮称）壱岐百科事典の制作、マスコミを活用した情報発信、長崎県東京事務所等とタイアップした首都圏からのモニターツアー、五島市・対馬市・新上五島町との首都圏での合同ＰＲ事業や壱岐市ケーブルテレビを活用した情報発信等を積極的に展開し、壱岐の知名度アップを図ってまいります。

一支国博物館を活用した誘客策といたしましては、長崎県観光振興推進本部や大学・旅行会社とタイアップした「ながさきロングステイ推進事業」に引き続き取り組み、旅行商品の開発・販売につなげてまいります。

また、食を活かした事業として、「壱岐うに物語！」と称してうに料理をメインに島内の食材を組み合わせた食のキャンペーンを、緊急雇用対策事業により壱岐市観光協会内に配置した食の



コンシェルジュを中心に展開し、壱岐の知名度アップと交流人口の拡大を目指してまいります。

快適な観光地づくりを推進するための事業として、国民宿舎壱岐島荘の改修工事を実施し、観光地としてのグレードアップを図るとともに、イルカパークについてもイルカの購入に努め、島の魅力アップを目指してまいります。

にぎわいのある島づくり事業としては、「よしもと新喜劇」の誘致と「元寇730年記念事業」など各種団体と連携を図り、笑いや活力のある島づくりを推進してまいります。

また、中国の辛亥革命から100年を迎える本年、長崎県では辛亥革命と孫文を支援し続けた梅屋庄吉について広く世に紹介するとともに、国際交流や地域活性化に活かしていくために「孫文と梅屋庄吉」プロジェクトを推進しております。本市といたしましては、梅屋庄吉の妻「トク」が本市勝本町出身というゆかりもあり、私も「孫文と梅屋庄吉発進プロジェクト推進協議会」の副会長に就任し、県と一体となって同プロジェクトを推進してまいります。これを契機として、中国との交流を深めていきたいと考えております。また、孫文と梅屋庄吉の国境を越えた2人の交流を題材にした映画の制作が計画中であり、その折は、ぜひ壱岐を取り上げていただくよう関係者に要望をしておるところでございます。

次に、教育旅行の誘致につきましては、平成22年度は、45校及び1団体、約5,500人の生徒及び関係者皆様が教育旅行で本市を訪れていただきました。前年度とほぼ同数となっており、少子高齢化が進む中、また景気低迷の影響を受けた教育旅行予算の減少傾向の中では、健闘している状況であると認識しております。

また、長崎県内の本土部の小学生及び中学1年生までの児童・生徒が県内の離島に修学旅行で出向いた際に、長崎県及び受入市町、送り出し市町が共同で補助を行う「しまへの修学旅行推進事業」が平成22年度で終了いたします。これを受け、本市として独自に「壱岐行き教育旅行推進事業」を平成23年度より実施する計画をいたしております。本事業は、長崎県内の本土部の小学生及び中学生が本市へ教育旅行で来島された際に、学校に対し補助金を支出する制度で、財源としては過疎債ソフト分を活用する予定であります。過疎債は、御承知のとおり自治体の実質的負担額は事業費の3割であります。このたび、その3割の半額を長崎県が自治体に支援するための「しま体験活動支援事業」制度を創設する予定であります。これは、しまへの修学旅行誘致及びしまでの体験活動の推進に対し、頑張る市町に長崎県が財源支援を行う制度でありまして、本市の取り組みに長崎県が呼応していただいたものと認識しております。

今後とも、長崎県を初め関係機関との連携を密にし、壱岐ならではの体験活動を核とした教育旅行の誘致に努力してまいります。

次に、壱岐市福岡事務所の開設についてでございます。

本年4月、壱岐市福岡事務所を福岡市博多区のベイサイドプレイス博多1階に開設する予定で

あります。壱岐市誕生の平成１６年度から長崎県福岡事務所に職員を派遣しておりましたが、平成１９年度末をもって長崎県福岡事務所が閉鎖されました。閉鎖に際しては、壱岐市観光協会ほか１０団体による事務所存続の陳情がなされ、また市議会においても福岡市における拠点施設を開設し、情報発信に努める必要がある旨の御意見をいただいております。

今春には、九州新幹線が全線開通し、博多駅の全面改装が行われ、南九州地区から北部九州地区へのストロー現象及び本州から九州全体への集客増が図られるものと推測しております。また、３月２７日から天神地区とベイサイドプレイスを結ぶ水上バスが運航予定であり、壱岐の玄関口であるベイサイドプレイスへの集客増が予想されます。

こうした状況を見据え、壱岐市福岡事務所を開設する予定であります。本事務所の主な業務内容としては、観光の宣伝、紹介及び観光客の誘致に関すること、物産の宣伝、紹介、販路の開拓及び販売の促進に関すること、企業誘致に関すること等でございます。

本事務所の開設を契機として、福岡都市圏における情報発信等をさらに活発化させ、本市の交流人口拡大に大いに寄与するよう努力をしております。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業の振興でございますが、本市の農業が持続的に発展していくためには、農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができる環境整備や人づくり・組織づくりが重要であるとの認識のもと、さらなる農業振興を促すため各種施策を講じてまいります。

まず、担い手対策についてでございますが、壱岐地域担い手育成総合支援協議会を中心に、新規就農者・農業後継者や女性農業者が担い手を目指すために必要な支援を講じてまいります。特に、認定農業者は、本市農業を支える担い手の核として大きな期待を寄せておりまして、引き続き地域の担い手の育成・確保に取り組んでまいります。

なお、本年１月末現在の認定農業者数は３０６人、また県内の約半数を占める集落営農組織の特定農業団体が３５組織、特定農業法人が２団体となっております。

米政策について申し上げます。

農業施策の根幹をなす水田農業が継続できる環境を整えることを目的に、直接支払い方式で実施される「米戸別所得補償事業」及び「水田利活用自給率向上事業」が平成２２年度からモデル事業としてスタートいたしました。

平成２３年度からは、新たに畑作物の麦・大豆・ソバ・菜種等を加えた「農業者戸別所得補償制度」として本格実施されることになります。農家や生産組合が効果的に交付金を受けられるよう、壱岐地域水田農業推進協議会で決定された米の生産数量目標に沿った米の作付計画とあわせ、転作及び二毛作を推進してまいります。

次に、施設園芸についてでございます。

複合部門の重要な作物である野菜、花卉、果樹等は、高生産性・高収益を望める作物であります。

長崎県の「ながさき食と農支援事業」及び「園芸ビジョン21」の補助事業を活用し、施設整備等に係る各種支援を講じながら規模拡大と産地化形成を推進してまいります。平成23年度は、ハウス施設の整備を76アール予定をしております。

次に、有害鳥獣被害防止対策事業について申し上げます。

昨年6月以降、郷ノ浦町・石田町・芦辺町でイノシシの目撃・痕跡・農作物の被害及び海岸への死骸漂着の情報が寄せられています。イノシシは、生息数の少ないうちに撲滅に向けた対策が極めて重要なことから、これまでイノシシの生態や捕獲技術の習得を初め、捕獲わな免許の取得、箱わなの設置、ハンターによる調査捕獲等に努めてまいりましたが、成果を上げるまでには至りませんでした。そのため、平成23年度も引き続き対策を講じてまいります。

また、勝本町の若宮島及び周辺の島では、シカの増殖が顕著であり、本土に侵入しつつあることから一斉駆除を実施いたします。タイワンリス及びカラスの被害防止対策につきましても例年どおり実施をしてまいります。

次に、畜産振興について申し上げます。

「壱岐市肉用牛改良対策会議」の改良方針に基づいて、肉用牛の振興を図ってまいります。

繁殖経営では、優良系統牛の保留に対する支援を継続してきたことで優良血統の子牛生産が高い評価をいただいております。また、肥育経営では、壱岐生まれの壱岐育ちでハイレベルの肥育技術で生産された「壱岐牛」ブランドが人気を博しています。しかし、長引く景気低迷により枝肉消費が伸び悩みの傾向にあり、繁殖・肥育経営とも厳しい状況が続いていますが、今後とも地域内一貫生産体系を推進するとともに、育種価の検証とブランド化の確立を目指してまいります。

このような情勢の中、「平茂晴号」の後継牛の造成が喫緊の課題となっていました。先般、本市の畜産農家で生産された長崎県の種雄牛「安茂晴号」の現場後代検定において、歴代最高の産肉能力の成績を更新しました。このことで、さらなる壱岐牛の名声が高まることは確実であり、本市畜産の振興発展に大いに寄与するものと期待しております。

また、長崎県の補助事業を活用して家畜導入事業による繁殖素牛対策及び長崎県肉用牛経営力アップ事業による牛舎・堆肥舎の整備事業に支援を行うとともに、「ET研究会」が実施する受精卵の凍結保存処理機材の導入に対し、国の「強い農業づくり交付金事業」を活用した支援策を講じてまいります。

次に、農村整備事業についてでございます。

農業農村の持つ多面的な機能を保持し、活力ある農村地域を維持発展させるための生産基盤・生活環境基盤の整備が必要であります。

そのため、土地改良施設維持管理適正化事業、ふるさと振興基盤整備事業、地方単独ふるさと農道緊急整備事業を実施してまいります。

また、県営事業として、流川地区排水対策特別事業（石田町）、刈田院地区圃場整備事業（勝本町）、犬塚ため池（郷ノ浦町）・唐松ため池（芦辺町）の整備事業が継続事業として実施されます。これら事業が完了しますと、なお一層の省力化や生産性の向上が図られるものと期待しております。

平成19年度から始まった農地・水環境保全向上対策事業は、平成23年度が最終年度となります。本事業は、農業者・非農業者を含めた活動に対する支援制度で、各活動地域の農地・農業用水等の資源や農村環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的としております。

また、中山間地域等直接支払制度の交付金事業につきましては、平成22年度から第3期目の事業として継続されています。本事業の取り組みにより、中山間地域の耕作放棄地の発生を防止及び多面的機能の確保が図られます。

次に、水産業の振興について申し上げます。

本市の基幹産業の一翼を担う水産業の振興は、本市経済の活性化に極めて大きな影響を与えることは申すまでもありません。そこで、本市の水産業及び漁村の活性化のために、漁業就業者の確保・育成を計画的に図る必要があります。このような観点から、私のマニフェストに掲げておりました認定漁業者制度及び漁業後継者対策を平成23年度からスタートさせる計画であります。この制度の実施に伴い、より効率的・計画的な漁業経営の創出と計画的な漁業後継者の育成が図られるものと期待するものであります。

なお、この認定漁業者制度に関しましては、これまで長崎県に制度の説明と支援をお願いしてきたところであり、これらを踏まえ、長崎県におきましても現在検討がなされているところであります。

さて、本市の漁業を取り巻く状況は一段と厳しさを増しており、これまでの魚価の低迷、漁業者の後継者不足・高齢化及び燃油の高騰といった構造的なものに加え、このところ漁獲の減少が著しく、特に昨年末に至っては、一番重要な時期に出漁日数がわずかな数日という状況であり、大変危惧しているところであります。

昨年4月から12月における漁獲高及び漁獲量をその前年と比較いたしますと、市全体で漁獲高が対前年比11%減の約26億2,000万円、漁獲量が同じく対前年比30%減の約2,970トンとなっており、漁家及び漁協経営に大きな影響を与えております。

市といたしましても、こうした厳しい状況打開のため、水産業振興に資するさまざまな事業を展開しております。

漁業者の担い手対策の一環として、漁船リース事業、漁家への助成事業として漁業近代化資金

の利子補給、漁獲共済・漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため漁船近代化施設整備への助成、漁獲物の鮮度保持のため初瀬地区の製氷施設整備への助成、さらには密漁による被害を防止するための取り締まり活動に対する助成等を計画しております。

また、平成22年度から2カ年工事で壱岐東部漁協管内におきまして、有用水産物の発生及び生育に適した環境整備のため、「八幡浦増殖場整備工事」に着手しており、平成23年度も継続して実施いたします。この事業の目的としては、この地域で漁獲されるアワビが年々減少しており、これらの増産目的のため面積2.5ヘクタールの漁場造成を行うものであり、今後これらの事業効果により沿岸域での漁獲の増産に期待をするものであります。

次に、港湾・漁港関係施設整備について申し上げます。

漁港整備につきましては、平成22年度に実施しております山崎漁港が完了いたしますので、八幡浦漁港の外防波堤の事業推進とともに、今後は現施設の管理を体系的にとらえた計画的な取り組みによる漁港・漁場施設の機能保全事業が重要と考えております。

また、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震の教訓をもとに、今後このような地震が発生した際、島外からの救援物資等の輸送の確保を図る施設として、郷ノ浦港のマイナス7.5メートル岸壁に耐震構造を兼ね備えた施設の改良整備が、平成20年度から4カ年計画で国の直轄事業において進められ、工事も順調に進み、本年10月末に完了予定となっております。

これら施設の完成により、本来の目的であります大型客船の接岸はもちろん、災害時におきます島外とのライフラインの確保が図られ、本市の観光振興はもちろんのこと災害時等緊急時にも大いに機能を発揮できるものと期待しております。

なお、芦辺漁港背後地の寄附採納による芝生緑化施設については、本年4月を目途に市民皆様へ解放の予定であります。

次に、商工業の振興と雇用対策について申し上げます。

商工業の振興につきましては、日本経済が緩やかなデフレ状況と景気が足踏み状態にあり、本市の経済環境も非常に厳しい状況にあります。このため、商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、活性化に努めてまいります。

雇用につきましては、昨年に引き続き、国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」と「ふるさと雇用再生特別交付金」を効果的に活用することにより、緊急・短期的な就業機会と継続的な雇用機会の事業を展開することにより、地域の雇用を支えてまいります。新年度は、11件の事業に取り組み、124人の雇用を確保してまいります。

企業誘致の推進につきましては、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の重要な課題であります。景気の低迷も重なり新たな企業誘致は困難をきわめております。こうしたことから、現在実施している地域情報通信基盤整備推進事業などにより雇用の確保を図り、有効求人倍率も

高い指標を示しておりましたが、企業誘致は、人口の流出を食いとめる極めて重要な施策であり、今後、既に誘致している企業に対するフォローアップと輸送コストの少ないＩＴ関連業種を中心に、県と連携して企業誘致に努めてまいります。

次に、福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくりについて申し上げます。

安心、ゆとりのある福祉社会の実現についてでございますけれども、平成２３年度から実施される乳幼児福祉医療費助成制度の「現物給付化」につきましては、子育て支援対策の一環として県内市町が足並みをそろえて導入する方針で準備を進めてまいりました。本市におきましても、沓岐医師会・歯科医師会・薬剤師会へ説明を行い、本制度の趣旨を御理解いただいたところであります。本制度の対象者数につきましては、約２,０００人程度を見込んでおります。

なお、現物給付方式の開始につきましては、平成２３年４月診療分からの適用となります。市内保険医療機関等の御協力を得ながらスムーズな移行ができるよう進めてまいります。

次に、市立特別養護老人ホームの施設整備について申し上げます。

市立特別養護老人ホームの施設整備につきましては、平成２３年度できるだけ早い時期に着手し、平成２４年３月末完成に向けて進めてまいります。

平成２３年度予算において、総事業費１１億４,８５７万円で所要の予算を計上いたしております。

なお、財源については、介護サービス施設整備事業債と過疎債及び基金を活用することといたしております。

次に、ゆとりと優しさで育む子育て環境の実現について申し上げます。

社会環境の変化に伴い、育児に対するニーズ及びサービスの多様化や少子化の進行によって生じる問題点を、幼稚園と保育所の一体化を模索することによって解決し、子育てに優しい環境を整えようとするものであります。

本市におきましても、保育所への入所希望者は多く、中でもゼロ歳から３歳までの低年齢児に集中している状況にあります。

このような状況の中で、就学前の子供たちが、等しく質の高い幼児教育や保育が受けられる環境づくりと、社会全体で育てることのできる基盤整備の必要性を強く認識しております。

現在この問題は、国の専門部会でも検討されておりますが、国の動向を見ながら待機児童が発生しないよう、教育行政と児童福祉行政のより一層の連携を強化し、民間施設入所等の実態把握も含め、社会の求めるニーズに的確に対応できるよう研究と取り組みの強化を図ってまいります。

次に、生活保護について申し上げます。

生活保護の状況は、平成２０年度平均で被保護世帯が４４４世帯、被保護人員が６７８人、保護率が２２.６６パーミルでありましたが、平成２１年度平均では、保護世帯数が４２６世帯、

被保護人数が647人、保護率が21.91パーミルと県内において軒並み上昇する中、本市は減少しております。なお、平成22年度につきましては、現地点で平均世帯数400世帯、人員604人、保護率20.77パーミルであり、さらに減少しておりますが、長引く経済情勢の悪化に伴い申請件数が増加傾向にあり、今後の推移が懸念されます。

生活保護費は、平成20年度が8億1,793万円、平成21年度は8億8,840万円と約7,000万円の増となっておりますが、これは医療扶助費の増が主な要因であります。平成22年度は、その医療扶助費が多少減少しておりますが、保護費全体の60%以上を占めている状況に変わりはなく、今後の推移を注視しております。

今後も、福祉事務所の組織体制の確立や職員の技術の向上を図り、適正は保護事務の執行に努めてまいります。

次に、生涯にわたり健康に暮らせる社会の実現について申し上げます。

まず、健康づくりでございますが、生活の基盤は、まず「健康」であります。平成18年度に策定した「壱岐市健康づくり計画」に基づき、子育て世代や働き盛り世代の健康づくりを目的に事業の推進を図っているところであります。なお、壱岐市健康づくり計画につきましては、当初5カ年計画で策定しており、平成23年度は計画の見直しに着手し、今後の健康づくりの推進を図ってまいります。

また、食生活改善推進員の皆様も、総勢200人近い組織力と結束力で、食品の安全・流通・調理・栄養など食に関する市民啓発を、あらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開に力を注いでまいります。

次に、子宮頸がん等ワクチン接種事業について申し上げます。

子宮頸がん等ワクチン接種事業につきましては、本年3月から接種を開始し、3月中は子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、現在の高校1年生に相当する女子、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、生後2カ月から7カ月未満の子供を対象としておりますが、4月からは新たに対象年齢等も広げてまいります。具体的には、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、生後2カ月から5歳未満、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、中学1年生から高校1年生までの女子を対象年齢とし、接種費用はすべて無料とすることで計画しております。

また、現在の高校1年生に相当する女子につきましては、本年3月に1回目を接種することにより、4月からの2回目以降の接種につきましても無料となります。同時に、平成22年度に子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンを自費で接種された方につきましても、接種費用の半額を限度として補助をすることとしております。

次に、国民健康保険について申し上げます。

本市における国民健康保険への加入率は現在３８％であり、長引く経済不況を反映した所得の減少等により、ここ数年深刻な運営状況が続いております。国保税率につきましては、平成２２年度に改定を行いましたので、平成２３年度につきましては据え置くこととしております。

また、保健事業として平成２０年４月から義務づけられた特定健診・特定保健指導については、関係機関と調整、市民への啓発を図りながら、さらなる受診率のアップに取り組んでまいります。

平成２３年度は、新たに未受診者対策として、健診普及員による電話や訪問等の個別アプローチや家族・地域で声をかけ合って健診へ出向いていただく仕組みを推進してまいります。さらに、平成２２年度に医療や介護の負担を減らし、元気で長生きできる人づくり、まちづくりを目指して作成した「健康長寿体操」のケーブルテレビでの放映等も予定し、市民皆様の健康の保持に努めてまいります。

次に、介護保険について申し上げます。

平成２３年度は、第５期事業計画（平成２４年度～平成２６年度まで）の策定年度となります。

現在、国からの制度改正の基本方針等も示されつつありますので、高齢化が急速に進む中で本市の将来を見据えた介護サービス事業の整備を検討し、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等を切れ目なく有機的かつ一体的に提供することを目指した計画を策定し、あわせて平成２４年度からの介護保険料についても算定することとなります。

また、介護保険料未納の徴収につきましては、根気強く未納者に面会し、制度の理解をいただき納付の推進を図ってまいります。

次に、自然を生かした環境に優しいまちづくりについて申し上げます。

環境に優しいまちづくりについてでございますけれども、まず一般廃棄物処理施設の整備状況について申し上げます。

一般廃棄物処理施設整備事業は、平成２３年度完成予定の事業で、本市の最重要施策の一つであります。

事業につきましては、ごみ処理施設建設工事及び汚泥再生処理センター建設工事とも、平成２３年度末の完成に向け順調に事業を進めているところであります。一方、最終処分場建設工事につきましては、本年３月末完成予定で進めておりましたが、貯留槽部の基礎部分の土木工事等で予期し得ない状況が確認されましたので、工事費の増額及び工期の延長を余儀なくされました。今会期中に工事請負契約変更の承認をお願いしたいと考えております。

次に、勝本町自給肥料供給センターであります。この施設は年８,０００トンの処理能力で勝本町内のし尿、浄化槽汚泥、畜尿の処理施設として平成１８年度から稼働しておりますが、このうちし尿、浄化槽汚泥につきましては、平成２４年度から市汚泥再生処理センターで処理する



こととなります。そこで勝本町自給肥料供給センターは、市内全域の畜尿専用の液肥の製造施設として稼働を予定しております。近年の牛舎は、畜尿が敷き料に吸収される構造となっていることや、養豚農家の減少により原料不足が予想されます。そのため、不足する原料の畜尿に焼酎かす及び生ごみを加えることで年8,000トンの処理を確保し、今後とも液体肥料として御利用していただく方向で進めております。

次に、海岸漂着物対策について申し上げます。

海岸漂着物地域対策事業については、平成22年度から2カ年の継続事業として取り組んでおりますが、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とした国の「地域グリーンニューディール基金」を活用し、海岸漂着物回収・処理を行い海岸環境の保全を図ってまいります。

次に、不法投棄対策についてでございますけれども、不法投棄・散乱ごみ監視等事業については、平成22年度から2カ年の継続事業で取り組みを進めておりますが、地域の雇用情勢が厳しい中、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し、増大する不法投棄物の早期発見、早期撤去、再発防止に取り組み、環境美化及び環境保全に努めてまいります。不法投棄物は、美しい自然や地域の景観を壊すだけでなく、市民皆様の健康や生活にも悪影響を与えることにもなります。捨てるのは簡単ですが、撤去、回収は大変な労力を要します。不法投棄のない環境づくりに市民皆様の御協力をお願いいたします。

次に、リサイクルの推進についてでございますが、ごみの減量化につきましてもペット、トレイ等のさらなるリサイクルの推進と分別の徹底、また家庭から排出される廃食油の回収、生ごみ堆肥化用具を活用した生ごみの減量化等についても、さらに取り組みを進めてまいります。

次に、生活環境の充実と安全安心の確保について申し上げます。

まず、道路、河川等の整備についてでございますが、市道整備につきましては、平成23年度当初予算において補助事業2路線、起債事業13路線の整備費を計上しております。

また、補助事業で橋梁長寿命化に伴う詳細設計を実施するための委託費を計上しております。

河川整備につきましては、引き続き補助事業の継続として準用河川町谷川（郷ノ浦町）の整備を実施してまいります。

また、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、石田町の白水地区、芦辺町の瀬戸西部地区、郷ノ浦町の宇土（2）地区、新規地区として勝本町の本宮南地区と芦辺町の瀬戸東部地区の整備費と急傾斜地対策工事後30年を経過した地区の調査費を計上しております。

次に、公営住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備につきましては、補助事業により芦辺町の桜木団地（仮称）1棟の建設と勝本町の赤滝団地の建具改修工事費の予算を計上しております。

また、平成２３年度から１０年間の計画期間における本市の住宅施策の基本方向を示す「壱岐市住宅マスタープラン」については、基本理念を「住んでみたい・住み続けたい・また住みたい、豊かな自然とともに暮らす“いきいき”ライフ」と定め、壱岐市住生活基本計画を兼ねる計画として、現在策定作業を行っております。

施策の展開に当たっては、市民皆様、事業者、行政などが、それぞれの役割を認識し互いに連携しながら、良好な住まい・住環境づくりに取り組んでまいります。

次に、水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業は、水道水の安定供給を図るため国庫補助の基幹改良事業で、湯本浦地区と石田地区の整備を実施することとしております。

上水道事業は、配水設備の拡張事業を実施し、簡易水道とともに施設の適正な維持管理を行い、安全で安定した水道水の給水に努めてまいります。

次に、下水道事業関係について申し上げます。

公共下水道事業、漁業集落排水施設整備事業及び合併処理浄化槽設置整備事業は、生活排水の適正な処理を推進して、快適な生活環境並びに良質な水環境づくり等の対策として実施しております。

公共下水道事業は、平成２２年度に事業計画を精査し大幅な見直しを行いました。

計画変更後の中央処理区の面整備に伴う測量及び詳細設計並びに管渠整備工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

また、平成２２年度に引き続き、郷ノ浦の亀川地区の雨水渠改修工事を行い、周辺からの雨水排水対策に取り組んでまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺の大石分譲地域内の管渠整備跡の路面の本復旧工事を実施することとしております。

合併処理浄化槽設置整備事業は、公共下水道及び漁業集落排水施設の区域外の汚水処理対策として、平成２３年度も１４０基を予定しております。

次に、心豊かな人が育つまちづくりについて申し上げます。

まず、壱岐市中学校規模適正化についてでございますが、壱岐市中学校規模適正化計画の推進につきましては、過去２年間にわたり町ごとに準備委員会及び専門部会を開催し、具体的な準備作業が予定どおり進み、新しい中学校の仕組みが整い、地域の皆様に新しい中学校の仕組みや内容について説明いたしました。

今後は、３月２４日に各中学校とも閉校式を行うとともに、４月６日の新中学校の開校式に向けて万全の備えで臨むこととしております。

本市の中学生が、４月から新しい中学校に、安心して意欲や希望を持って通うことができるよ

うに取り組んでまいります。

次に、学校給食施設の整備事業について申し上げます。

本年は、本市の学校給食にとりまして大きな変革の年であります。現在の3給食センターと9校自校方式の給食施設を一本化するため、学校給食センター建設工事に着手し、順調に進んでおります。

また、原島調理場の建物はほぼ完成し、厨房機器設置・電気器具の設置を残すのみとなっております。

新給食センターと原島調理場は、いずれも本年9月2日供用開始予定であり、安全で充実した学校給食に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

学び合う心を育てる社会教育の推進を基盤とし、壱岐の将来を担う青少年の健全育成、心豊かな人を育み、いやしを提供できる芸術文化活動の振興、いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツに親しむことができるコミュニティスポーツの推進と環境づくりに努めてまいります。

放課後の安全・安心な子供の居場所づくりであります放課後子供教室推進事業につきましては、現在開設している5教室について学校や地域の御理解をいただきながら推進してまいります。

優しさ・たくましさ・粘り強さを養うタフ事業は、これまでに小学校6校、中学校3校で取り組みを行ってまいりましたが、これまでの事業効果や成果を検証し、引き続き平成23年度からの2カ年についても小学校2校と中学校1校において、学校や家庭、地域の御協力をいただきながら事業推進に努めてまいります。

次に、第69回国民体育大会について申し上げます。

平成26年開催の長崎国体において、本市で開催されるソフトボール競技（成年女子）と自転車競技（ロード）の2競技については、本年1月28日に設立いたしました「壱岐市国体準備委員会」の中に、競技、宿泊、運輸、広報等の専門委員会を立ち上げ、各関係機関を初め市民皆様の御意見をいただきながら準備を進めてまいります。

次に、文化財行政の推進についてでございます。

壱岐市には、古い歴史の中から生まれ、大切に護り受け継がれてきた貴重な歴史遺産が数多く存在いたします。また、これらの歴史遺産を保存・活用し、後世に伝えていくことが、私どもに課せられた責務であると考えます。

その代表たる国の特別史跡「原の辻遺跡」の一部2万4,205平方メートル部分が、本年2月7日付で国の特別史跡の追加指定を受けたところであります。これにより、壱岐の宝、ひいては日本の宝として、さらにその歴史的価値が高くなるものであり、今後も、この原の辻遺跡を核として市内外へ壱岐のPRを発信してまいります。

また、本年2月、市内に点在する古墳約280基の拠点施設として、既存の「風土記の丘古民家園」内に「古墳館」をリニューアルオープンいたしました。昨年開館した一支国博物館や王都復元公園ガイダンスとともに、新たな壱岐の魅力が加わることとなり、今後もこれら壱岐を象徴する貴重な歴史的文化遺産の適切な保存と保護に努めるとともに、緑豊かな自然を組み合わせた体験・交流活動などの環境づくりを整備・推進してまいります。

次に、国内外交流が盛んなまちづくりについて申し上げます。

生活、生産、文化機能を向上させるとともに、地域の個性を発揮し魅力を高めていくためには、人・もの・情報の活発な交流や生活の基礎となる道路や交通体系、情報ネットワークの確立が必要不可欠であります。

まず、交通体系の整備（離島航路対策）についてでございますけれども、本年4月から10月までの九州郵船の配船について、壱岐市航路対策協議会及び壱岐対馬航路活性化協議会において、希望の多い壱岐対馬航路のジェットフォイルの博多早着便の実証実験を行った結果、本年4月から本格実施ということになりました。これは、午前7時55分芦辺港を出港し、9時博多港着ということで、現在の早朝フェリー便と比べて博多着が約25分早くなります。

また、昨年に引き続き、本年も特定疾患医療受給者や後期高齢者、進学・就職活動の学生等への運賃割引であるリフレッシュ補助が行われ、さらに運賃低廉化を推進するため、フェリー「ニューつしま」のリプレイスが進められております。計画では、総トン数が1,700総トン型、全長約94メートル、航海速力が19.4ノットであり、旅客定員は最大678人です。起工が本年9月、竣工が平成24年3月中旬予定であり、平成24年4月1日の就航の予定であります。

これにより、フェリー1割、ジェットフォイル2割の運賃低廉化が実現いたします。これは、全島民にとって極めて大きな願いであり、市民生活及び本市経済の活性化に大きく寄与するものであります。

今後も、国、県に対し、あらゆる機会をとらえ、さらなる運賃低廉化の実現に向け要望等を行ってまいります。

次に、情報・通信基盤整備について申し上げます。

壱岐市ケーブルテレビ施設等の工事につきましては、センター設備が完成し、本年2月初旬から長崎圏内放送の再送信を開始しております。スタジオ設備は、機器の設置・組み立てがほぼ完了し、3月初旬から自主放送の編集等の作業ができる状態になっております。

伝送路設備及び宅内工事につきましては、自営柱調査のおくれから光ケーブルの接続がおくれたため、進捗率約70%となっておりますので、工事の変更にあわせて工期延長を行い、年度内の完成を予定しております。

加入件数でありますが、2月17日現在で、告知放送受信機の申し込みが1万1,998件、光テレビが7,812件、光インターネットが2,842件、光IP電話が1,450件となっており、既に当初予定しておりました件数を超過しております。

平成22年度の工事につきましては、昨年12月末までに申し込みがあった告知放送受信機申込者1万1,400件を対象に行い、1月から3月までの申し込みにつきましては、平成23年度予算において所要の予算を計上し、同じ条件で工事を行いたいと考えております。

また、告知放送受信機は防災の重要な情報伝達手段となりますので、これまで2回、直接郵便にて御案内しておりますが、未加入世帯もいまだ多くあります。特に、高齢者宅等への設置につきましては、今後さらに加入の促進を図ってまいります。

壱岐市ケーブルテレビは、市民皆様が主役となるテレビであるとともに、あわせて他の放送局等との連携を図ることにより、全国へ壱岐の魅力を発信することも可能であります。今後、本設備を最大限利用し、情報発信に努めてまいりますので、市民皆様の御協力をお願い申し上げます。

次に、さまざまな人が関わり合うまちづくりについて申し上げます。

コミュニティ行政の推進についてでございますが、多様化する市民ニーズや新たな地域課題を行政のみでは解決できない状況にあるため、市民皆様と行政との協働が必要となっております。そこで、平成23年度の新規事業として、市民力を活かしたふれあいとぬくもりのあるまちづくりを推進し、市民皆様が自ら考え行う活力あるまちづくり事業に対して支援を行う「まちづくり市民力補助金」を創設し、所要の予算を計上いたしております。

なお、補助の採択については、市民皆様が主体となって自主的に行う公益性のある事業で、一過性のものに終わるのではなく、その後の事業展開による定着とさらなる広がりが期待できる事業を対象とし、民間委員を含めた審査委員会で採択された事業に対し補助することといたしております。

また、自治公民館運営費交付金の算出につきましては、合併後も旧町時代の算出方法のままとなっておりましたが、このたび新しい算出方法を決定し、平成23年度から統一することとしております。そのため、2月17日、18日、22日、24日の4日間、各町ごとに自治公民館長会を開催し、内容について御説明を申し上げたところでございます。なお、旧方式による交付額と新方式による交付額の差額につきましては、段階的に激変緩和措置を行うことといたしております。

次に、病院事業について申し上げます。

まず、市立病院改革についてでございます。

市立病院の赤字経営体質からの脱却と24時間・365日の救急救命体制を確立するため、関連大学病院との関係修復を図り、大学病院の組織力と医師派遣に依存することが持続可能な病院

経営の存続であり、市民皆様に安全・安心の医療を提供できる市民病院となるため、大学病院からの経営責任者を招聘し、地方独立行政法人化に向けて努力をしております。

しかしながら、ここ数年、壱岐市民病院を取り巻く医療環境は激変し、大学病院医局の医師不足が窮迫し、当病院への医師派遣はますます厳しい状況となっております。

今後は、市内民間医療機関と連携し、精神科医療体制を含め救急医療体制の確立について、壱岐医療圏としての方策を検討しなければならないと考えております。3月までに壱岐市民病院の方向性について結論を出せるまでには至っておりません。もうしばらく時間の猶予をお願いするものであります。

また、かたばる病院につきましては、平成16年3月に国からの移譲を受け本年3月で8年目を迎えますが、医療療養病床としての機能は果たしつつも、昨年から常勤の院長と非常勤医師を補いながら運営を行っております。医師の招聘ができない現状で、今後も引き続き病院経営を維持することは財政的にも適切ではなく、このままでの運営は厳しいものがございます。

かたばる病院の方向性については、昨年11月に壱岐医療圏の医療療養病床の必要性について、壱岐医師会へ御協議をお願いし御意見を受けたところであります。壱岐医師会の先生方には、長期間にわたり慎重に御審議いただき心から感謝申し上げる次第であります。壱岐医師会の御意見を踏まえ、医療療養病床の確保と経営両面を考慮いたしますと、残る選択肢は市民病院へ機能を統合し、市内各医療機関と連携することに限定されるのではと考えておまして、市民皆様の安全・安心のための地域医療を確立しなければならないと考えております。

次に、壱岐市民病院についてでございますけれども、市民病院の診療体制につきましては、現在常勤医師13名の体制ですが、精神科医師については、2名のうち1名が本年3月末、もう1名が7月15日で派遣が中止になりますので、その手当てに奔走しております。本年2月8日に県庁に出向き、福祉保健部長・病院企業団の企業長と面会いたしまして、7月16日から9月末までの精神科医師の派遣について県の御支援をお願いし、最大限の協力を約束いただいたところであります。また、10月1日から就職予定の精神科の先生にも早い時期にお会いして、勤務条件等について詰めていく予定ですが、7月16日から9月末までの2カ月半の精神科常勤医師が不在の期間をどうにかして確保するために関係各機関等へ働きかけを行っております。また、大学からの派遣の内科医師1名の減員についても、今のところ常勤医師の確保ができておりませんが、非常勤医師の確保策などを図りながら内科常勤医師の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。そうした中、鹿児島市在住の内科医、猿渡邦彦先生について、本年10月1日から市民病院への就職について確約をいただいたところであります。また、福岡大学医学部整形外科医局から、本年4月1日より新たに1名増員して3名の医師を派遣する旨の通知を受けており、医師確保に向け一つの光明が見え、大変ありがたく心から感謝するものであります。今後も、市

民皆様への充実した医療の提供を行うため医師確保に全力で取り組んでまいります。

次に、病院運営について申し上げます。

平成22年度の病院事業につきましては、まず診療実績については、外来患者数は1月までの実績で、前年度と比較して1日平均12人減の365人となっております。外来患者の減少の要因として、昨年大流行した新型インフルエンザが今年はそれほどではないこと、すぐ近くに眼科の診療所が開院したことが挙げられます。入院患者数は1月までの実績で、前年度と比較して1日平均2.6人減の132.2人となっております。

次に、収入については、1月までの実績で、前年度と比較して外来収益は195万円減の4億8,722万円、入院収益は15万円減の11億86万円となっております。その他医業収益5,147万円を加えて医業収益合計は16億3,955万円となり、前年度とほぼ同じ推移となっております。

次に、かたばる病院について申し上げます。

診療体制についてでございますが、診療体制といたしましては、常勤医師1名と週末当直の非常勤医師1名を長崎医療センター並びに民間の医師幹旋会社の協力により維持しております。依然、常勤医師の確保ができず非常勤医師を民間派遣会社に依存しながらの厳しい運営となっております。

病院運営についてでございますが、平成23年度当初予算において一般会計からの負担が経費削減努力等により、前年度より2,600万円ほど改善され8,240万円となりました。しかしながら、今後も病院運営の厳しい状況は変わらず、現在療養病床が急性期病院の後方支援として果たしている役割は重要なものであり、早急に市民病院との統合等運営形態の改革を実施しなければならないと考えているところでございます。

次に、消防・救急について申し上げます。

平成22年中の災害発生状況は、火災30件、救急1,549件、救助19件で、前年に比較し、火災は9件の減、救急は105件の増、救助は8件の減でありました。

昨年の夏は酷暑による熱中症搬送が24件発生し、また厳冬のため高齢者の搬送が多発したのが要因と考えられます。

本市の防災は、社会情勢の目まぐるしい変貌の中、消防関係者の限らない情熱と英知の結集、そして市民皆様の絶大なる御支援と御協力によりまして、消防力の充実強化が図られております。

しかしながら、災害は依然として後を絶たず、その様相もますます複雑多様化、突発的・局地的の傾向となり、消防活動に対する潜在危険も増大しております。

平成23年度は、消防団格納庫建てかえ1カ所、耐震性貯水槽5基新設、消防団小型動力ポンプ4台更新など計上しております。

また、本年５月には、３年が１期である壱岐市消防団の編成替えが行われます。

今後も、防災に携わる者として、市民皆様の負託に的確にこたえていくため、消防体制のより一層の充実強化とともに、社会が要求する変化に対応し得る人的育成にも取り組んでまいります。

次に、議案について御説明いたします。

平成２３年度予算についてでございますけれども、平成２３年度の地方財政は、企業収益の回復等により地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、給与関係経費が大幅に減少してもなお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

このため、地方交付税等により地方財源の補てん措置を行うとともに、歳出の特別枠として「地域活性化・雇用等対策費」（約１兆２千億円）が設けられるなど地方交付税総額が対前年度比４,８００億円増額されております。また、地方税について０.９兆円の増収が見込まれておりますが、臨時財政対策債は大幅に縮減されており、その結果、社会保障関係経費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方の一般財源総額については、財政運営戦略に基づき平成２２年度の水準を下回らないよう確保されております。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施による合併特例債の発行増や緊急経済総合対策事業等による一般財源不足のため、財政調整基金等の取り崩しにより対応しており、引き続き厳しい財政状況となっております。

平成２１年度末の市債現在高は、普通会計で２５８億円であり、義務的経費の割合が高く、また経常収支比率は８５.５％と高い水準で推移するなど、各種施策に柔軟に対応することが困難な状況が続いております。

こうした中、新年度予算編成に当たりましては、一般廃棄物処理施設整備事業や学校給食施設整備事業などの大型事業に多額の一般財源を要するため、事務事業の計画に当たっては、政策評価制度を活用し常に施策成果を意識するとともに、国や県の動向などを踏まえ行財政改革実施計画（集中改革プラン）により再点検をいたしました。

また、国・県・社会情勢の変化、経済の動向を注視しながら、自主性と責任により限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、地域経済と住民福祉の増進及び市民と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

なお、一般会計予算規模は２２７億３,５００万円、対前年比マイナス２,０００万円、０.１％減で、特別会計を含めた予算規模は３３７億７,７４４万８,０００円、前年比１３億３,９０３万９,０００円、４.１％増となっております。

その他の議案でございますけれども、本日提出いたしました案件の概要は、承認案件２件、条



例の制定・改廃に係る案件14件、予算案件18件、その他9件でございます。

詳しくは、担当理事、課長から説明をさせていただきますので御了承願います。

何とぞ十分な御審議をいただき、適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、平成23年度の市政運営に対する所信の一端と当初予算案等について申し述べましたが、山積する行政課題に対応しながら行財政改革を推進し、財政の健全化に努めまるとともに、あしたに希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時25分とします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

#### 日程第5．承認第1号～日程第47．議案第45号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第5、承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから日程第47、議案第45号平成23年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、43件を議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出をいたしております案件の説明につきましては、担当理事及び課長にさせますのでよろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

○総務課長（堤 賢治君） それでは、承認第1号から議案第10号まで続けて説明をさせていただきます。

承認第1号について御説明を申し上げます。

損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

本日の提出でございます。

それでは、次のページをお開き願います。平成23年2月7日付、専決処分書、損害賠償の額を定めることについてでございます。

本件の概要でございますが、平成22年8月21日午後6時ごろ、郷ノ浦町永田触の市営永田団地において、ブレーカーが老朽により正常に作動しなかったため過電流、すなわち電気が必要以上に流れたことで、団地入居者の家電製品を焼損させるという被害を与えたものでございます。損害賠償の相手方は、郷ノ浦町在住の方で、損害賠償額は6万7,405円であり、家電4点の修理代でございます。これは、全額、壱岐市が加入いたしております全国町村会総合賠償補償保険の保険金で対応をいたしました。

次に、承認第2号について御説明を申し上げます。

損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

本日の提出でございます。

それでは、次のページをお開き願います。平成23年2月16日付、専決処分書、損害賠償の額を定めることについてでございます。

本件の概要でございますが、平成23年1月11日午前11時30分ごろ、芦辺町芦辺浦の市道吉ヶ久保線において、損害賠償の相手方法人の社員が、同法人所有の車両を運転走行中、市道に設置しているいわゆるグレーチングが跳ね上がりまして、同車両のマフラー部分に接触、破損させるという被害を与えたものでございます。損害賠償の相手方は、郷ノ浦町に事務所を置かれております法人で、損害賠償額は36万2,670円でございます。これはマフラー1式の取りかえを含む修繕料でございます。本件車両は、一般の車両とは異なりまして、マフラーに再燃焼装置がついているため修理はできず、部品交換でしか対応できなかったものでございます。また、再燃焼装置は、二重構造でありまして重要な部分は白金でできているため高額となっているというものでございます。これは、全額、壱岐市が加入しております全国町村会総合賠償補償保険の保険金で対処いたしました。

次に、議案第5号でございます。

壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、さきの第1回市議会臨時会におきまして、壱岐市行政組織条例の全部改正について可決をいただきました。これを受けまして、関係条例につきまして規定の整理等

を行う必要がありますので、所要の改正を行うものでございます。関係条例は3本でございます。これは、条例中に課名、課の名称などが入っているものでございます。資料1に新旧対象表をつけておりますけれども、これにつきまいては、後もってご覧をいただきたいと存じます。

次のページをお開きください。壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条は、壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第2項中「水道課」を「建設部上下水道課」に改める。

第2条は、壱岐市獣医学修学資金貸与条例の一部改正でございます。壱岐市獣医学修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。第19条中「産業経済担当理事」を「農林水産部長」に改める。

第3条は、壱岐市水道水源保護条例の一部改正でございます。壱岐市水道水源保護条例の一部を次のように改正する。第8条第4項中「水道課」を「建設部上下水道課」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてでございます。壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関であります一支国博物館等整備推進協議会を博物館の開館に伴い設置の必要がなくなりましたので廃止いたしますとともに、壱岐市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会の名称を変更する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。新旧対照表につきましては、後もってご覧をいただきたいと思います。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。別表ア、市長の附属機関の部一支国博物館等整備推進協議会の項を削り、同じ表の同部中「壱岐市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」を「壱岐市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」に改めようとするものでございます。ご覧のように、左側が名称、それから右側が担任する事務でございまして、現行「老人保健」とありますのを「高齢者」というふうに改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、改正農地法などが施行されたことによりまして、農業委員会組織をめぐる情勢が大きく変わりました。農地制度の見直しによりまして、農業委員会が新たな役割を担うことになったわけでございます。そのため、農業委員報酬の改定を行うというものでございます。また、壱岐市立中学校の規模適正化に伴いまして、学校医等の報酬を改定するため所要の改正を行おうとするものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。資料1に議案関係資料、新旧対照表でございますけれども、お開きを願います。これは、6ページから7ページでございます。左が現行、右が改正案ということになってございます。区分4に、現行「農業委員会会長、報酬月額3万円」、同じく「委員月額2万5,000円」とございます。これを、「会長、職務代理者、委員」の3区分とし、報酬月額をそれぞれ「4万円、3万3,000円、3万円」に改めようとするものでございます。また、区分47の学校医につきましては、学校の規模、すなわち児童・生徒の高によりまして、47と48の区分の2つに区分した年報酬額に改めようとするものでございます。児童生徒数の200人未満を基準といたしまして、200人以上は、これの1.5倍にしようとするものでございます。区分47は、盈科小学校などご覧の4校、学校医については19万2,000円。区分48では、前号以外の市内小中学校学校医は12万8,000円でございます。学校歯科医につきましても、現行区分48で定めておりますのを同様に区分49と50に分けまして、年報酬額を盈科小学校など4校の歯科医が18万3,000円、それ以外の小中学校歯科医12万2,000円に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第8号でございます。

壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、救急手当の支給を受けるものの範囲を見直し、新たに支給対象とする職及び支給額を定めるため所要の改正を行おうとするものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。資料1の新旧対照表をお開きを願います。新旧対照表は8ページでございます。左が現行、右が改正案でございます。救急手当は、条例第37条に規定しておりまして、第1項では救急手当は救急患者などの対応のため、緊急に正規の時間外に勤務した医師に対し、勤務1回につき1万円を支給するとしております。この第1項に次の1号を加えようとするものでございます。

「前号に掲げる職員以外の職員であって、管理職手当が支給される職にある者、勤務1回につき

2,500円」でございます。支給対象職員でございますが、手術室担当の看護師長など、レントゲン技師長あるいは薬局長などが想定されます。詳しくは別に定めるといっていただいております。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第9号でございます。

壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について、壱岐市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市ケーブルテレビ施設条例の施行によりまして現行の防災行政無線施設の一部を廃止するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市防災行政無線施設条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。資料1の新旧対照表をお開きを願います。新旧対照表は9ページから12ページでございます。左が現行、右が改正案となっております。第2条でございますが、第2条は防災無線による広報の業務を定めておりまして、ケーブルテレビ施設条例の中で定められている業務を削除いたしまして、第4条では「親局及び子局」を「基地局」と改めるなど、以下ケーブルテレビ施設条例の施行に伴い条項の整理を行うというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第10号壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について、壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市ケーブルテレビ施設条例施行により、防災行政無線戸別受信機設置事業を廃止し、設置費用としての受益者負担金を徴収する必要がなくなったため廃止をしようとするものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例を廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

〔教育次長（前田 清信君） 登壇〕

○教育次長（前田 清信君） 議案第11号について御説明申し上げます。

議案第11号壱岐市教育振興基金条例の一部改正について、壱岐市教育振興基金条例の一部を

改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由、壱岐市立中学校の統廃合に伴い、所要の改正を行うものであります。統廃合により渡良中学校、初山中学校の教育振興基金を改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。壱岐市教育振興基金条例の一部を改正する条例、壱岐市教育振興基金条例の一部を次のように改正する。第2条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。第7条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。

附則、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

議案関係資料のページ13ページから14ページに教育振興基金条例の新旧対照表を添付しておりますので御参照をお願いいたします。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔教育次長（前田 清信君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

○市民生活担当理事（山内 達君） 議案第12号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、福祉施設で管理する施設の条例の統合をするための改正でございます。

次のページをお開き願います。壱岐市社会福祉協議会の石田事業所で、石田町生きがい広場の管理運営を行っておりますけれども、生きがい広場条例については別途条例化されておりましたが、今回地域福祉活動拠点施設設置条例の中に一本化するための改正でございます。なお、広場の運営方法、使用料等について変更は行っておりませんので、何ら従来と変わらないということでございます。

次に、議案第13号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市老人憩いの家条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、用途廃止に伴う改正でございます。

次のページをお開き願います。庄触地区の老人会で管理運営をされておりました庄触老人憩いの家についての条例でございますけれども、この施設は昭和51年に建設された建物でございます。老朽化に伴い用途を廃止をし解体撤去の予定でございます。そのための条例の改正でござ

います。

以上で説明を終わります。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第14号から16号につきまして御説明を申し上げます。

議案第14号壱岐市特別会計条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市老人保健特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。平成20年4月1日より老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行後、過誤分請求等の申し出に備えておりましたが、3年間設置義務がなくなりましたので今回廃止をいたします。今後の対応といたしましては、一般会計で対応いたします。

次ページと議案関係資料17ページをお開きください。壱岐市特別会計条例の一部を改正する条例、第1条の第1号を削り第2号を第1号として、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げるということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第15号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、健康保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

次ページと議案関係資料18ページをお開きください。現行の附則の中で、平成21年度9月議会において平成21年10月1日から平成23年3月31日までの経過措置でなっておりましたが、今回の改正により恒久化されましたので、第6条の第1項中「35万円」を「39万円」に改めるものでございます。附則第5項を削ります。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第16号壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について御説明申し上げます。壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、市外者の使用料を市内者の使用料に合わせるため所要の改正を行うも

のであります。具体的に申しますと、現在、市外者扱いは、現住所が市外にある人として処理をしております。ところが、介護、医療を受けるため市外地に住所を移して施設等に入所されておられますが、保険証は壱岐市でございます。住所地特例に該当する人が大部分でありますので、市外者利用の項を削除するものでございます。

次ページをお願いします。と、議案説明資料の１９ページをお願いします。壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部を改正する条例で、第２条中第２項を削り、現在市外者につきまして２割増しを徴収するということをしておりましたが、今回この項を削除するということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成２３年４月１日から施行するものでございます。

審議のほどよろしくをお願いします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第１７号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について御説明を申し上げます。壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、壱岐市公共下水道の区域外から壱岐市公共下水道に汚水を排除する場合における許可基準等に関すること及び区域外の受益者から徴収する区域外流入に係る分担金について必要な事項を定めるものでございます。この件につきましては、従来、壱岐市公共下水道条例及び公共下水道事業受益者負担金に関する条例の規定を準用し対応をいたしてまいりましたが、今回、負担金の根拠を明確にし、費用の一部に充てる負担金徴収区分を、都市計画事業では都市計画法、区域外からは地方自治法の規定に基づいて徴収することにするものでございまして、条例を制定し今後の事業を円滑に進めるものであります。

次のページをお開きをいただきたいと思います。壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例で、第１条に趣旨を記載をいたしてまいりまして、中ほど本市が施行する公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第２２４条の規定に基づき受益者から徴収する区域外流入に係る分担金について必要な事項を定めると。それから、第２条に定義、第３条に許可基準、第４条に許可申請、第５条に分担金の額ということに書いておりますが、これは従来の公共下水道事業受益者負担金に関する条例で、負担金の１５万円を相当するものをここに記載をいたしてまいります。それから、第６条に分担金の賦課及び徴収、それから９条に分担金の減免、第１０条に期日前の納付ということで、一括納付の場合、今まで同様前納報奨金を交付する。次のページでございますが、第１２条に延滞金、１４条委任というふうに記載をいたしてまいります。



附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行すると。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

○病院事務局長（久田 賢一君） 議案第18号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由でございますが、「分娩料」につきましては、現在16万円と定めております。時間外等の規定が、現在はございません。県内各医療機関が、時間外、休日及び深夜料金を設定をいたしております、新設の必要があるために所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部の別表第1の1分娩料等の部1の項備考の欄を次のように改める。「双胎児分娩の場合は、1.5倍とする」これは、現行どおりでございます。「時間外（平日は6時から8時、18時から22時及び土曜日6時から22時）は、1.25倍とする。」金額として20万円でございます。それから、「休日及び深夜（22時から6時）は、1.4倍とする。」金額で22万4,000円でございます。なお、時間内、時間外の定義でございますが、産まれた時間というふうにいたしております。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

〔教育次長（前田 清信君） 登壇〕

○教育次長（前田 清信君） 議案第19号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、青嶋公園、位置、壱岐市芦辺町諸吉南触1691番地。2、指定管理者、壱岐市芦辺町芦辺浦562番地、壱岐市森林組合、代表理事組合長深見忠生。3、指定期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日。

提案理由、青嶋公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものであります。

よろしくお願いいたします。

〔教育次長（前田 清信君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第20号公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐出会いの村、位置、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地外。2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出会いの村振興会、会長平田光弘。3、指定期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。

提案理由でございますが、壱岐出会いの村の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

本施設は、非公募といたしております。非公募の理由といたしましては、出会いの村は、主に小学生を対象とした体験型宿泊施設でございまして、課外教育における体験活動を通じての連帯感の重要性を養うことを目的といたしております。開館が平成9年でございまして、現在まで14年間無事故で運営をいたしております。これは、常日頃から安全確保を配慮するとともに、携わる職員が有資格者であり、経験豊富な専門性の高い知識を有していると、このように思っております。そのため学校関係者からも高い評価を受けておりまして、素晴らしい自然環境の中で体験をするシーカヤックやスノーケルの体験は、地元漁業者との深い信頼関係があってこそ可能となっております。また、補助事業の目的に沿った農産加工を活かしております。この継続も必要でありまして、出会いの村の振興会の経験と実績を考慮いたしまして非公募としたところでございます。

続きまして、議案第21号公の施設の指定管理者につきまして。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市猿岩物産館、位置、壱岐市郷ノ浦町新田触870番地1。2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐出会いの村振興会、会長平田光弘。3、指定期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日。

提案理由でございますが、壱岐市猿岩物産館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

この施設も同様でございまして、非公募といたしております。現在の出店状況でございますが、出店登録者が145名、うち50名が常時出店をなさっております。また、残りの50名が季節出店となっております。残り50名は登録のみで出店をしてないという状況でございます。この施設は、アンテナショップでございまして、平成16年ぐらいまでは非常に景気も売り上げも

よかったわけですが、非常に最近売り上げが上がっておらない施設でございます。また、この中に補助事業の目的の中に、農産加工グループの生産促進が継続になるということで、出合いの村振興会に指定管理をするものでございます。

続きまして、議案第22号でございます。公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐風民の郷、位置、勝本町布気触288番地1番外。指定管理者、壱岐市勝本町布気触288番地1、壱岐風民の郷振興会、会長今田利平。3、指定期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日。

提案理由でございますが、壱岐風民の郷の指定管理を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

本施設も非公募といたしております。構造改善事業で事業を実施したものでございまして、主に小学生を対象とした課外教育における体験活動の実習館となっております。補助事業の目的が体験と雇用の場の確保ということでございまして、農産加工施設を利用とあわせて地元の食材を使った、現在は弁当販売を中心にした食堂運営を行っております。補助事業の目的や現在の実情に精通をいたしております風民の郷振興会に施設の利用率を上げる努力を促すために、さらに今後もこの施設を管理運営をしていただくをいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 議案第23号公の施設の指定管理者の指定、壱岐市営印通寺共同店舗について御説明申し上げます。下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決をお求めするもので、本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市営印通寺共同店舗、壱岐市石田町印通寺浦196番地3。2、指定管理者、壱岐市石田町印通寺浦471番地9、石田町商店連盟、理事長若宮泰治。3、指定期間、平成23年4月1日から平成26年3月31日の3年間でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

議案第24号公の施設の指定管理者の指定、壱岐市国民宿舎壱岐島荘について御説明申し上げます。下記のとおり指定管理者を指定することについて、同じく議会の議決をお求めするもので、本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、壱岐市国民宿舎壱岐島荘、壱岐市勝本町立石西触101番地。2、

指定管理者、壱岐市勝本町立石西触101番地、財団法人壱岐市開発公社、理事長末永健次。3、指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日の3年間でございます。

提案理由は記載のとおりでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時とします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。前田教育次長。

〔教育次長（前田 清信君） 登壇〕

○教育次長（前田 清信君） 議案第25号について御説明申し上げます。

議案第25号土地の取得について、下記の土地を取得したいので、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

1、取得の場所、壱岐市芦辺町深江鶴亀触1092番地5ほか5筆。2、取得面積、2万7,584平方メートル。3、取得価格、3,786万6,735円。4、取得の相手方、壱岐市石田町池田西触239番地、壱岐土地改良区、理事長此見武次。

提案理由、国特別史跡「原の辻遺跡」の恒久的な保存整備に必要なため、取得するものであります。次ページ以降に取得土地の内訳及び原の辻遺跡平面図を添付しております。

よろしくお願いいたします。

〔教育次長（前田 清信君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

〔政策企画課長（山川 修君） 登壇〕

○政策企画課長（山川 修君） 議案第26号の御説明を申し上げます。

壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の変更について、壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

1、契約の目的、壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）。2、契約の方法、随意契約でございます。3、変更後契約金額、3億9,931万800円、現契約金額3億7,800万円。

2,131万800円の増でございます。4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多駅東3—2—28、西日本電信電話株式会社福岡支店、福岡支店長、井手口修一。

提案理由、壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）において、陸揚地の変更により海底光ケーブル（100メートル）及び保護のための铸铁管（1,088メートル）を追加施工するため、契約金額を変更する必要があること。

次のページをお開きください。変更概要図を添付しております。まず、ケーブルの変更でございますけれども、下のほうにございます長島から原島間へ、当初ケーブルの当初計画は黒の線でございます。これが、長崎県の漁港整備のための工事にかかりまして、長崎県の工事を待っては工期に間に合わないということがございまして、下の赤いラインのほうへ変更いたしました。これに伴いまして約100メートル全長が伸びてまいります。それから、緑の破線部分の表示がございますけれども、渡良浦側に铸铁管270メートル、それから長島側に铸铁管360メートル、原島側に铸铁管458メートル。この铸铁管と申しますのは、海岸線の一番浅い部分に、波の一番高い部分に铸铁管をケーブルに巻きまして保護するというものでございます。当初計画は、この3カ所で各10メートルずつ見込んでおりましたけれども、浅い部分が多いということで現在の数量に変更しております。

続きまして、議案第27号でございます。

壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について、壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

本日の提出でございます。

契約の目的、壱岐市地域情報通信基盤整備工事、契約の方法、随意契約でございます。3、変更後の契約金額36億7,539万4,800円、現契約金額は33億7,050万円、3億489万4,800円の増でございます。契約の相手方、福岡県福岡市南区那の川1丁目23番35号、株式会社九電工、代表取締役社長橋田紘一。

提案理由、壱岐市地域情報通信基盤整備工事において、引込工事の増減及び自営柱・支線並びに樹木伐採作業を変更・追加し施工するため契約金額を変更する必要があるとございます。

次のページをお開きください。

まず、引込工事でございますけれども、FM告知の受信機が当初1万1,000基見込んでおりましたところ、変更後は1万1,400でございます。400の増でございます。光テレビ工事が1万1,000見込んでおりましたのが、変更後は7,430、減の3,570でございます。光電変換装置が4,400見込んでおりましたところ3,250で、1,150の減でございます。

それから、自営柱・支線の追加でございますが、九州電力（株）に申請本数が1万48本、そ

のうち強度不足として指示を受けましたのが1,047本。NTT西日本（株）が7,834本のうち2,157本が強度不足として指摘を受けております。計の1万7,882本のうち強度不足で3,204本でございます。このうちに自営柱で処理しましたものが、当初1,600本見込んでおりましたが、3,177本ということになりました。

次に、樹木伐採作業の追加でございます。光ケーブルを架設する径間、柱の間でございますけれども、樹木が多く茂り施工できない箇所や光ケーブルが樹木の大きな揺れにより断線する場合があるので、必要な約1,680箇所の樹木伐採作業を追加いたしました。

次に、工期の延長でございます。当初平成22年6月17日から平成23年3月10日まで見込んでおりましたけれども、これを平成22年6月17日から平成23年3月25日まで15日間延長したいと考えております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔政策企画課長（山川 修君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

○財政課長（浦 哲郎君） 議案第28号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

平成22年度壱岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,171万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億249万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」によります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」によります。

地方債の補正、第4条、地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」によります。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の款項の区分及び補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページから4ページのとおりでございます。歳入歳出予算の補正の内容については、事項別明細書で後ほど説明をいたします。

5ページをお開き願います。「第2表繰越明許費補正」、1追加、4款衛生費2項清掃費、廃棄物処理施設整備事業ほか14件の事業、総額21億7,250万3,000円を、年度内にその施設が終わらない見込みでありますので翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を追加いたし

ております。

6 ページをお開き願います。「第3表債務負担行為補正」、1 追加で平成22年度葉たばこ災害特別対策資金利子補給金、借入総額5,294万円に対し、平成23年度から平成27年度までの利子補給金限度額165万6,000円を債務負担行為するものであります。内容は、日照不足、長雨、豪雨等の異常気象などにより著しく農業所得の減少が生じた葉たばこ生産農家に対して、壱岐市農協災害特別対策資金の貸し付けに対し3%の利子を2%で貸し付けがなされ1%分の利子補給をいたすものであります。及び平成22年度中小漁業関連資金融通円滑化事業利子補給金、借入総額2億6,000万円に対して平成23年度から平成32年度までの利子補給金限度額1,768万6,000円を債務負担行為するものであります。2 変更で、平成22年度商工業振興資金利子補給金限度額を記載のとおり変更し、債務負担行為の補正をいたしております。

7 ページ、「第4表地方債補正」、1 追加、過疎対策事業債、過疎地域自立促進事業分、過疎債ソフト分、2 億2,260万円を起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおり追加補正をいたしております。2 変更、辺地対策事業債、補正前限度額2億3,770万円を補正後の限度額2億3,310万円に、市道鮎川若松線、市道角野田線及び消防格納庫整備事業分の減額であります。過疎対策事業債、補正前限度額4億1,870万円を補正後の限度額4億2,750万円に880万円を増額し、次の8ページ、9ページ農林水産業債、土木債、合併特例事業債、災害復旧事業債で事業費減額等によりそれぞれ限度額を減額補正をいたしております。なお、記載の方法、利率、起債の償還は、「第4表地方債補正」の記載のとおりで変更はございません。

それでは、事項別明細書により主要内容について御説明いたします。

補正第6号は、入札等により事業費の減額及び事業執行の不用額等について減額補正をし、それらに伴う特定財源について補正を行っております。

14、15ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。

10款地方交付税、1項地方交付税は、本年度普通交付税決定額100億2,266万6,000円のうち予算未計上留保分全額4億1,392万8,000円を追加補正をいたしております。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金は、老人ホーム介護利用者の増加及び保育所入所定員の増加により増額補正を、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金は、入札により事業費の減額に伴う減額補正をいたしております。

16、17ページ、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金は、廃棄物処理施設整備事業で国庫補助金の前倒し追加交付により追加補正をいたしております。4目土木費国庫補助金は、地域住宅交付金の減額は桜木団地建設工事を翌年度に建設計画変更により減額補正を、7目の総務費

国庫補助金は、国の平成22年度補正予算、地域活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金で第1次交付限度額4,265万5,000円に対して追加交付の内報がありましたので追加補正をいたしております。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、次の18、19ページをお開き願います。3節水産業費補助金、強い水産業づくり交付金事業補助金の減額は、勝本漁協製氷施設入札等により事業費の減額分であります。8目災害復旧費県補助金は、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金の激甚指定により、増高分で補助率が農地50%が83から91.9%に、農業用施設で65%が97%に増項となっております。18款繰入金、2項基金繰入金、地域振興基金繰入金は、学校耐震対策費として新市町村振興宝くじ配分金を受けて、地域振興基金に積み立てをいたしておりました基金について、22年度末で清算することで配分金の基金清算での繰入金といたしております。

次に、20、21ページ、20款諸収入、4項雑入、県防災ヘリコプター運航連絡協議会派遣職員負担金は、派遣職員人件費相当額を受け入れております。

21款市債、1項市債、2目過疎対策事業債、増額補正の880万円は、勝本漁協製氷施設整備事業分で、2,010万円を増額し、スクールバス購入事業、大谷公園線防火水槽整備事業分合計で1,130万円を減額し、総計で880万円の増額であります。5目合併特例事業債は、学校給食センター整備事業分の増額1,060万円、廃棄物処理施設整備事業5,470万円の減額をいたしております。

次に、22、23ページをお開き願います。歳出について主要内容について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費で、翌年度並びに後年度の財政負担の軽減を図ることで財政調整基金、減債基金及び23年度事業計画予定の国民宿舎壱岐島荘の改修費、給食センター建設事業等で多額の一般財源を要するので地域振興基金に積立金にそれぞれ基金積立金の追加をいたしております。6目企画費で、ふるさと応援給付金事業で御寄附いただきました浄財を基金に積み立ての補正をいたしております。

次に、24、25ページ、3款民生費、1項社会福祉費、7目後期高齢者医療費は、療養給付費負担金の前年度清算及び22年度分見直しにより追加補正であります。

次に、26、27ページ、4款衛生費、2項清掃費、5目廃棄物処理施設整備事業費は国庫補助金の前倒し追加により事業費の増額であり、なお、事業費間調整により財源内訳で地方債の減額補正となっております。

30ページ、31ページ、6款商工費、1項商工費、4目観光費は、壱岐市福岡事務所開設の事務所内装改修工事費負担金及び備品購入費の補正であります。

34、35ページ、7款土木費、7項住宅費、2目住宅建設費は、桜木団地新設工事費減額及



び庄団地解体工事入札執行による減額補正で、９款教育費、３項中学校費、１目学校管理費、１２節運搬料は、中学校統合に係る備品等の運搬費経費でございます。

３６、３７ページ、５項社会教育費、４目公民館費、１５節で、筒城地区公民館改修工事費を追加補正をいたしております。

３８、３９ページ、１０款災害復旧費、１項及び２項は、入札執行により不用額等の減額をいたしております。

１１款公債費、１項公債費で、２１年度事業のうち繰り越し事業に係る利子分を減額いたしております。

給与費明細書を４１ページに、債務負担行為支出予定額等に関する調書を４２、４３ページに、次の４４ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれ記載をいたしております。

なお、資料２の平成２２年度３月補正予算概要で、補正予算の主要事業一覧、基金の状況、過疎対策事業、過疎地域自立促進事業分の充当先一覧並びに繰越明許費の詳細について記載をいたしておりますので、主要内容のみの説明とさせていただきます。

以上で、平成２２年度壱岐市一般会計補正予算（第６号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第２９号平成２２年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

平成２２年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億３６９万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４６億７３７万７,０００円とする。２項につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

８ページ、９ページをお開きください。今回の補正につきましては、医療給付費の増が発生したことによる補正でございます。

まず、歳入で、１款の国民健康保険税、１項国民健康保険税の一般被保険者健康保険税の減額について御説明申し上げます。

保険税につきましては、平成２２年度当初５.１３％アップで４,２２０万円の増を見込んでおりましたが、課税所得の減少で一般被保険者保険税の調定額は、２１年度とほぼ同額となり増額

が見込みませんでした。それと、予定収納率が平成21年度収納率に合わせて、95%から94%の減額補正によりまして8,537万円の減でございます。

2の退職被保険者等健康保険税の1,284万1,000円の増につきましては、社会保険加入者が退職後国保へ加入する人がふえたために増額になっております。

4款から10ページ、11ページの10款までにつきましては、保険給付額の増額に伴う基準負担分を計上いたしております。

10、11ページの10款繰入金、2項基金繰入金でございますが、保険税の減額と医療給付費の増額に伴いまして、歳入不足が生じたので国保の財政調整基金より1億6,695万8,000円の基金繰り入れを計上いたしております。

12、13ページをお開きください。歳出ですが、2款の保険給付費につきましては、1項の療養諸費、一般被保険者療養給付費に退職被保険者等療養給付費、2款2項高額療養費、7款の共同事業拠出金等につきましては、保険給付費につきまして22年の11月診療分までの実績をもとに計上いたしましたところ、これだけの増に予想がされますので今回補正をいたしております。

以上で議案第29号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の御説明を申し上げます。

平成22年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,396万2,000円とする。2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入の国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等につきましては、介護サービス利用者数の6%増により介護保険サービス給付費が5%増につきまして、各負担割合により歳入を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。3項の歳出ですが、介護サービス諸費につきまして7,000万円の増につきまして、国保連に対する介護サービス給付費の負担金を計上いたしております。

以上で議案第30号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第31号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

平成22年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出それぞれ9億2,814万円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページに、歳入歳出の款項の区分の金額を記載をいたしております。

続きまして8ページ、9ページをお願いいたします。歳入で、6款諸収入で250万円の減額は、農道及び漁業集落環境整備事業の補償費の減額によるものでございます。

続きまして10ページ、11ページをお願いいたします。歳出、1款総務費、1項総務管理費で15節工事請負費で250万円の減額は、先ほど申し上げました亀松農道及び漁業集落環境整備事業の執行残でございます。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第32号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明をいたします。

平成22年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出それぞれ3億3,314万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページに歳入歳出予算補正の分を計上をいたしております。

続きまして8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入、1目一般会計繰入金で915万9,000円の減額は、漁業集落環境整備の事業料減額によるものでございます。

7款諸収入、3項雑入で134万1,000円の減額は、漁業集落環境整備事業におきまして、消費税の還付金の決算見込みによる減額を計上をいたしております。

続きまして10ページ、11ページをお願いいたします。歳出、1款下水道事業費では、1目施設整備費では、予算の組み替えをいたしております。

2款漁業集落排水整備事業費で、1項管理費で800万円の減額は、下水道の加入金を、当初100戸見込んでおりましたが50戸の加入ということで、決算見込みで50戸分の減額をいたしております。それから、2目施設管理費で100万円の減額は、光熱費の減でございます。

2款漁業集落排水整備事業費、2項施設整備費で150万円の減額は、水道管布設がえ工事の決算見込みによる減額をいたしております。

以上で議案第32号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

○市民生活担当理事（山内 達君） 議案第33号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成22年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,872万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,649万円とする。第2項は、記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。2ページから3ページは、歳入歳出予算補正でございます。

次のページをお開きください。繰越明許費でございますが、設計業務に係る予算2,064万8,000円を繰り越すようにいたしております。繰り越しの理由でございますが、木造で計画を進めていく中、一部について耐火構造となり計画内容の協議が必要になりましたし、地域との協議も必要になりました。今後のスケジュールでございますが、3月中には建築確認を申請する予定で進めておりますが、その後の許可がおりるまで約1カ月から2カ月の期間を要するためのものでございます。

次に5ページから7ページは、事項別明細書でございます。

次に8ページをお願いいたします。歳入の繰入金については、歳出予算の減額に伴いマイナス3,941万1,000円を計上いたしております。

次に10ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

3款1項1目の施設整備費でございますが、当初予算では、地質調査、設計委託費として7,470万円を計上いたしておりましたが、今回3,941万1,000円を減額いたしております。13節の委託料の減額の理由でございますが、入居施設について鉄筋コンクリートづくりから木造、一部耐火づくりへの変更に伴う事業費の減になり設計委託料が減になったこと。それから、入札の執行残によるものでございます。12節の役務費については、建築確認申請関係書

類の作成、それから手続に伴うもので予算268万4,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第34号について御説明を申し上げます。

平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成22年度壱岐市水道事業会計予算第4条の括弧中に、不足する額1億3,712万3,000円を計上をいたしておりましたが、今回120万円の減額を生じましたので、不足する額1億3,592万3,000円を当初の建設改良積立金「2,883万5,000円」を「2,763万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正をいたします。

資本的支出、第1項建設改良費で120万円の減額は、鹿ノ辻排水地の用地を本年度計画をいたしておりましたが、次年度購入のため120万円の減額となっております。

本日の提出でございます。

4ページをお開きをいただきたいと思います。水道事業会計予算実施計画（第3号）について記載をいたしております。

6ページ、7ページが決算見込みの貸借対照表を記載をいたしております。

それでは、8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。

資本的支出、1款資本的支出で120万円の減額は、先ほど申し上げましたが鹿ノ辻排水地の用地を減額をし、新年度にまわすものでございます。

以上で議案第34号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 浦財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

○財政課長（浦 哲郎君） 議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算について御説明いたします。

平成23年度壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227億3,500万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることが

できる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50億円と定めるものであります。年度当初時期に多額の工事費等の支払いで、資金繰りに苦慮することが予測されますので、高額設定をさしていただいております。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号に定めるとおりでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算」、歳入及び歳出の款項の区分の金額は、「第1表歳入歳出予算」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出の内容については、後ほど事項別明細書で御説明いたします。

6ページをお開き願います。「第2表債務負担行為」で、平成23年度以降に発生する債務負担行為16件で、内容は記載のとおりでございます。なお、壱岐出会いの村ほか4施設の指定管理委託を債務負担いたしております。

7ページ、「第3表地方債」で、平成23年度に借入れるもので起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。起債総額限度額が41億8,830万円でございます。

次の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。本年度の予算は、前年度当初予算額227億5,500万円に対し、前年度比較で2,000万円の減であります。

歳入歳出の主な前年度予算額との増減比較について御説明いたします。

10款地方交付税、国の地方財政対策では地方交付税が対前年度比2.8%の増、4,799万円の増額確保がなされることとなっております。本市においては、平成22年度国勢調査における人口減、中学校統合における学校数、学級数の減などで算定において激減緩和措置がなされなければ厳しい状況であり、国の伸び率まで至らず1,984万8,000円の増額といたしております。

14款国庫支出金は、廃棄物処理施設整備事業費に係る分での減額であります。

15款県支出金は、勝本漁協製氷施設整備工事の完了に伴う減であります。

19款繰越金2億円の見込額で予算計上をいたしております。

21款市債は、廃棄物処理施設整備事業の減額に伴う減であります。

次に10ページ、歳出で、1款議会費の増額は、地方議会議員年金制度の廃止することとしての経過措置負担金の増額であります。

3 款民生費の増は、特別養護老人ホーム建設事業で過疎債を一般会計で借受けて繰り出しをいたすもので繰出金 4 億円、その他子ども手当支給額の増額によるものであります。

4 款衛生費で、継続事業の廃棄物処理施設整備事業が最終年度で、事業予算の減額によるものであります。

5 款農林水産業費は、勝本漁業製氷施設完成により事業予算の減額であります。

9 款教育費は、原島分校屋内運動場建設事業並びに継続事業の学校給食施設整備事業による増額であります。

1 2、1 3 ページをお開き願います。歳入の主な内容について御説明いたします。

1 款市税、1 項市民税は、個人所得の大幅な減少などにより減額予算となっております。4 項市たばこ税は、2 2 年度の税制改正で税率引き上げが行われました。本予算は、2 2 年度見込み本数に減少率を考慮しております。5 項入湯税は、国民宿舎壱岐島荘の改修予定で、休館を見込んでの減額をいたしております。

1 4 ページ、2 款地方譲与税から 1 6 ページ、9 款地方特例交付金までは 2 2 年度決算見込み及び国の地方財政計画等の見込みを考慮して計上いたしております。

1 0 款地方交付税は、普通交付税を対前年度比 0.8 % の増、8 9 億 4, 9 2 5 万 9, 0 0 0 円で、特別交付税は対前年度比 1 0 % 減の 4 億 5, 0 0 0 万円を計上をいたしております。なお、特別交付税制度の見直しが本年度よりなされます。地方交付税の算定方式の簡素化、透明化の取り組みの一環として普通交付税総額における特別交付税の割合を 6 % から 4 % に引き下げ、普通交付税に移行されるとともに事業費補正のさらなる縮減が行われます。平成 2 3 年度は 6 % から 5 % に、2 4 年度は 5 % から 4 % に段階的に引き下げの移行がなされます。また、特別交付税の額の決定交付に関する特例の新設で、大規模災害等の発生時において、その都度特別交付税の額を決定交付することができる特例が新設されることで本国会に提出されています。

1 1 款交通安全対策特別交付金についても、2 2 年度決算見込み及び国の地方財政計画の見込みを考慮して計上しております。

1 8 ページ、1 2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金、老人福祉費負担金で、養護老人ホーム関係で、介護事業負担金及び介護事業利用者負担金が増収。2 目衛生費負担金で、本年度より健康増進事業負担金を直接受診機関に支払うことで減額となっております。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、4 目農林水産業使用料の減額は、出合いの村施設等の指定管理に伴う前年度比較での減額となっております。

2 4 ページ、2 項手数料、3 目農林水産業手数料は、猿岩物産館の指定管理による販売手数料の減額及び家畜診療等手数料で予防事業の効果により病傷事故診断、初診の減少で減額をいたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金は、原島分校屋内運動場建設事業に対する国庫負担金で、補助率は補助基本額の55%であります。

次に28ページ、15款県支出金、1項県負担金、1目市町村権限移譲等交付金は、22年度の実績で計上をいたしております。2項県補助金、2目民生費県補助金増額は、次の30ページ、3節児童福祉費補助金で、福祉医療費助成費の現物給付化に伴う増加が見込まれますので増額予算となっております。32ページ、5目商工費県補助金、1節ふるさと雇用再生特別基金事業補助金は、長崎県ふるさと雇用再生特別基金を財源に地域給食を雇用する事業経営に対する県補助金で、地域資源を活用した雇用創出事業のアグリランド分、子供農山漁村交流プロジェクト事業推進コーディネート委託事業、原の辻遺跡文化遺産活用促進事業の3事業に財源を充てています。また、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金で、市内文化財施設再編資料整備業務、福岡都市圏観光物産情報発信事業、耕作放棄地解消サポート事業、不法投棄パトロール事業など8事業に財源を充てております。消費者行政活性化補助金は、消費者相談相談員の設置、相談員のレベルアップ等の地方の取り組みを支援する基金が造成された事業で、消費者行政の充実の補助金であります。以上の商工費県補助金は、3事業補助金は、10分の10の補助率であります。

34ページ、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、預金利息の低金利により減収予算となっております。36ページ、2項財産売払収入、アワビ種苗売払収入で全額を栽培漁業振興基金積立金の財源といたしております。

38ページ、18款繰入金、2項基金繰入金、財政調整基金繰入金は、普通交付税において、さきに御説明いたしましたように国勢調査人口減少などにより算定見込金額が不透明でありますので、財源不足について財政調整基金の繰入れで財源を確保いたしております。減債基金繰入金は繰上げ償還財源に、地域振興基金繰入金は学校給食施設整備事業で補助及び地方債の対象外事業の財源に、土地開発基金繰入金は柳田事務所駐車場用地、大谷公園ゲートボール場用地、職業訓練校周辺用地について、公園駐車場用地購入費で基金取り崩しを行うものであります。ふるさと応援基金繰入金はふるさと応援寄附金を積み立てて、それぞれ寄附者の趣旨により子育て応援コース分500万円を、乳幼児福祉医療に特に定めがない分について100万円を、島外通勤通学交通費助成事業の財源に充てています。

39ページ、地域福祉基金繰入金は、22年度国の補正予算地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金を原資で積み立てをいたしました基金を、家庭相談員などの人材育成、児童虐待対策事業及び自立支援員等の人材育成、DV対策事業の財源に、栽培漁業振興基金繰入金はアワビ種苗センター運営経費に、沿岸漁業振興基金繰入金は漁業近代化施設整備事業等の財源に、教育振興基金繰入金は渡良小学校の備品購入費に、それぞれ財源に充てています。

40ページ、20款諸収入、4項雑入、2目雑入、上から4番目でございます。NHK共同受



信施設等移行円滑化助成金は、市内１０カ所の共同受信施設撤去工事費助成金で撤去工事費に財源を充てております。また、市町村振興宝くじ配分金はオータムジャンボ、サマージャンボ宝くじの配分金で一般財源といたしております。

次に、４２ページ、２１款市債、１項市債、２目過疎対策事業債で特別養護老人ホーム整備事業で４億円。次の４４ページ、６目合併特例事業債で廃棄物処理施設整備事業で１１億８,１４０万円、学校給食センター整備事業で４億３,０３０万円、地域振興基金積立金に４億７,５００万円、情報ネットワーク整備事業に９,４８０万円を財源としております。財源不足に対処するために、７目臨時財政対策債を６億２,９００万円を財源としております。

歳出について、主要内容について御説明いたします。

５２ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費、１目総務管理費１９節負担金、九州市長会負担金２０５万６,０００円は、壱岐市で開催されます九州市長会開催負担金２００万円及び会費負担金であります。５４ページ、３目財政管理費、２５節積立金合併振興基金積立金に５億円を、財源として合併特例事業債及び新市町合併支援特例交付金を充てております。５８ページ、５目財産管理費、１７節土地購入費は、旧農協柳田支所跡地を柳田事務所駐車場用地としての土地購入費であります。６目企画費、１３節委託料、全国離島交流ゲートボール親善大会開催委託料は、全国離島及び県内から多くのゲートボール愛好者へ壱岐の魅力を発信し、交流人口拡大を図る事業として離島体験滞在交流促進事業、国庫補助金を財源として開催計画をいたしております。次に６０ページ、まちづくり市民力事業は新規事業で、市民と行政の協働により市民の自主的で創意あふれるまちづくり活動やコミュニティ活動の推進を図り、市民自ら考え行動するまちづくり市民力事業に対して支援助成をいたすものであります。７目情報管理費、６２ページ、１５節工事請負費、情報通信基盤整備工事費は、地域情報通信基盤整備推進交付金事業での告知放送設備等の設置申し込み期日の延長により、２２年度中に設置工事ができなかった方々の設置工事費であります。共同受信施設ケーブル等撤去工事費は、NHK助成金を受けて市内１０カ所の既存の共同受信施設の撤去工事を行うものであります。６６ページ、２項徴税費、１目税務総務費、１３節委託料、標準宅地鑑定評価委託料は平成２４年度に固定資産評価がえに伴う鑑定評価委託料並びに市街地宅地評価法導入に伴うシステム改修業務委託料でございます。

７８ページ、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、１３節委託料、地域福祉計画策定業務は、住み慣れた地域で安心して生活していくため市民から福祉に対する意識やニーズを調査・分析し、地域福祉計画を策定するものでございます。委託料ほかで事業費５００万円で、財源として雑入での地域社会振興財団事業交付金５００万円を充てて計画策定をいたします。次に、システム改修業務委託料５５０万円は、福祉医療費現物給付化に伴う既存給付等のシステム改修費であります。３目老人福祉費、８７ページ、１７節土地購入費は、借受けて使用いたして

おります大谷公園ゲートボール場の土地購入費であります。９０ページ、６目老人福祉施設費は、養護老人ホーム施設運営経費を計上いたしております。９６ページ、２項児童福祉費、２目児童措置費、２０節扶助費で２３年度の子ども手当支給予定額は１人当たり３歳未満月額２万円、３歳以上から中学校終了前まで月額１万３,０００円の予定で、総額６億９,３９５万円を計上いたしております。

１１０ページ、４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、１３節委託料で予防接種委託料の任意分で、子宮頸がん等のワクチン接種事業費として３,２０３万円を計上し、財源として県補助金を２分の１を充てています。１１４ページ、４目病院費、２１節貸付金で、新規事業として医学修学資金、医療技術修学資金貸付制度を創設をいたしております。１２０ページ、２項清掃費、３目し尿処理費、１５節の勝本自給肥料供給センター修繕工事費は、焼酎かす受入れ槽、防食塗装及び収集散布車車庫増築の工事費であります。

１２８ページ、５款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、１３節委託料は、施設管理業務委託で出会いの村、猿岩物産館、風民の郷の指定管理委託料を、有害鳥獣被害防止対策としてシカ、イノシシ、カラスの捕獲委託料を計上しております。１９節で下から２行目でございます。新規就農者独立支援事業は、農業研修を終えた新規就農者に対して独立支援をいたすものであります。１４４ページ、３項水産業費、２目水産振興費、１９節の下のほう下段の分でございます。新規事業として、漁業後継者対策事業、認定漁業者支援事業を創設をいたしております。

１５２ページ、６款商工費、１項商工費、４目観光費で、壱岐市福岡事務所設置費用を県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を財源としております。１５８ページ、１９節下のほうでございます。元寇７３０年記念事業補助金は、自治総合センター事業助成を受けてのシンポジウム開催費用の助成金であります。

１６２ページ、７款土木費、２項道路橋りょう費、３目道路橋りょう新設改良費は、道路改良補助事業で八幡芦辺線、住吉湯ノ本線の２路線事業、単独事業で、柳川楠線改良事業ほか５路線事業、起債事業で１３路線の道路改良事業などのかかる分でございます。１６６ページ、３項河川費で、準用河川町谷川改修工事費ほか３事業及び急傾斜地崩壊対策事業で、石田町白水地区ほか３地区と急傾斜地施設調査点検事業費を計上しております。１７０ページ、５項都市計画費、１目１７節の大谷公園駐車場用地購入費を計上いたしております。１７４ページ、７項住宅費、２目住宅建設費は、芦辺桜木団地１棟１６戸の新設工事及び赤滝団地建具改修事業費であります。

１７８ページ、８款消防費、１項消防費、１目常備消防費、１３節委託料で、調査設計委託料は、電波法改正により救急無線のデジタル化完全移行にするために電波伝搬調査及び基本設計費用であります。１８２ページ、４目防災費で、防災行政無線撤去費用等の計上をいたしております。

190ページ、9款教育費、2項小学校費、13節で勝本、沼津小学校の校舎耐震診断補強工事設計業務費を、15節で三島小学校原島分校屋内運動場改築事業費を、18節で指導教科書改訂により図書購入費を、194ページ、3項の中学校費、13節で石田中学校校舎耐震工事設計委託料を、22節の中途解約清算金は、中学校統廃合に係るOA機器中途解約清算金を、2目の教育振興費、196ページ、18節で備品購入費で今年度より必須科目となりました武道具の購入費を530万円、それぞれ計上をいたしております。202ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、19節下のほうでございます。市地域婦人会連絡協議会補助金で、このうち長崎県地域婦人団体研究大会壱岐大会開催費として100万円を計上いたしております。6目文化財保護費、214ページ、15節工事請負費で、県景観資産登録、壱岐風土記の丘内の旧富岩家住宅改修費を、県まちづくり支援総合事業補助金を財源として計上いたしております。216ページ、6項保健体育費、一番下になります。1目保健体育費、19節の一番下でございます国民体育大会準備委員会経費として計上をいたしております。220ページ、7項学校給食費、2目学校給食施設整備費で継続事業の給食センター建築費並びに配送車両の4台購入費の費用等を計上し、補助事業及び起債対象外の備品購入等については、地域振興基金繰入金7,800万円を財源としております。

次に、222ページ、11款公債費で、縁故債の地方債繰上償還を減債基金繰入金を財源として繰上償還金8,300万円をいたすものでございます。

12款諸支出金で、三島航路事業特別会計繰出金を、13款予備費は、前年度同額の400万円といたしております。

224ページ、給与費明細書は、1特別職の前年度比較でその他区分での人員及び報酬の主な減は、22年度は国勢調査が行われて調査員に係る分の減であります。

次に、225ページに一般職の職員手当の減は、期末勤勉手当の支給率改定に伴うものであります。

債務負担行為に関する調書は、230ページから239ページに記載のとおりでございます。

地方債に関する調書は、最後の240ページに記載のとおり平成23年末地方債現在高見込額は、305億3,501万8,000円であります。

当初予算概要を資料3で平成23年度壱岐市各会計当初予算額、一般会計款別予算集計表、歳出予算の性質別総括表、予算の主要事業については財源内訳を記載をいたしております。

次に、基金の状況、地方債の状況に関する調書を記載をいたしております。

以上で議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（浦 哲郎君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時20分とします。

午後2時09分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第36号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億4,517万6,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,168万5,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。それでは、歳入について御説明させていただきます。

1款1項でございますが、1目一般被保険者健康保険税8億1,091万7,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税6,925万円、これにつきましては、平成22年度決算見込額で計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。4款1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金につきましては、9億3,610万7,000円を見込んでおります。4款の2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、6億190万4,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開きください。5款の2項県補助金でございますが、財政調整交付金を1億7,396万8,000円を見込んでおります。

6款1項療養給付費交付金ですが、退職者医療費交付金といたしまして、2億747万2,000円を見込んでおります。

7款1項前期高齢者交付金ですが、6億6,896万6,000円を見込んでおります。

8款の1項共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございますが、これにつきましては、1件当たり80万円を超える分の計算額の59%が交付されることになっております。2目の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、これにつきましては、原則といたしまして1件当

たり30万円を超える80万円までに対して59%交付されることになっております。

14ページ、15ページをお開きください。10款1項一般会計繰入金につきましては、繰入れ基準に基づいて法定分2億6,704万6,000円を計上しております。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。歳出について御説明申し上げます。

1款1項総務管理費ですが、これにつきましては、事務的経費を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。2款1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費24億6,000万円を計上しております。

22ページ、23ページをお開きください。2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費3億3,600万円を計上いたしております。

2款の4項出産育児一時金ですが、これにつきましては、42万円の60人分を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開きください。3款から6款につきましては、すべての被保険者に共通するもので相互扶助、助け合いの制度でございまして、金額はそれぞれ現時点で国が示した算定方法に基づいて計算をして計上しております。

3款1項後期高齢者支援金等ですが、4億9,474万2,000円、1人当たり4万6,888円が示されております。

それから、6款1項介護納付金につきましては40歳から64歳までの方の支給分でございますが、概算で1人当たり5万4,200円が示されておりますので2億5,305万5,000円を計上いたしております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは30万円から80万円が基本となっております、今年度は5億4,721万7,000円を計上いたしております。

26ページから29ページは、8款保健事業費、特定健康審査等事業費を計上いたしております。

32ページをお開きください。給与費明細書でございますが、これは運営協議会に係るものでございまして、内容は記載のとおりでございます。

次に34ページをお開きください。34ページから45ページですが、これにつきましては診療施設勘定の予算を計上いたしております。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案第37号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,421万6,000円

と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきまして、23年度は据え置きで所得割り7.8%、均等割り4万2,400円で計上いたしまして、1億5,567万7,000円を計上いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金を合せて1億3,603万8,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。6款の3項受託事業収入ですが、広域連合からの検診事業の委託料といたしまして216万9,000円を計上いたしております。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項総務管理費は、事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、2億8,241万3,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、保険料分が1億5,647万3,000円、保険基盤安定分が1億1,404万4,000円、共通経費事務費負担分が1,118万9,600円となっております。

これで議案第37号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第38号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億7,150万5,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,470万4,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入について御説明申し上げます。

1款1項につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして特別徴収、普通徴収、滞納繰越分合せて3億9,028万4,000円を計上いたしております。

3款1項国庫負担金、歳出の2款1項に対応するもので4億9,263万4,000円を計上いたしております。3款の2項国庫補助金、1目の調整交付金でございますが2億5,008万2,000円として、通常は交付率5%のところですが格差是正、後期高齢者の加入割合等で本

年は9.12%の額を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金でございますが、これにつきましては支払基金から交付されるものでございます。本年度の交付率は30%となっておりまして8億2,263万9,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっておりまして3億9,855万7,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお願いします。7款1項一般会計繰入金でございますが、これにつきましては、介護給付費、介護予防費、それから包括任意分、それと事務費といたしまして、それぞれの一定のルールに基づいて繰入れをいたしております。4億748万5,000円を計上いたしております。

7款2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金といたしまして、介護保険料の改定幅を抑えることと、それから今後の介護保険財政の安定した運営を考えまして保険料の財源不足として3年間で8,570万円を繰入れる予定といたしまして、今年度5,488万9,000円を計上いたしております。2目の介護保険臨時特例基金繰入金ですが、20年度、国が交付された介護従事者等の処遇改善等で積み立ております基金から繰入れて591万6,000円を計上いたしております。

14ページ、15ページをお願いします。歳出でございますが、下段の1款総務費、3項介護認定審査会費でございますが、これにつきましては14ページから17ページに記載しておりますが、審査会費2,878万8,000円は、介護認定審査会委員報酬676万4,000円、事務処理手数料、これにつきましては主治医意見書でございますが、1,081万5,000円が主な分となっております。

16、17ページをお開きください。2款1項介護サービス諸費として26億8,440万円を計上いたしております。

次に18、19ページをお願いします。2款3項高額介護サービス費でございますが、5,400万円を計上いたしておりますが、高額医療高額介護合算制度の給付の増加に伴う増でございます。

3款1項介護予防事業費といたしまして、5,930万4,000円を計上いたしております。要介護にならないようにするための事業でございますが、介護予防実態調査分析事業、特定高齢者通所事業、介護予防教室などを行うものでございます。

20ページ、21ページをお願いします。3款2項包括的支援事業・任意事業費でございますが、これは介護相談、家庭訪問、訪問指導等で3,669万2,000円を計上いたしております。

13節の委託料ですが、相談事業につきましては社会福祉協議会へ委託いたしております。

36ページ、37ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳入について御説明いたします。

要支援1と2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして、2,476万5,000円を計上いたしております。

2款1項繰入金、一般会計繰入金ですが、嘱託職員人件費相当分を繰入れております。

38ページ、39ページをお願いします。歳出の1款1項総務管理費は、事務的な経費でございます。

2款1項居宅介護支援事業費は、現在介護支援専門員の派遣を社協から来ていただいておりますので、その分の予算を計上いたしております。

以上で議案第38号について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第39号平成23年度苓崎市簡易水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成23年度苓岐市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出それぞれ9億2,087万1,000円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方債は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思いますと思いますが、歳入歳出の款項の区分を記載をいたしております。

4ページ、5ページをお願いいたします。4ページ「第2表地方債」、起債の目的、簡易水道事業債、限度額7,000万円でございます。

それから、事項別明細書で前年度との比較を申し上げますが、前年度比較966万円の増となっております。

それでは、収入の部を申し上げます。8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入、1項負担金で50万円の増額は、加入負担金の増を見越しております。

それから、4款繰入金、1項一般会計繰入金で1,421万4,000円は、一般管理費等の増がございまして、一般会計からの繰入金をお願いするものであります。

それから、10ページ、11ページをお願いいたします。6款諸収入、2項雑入で330万



円の減額は、市道等の水道の工事補償の減によるものであります。

以上が収入の部でございまして、支出の部を申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出、一般管理費で911万9,000円の増額は、人件費の職員異動による人件費の増となっております。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。2目施設管理費で175万7,000円の減額は、11の需要費の光熱水費の減並びに工事請負費の水道管布設替工事の増によるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いいたします。2款の施設整備費で、1項簡易水道施設整備費は、昨年と同様簡易水道の施設整備を湯本地区並びに石田地区を継続でやるようにいたしております。金額は同額でございます。

それから、19ページから23ページまでが給与費明細書を記載をいたしております。

24ページに地方債の現在の見込み高に関する調書を記載をいたしております。

以上で議案第39号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第40号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出それぞれ4億1,965万6,000円と定める。2項歳入歳出予算の款項の区分は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、同じく「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用ですが、第5条でございしますが、（1）各項に計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間を流用するというものであります。

本日の提出でございまして。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。「第1表歳入歳出予算」を款項の区分を記載をいたしております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

「第2表債務負担行為」、平成23年度水洗便所改造資金利子補給金、借入総額2,100万円、期間が平成24年から平成28年度まで、限度額が101万3,000円と定めております。

「第3表地方債」、起債の目的、下水道事業債、限度額6,580万円でございます。

それでは、事項別明細書で内容を御説明をいたしたいと思いますが、前年度比較といたしましては8,226万1,000円の増となっております。

10ページ、11ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入、2款使用料及び手数料で、下水道使用料で343万2,000円は、下水道接続の増加に伴い使用料の増を計上をいたしております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金で2,650万円の増は、公共下水道の事業費の増によるものでございます。

それから、4款県支出金で前年度比3,462万円の減額は、漁業集落環境整備事業におきまして、大石地区内の完了に伴い事業費の減となっております。

それから、5款繰入金、前年度比較5,504万9,000円の増額は、公共下水道の事業費増によるものでございます。

続きまして、歳出の部を申し上げます。

14ページ、15ページをお開きをいただきたいと思います。1款下水道事業費、2目施設管理費で前年度比較380万2,000円は、需用費及び委託料の増となっております。今回の増の目的は、汚泥収集の運搬業務が前年度比較の決算見込みを加味いたしまして増額をお願いをいたしております。

続きまして、16ページ、17ページをお願いをいたします。1款下水道事業費、2項施設整備費で前年度比較1億3,228万3,000円は、公共下水道の片原、永田地区の実施に伴いまして増額するものでございます。それと、13節の委託料で地質調査を400万円計上をいたしておりますが、先町地区の地盤沈下の変状の調査を計上をいたしております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いをいたします。2款漁業集落排水整備事業費、2目施設管理費で前年度比較526万6,000円の増額は、委託料及び工事請負費で、試運転調整工費といたしましてコンポスト芦辺漁業集落の浄水場におきまして、コンポストの試験運転の経費を計上をいたしております。

それから、2款漁業集落排水整備事業費、2項施設整備費では前年度比較6,240万3,000円は、先ほど申し上げましたが漁業集落環境整備におきまして、大石地区の整備完了に伴う減となっております。

それから、25ページから29ページを給与費明細書を記載をいたしております。

最後のページになりますが、地方債の現在高の見込みに関する調書を記載させていただいております。

以上で議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

○市民生活担当理事（山内 達君） 議案第41号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について御説明いたします。

平成23年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,782万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）各項に計上した給料・職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

本日の提出でございます。

次に4ページをお開きください。地方債について御説明いたします。起債の目的ですが、介護サービス施設整備事業債を充て、限度額は4億円を予定いたしております。

次に8ページをお願いいたします。歳入の1目介護サービス費の3億6,794万4,000円は、介護保険料などの収入でございます。次の2目の6,000万円は、施設入所者の利用者負担金でございます。

4款1項1目の繰入金1億7,189万4,000円は、特養建設に伴う基金からの繰入金でございます。2目の1億7,667万1,000円は、建設費に伴う財政調整基金からの繰入金でございます。

4款2項の一般会計繰入金4億円については、建設費に伴う財源不足分の繰入金でございます。

次に12ページをお開きください。歳出関係でございますけれども、介護サービス事業費の人件費等の経常経費を記載をいたしております。

次に14ページでございますが、13節の委託料は、施設管理運営に必要な業務委託費でございます。2目の介護費の11節需要費は、経常経費を計上いたしております。13節の委託料ですけれども、施設管理運営に必要な業務委託費でございます。

次に16ページをお開きください。1款1項15節の工事請負費でございますけれども、建設

予定地内にあります倉庫でございますけれども、これを解体する予定にいたしております。

次に1款2項の短期入所介護サービス事業費と1款3項の通所介護サービス事業費は、人件費等の経常経費でございます。

次に18ページをお願いいたします。これは、施設運営に伴います経費等でございます。

次のページをお願いいたします。3款の施設整備費でございますけれども、11億4,856万5,000円は、施設建設に伴う設計、それから敷造、本体工事、備品等に伴う経費でございます。

以上で説明を終わります。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

○総務課長（堤 賢治君） それでは、議案第42号を説明をさせていただきます。

議案第42号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明をいたします。

平成23年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,374万円と定める。2項は、記載のとおりでございます。

第2条は、一時借入金でございます。一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

8ページをお開きをお願いいたします。歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目船舶使用料でございます。今年度も2,580万円を計上いたしております。

それから、2款国庫支出金、3款県支出金につきましては、国、県の補助基準に沿ってそれぞれ計上をいたしておりますが、県補助金の200万円の減は、国庫補助金が前年度の実績から見ると増額すると見込まれるので、県補助金は減少するものと見込んでおります。

4款繰入金でございます。一般会計からの繰入金は、国、県の補助残及び補助対象外などについて計上いたしております。

10ページをお開きをお願いいたします。歳出について御説明いたします。

1款運航費、1項運航管理費の一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。本年度は、船員関係では、1節報酬のところでは嘱託船員3人、2節の給料のところでは海事職3人を計上いたしております。

次に12ページをお開き願います。15節の工事請負費でございますが、平成17年度から長

岐阜県が埋立工事などをおこなっておりまして、平成22年度に駐車場の一部の舗装工事を除き、これが完成をいたします。埋立地の地盤安定を待って、壱岐市がこれを借り上げまして渡良浦待合所を建設することになりますが、それまでの間仮設の建物で対応するというものでございまして、建設のための所要の経費を計上さしていただいております。27節公課費70万円でございしますが、これは消費税納付金でございまして、簡易課税に基づくものでございます。2目業務管理費でございしますが、これも経常的なものでございます。11節需用費の修繕料2,176万4,000円でございしますが、これは中間検査とアイドックに係る修繕料でございします。これまで、車両甲板の不都合がございましたが、中間検査の際にこれを改造するという事で計画いたしております。それから、14節使用料及び賃借料でございしますけれども、これはドックに入るときや検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございします。

それから、2款公債費でございしますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリー三島の分、そして原島の待合所に係る公債費の償還分でございします。

15ページから19ページにおきまして給与費明細書でございします。

20ページをお開き願います。最後のページには地方債の当該年度末残高の見込額でございしますけれども、4,915万1,000円となっております。

以上で議案第42号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 登壇〕

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 議案第43号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明をいたします。

平成23年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,306万7,000円と定める。2項については、記載のとおりでございします。

本日の提出でございします。

8ページ、9ページをお開き願います。2歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料でございします。本年度の予算額としまして8,320万1,000円、対前年度比較をいたしまして64万8,000円の減額となっております。これは、22年度の実績によりまして使用料の減額をいたしております。

次に10ページ、11ページをお開き願います。10ページ5款諸収入、3項受託事業収入でございします。22年度の実績によって受託を計上いたしておりますが、23年度は市道の伐採を新規として受託をいたします。予算総額として1,000万円でございまして、主要幹線の草切

り並びに高所伐採を実施するものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。対前年度比較をいたしまして1,337万8,000円の増額となっております。今年度、15工事請負費で柳田事務所の増築工事を670万円、その設計管理業務を42万2,000円計上をいたしております。先ほど収入でも説明をいたしましたけれども、道路管理の受託収入といたしまして1,000万円を歳出で計上いたしております。特に大きなものでございますが、7節賃金といたしまして約550万円、11需用費で260万円、14使用料及び賃借料といたしまして船車の借上料、軽ワゴン、高所作業車の借入れ、また重機の借上げでございまして120万円を計上をいたしております。その他の経費につきましては、通常の一般経費でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔産業経済担当理事（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 登壇〕

○病院事務局長（久田 賢一君） 議案第44号平成23年度壱岐市病院事業会計予算について説明いたします。

第1条、平成23年度壱岐市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量でございます。これは、記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款壱岐市民病院事業収益は、24億6,801万円。次のページをお開き願います。第2款かたばる病院事業収益は、3億5,987万3,000円。

支出、第1款壱岐市民病院事業費用は、26億2,728万7,000円。第2款かたばる病院事業費用は、3億9,226万3,000円。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。壱岐市民病院において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,621万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。

収入、第1款壱岐市民病院資本的収入、1億1,116万5,000円。第2款かたばる病院資本的収入は、増目の1,000円。

支出でございますが、第1款壱岐市民病院資本的支出、1億9,738万4,000円。第2款かたばる病院資本的支出は、増目の1,000円でございます。

第5条は企業債でございます。起債の目的は、壱岐市民病院の医療機器整備事業費でございます。限度額は840万円と定めております。

第6条は一時借入金について、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について。

次のページをお開き願います。第9条は、棚卸資産購入限度額についてそれぞれ定めております。

次に6ページをお開き願います。平成23年度壱岐市民病院会計予算実施計画書でございます。資本的収入及び支出で、まず収入で、壱岐市民病院事業収益を24億6,801万円、対前年比の6,585万7,000円の増で計上いたしております。

医業収益が20億5,718万8,000円で、前年比814万円の減で計上しております。減の要因といたしましては、入院収益、外来収益の減によるものでございます。

2の医業外収益は4億932万円、前年比の7,349万7,000円の増で計上いたしております。これは、一般会計の繰入金の増額によるものでございます。

次のページをお開き願います。支出でございますが、壱岐市民病院事業費用26億2,728万7,000円、前年比の411万5,000円の減で計上いたしております。

給与費が15億7,882万9,000円、1,017万3,000円の増でございます。これは、賃金、非常勤医師報酬の増によるものでございます。

材料費は4億2,176万2,000円、前年比の1,284万3,000円の減でございます。これは実績により計上いたしております。

経費でございますが、2億7,916万9,000円、前年比3,890万2,000円の増でございます。これは、放射線フィルムレス導入費1,360万8,000円、それから看護師の派遣委託料の増によるものでございます。

4の減価償却費2億1,024万4,000円でございます。4,184万8,000円の減でございますが、医療機器の償却の終了によることによる減でございます。

次のページをお開き願います。医業外費用は9,698万円、特別損失が800万2,000円計上いたしております。

9ページでございますが、資本的収入及び支出で、収入で、壱岐市民病院資本的収入を1億1,116万5,000円、前年比の1,451万9,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。支出でございますが、壱岐市民病院資本的支出1億9,738万4,000円、前年比194万5,000円の増で計上いたしております。これは、固定資産購入費4,668万8,000円。これは器械備品の購入費でございます。

それから、企業債の償還金といたしまして、1億5,052万円を計上いたしております。

11ページは、23年度の壱岐市民病院会計の資金計画書でございます。

次のページ、12ページから16ページが給与費明細書でございます。

18ページから23ページにつきましては、予定貸借対照表、予定損益計算書を添付をいたしております。

次に24ページをお開き願います。平成23年度壱岐市かたばる病院事業会計予算実施計画書でございます。資本的収入及び支出で、収入でございますが、3億5,987万3,000円、前年比の2,881万8,000円の減で計上いたしております。これは、入院収益、外来収益の1人1日当たり診療単価の減によるものでございます。

医業外収益は8,245万2,000円、対前年比2,548万7,000円の減でございます。これは、一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

次の25ページ、支出でございます。3億9,226万3,000円、前年比357万2,000円の増で計上いたしております。これは、3経費の中の14委託料の中の非常勤医師派遣委託料の増によるものでございます。

次のページをお開き願います。26ページで、医業外費用は77万円、次のページ、特別損失は31万2,000円を計上いたしております。

次に、28ページでございますが、資本的収入及び支出につきましては記載のとおりでございます。

次の29ページは、23年度壱岐市かたばる病院事業会計の資金計画書でございます。

次の30ページから33ページまでが給与費明細書、34ページから39ページが予定貸借対照表、予定損益計算書を添付をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔病院事務局長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 議案第45号平成23年度壱岐市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

第1条、平成23年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条は、記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出、第3条、収入の部で、1億6,072万2,000円、支出の部、水道事業費用で1億4,472万7,000円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,274万8,000円は、当年度の消費税資本的収支調整額672万6,000円、当年度分損益勘定留保資金6,223万1,000円、減債積立金1,247万8,000円及び建設改良積立金7,131万3,000円で補填するもの



とする。

次のページをお願いをいたします。収入、資本的収入425万3,000円、支出の部、資本的支出1億5,700万1,000円。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第5条は、記載のとおりでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、(1)職員給与費1,743万4,000円。

棚卸資産購入限度額、第7条、購入限度額は287万8,000円とする。

本日の提出でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きをいただきたいと思います。23年度沓崎市水道事業会計予算実施計画書の収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の金額を記載をいたしております。

それから、6ページをお開きをいただきたいと思います。23年度の水道事業会計予算資金計画でございまして、本年度の予定額といたしまして受入資金から支払資金を引きまして3億4,726万円を計上をいたしております。

7ページから9ページが給与費明細書を記載をいたしております。

それから、10ページ、11ページが平成24年3月31日までの決算見込みの貸借対照表を、12から13ページが22年度の貸借対照表の決算見込額を計上をいたしております。本年度642万2,943円の剰余金の計上見込みでございます。

続きまして、14ページをお開きをいただきたいと思います。22年度の決算見込みの損益計算書を記載をいたしております。

続きまして、16ページ、17ページをお開きをいただきたいと思います。収益的収入及び支出の部の収入の部でございますが、前年度比較としては28万7,000円の増額でございます。これは、人件費の子ども手当等の増によるものでございます。

続きまして、18、19ページをお願いをいたします。支出の部、前年度比較で415万8,000円の減額になっておりますが、委託料及び動力費、修繕費の減額。そして24ページをお開きをいただきたいと思います。4目減価償却費で209万1,000円の増額は、構築物で麦谷中継ポンプ場の建築に伴いまして減価償却が増となっております。

続きまして、28ページ、29ページをお願いをいたします。資本的収入及び支出の部の収入の部を申し上げます。

1款資本的収入で、前年度比較は1万7,000円の減額でございます。これは、工事負担金の70万円の減、それから三島分の企業債の償還が68万3,000円の増で差し引き1万7,000円の減額となっております。

続きまして、３０ページ、３１ページをお開きをいただきたいと思います。支出の部を申し上げます。

資本的支出、前年度比較１,５６０万８,０００円の増額になっておりまして、１目配水設備改良費で９７５万３,０００円の増額。これは、市道海田紺屋町線ほか及び漏水の多い渡良地区の配管がえ並びに片原若松線の配管がえの工事費の増でございます。それから、３目配水設備拡張費で５８１万８,０００円は、鹿ノ辻配水地の築造、３００トンタンクを１基設置するようにいたしておりまして、工事請負費の増でございます。４目資産購入費で１８２万４,０００円の減額は、量水器並びに量水器ボックスの購入費の前年度比較の減でございます。

以上で議案第４５号の説明を終わらしていただきます。よろしく願いをいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 議案の提案理由の説明を終わります。

---

○議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後３時１８分散会

---

平成23年第1回定例会 壱岐市議会会議録(第2日)

議事日程(第2号)

平成23年3月7日 午前10時00分開議

|       |        |                                          |                        |
|-------|--------|------------------------------------------|------------------------|
| 日程第1  | 承認第1号  | 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて       | 質疑、委員会付託省略承認           |
| 日程第2  | 承認第2号  | 損害賠償額の決定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて       | 質疑、委員会付託省略承認           |
| 日程第3  | 議案第26号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事(第1工区)請負契約の変更について         | 質疑なし、委員会付託省略<br>本会議 可決 |
| 日程第4  | 議案第27号 | 壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について               | 質疑、委員会付託省略<br>本会議 可決   |
| 日程第5  | 議案第5号  | 壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について        | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託   |
| 日程第6  | 議案第6号  | 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について                     | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託   |
| 日程第7  | 議案第7号  | 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託   |
| 日程第8  | 議案第8号  | 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について                  | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託   |
| 日程第9  | 議案第9号  | 壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について                   | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託   |
| 日程第10 | 議案第10号 | 壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について         | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託   |
| 日程第11 | 議案第11号 | 壱岐市教育振興基金条例の一部改正について                     | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託   |
| 日程第12 | 議案第12号 | 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について                 | 質疑、<br>厚生常任委員会付託       |
| 日程第13 | 議案第13号 | 壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について                     | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託     |
| 日程第14 | 議案第14号 | 壱岐市特別会計条例の一部改正について                       | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託     |
| 日程第15 | 議案第15号 | 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について                     | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託     |
| 日程第16 | 議案第16号 | 壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について                     | 質疑、<br>厚生常任委員会付託       |
| 日程第17 | 議案第17号 | 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について               | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託   |

|       |        |                                         |                      |
|-------|--------|-----------------------------------------|----------------------|
| 日程第18 | 議案第18号 | 壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について | 質疑、<br>厚生常任委員会付託     |
| 日程第19 | 議案第19号 | 公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）                 | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託 |
| 日程第20 | 議案第20号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）              | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託 |
| 日程第21 | 議案第21号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）             | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託 |
| 日程第22 | 議案第22号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）               | 質疑なし、<br>総務文教常任委員会付託 |
| 日程第23 | 議案第23号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市宮印通寺共同店舗）          | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託   |
| 日程第24 | 議案第24号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舍壱岐島荘）          | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託   |
| 日程第25 | 議案第25号 | 土地の取得について                               | 質疑、<br>総務文教常任委員会付託   |
| 日程第26 | 議案第28号 | 平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）                  | 質疑<br>予算特別委員会付託      |
| 日程第27 | 議案第29号 | 平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）          | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託   |
| 日程第28 | 議案第30号 | 平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）            | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託   |
| 日程第29 | 議案第31号 | 平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）            | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託 |
| 日程第30 | 議案第32号 | 平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）             | 質疑、<br>産業建設常任委員会付託   |
| 日程第31 | 議案第33号 | 平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）       | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託   |
| 日程第32 | 議案第34号 | 平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）                | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託 |
| 日程第33 | 議案第35号 | 平成23年度壱岐市一般会計予算                         | 質疑<br>予算特別委員会付託      |
| 日程第34 | 議案第36号 | 平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算                 | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託   |
| 日程第35 | 議案第37号 | 平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算                | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託   |
| 日程第36 | 議案第38号 | 平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算                   | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託   |
| 日程第37 | 議案第39号 | 平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算                   | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託 |

|       |        |                               |                            |
|-------|--------|-------------------------------|----------------------------|
| 日程第38 | 議案第40号 | 平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算          | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託       |
| 日程第39 | 議案第41号 | 平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算    | 質疑なし、<br>厚生常任委員会付託         |
| 日程第40 | 議案第42号 | 平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算         | 質疑<br>総務文教常任委員会付託          |
| 日程第41 | 議案第43号 | 平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算         | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託       |
| 日程第42 | 議案第44号 | 平成23年度壱岐市病院事業会計予算             | 質疑、<br>厚生常任委員会付託           |
| 日程第43 | 議案第45号 | 平成23年度壱岐市水道事業会計予算             | 質疑なし、<br>産業建設常任委員会付託       |
| 日程第44 | 議案第46号 | 一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更について | 保健環境担当理事説明、質疑<br>厚生常任委員会付託 |

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第2号に同じ)

---

出席議員（20名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 久保田恒憲君  | 2 番 呼子 好君   |
| 3 番 音嶋 正吾君  | 4 番 町田 光浩君  |
| 5 番 深見 義輝君  | 6 番 町田 正一君  |
| 7 番 今西 菊乃君  | 8 番 市山 和幸君  |
| 9 番 田原 輝男君  | 10 番 豊坂 敏文君 |
| 11 番 中村出征雄君 | 12 番 鶴瀬 和博君 |
| 13 番 中田 恭一君 | 14 番 榊原 伸君  |
| 15 番 久間 進君  | 16 番 大久保洪昭君 |
| 17 番 瀬戸口和幸君 | 18 番 市山 繁君  |
| 19 番 小金丸益明君 | 20 番 牧永 護君  |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君      事務局次長 加藤 弘安君

説明のため出席した者の職氏名

|             |        |          |         |
|-------------|--------|----------|---------|
| 市長          | 白川 博一君 |          |         |
| 副市長兼病院事務局長  |        | 久田 賢一君   |         |
| 教育長         | 須藤 正人君 |          |         |
| 壱岐島振興推進本部理事 |        | 松尾 剛君    |         |
| 市民生活担当理事    | 山内 達君  | 保健環境担当理事 | 山口 壽美君  |
| 産業経済担当理事    | 牧山 清明君 | 建設担当理事   | 中原 康壽君  |
| 消防本部消防長     | 松本 力君  | 総務課長     | 堤 賢治君   |
| 財政課長        | 浦 哲郎君  | 政策企画課長   | 山川 修君   |
| 管財課長        | 豊坂 康博君 | 会計管理者    | 宇野木眞智子君 |
| 教育次長        | 前田 清信君 | 病院管理課主幹  | 左野 健治君  |

---

午前10時00分開議

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

議事に入る前、白川市長から発言の申し出がおりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。1件御報告を申し上げます。

ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種の一次見合わせについてでございます。

去る3月4日金曜日夜、厚生労働省はヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを含むワクチン同時接種後の死亡例が2日から4日の間に全国で4例報告されたことにより、念のため当面の間、一時的に接種を見合わせるよう全国に通知いたしました。

壱岐市におきましても、市内三つの接種医療機関に連絡をいたしまして、5日土曜日から、当面接種を見合わせております。

なお、ワクチン接種と死亡との因果関係は、現在のところ評価不能または不明とのことで、現在、詳細な調査を実施中でございます。専門家による検討会議が、あす8日に開催されることになっております。今後こうした状況の推移を見ながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これより、議事日程表第2号により本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配布しております。

---

日程第1．承認第1号～日程第2．承認第2号

○議長（牧永 護君） 日程第1、承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについて及び日程第2、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについての2件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについて、質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。14番、榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 損害賠償の理由の中に、ブレーカーが正常に作動しなかったということでございますが、この証明はどのようにされたのか。

それと借主、貸主ですか、その責任はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） ただいまの件についてお答えをいたします。

今回の事故につきましては、提案理由に書いておりますように、8月21日に家電の焼損事故が発生をいたしまして、その原因を明らかにするために、市内の電気工事店に原因調査を依頼をいたしたところでございます。

その結果、ブレーカーが正常に作動していないということが証明をされましたので、今回、市が加入をいたしております全国町村会総合賠償補償保険に申請をいたしまして、その結果、損害金額を保険の給付ということが決定をされましたので、これに基づきまして処理をいたしたところでございます。

なお、区分といたしましては、部屋の外にこのブレーカーを設置をいたしております。その関係上、中の物品でございますと住宅の使用者になるわけですが、今回はドア外の設置の問題ということで、市のほうに過失があるということで、このような対応をいたしておって、このような処理をいたしたところでございます。

よろしく願います。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについて、

質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 同じことですが、事故の証明はどのようにして確認をとられたのかお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） この件につきましても、1月11日に事故が発生をいたしまして、その後報告を受けまして、建設課の管理班の担当が現地に当方の業者と立ち会いを実施をいたしまして、横断側溝での鋼製蓋との接触というようなことで車両損傷となったことを、運転手と双方で確認をいたしたところでございます。

これも先ほどと同様に、維持管理の不徹底というようなことで、相手方の損害について、市が加入をいたしております全国町村会の総合賠償保険に申請をいたしまして、その給付が決定されたということで、このような対応をいたしております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） はい、わかりました。

ところで、普通民間会社の保険を取るときは、警察の事故証明とか一応確認とりますけれども、そういうのはこの場合は必要ないわけでしょうか。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） この件につきましては、簡易な我々の市道の維持管理上の問題ということで、側溝蓋がうまく接続をしてないというようなことで、この案件につきましては、警察とは協議をいたしておらないというのが事実でございます。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで承認第2号の質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについて及び承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論、採決を行います。



承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め討論を終わります。

これから、承認第1号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第1号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め討論を終わります。

これから、承認第2号について採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、承認第2号損害賠償額の決定についての専決処分を報告し承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

----- . ----- . -----

### 日程第3．議案第26号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第3、議案第26号壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。3番、音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 本契約の締結変更に関しましては、提案理由として、引込工事（加入者）の増減及び支線及び伐採作業の変更・追加に伴うことと、議案第27号でしょう。（「26号です」と呼ぶ者あり）済いません。失礼しました。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第26号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号壱岐市地域情報通信基盤

整備工事（第1工区）請負契約の変更については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第26号壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4．議案第27号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第4、議案第27号壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 3点ほどお尋ねしたいと思いますが、まず1点目は、12月末まで申請された1万1,400件については、3月25日まで告知防災放送端末受信機の取り付けはすべて完了するのでしょうか。また4月1日以降は、テレビのアンテナ等は供用開始ですから、アンテナ等は撤去してもよいのでしょうか。

2点目、12月末日以降、今年1月になってから申請された分は、いつから工事に着手をされるのか。そしてまた、いつごろまでに設置が完了するのかについてもお尋ねをいたします。

それから、あと1点目。これから4月1日以降の申請については、例えば一定の猶予期間も設けず、加入負担金は即4月1日以降申し込まれた方については徴収するのでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 中村出征雄議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目でございますけれども、12月末日までに申請された1万1,400件については、3月25日までで完了するのか。また、4月1日以降はテレビのアンテナ等は撤去してよいのかというお尋ねでございます。

12月末日までに申請をいただきました1万1,400件につきましては、工期内で完了する予定として進んでおります。また、光テレビで申し込みされ、工事が完了した後はアンテナ等の撤去は可能となります。3月中は試験放送として電波の送信をすることにいたしておりますので、

影響ないかと考えております。

2点目でございますけれども、12月末日以降、申請された方は、いつから工事に着手し、いつまでに終わるのかというお尋ねでございます。

1月から3月までに加入を申し込まれた方の工事でございますけれども、機器の調達後、直ちに工事を開始し、5月中旬には完了する予定をしております。

また、未加入者の皆様には3月中の加入申し込みを通知文、電話等で促進してまいりたいと考えております。

続きまして4月1日以降の申請については、一定の猶予期間も設けず加入負担金を徴収するのかということでございますけれども、1日以降の申請につきましては、壱岐市ケーブルテレビ施設条例で定めておりますとおり、申し込み時に加入者負担金が必要となります。負担金は、管理の代行を行う指定管理者が収納し、工事を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 大体わかりました。そうすると、1月以降の分については4月以降ということですから、26日から約5日間ぐらい、31日までは光ケーブルの関係の工事はないということで理解していいですね。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） そのように考えております。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 本契約の締結変更についてお尋ねをいたします。

当工事の変更契約が、約契約金額の1割に相当する36億7,500万円、当初契約33億7,000万円、3億円近くの増額契約がなされております。そして、その提案理由に関しては、引込工事の増減というふうに記載されております。どれくらい最初から計画をしておって、どれくらい増減があって、どういう理由で電柱が新たに1,577カ所増設となっております。1,577カ所の増設、そして伐採工事、そして多分光ケーブルの延長等も生じてくるかと思いますが、どうしたおおよその算定根拠で3億円に及ぶ契約増額がなされたのか。その経緯について明確にただしたいと考えております。

理事者の答弁を求めます。

○議長（牧永 護君） しばらくお待ちください。山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 音嶋議員の質問にお答えをいたします。

まず、引込工事でございますけれども、当初1万1,000世帯を大体設計上予定をしております。

ました。先日の説明で申し上げますとおり、FM告知が随分増えておりまして、これが400台ほど。光テレビが当初よりも3,570台ほど減でございます。光電変換装置、ONUというものでございますけれども、これが1,150台減でございます。

これと自営柱から申し上げます。自営柱につきましては、昨日も申し上げましたとおり、九州電力（株）が1万48本、強度不足と通知がありましたのが1,047本、それからNTTが7,834本のところ2,157本が強度不足という返事をいただきました。この合計が両社を合わせまして3,204本でございます。この3,204本のうち、支線等でその電柱を強度を増したものがございます。この3,204本と3,177本の自営柱の建設の差というのが、その強度不足等を支線等々で補ったものでございます。

この中で特にNTT柱でございますけれども、NTTから申し込みがございましたのは、当初、NTTで強度不足は既に承知をしております、この建てかえを計画してある。今年中の建てかえが1,000本ばかりあったわけでありまして、この建てかえを待っているのは私どもの仕事が全く工期内に終わらない状況でございました。これに対する強化というのが全くできない状況でございましたので、1,000本近くはこのNTTの半数近くは、私ども自営柱で補ってしまったということでございます。

それから伐採でございますけれども、当初、伐採がこれほどあるとは現実的には考えておりませんでした。現地調査をやった中で出てきたものでございまして、当初の設計の中に入っていなかったということでございます。これが1,680カ所ぐらいあります。金額にしまして約5,000万円ほどかかっております。

それから、大きく分けまして先日の全協の中で御説明を申し上げましたけれども、それ以外にセンター設備等、機器の増というのがございました。これは指定管理者と協議をしていく中で、指定管理者があるメーカーのものを、具体的に申しますと、映像関係の機器がソニーとパナソニックさんしか日本にはございません。その片一方のほうを指定管理者が選択をしますと、機器はぞろっと片一方のメーカーに寄ってしまうということになります。これを混合して使うということとは現実にはできませんので、この修正がかかってまいりました。このための増額というのは2,500万円ほどございます。

あとはこまごまとした部品等の追加、減額というのがございまして、合計額が3億円に達したということでございます。

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 私も所管の委員会で、その他の項目でこの契約変更に関する事前の相談、こういう経緯であるということは承っております。この中で私が最も重視しておりますのは提案理由の中身です。引込工事の増減とか、こうじゃなくて、当初計画をしておったN

ＴＴ西日本（株）さんに強化する電柱の強度不足が発生したということを実直に認めて、そのことにより１，５５０カ所に及ぶ電柱建てかえ工事、１カ所当たりおおよそ１５万円で１億５，０００万円に相当する増額を余儀なくされたと、こういうようにきちっと書けばいいじゃないですか。言いわけがましく。

そして、積算根拠の中にもちゃんとそれに生じる伐採箇所、恒久的に光ケーブルの破損を生じる場合があるから、当初計画で５，０００万円の伐採工事を見込んだと、こういうふうに明確に書くべきです。

ぱっと見て３億円も増額になって、ここで質疑がないというのがおかしいですよ。１割に及ぶ契約変更があるというところが、当初の契約、調査内容に何らかの不備があったのではないかというふうに、我々は考えるのが当然であると思うわけです。

そこら辺だけは謙虚にお認めいただきたい。そうじゃないと反論されるなら、この席で反論をしていただきたい。私は、そのことをこの契約に関して理事者側に求めたいと考えておりますので、どなたでも結構でありますので見解を賜りたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 御指摘のように、提案理由については今後明確に記載するようにいたします。

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（３番 音嶋 正吾君） 真摯に承りました。終わります。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。町田正一議員。

○議員（６番 町田 正一君） 私もちょっと１点だけお尋ねしたいとですが、今回の１，６８０カ所の樹木伐採作業で５，０００万円余分に予算がかかったということですが、当然、今後のメンテナンスを考えると、樹木の伐採なんかというたら、数年後にはまたもとどおりになるんですけども、だから恐らく年次的に樹木の伐採をずっとやっていかないとかならないかなというふうになるんですが、このメンテナンス料はだれが負担するんですか。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

ケーブルの補修につきましては、指定管理者がいたします。伐採につきましては、ただいま議員仰せのとおり、各年ずっとやっていかなければならない問題が生じてくるだろうというふうに考えております。今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。（「だれが負担するのかと聞いたんで」と呼ぶ者あり）それは市が負担しなければいけないというふうに思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 政策企画課長はちょっと考え方を間違うとと思います。ケーブルのメンテというのは、その辺も含めたところのメンテだというふうに理解しておりますので、指定管理者にさせます。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 市長が言うとおりにしてもらえるんだったら、僕は前、契約書を出せちゃうたら、実はこういうメンテナンスの料金もどちらが負担するかとか、あるいは不慮の災害の場合はどちらが負担するかとか、そういう明確な取り決めをしておかないと、多分市長も詰められてると思うんで、この分については市長も御存じのとおり、一番最初の初期投資のぶんは、今回ほとんど国費で出るんで構わないんですが、あとの保守管理に市が継続的に毎年、こういった形でずっと費用が固定費がどんどんどんどん積み重なっていくちゅうのが、一番今後、市がやってはいかんことなんですよ。

だから、ぜひこの分については、契約書については恐らく明記しておかないと、この前の計画表であつたら、申しわけないですけど、こんな費用なんかどこにも書いてないんで、ぜひこの分については、ぜひ管理運営、委託業者のほうが負担するということを明確に書いておかないと、後で相当問題になると思いますので、ぜひその分については、契約書の附帯事項でぜひうたってほしいと思います。ぜひお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 町田議員の御指摘のように、あそこの木が茂って電線にかかるとから、市は処理をしてくれとか、そんなばかな話はないと思っていますので、その辺はちゃんと明文化して、先日もお答えしましたように、内容についても議員にお知らせする、開示をするということとで御了解いただきたいと思っています。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 2点、お願いします。

建柱の強度、特に建柱については小さいという懸念を持っておるわけですが、耐用年数とそれから補修等にあれに上る。ほかのNTTの建柱よりも小さい。これについての強度とそれから耐用年数。

それから、光ケーブルについて線が小さくなったんじゃないかと思うわけですが、その関係について、これも変更になってくると思いますが、その点について教示願います。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 豊坂議員の質問にお答えをいたします。

鋼管柱の強度のことをおっしゃっているかと思いますが、耐用年数が設計上は20年となっております。

それから、線が細くなったのではないかという御指摘でございますけれども、線は細くなってはおりません。幹線、支線については全く変わっておりません。宅内への引き込みの部分で、例えばその周辺に16戸家がある、20戸ぐらい家があったとします。それに16芯の線を引っ張ってきて、それが20戸ですから不足するわけです。それに対するもう10線をひっばってくるという経過はございます。それを少し細い線にかえたというのは経過としてございますけれども、それはあくまでも経費を安くするための手段でございまして、故意に補足するという行為ではございません。

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） もう一件確認しますが、このケーブル線については、リスの被害はないと思われますか。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） リスの被害が全くないかということは、ちょっと申し上げられません。既に、以前に張っておりますイントラのケーブルというのは、年間五、六回被害を受けております。先ほどの質問にもありましたけれども、常に線の周辺というのは、やはり伐採をしておくべき。イントラの線がどうしても枝がかぶるところを集中的にねらってやられております。イントラの線は、できるだけその付近は伐採をしたわけでございますけれども、今度の光ケーブルにつきましては、壱岐市全島を賄っております。したがって、そうそう簡単にはできるもんじゃございませんけれども、今回できるだけの伐採をしております。それでもなかなか完璧にというわけにいきません。

したがって、先ほどお話をしますように、何年かの周期でやはり伐採作業というのは出てくるというふうに考えております。

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） リスの被害があるとすれば、そこは指定管理者負担になるわけですか。

それから、これについて市のほうの先ほどから話しておりますように、総合賠償責任保険に加入できるかどうか。その点についてお答えを。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） このリス被害の普及については、指定管理者が行います。断線の普及に関しては指定管理者が行います。

総合賠償保険の考え方でございますけれども、線自体が自然災害等々にかかわりまして被害をこうむったときには、損害賠償の対象となります。しかしながら、小動物、リスとかそういうものもろのもので被害をこうむった場合は、対象となりません。したがって、今の状態でいきます

と、指定管理者が全部補うという形になります。

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 自然災害の具体的な例を。例えば、自然災害じゃない場合もあるわけです。これは一応各自治会が今、里路補修してるとしています。あるいは高所作業で作業中に事故があったとします。そういう場合に線を切った場合、その場合の責任、それから保険関係。ここも明確に答弁を願います。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） まず、損害賠償の定義でございますけれども、例えば事故とか何とかやって個人がやられた場合は、原則的に個人の負担であろうというふうに考えております。

ただいまおっしゃった公民館等々で伐採作業をやる中で事故が起こったという場合、非常に難しいわけでございますけれども、私どもやはり線も壱岐市のものでございます。道路の伐採作業というのも壱岐市が自治公民館にお願いをし、やらせているものというふうに理解をしております。

しかしながら、人為的な災害が両方の保険で賄えるかと言いますと、そうではございません。そのところが今、損害賠償上の抜けたところというところちょっと語弊ございますけれども、はまるところがございません。ただいま調査をしておりますけれども、そのところは今のところ指定管理者で補っていく、あるいはもう完全に市で補っていくという形にしかなくなっていかない。持ち主も市である、行為をした者も市であるという形で、自分のところにしか返ってこないというふうに考えています。（「もう一回で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（牧永 護君） 委員長ですから、申し入れはよく守ってください。豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） なるべくしないように思ってるんですが、理解できないからひとつ質問するわけですが、市が例えば奉仕作業の場合、里道改修とかそういう場合もあるわけですが、そういう場合は市にかわって委託料で一応管理をしているわけですが、伐採等で切ったときに指定管理者に負担させるちゅうのは過酷じゃないかと思いますが、施設は市のものだと思いますが、その点についての確認で終わります。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 例えば道路補修工事等に係る高枝伐採、そういったときに断線したということは、先ほど課長が申しますように、市にかわって道路の維持をしていただいているということにかんがみまして、個人の負担は公民館に御負担をかけることはしない。あとの指定管理者にするのか市がするのか、そういったところにつきましては、本日は明確にはお答えしませんが、公民館等に御迷惑をかけることはない、そのことを申し上げておきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。



○議員（１３番 中田 恭一君） 今ちょっとおかしいなと思ったんですけど、公民館で伐採したときは、市がみらなでんちゅう考えでしょうけども、それしよったらどんどんどんどん切れますよ。普通線のあるときは、ＮＴＴの線とか切ったら膨大な金額になるんです。電気線切ったら膨大な金額になるんです。だからこそ一生懸命みんな注意して切りよるのに、それを市がみますよちゅうたら、どんどんどんどん構わんで切りますよ、公民館でも。そこはある程度抑えとかんと、ぶつぶつぶつぶつ切ってしまいますよ。（笑声）そう思いますよ。皆さん、用心して切りよるわけですから、幾ら公民館でも。いいですよ、やっていただけますから、市がみますからちゅうたら、その辺は絶対用心しませんよ。ＮＴＴ線１本切れば１０万円、２０万円どころじゃないです、何十万円取られるとですから。だからみんな心配してやりよるとですから、その辺はやっぱり明確にしとかんと、市がお願いしといとやから、どうぞ切ったら市が補修しますのでやってくださいちゅうたら、それはもうとてつもない金額になります。

その辺ちょっと、きょうは結論は出されんと思いますが、ちゃんとしとかんと大きな金が発生すると思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今の御心配も確かにございます。ただ、ここでそれは公民館に責任を持ってくださいと、これは全く言えないわけございまして、私の今の気持ちを申し上げました。確かにその辺についても、公民館に十分お話をしながら、そして実際幾らかかるんだよということの数字を提示しながら、皆さんにお願いをしていきたいと思ってます。

私は性善説をとりたいと思ってますので、よろしくお願いします。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） 地域情報通信基盤整備工事も今回の契約で多分最後だろうと思いますが、２ページ目の説明資料の４番の工期の延長についてお尋ねをいたします。

今回の整備工事によりまして、当初大体雇用が２００から３００ぐらい発生しているということでしたが、期間中に３月１０日までどれぐらいの雇用が発生したのか。そしてまた、今回１５日間変更されるわけですが、新たにというか、そのまま継続して再度どれぐらいの雇用があるのかをお尋ねをいたします。詳しい内容がわからなければ、後ほどでも結構ですから。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 鵜瀬議員さんの質問にお答えをいたします。

２月末の時点での数字で申しわけございませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

島外の工事の従事者数でございますが、延べ人員で２月末日で１万３，７５１人でございます。現在は島外から１日大体２８０人ぐらい入ってるだろうと思っております、現在の状態で。これがもうしばらくすると３００を超す状態になろうかと思っております。

何しろ現在一生懸命、宅内への引込を努力しております。しかしながら、予約していてもなかなかいっしょにならない。留守の家を拝むという状態が続いております、なかなかノルマが達成できずにおるところでございます。仕方ございませんので、どんどんどんどん人夫をふやしておるという状況でございます。

先ほど25日まで大丈夫かという話がございましたけれども、できるだけ一生懸命努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） もう期限まであとわずかでございます。特に市長も御存じのとおり、島内の経済状況は大変厳しい状況でございますので、フル稼働しても島内業者を優先して、ぜひ雇用の場として活用していただきたい。それで間に合わない場合は、多分間に合わないと思いますので、島外からの雇用も含めて、なるべく島内に金を落としていただくような工面をしていただくことを申し添えて終わります。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今の質問の関連でちょっとお尋ねをいたします。

確かに15日の延長で、できるだけという今課長の答弁がありました。当初の説明では、3月いっぱいでは必ず終わるという、そうしなければ返さなければいけないという説明で、この事業は進んだと思います。

それと、いろんな工事関係者にお話を伺いますと、ほとんど間に合わないという返事が今になったら、私はほとんどの方から聞きます。そうなれば、4月1日付で関西ブロードバンドのほうに受信料が払われるのか払われないのか。もしおくれた場合の対応策をちょっとお聞きをいたします。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在、宅内工事つまりFM告知端末がついとる家庭というのが、大体50%を超えております。残りが6,200世帯ぐらいではなかろうかというふうに思っております。ちょっと詳細な数字を現在つかんでおりませんが、これで大体現在、島内で活動しております工事の業者というのが280名から300名程度おります。単純に（「おくれた場合の対応策は」と呼ぶ者あり）、見込みとしては完了すると思っております。

なぜかと申しますと、280名が2名の班で回ります。そうなりますと140班、半分ですから140班になるわけです。140班が1日こなす量というのが、4戸ぐらいが限度ではなかろうかと思っております。そうすると1日に560戸終わっていく計算になります。これを6,000で割りますと十数日ということになります。これは単純に理論上の数字だけでござい

ますけれども。

先ほど申し上げますように、なかなか家にいらっしゃらないという家庭が田舎のほうに行くと多いものですから、その面でどんどんどん日数をくらっているという形でございます。終わらないという、ちょっと数字的には終わる数字なんですけれども、終わらないという話を私も聞いております。九電工がしゃべっておるのではなくて、下請け業者さんが、ばらばら自分の範囲内を一生懸命やっとするものですから、その中でポイント的に、これはうちだけじゃ無理ですよというような話をされてるという話は聞いております。

○議長（牧永 護君） 田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） このことについて、確かに私、一般質問の中で恐らくそういう事態が発生せやせんかということで、当初一般質問しました。そして、内外をセットで外につけられないかという説明もしました。そのときの答弁が、いや、工期は絶対に間に合いますという答弁でございました。けれども、今になってかなりおくらせておる。そして事業所の方に聞いても、どなたに聞いても、もう99.9%終わらないでしょうと。そうなった場合、課長がいろいろと説明されましたが、終わらなかった場合の関西ブロードバンドの4月1日付の供用開始の受信料、それには問題になってくると思います。その場合、1日付で関西ブロードバンドに受信料を納めるのか納めないのか。受信がなされなかったら個人は絶対払いませんから、いろんな問題が生じると思いますので、そのときの対応策を聞いてるんです。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） ただいまの仮定の話なんですけれども、4月1日に電波が届いていない状態であるならば、課金ができない状態になるというふうに認識をしております。その場合、関西ブロードバンドの収入不足という形になってまいります。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、これで議案第27号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第27号壱岐市地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5．議案第5号～日程第43．議案第45号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第5、議案第5号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第43、議案第45号平成23年度壱岐市水道事業会計予算についてまで39件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第5号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号壱岐市教育振興基金条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11番、中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 1点だけお尋ねをいたします。

今回、壱岐市生きがい広場条例を廃止して、壱岐市石田町総合福祉センターの屋外施設となりますが、生きがい広場の使用のことについて、1点だけお尋ねします。

当然、総合福祉センターは週に1度の休館日があると思いますが、この生きがい広場は休日があるのかないのか。その1点だけお尋ねします。ちなみに従来は休みなしで利用されておりましたので、今回どのようになるのかお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） 御質問の件についてお答えをいたします。

規則上は、金曜日が石田の福祉センターにつきましては休館日となっております。壱岐市地域福祉活動拠点施設条例施行規則の第3条中の休館日規定で、先ほど申しました金曜日もございますけど、年末年始も休みとなっております。

その第2項に、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または閉館することができるとなっておりますけれども、今現在、中村議員さん御存じのとおり、生きがい広場の利用実態につきましては、金曜日でも使用希望があった場合については利用できるということにいたしておりますので、規則の第2項について、現状と合うように本年4月1日から改正をするようにいたしております。

改正後につきましては、「市長が必要と認めるときは、臨時に休館、閉館または開館もすることができる」という内容に改正をするということにいたしておりますので、現状のとおり使用できるというふうに解釈していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号壱岐市特別会計条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 今回の条例改正につきましては、理由にもありますとおり、第2条中の第2項を削る。市外者の利用の場合は、全項各号使用料の2割を増徴するの部分を削られるということですが、今回改正される内容につきまして、以前はあったように、市外の人についてはそれぞれの金額について2割を徴収しておりました。今回これを削るということで、市内外問わず使用料は同額として理解していいのか、お尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 鵜瀬議員さんの御質問にお答えします。

御質問のとおり、市内外を問わず同額ということでございます。

現在の条例では、市外者の壱岐市葬斎場の利用につきましては、御指摘のとおり使用料の2割を増徴するということになっておりますが、近年の利用実態でいきますと、市外者の利用状況は全体の2%前後で推移しているところでございます。そのほとんどは、親族が市内に居住しているか、墓地等を有している方、または市外の介護保険施設等に入所された方でございます。島外から来られ、壱岐で火葬後、島外で納骨されるという方は特例で、そういう方はおられません。21年度に韓国の方が漂着されて、韓国で納骨されたという方がおられますが、それ以外は特殊な方はおられません。

そういう状況を踏まえて、壱岐市葬斎場の使用料の2割増については廃止することとしたところでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 今、担当理事の御説明でわかるように、結局、事故等が壱岐で発生した場合に、島外の人がです。その場合についても、すべて同額ということでもいいとですね。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） そのとおりでございます。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 通告はいたしておりましたが、島内の民間病院でのこの状況がどうなっているのかわかってたら、答弁お願いします。

○議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

○病院事務局長（久田 賢一君） 民間病院との分娩料の額は一緒でございます。同額で請求されております。市民病院とです。

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 今はこの時間外は取ってらっしゃらないということですね。現在、民間病院もですね。今、市民病院は。民間病院も時間外とか深夜の分娩については、割増料はないということですね。

○議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

○病院事務局長（久田 賢一君） 時間外については取っておられません。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）から、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）まで6件を一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 19 号から議案第 24 号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 11 時 10 分とします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第 25 号土地の取得について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。11 番、中村出征雄議員。

○議員（11 番 中村出征雄君） 2 点ほどお尋ねしたいと思いますが、今回、原の辻の関係で 2 万 7,584 平米、3,786 万 6,735 円で土地の取得があります。この中では、雑種地とそれから宅地がありますが、10 アール当たりの単価は同じなのか。それともまた宅地と雑種地では違うのか。それぞれ 10 アール当たりの単価についてお尋ねをいたします。

それから、私が見た範囲では、補正予算に予算計上はされてないようですが、財源は何で対応されるのか。多分、以前購入したときには、かなりの国費の補助があったように私も記憶しておりますが、国の補助等はないのかどうか。

以上、2 点についてお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 中村議員の御質問にお答えします。

まず、1 点目の宅地の同一価格かということですが、今回取得しようとする土地の地目、宅地、雑種地については、21 世紀型県営圃場整備の換地後の地目でありまして、購入に当たっては、壱岐土地改良区が圃場の調整水田、史跡の保存用地として先行取得しました従前の地目及び単価の執行となっております。

なお、従前地における地目別単価は、指定地内が田畑ともに 10 アール当たり 1,500 円、指定地外は田畑とも 10 アール当たり 1,000 円を基準としております。1,500 円の根拠といたしましては、市公示価格を基準に鑑定評価によるものでございまして、1,000 円の根拠は非公示価格を基準とするものでございます。

それと、次に財源についてですが、財源につきましては、平成 22 年度当初予算で計上をいたし、承認をいただいているところでございます。

また、国の補助等につきましては、議案の 2 ページの内訳表をご覧いただきたいと思います。



2番、3番、4番、5番の4筆については、2月7日に補助を受けまして国特別史跡の追加指定を受けましたので、国80%、県8%の補助を受け執行することとなります。

なお、1番、6番の2筆は指定外地域となりますので、補助の対象外となります。

以上です。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 十分内容はわかりました。

当初予算で計上しながら、年度末まで遅くなったというのは、何か理由があるわけですか。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 国の告示を待ってからということです。

○議長（牧永 護君） 次に12番、鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 今の11番議員の中村議員の質問の中で、今回、私の質問する内容についてわかりましたので、今回購入する土地については、特別史跡内の2番、3番、4番、5番についての購入ということで、1、6については現在のガイダンス及びその横の駐車場みたいなところだと思うんですが、今回、特別史跡の一つの目玉であるのは、やっぱり船着き場跡地だと思います。今回の跡地については、今回購入する土地には入っていないのだろうと思いますが、将来的に購入する予定があるのかお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 今回は船着き場は入っておりません。今後購入を予定をしております。時期はまだ未定ですけど、購入の時期は。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 将来的に購入された後、その船着き場跡地についても特別史跡として申請予定なのかどうか、あわせてお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） はい、特別史跡として認定を受けるようにしとります。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。町田光浩議員。

○議員（4番 町田 光浩君） 1点ちょっとお伺いします。

今出ております2番、3番、4番、5番、今度指定を受けた分の取得分ですが、今後の調査及びその整備の計画のあらましがありましたら、お教えいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

○教育長（須藤 正人君） 今後の計画でございしますが、今回購入をいたしました土地につきましては、復元住宅の屋根の原材料をここで育てようという計画を持っております。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第28号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。14番、榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 2点ほどお願いいたします。

27ページの4款ですけれども、使用済自動車とはどのような自動車なのか。また、どこに委託されるのか。

それから31ページの農林水産業のほうですけれども、説明がありましたけれども、もう少し詳しく強い水産業づくり交付金事業で執行残ということで2,591万1,000円ということでございましたが、これの説明をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 榊原議員の御質問にお答えいたします。

使用済自動車とは、廃車された自動車のことでございます。自動車リサイクル法に基づき、離島地域において取り引き業者が使用済自動車の処理の際に、海上運搬費用などが必要となります。本土に比べ割高な費用が発生するため、本土への取り引き業者への引き渡しの海上運搬費用の支援により、使用済自動車の適正かつ円滑な使用を行うための事業でございます。

公益法人財団法人自動リサイクル促進センターから補助をされて、現在海上輸送費用の片道分の8割を補助を受けております。

現在、この制度を利用して取り引きをされている業者は島内で3社でございます。壱岐自動車フィルディング（株）、有限会社藤尾、福出雲リサイクルの3社でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 強い水産業づくり交付金の減額の理由でございます。

まず、この施設は昭和60年に製氷所を建設をしたものでございまして、勝本地域の漁船、約400隻に氷を渡しているものでございまして、昨年まで給氷の制限を行ってございました。そのために今回改正をしたものでございまして、製氷機が日産20トン、貯氷庫が70トン、それから屋上の防水工事、外壁工事、外壁の補修並びにチェンブロックの施設整備をしたものでございます。

以上でございます。

金額を申し上げます。当初予算で2億5,121万2,000円、入札を行いまして、生産額が

2億2,530万1,000円でございます、その差額2,591万1,000円を減額するものでございます。

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） まず、衛生費のほうですけれども、廃車の価格は一応、そのときの時代の鉄鋼の価格によってお金を払って処理してもらう分と、それからお金を反対にもらう分とが発生しますけれども、それは航送費ということですが、もうそういうこと関係なく1台につき幾らで出されているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 榊原議員の御質問にお答えいたします。

現在、航送料として支払っているものにつきましては、渡良の島から壱岐の島、本土まで持ってくる場合が単価がございます。それから、壱岐島から本土に行く場合に、プレスなしとか、壱岐から福岡に行く場合の輸送費につきまして、回数券を買ってる人とか買ってない人とか、そういうところで単価が若干変わっております。基本的に積んだ量に対して単価が決められておりまして、その分につきまして支払っているという状況でございます。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。大久保洪昭議員。

○議員（16番 大久保洪昭君） 2点ほどお尋ねします。

25ページの民生費、老人福祉施設費の需用費の修繕料64万円、それと35ページの消防費の修繕料、需用費の70万4,000円、この修繕の箇所。どういうところをどういう修繕をしたのかお尋ねをします。

○議長（牧永 護君） 松本消防長。

○消防本部消防長（松本 力君） 御質問にお答えをいたします。

消防費の中の修繕料につきましては、これは岳ノ辻の無線局が落雷によってやられた分の修繕料でございます。

○議長（牧永 護君） しばらくお待ちください。山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） 遅くなりました。老人ホームのUHF、BS、CSブースター取りかえ等に要した費用でございます。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第29号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 29 号の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号平成 22 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 30 号の質疑を終わります。

次に、議案第 31 号平成 22 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 31 号の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号平成 22 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。14 番、榊原伸議員。

○議員（14 番 榊原 伸君） 歳出の 11 ページですけれども、漁業集落排水、今瀬戸のほうで進められていると思いますが、説明の中で 100 戸見込みが 50 戸となって 800 万円の減額となっておりますが、対象の戸数はどのくらいあるのか。また、この芦辺のほうですけれども、漁業集落の排水整備事業を含め下水道関係の全体の加入率の推移はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） ただいまの件につきましてお答えをいたします。

現在、漁業集落排水整備事業で瀬戸浦をやっておりますが、全体の戸数が 517 戸でございます。平成 20 年度が 81 戸で 18.1%、平成 21 年度で 143 戸、27.7%、平成 22 年度が 1 月末時点でございますが、190 戸の 36.8%となっております。

なお、公共下水道の郷ノ浦地区で申し上げますと、対象戸数は 1,124 戸、平成 20 年度が 398 戸の 35.5%、平成 21 年度が 455 戸で 40.5%、平成 22 年度の 1 月末で 503 戸の 44.8%というふうに、今推移をいたしております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 以上で、通告による質疑を終わります。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第 32 号の質疑を終わります。

次に、議案第 33 号平成 22 年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 3 号）

について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。11番、中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） まず13ページ。1款の市税、税目別の収納率は何%を見込んでおられるのか。そしてまた、法人税の納税義務者数と現在の動向、金額的には前年より上がっておりますが、横ばい状態かあるいは減少傾向にあるのか。

それから、平成22年度中の固定資産税ですが、新築家屋数についてお尋ねをいたします。

その次が、たばこ税について。喫煙者は年々減少していると思いますが、前年より今年は増額の計上をされておりますが、若干1本当たりの国の交付金がふえたのかどうか。あるいは、前年度の実績によって計上されたのかどうかについてお尋ねをいたします。

それから19ページの12款の分担金及び負担金であります。3節の児童福祉費負担金、保育所入所負担金、滞納繰越分31万7,000円とありますが、滞納者の数、何人おられるのかお尋ねをいたします。当然、収入で見込んでおられますので、滞納額は多分それ以上の金額であろうかと思いますが、実際の滞納額についてお尋ねをいたします。

次は21ページ、13款の使用料及び手数料の中で、土木使用料、3節の住宅使用料についてありますが、現年度の収納率は税と同様、何%を見込んであるのか。それから、市営住宅の総戸数及び過年度分の滞納額と滞納者の数についてお尋ねをいたします。

それから23ページ、7目の教育使用料の中の文化ホールの使用料、滞納繰越分12万円についてありますが、私は昨年も同様の質問をしたと思いますが、多分これは1名の方と思いますが、その後の状況、請求等はなされたのかどうかです。その後の状況についてお尋ねをいたします。

それから59ページ、総務費の6目の企画費、13節の委託料、今回全国離島交流ゲートボール親善大会の委託料2,200万円計上してあります。もちろん国からの補助も1,000万円ほど計上されておりますが、開催の時期、それからこの委託料でどこに委託されるのか委託先、それから島外からの来島者はおおむね何名ぐらい来島されるのか。そしてまた、ゲートボールをされる会場はどこを予定されているのか、お尋ねをいたします。

それから61ページ、同じ6目の企画費の中で、負担金補助及び交付金で島外通勤、通学者の交通費助成840万円についてであります。対象予定者はどの程度を見込んでおられるのか。そしてまた、平成22年度の対象者は何人であったのかについてお尋ねをいたします。

それからもう一点は195ページ、これについては通告はしておりませんでした。195ページの9款の教育費、そして13節の委託料ですが、スクールバス・スクールボート運行業務5,600万円についてであります。もうあと1カ月足らずで中学校の統廃合が行われるわけですが、運行業務委託の入札は終わったのかどうか。終わったのであれば、入札の結果の状況についてお尋ねをいたします。

そしてまた、運行業務委託料は、国の交付税の措置の範囲内であるのかどうか。併せてお尋ねをいたします。スクールバスだけでなく、スクールボートについても同様の質問をいたします。

以上、7点について通告外が1件ありますが、7件についてお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 質問順位順に答弁願いたいと思います。山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） まず13ページの市税の件について、お答えをいたします。

個人市民税の現年度分については98%、滞納繰越分については10%、法人市民税の現年度分は90%、滞納繰越分は8%、固定資産税の現年度分は96%、滞納繰越分は8%、軽自動車税現年度分は97%、滞納繰越分は20%、市たばこ税及び入湯税につきましては100%、都市計画税については2%を見込んでおります。

次に、法人税の納税義務者数につきましては、平成21年度納税義務者数650人、それから納税額1億3,114万3,000円、平成22年度納税義務者数の見込みは640人、納税額の決算見込み額は1億692万6,000円でございます。それから、平成22年度は法人税の減税引き下げ措置がなされておりますので、減収になっております。23年度につきましては620人、1億1,989万9,000円を見込んでおりますので、年々減少傾向となっております。

次に、新築家屋数でございます。平成21年度分は、新築家屋数は木造126件、それから非木造31件、計の157件でございます。平成22年度分につきましては、1月から12月までの木造が126件、それから非木造17件の合計143件で、今のところ前年より14件ほど減少いたしております。

次に、市たばこ税につきまして、平成22年10月の税制改正により値上げになりましたので、増税の予算を計上いたしております。20本入りの300円たばこが100円程度値上げをされておりますので、それに伴いまして、市のたばこ税も1箱当たり65.9円から92.3円に26.4円の増税になっております。販売数の場合、22年度が約238万箱、23年度が

190万箱と約48万の箱数が減少する見込みでございます。これを率に換算した場合、販売数は約2割の減少となってまいります。先ほども申し上げましたとおり、たばこの税率につきましては約4割アップしておりますので、結果といたしまして、たばこ税収は664万1,000円の増収になると見込んでおります。

次に19ページの負担金でございます。平成22年6月1日の場合でございますけれども、29名で353万6,320円の滞納額がございました。その後、入所負担金の徴収等を実施をいたしまして、平成23年度当初予算編成時につきましては、滞納額が287万5,520円となっておりますので、約11%程度の31万7,000円の納付を見込んで計上させていただいております。さらに、平成23年3月1日現在でございますけれども、各種手当、子ども手当等ということになりますけれども、支給後の納付特例などによりまして、完納者が6名、それから納付額が90万9,800円となりましたので、今現在の滞納者は23名で総額262万6,520円と、昨年6月に比べたら減となっております次第でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） 21ページ、住宅使用料についてお答えをいたします。

管理戸数は789戸でございます。予算の計上といたしましては、調定額が1億1,000万円の97%ということで、1億670万円計上をいたしております。

それから、滞納額につきまして3年間の内容を御報告をいたしたいと思います。平成19年度が207万4,800円、41名でございます。平成20年度が220万4,700円、49名でございます。平成21年度が274万2,040円、53名の状況となっております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 文化ホール使用料の滞納繰越分ですが、平成16年度と平成17年度の映画上映使用料の未納分でありまして、平成21年度に分納誓約書を取り交わしまして、以後、毎月1万円ずつ納入されておまして、本年、平成22年度も2月まで1万円ずつ入っております。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 59ページ、全国離島交流ゲートボール親善大会の内容についてでございます。

開催時期は平成23年10月29日から30日を予定しておりましたがけれども、京都で行われるゲートボールの全国大会と日程が重複することがわかりましたので、現在、その前後で調整を進めているところでございます。

委託先につきましては、本事業は国土交通省所管の離島体験滞在交流促進事業により、事業実施主体は市町村が行うこととなっているところでありますが、この事業を成功に導くには、各関係機関、団体等の協力が必要なことから、全国離島交流ゲートボール親善大会実行委員会を立ち上げ、その実行委員会に委託することにしております。

来島者につきましては、全体の参加予定競技者を全国から８０チーム、５６０人、大会役員、審判員、スタッフ等大会関係者を約１７０人、総勢７３０人を見込んでおり、そのうち島外から約５００人の来島を予定しております。

会場につきましては、現在のところ１６コートが必要としておりますので、芦辺町の壱岐市ふれあい広場を予定しております。なお、雨天の場合は市内４カ所にある屋根つきゲートボール場の利用を考えておるところでございます。

続きまして６１ページ、島外通勤、通学者についてでございます。

島外通勤、通学者交通費助成事業につきましては、平成２２年度より事業をスタートし、現在３７名の方々が利用されておまして、全員週通勤の形態でございます。月に２回以上帰島される方でございます。

お尋ねの２３年度対象予定者でございますけれども、現在の３７名と新規５名の合計４２名を見込んでおります。算出根拠は４２名掛け２０万円を補助限度として予定しておりますので、８４０万円ということになります。

ちなみに勤務先でございますけれども、福岡県が２８人、長崎県が７人、その他が２人、計の３７名でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） スクールボート、スクールバスの入札執行状況等の御質問かと思えます。

先日、ボートもスクールバスも入札が終わりまして、ボートは第３壱岐、バスにつきましては郷ノ浦路線が壱岐交通さん、芦辺路線が玄海交通さん、勝本路線が壱岐交通さん。それと初山のジャンボタクシーについては、ジャンボタクシーを所有しております壱岐交通、玄海交通、勝本タクシー、文化バスタクシー、以上の４社と契約をしたところでございます。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（１１番 中村出征雄君） 先ほど税の収納率のことについて若干お尋ねしたいと思いますが、法人税は９０％を見込んでおるということでありましたが、若干収納率が低いようではありますが、やはり過去もそういった収納率であるのかどうか。その点、再度お尋ねをいたします。

それから、住宅使用料の関係ですが、過去３年間の滞納者２０７名、２２０名、２７２名、済



いません、金額が200万7,000円ですか、41名、49名、52名と年々滞納者が増えておるようですが、退去をしていただくとか、そういった方法は今まで行われたのかどうか。あるいは今後、未納者の縮減にどういう考え方を持っておられるのか。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） 先ほどの説明で90と申し上げたんですかね。99%でございます。失礼いたしました。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） 住宅の滞納につきましては、先ほど御説明をいたしましたが、こういった滞納者が年々増えておりますが、公営住宅とは低所得者を優遇するようにいたしております、必ず保証人をつけております。ですから、マニュアルに沿って納付がどうしてもできない場合は、退去をするというふうで今行っております、前々回でしたか、退去するというようなことで、そういった連携をとりまして滞納額が減少するように、一応そういう手続は行ってきたおるという状況でございます。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 住宅のみならず、税についても督促法を今後お願いしまして、私の質問は終わります。

○議長（牧永 護君） 次に1番、久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） まず、議案第35号、2款総務費、59ページの13節委託料2,200万円、これは今、中村議員の質問に対して説明がありましたので、この件に関しては回答は必要ありません。

3款民生費、87ページ、17節公有財産購入費3,280万円、ゲートボール場の土地を購入の必要があるのか。関係資料を見ると、合計でゲートボールの土地購入費等で約5,700万円ぐらいゲートボールの開催を含めてです。

ただ、私ちょっと勘違いしてまして、今の中村議員の質問の中で、開催予定地が芦辺広場ということで、私、現在のゲートボール場を買い上げられるので、現ゲートボール場を全国離島交流大会に使用されるものということで、こういう文書の書き方をしております。

ただ、どちらにしろ購入されるということは間違いのないようなので、この質問の内容に変更はないわけです。

それから9款教育費、205ページの13委託料、自主事業公演の説明、それから放課後子ども教室推進事業は5教室5団体ということで説明があったんですけど、その内容をお尋ねしたいと思います。

そして213ページ、13の委託料。これは原の辻遺跡文化遺産活用促進事業ということで400万円となっているんですけど、議案の関係資料を見ると、ここには原の辻ガイダンスの1,929万4,000円という数字が資料になっているので、この400万円とちょっと違うんじゃないかなということで質問ということであげております。

以上です。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） ゲートボール場の件についてお答えをいたします。

今回、今申し上げられたゲートボール場関係の予算につきましては、総事業費、大谷の件につきましては3,479万8,000円でございます。ゲートボール場の総面積が約3,597平米、そのうち今回購入予定の民間所有の土地は2,704平米でございまして、約75%が民地ということになっております。

土地の購入の必要があるのか。それから、既存の施設を利用できないかというお話でございますけれども、壱岐市内には現在勝本に屋根つきが2面、屋外が2面の4面、それから芦辺、石田には屋根つきコートがそれぞれ4面ございます。大谷には、今回買収予定の屋外コート8面と屋根つきが2面ございます。今までですけれども、財政的な面がありまして、26年間の間、賃貸によりまして施設を運用しておりましたけれども、御存じかもしれませんが、壱岐市全体のゲートボール大会を開催するとなれば、どうしても他の3地区のコート数では運営ができないということもございます。大谷の場合は10面のコートを有しているということで、大谷の施設を利用して開催となりますので、必要不可欠ではなかろうかと考えております。

また、平成19年には壱岐市ゲートボール協会からゲートボール場の施設の確保の要望も出ておりますし、今回用地を購入する予定にいたしておりますし、今まで民間の佐賀に会社をお持ちの方でございますけれども、壱岐市に売りたいという意向がございましたけれども、もし壱岐市が買わない場合については、個人に売るという案もお持ちですので、壱岐市のほうで買い上げたいということで、今回提案いたしております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 久保田議員の御質問にお答えいたします。

自主事業公演の件ですが、これは生涯学習事業の一環といたしまして、市が独自に行っている事業で、婦人会の研究大会等にあわせて、一つのテーマについて公演をいただき、個々に考えていただくことにより、今後の活動に役立てていこうという趣旨で開催をしている事業でございます。

続きまして、放課後子ども教室の件ですけど、これは市内の五つの小学校に放課後子ども教室

があります。まず、霞翠小学校のかすいどんぐり隊、盈科小学校のいき壱岐・わくわく・きっずあいランド、箱崎小学校の箱崎くすのきっ子隊、筒城小学校の白砂の会、石田小学校の石田っ子広場。

内容は各教室でそれぞれ取り組みが若干違いますけど、かすいどんぐり隊につきましては、昔遊びとか音楽、ヨガ、詩吟、茶道、将棋等に取り組んでおります。

なお、平成19年度から実施をいたしまして、平成19年度に盈科小学校、霞翠小学校、20年度が箱崎小学校、筒城小学校、平成21年度が石田小学校の5校が取り組んでおります。

それから、原の辻遺跡の文化遺産活用促進事業の内容につきましてでございますけど、この業務内容につきましては、本事業は平成23年度緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、原の辻王都復元公園とガイダンス施設の管理運営を行うこととしております。

今回委託する業務内容は、遺跡地周辺で実施をいたします原の辻ウオーキングや古代米収穫祭など、季節ごとのイベントの実施と、あわせてアイガモの飼育、古代米圃場約2,200平米、栽培植物園約2,600平米の管理が主な業務となります。

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） 今の400万円というのは、その促進事業の1,929万4,000円とは別のことですね。はい、理解しました。

先ほどのゲートボールですけど、全国離島のゲートボール大会とは関係なく、壱岐市のゲートボール人口の方たちのために購入をするということですか。

それと、きのう私も地域公民館の人たちの定期総会があったので、ちょっとそういう話をしましたら、老人会の方がゲートボール人口も結構減ってきてるんですよっていう話もされました。全国離島ゲートボール大会用だと私勘違いしてたんですけど、そうじゃなくてゲートボール、現在の大谷公園のゲートボール場を壱岐市のゲートボールの愛好者のためだけに買い上げるというのは、ちょっと設備投資的にどうかなと思いますけど、その点をちょっともう一回、答弁をいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） 今回の買収につきましては、全国離島ゲートボール大会とは関係ないと考えております。

それから、先ほど申し上げましたように、各町にはそれぞれ4面ずつの施設がございますけれども、郷ノ浦の場合は現在、市が持っておるのは8面のうちの75しか持っていないということで、それから壱岐市の大会にも使用しますし、郷ノ浦の大会に使われているとか、大体主でございます。市内、大きな大会については、大谷のところを使用されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1 番 久保田恒憲君） 全国離島ゲートボール大会は、芦辺広場を中止にして16コートですか、分散されて1カ所で多分できます。1カ所ですか。今までの全国離島ゲートボール大会は、やはり1カ所でできない離島があったようで、小学校のグラウンド、中学校のグラウンドとか分散をして開催をしていた経緯があります。壱岐市の大会をどうしても1カ所でやらなくちゃいけないということが必要かどうかです。郷ノ浦のゲートボール場だけでやらなくてはいけない必要があるのかどうか。そういうところも多分検討されたことだと思うんですけど、やはり今後どんな大きな大会でも、既存の設備を利用してできるものはやっていくと、そういうことのほうがいいんじゃないかと私は思っております。とにかく買い上げられるということなので、ぜひ有効活用をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（牧永 護君） ここで、暫時休憩をいたしたいと思います。再開を13時といたします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第35号に対する質疑を続けます。

次に、17番、瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 5項目ありますが、まず第1項目目は、61ページの企画費の中のまちづくり市民力事業、これの関係ですが、これは新規ということで議案説明で、財政課長が概要は説明したようございしますが、その中で一過性はだめということだったんですが、一過性ということは1回だけじゃだめ、1年だけじゃだめということなのかなということです。

それから、市民で構成した委員会で審査するということなんですが、実際どういうメンバーを考えておられるのかということです。

それから、この対象事業のどういうのをイメージされておるか、例がありましたら御紹介いただきたいと思います。

次は97ページ、児童福祉関係の放課後児童クラブ等の537万3,000円ですが、委託になっておりますが4カ所ということで、これはどこを対象か。過去にもあるんじゃないかと思うんですが、その付近の経緯も含めまして質問をいたします。

それから3項目目、157ページ、観光費の中のまず観光協会の運営活動費の補助ということなんですが、運営の補助は結構ですが、活動費の補助の中に事業としまして3項目ありますが、大神楽の関係はいいとしまして、シルバースポーツ、それから一支国スポーツとありますが、こ

れはどういう内容か。また、これに類するのは結構あるんだと思いますが、観光協会に委託してやるのをどういう意味合いがあるのかということも含めまして、説明をお願いいたします。

それからイルカパーク関係で、主要事業としては3,333万4,000円計上されておりますが、その中で内訳として2,300万円は管理運営費ということなのですが、残りの1,000万円弱がイルカ購入だと思いますが、特にこのイルカ購入は何頭ぐらいでどういうふうに考えているのかということです。

それから205ページ、放課後子ども教室推進事業ということで、先ほど同僚議員からこれに関して質問があったんですが、私としてはそのほかに聞きたいことがありますのでもう一度お願いをいたします。

ということは、5カ所は霞翠から石田までだったんですが、この内容ですが、小学校だと思いますが、対象はどの対象か。1年生から6年生まで全部かということと、それから実際、事前に希望をとってやってるのかということです。内容については、何かちらっと霞翠の一例を挙げられましたが、もう一度ほかの学校も含めまして、どういう内容になっているのか。実際この運用は、結局委託先です。だれがやってるのかということも含めまして、実際どのくらいの子供が、これ新規じゃない、過去のがありますが19年からずっとありますが、実態は何名ぐらい。本年度でも、昨年度でも結構でございますが、何名ぐらいそれぞれ受けてるもんか。トータルでどのくらい対象でやってるのかということを質問いたします。

以上、5点でございます。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） まちづくり市民力事業、新規事業でございますけれども、御説明を申し上げます。

これは公益性を目的として、市民がみずから考えを行う壱岐市内の地域の触れ合い、温もり及び活力ある事業を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを推進するため補助金を交付するものでございます。

補助対象者は、市内に活動拠点を有する団体とします。ただし、宗教、政治もしくは営利活動を目的とする団体は除きます。補助対象事業としましては、市民がみずから計画し行う地域活性化事業、公共性がある事業、継続性のある事業、年度内に完成できる事業、その他、補助金を受けていない事業といたしております。

補助対象経費の内訳としましては、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、原材料費、備品購入費、事業推進費、これは食糧費と若干似ておりますけれども、1人当たり200円の茶菓子代等を交付するというものでございます。それから、需用費の一般的な消耗品費、印刷費につきましては、事業費の50%以内としております。あとは補助率は100%以内ということでござ

います。

それから、この事業は先ほど議員申し上げられましたように、まちづくり市民力事業推進会というのを設けております。これは何をするのかと言いますと、委員は10名以内とし、各地域の代表者、その他公募により選出されたもの及び事務局が推薦するものの中から10名の委員を充てまして、このまちづくり市民力事業に申請をされたものについて審査をし、それを市長のほうにあげていくという形のものに取り組んでおります。

実際の事業としましては、高齢者の見守り、地域で行う高齢者の見守り、あるいは地域における公園等の清掃活動、あるいは花壇等をつくっておられるところがございますけれども、その辺に対する補助金等々、幅広く考えております。

昨年度まで行っておりました地域活性化推進事業というのがございますけれども、これの拡大版というふうに考えております。将来的には、議員皆様方に前年度に行政区というのを提案をいたしておりましたけれども、行政区の中で交付される交付金につながっていけばいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） 放課後児童クラブ等の件について、御説明申し上げます。

概要でございますけれども、児童福祉法の規定に基づきまして、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童で、保護者が労働等によりまして昼間家庭にいない世帯に対して、授業終了後に児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るものでございます。

今までの経過といたしまして、核家族などの増加により小学校低学年の放課後の受け皿がないという実情がありまして、その設立の経緯や沿革の違いなどにより、運営形態はさまざまでございました。

平成10年に児童福祉法に事業として位置づけられまして、平成19年、総合的な放課後対策を推進するため、放課後子どもプラン推進事業が施行され、現在に至っております。

補助事業の要件といたしまして、年間平均児童数10人以上、開設日数250日以上となっております。この要件の中身によりまして、補助の額が異なっております。

現在の登録運営は、郷ノ浦のはなまる教室が17名、なかよし学園が24名、エム・ハウスが12名、勝本町の遊ぼうねが30名、それから芦辺町の箱崎ゴーゴークラブが19名を受け入れておられ、5カ所で運営をなされております。

平成23年度におきましては、登録児童数の減少と各ジュニアクラブ等への低学年の増加などによりまして、5カ所から4カ所に削減になる予定で、エム・ハウスさんが一番児童数が少なく

なったということで、来年は実施しないというような意向のようでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 観光協会への補助金のうち、シルバースポーツ大会及び一支国スポーツ大会の内容についてのお尋ねについてお答えをいたします。

シルバースポーツ大会につきましては、シルバースポーツを通じて相互の親睦と交流を深めることを目的といたしまして、グラウンドゴルフ及びゲートボール大会が実施されており、大会運営に対して４８万円を補助することといたしております。

平成２２年度につきましては、一支国博物館開館記念と銘打ち、一支国弥生祭りの関連イベントとしてグラウンドゴルフ及びゲートボール大会を開催され、大会は昨年１０月２７日から２９日の３日間にわたり開かれましたけれども、島外から８９名、島内から１５８名が参加されました。

一支国スポーツ大会につきましては５月のテニス大会７月のジュニアバレー大会、９月のフットサル大会の３大会の開催が予定されており、大会運営に対し６５万円を補助することといたしております。

実績といたしましては、島外から約６００名が来島されております。

以上のように、島外の方が参加されるスポーツ大会というのは、大変有効な誘客策と考えており、観光協会に助成をしているところでございます。

次に、イルカパーク管理費、合計３,３３３万４,０００円のうち、特に２,３００万円を除いたところの１,０００万円分とイルカ購入の内訳についてという御質問でございましたけれども、残りのイルカパークの飼育管理委託料の２,３００万円以外のことにつきましては、まずイルカパークの受付の臨時職員、受付業務を行っておりますが、３名を雇用し２名体制で行っております。その賃金が４３０万円ほどございます。

次に、需用費としてパンフレットの製作費、電気料、修繕料等の需用費が約２００万円。そして、備品購入費としてあと２１２万ございまして、そのうち２００万円がイルカ購入費でございます。イルカ購入費といたしましては１００万円掛け２頭を計上しております。

なお、イルカ購入にあたりましては、実はイルカの頭数に係るイルカそのもの以外に、向こうで大体体長で買う場合等におきましては、畜養をいたしますが、その畜養に係る人件費やえさ代、送料等というのが別途かかります。それは先ほど申しあげました２,３００万円のうちの中に６００万円計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 放課後子ども教室の対象者ですけど、小学生の１年生から６年生ま

であります。霞翠小学校のかすいどんぐり隊で64名、盈科小学校のいき壱岐・わくわく・きっずあいらんどで14名、箱崎小学校の箱崎くすのきっ子隊で46名、筒城小学校の白砂の会で31名、石田小学校の石田っ子広場で13名であります。

希望を取っているかという質問でしたが、各学校に希望を取っております。それで、これは地域の方と保護者の方がこのメンバーにおられまして、その中から代表者を決めて実施をしております。実施場所は盈科小学校を除きまして、各小学校の教室を使用させてもらっております。

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 順番にいきます。まちづくり市民力事業でございますが、細部説明していただいたんですが、一過性ということでちょっと私質問しましたが、これ一過性の意味、日本語の意味になるかと思いますが、1回だけじゃだめということで、継続的にやらないかということなんです。

ということからしますと、この1,000万円を組んでありますが、限度額との関係もありますが、必要経費の50から100%の範囲で補助したいということなんです。委員会でも採択するか関係もありますが、一応限度額が決まっているのかということと、一過性とはどういうことなのかということをもう一度お願いいたします。

それから、放課後児童クラブの関係ですが、一応、平成10年からずっとやられているということなんです。これあとの教育委員会から出ました放課後子ども教室推進事業ということの関係で、私二つあげたのは、この違いをわからないので浮き上がらせてほしいというのがあったんです。それだから管轄が違いますので、いますぐどうだこうだというのも無理かと思いますが、きょうでなくても結構でございます。予算特別委員会でも結構でございますので、その違いをぜひすり合わせて浮かび上がらせてほしいと思います。

以上、よろしくお願いします。

観光の関係については、概略わかりました。以上でございます。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 一過性ということでございますけれども、最低でも3年以上の継続をしていただきたいというふうに思っております。一つの事業でです。それで限度額でございますけれども、1件当たりの補助金の交付限度額は100万円としております。

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 市民生活と教育委員会のほうで、その違いを浮き上がらせて、今説明できればいいんですが、今聞いただけでは概略しか聞きませんでしたので、私なりにとらえ切りませんでしたので、予算特別委員会でも対比表でもつくって説明していただければと思っておりますが、議長、取り計らいをお願いします。



○議長（牧永 護君） 担当理事、できますか。

○政策企画課長（山川 修君） 放課後児童育成クラブの事業実施要綱につきましては、ここに資料を持っておるんですけれども、幼稚園のほうの補助要綱とすり合わせをさせて、委員会のときに答弁させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（牧永 護君） よございますか。次に、14番、榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 歳入のほうからいきますけれども、21ページの13款の使用料及び手数料の中で、管理費について、壱岐西部開発総合センター、壱岐文化ホール、壱岐島開発総合センター、農村環境改善センター、全天候型多目的施設、松永記念館、壱岐風土記の丘、小金丸記念館、大谷公園体育施設、芦辺町ふれあい広場、石田スポーツセンターについてお尋ねいたします。

31ページの県の支出金の中で4目ですが、農林水産業費県補助金の中で、担い手育成総合支援事業費補助金と担い手育成・確保対策事業補助金の使用目的はどこが違うのか、お示しを願いたいと思います。

次に、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金は、主にどのようなものに活用できるものかお尋ねいたします。

次に歳出ですが51ページ、総務費の中で自治公民館行政事務2,612万5,000円について、新設のようですがどのようなものかお尋ねいたします。

次に53ページの交付金ですが、自治公民館運営費が987万6,000円について、前年度は3,592万1,000円であったが、なぜ減額になったか。

それから57ページ、財産管理費ですが、13節委託料の中で財産管理システム保守が今回計上してられないようですが、その理由をお尋ねいたします。

それから59ページ、17節ですが公有財産の購入費、駐車場としてということで989万1,000円ほど公有財産を購入される予定ですが、今までこの場所はどのようなところで駐車されていたのかお尋ねいたします。

それから63ページ、情報管理費ですが、共同受信施設ケーブル等撤去工事ということで、先日の全員協議会で説明があった4,200万円と理解していいのか。

それから81ページ、3款の民生費ですが、戦没者遺族弔慰金について受給者の対象とその数をお知らせいただきます。

それから119ページ、4款の衛生費ですが、施設管理業務について、たかのはら憩の森公園改修事業は、この中の予算に含まれていると理解していいのかどうか。

それから123ページ、5目ですが廃棄物処理施設の整備事業の中で、竣工記念式典300万円と計上されていますが、どのような計画なのか。

それから145ページ、5款の農林水産業費ですが、もうかるブランド体制支援事業、漁業後継者対策事業、認定漁業者支援事業、これらについてどのような取り組みをされるのかお尋ねいたします。

それと、通告はしておりませんが、157ページの観光アドバイザー招聘ということで660万円ほど計上してありますが、どのようなことを今までされたのか。今回はどのようなことをされるのか、お尋ねいたします。

それから159ページの商工費ですが、元寇730年記念事業で特定財源となっていますが、どのような財源なのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（牧永 護君） 前田教育次長。

○教育次長（前田 清信君） 榊原議員の御質問にお答えします。

まず、施設の管理費は幾らかということですけど、各施設の電気料、水道料等の高熱水費、修繕料、各種保守管理委託料等の施設管理費でございまして、壱岐西部開発センターで870万2,000円、壱岐文化ホールで5,876万6,000円、壱岐島開発総合センター、これは全天候型多目的広場と同じにしております、これが170万3,000円、農村環境改善センターで748万2,000円、松永安左エ門記念館が133万9,000円、壱岐風土記の丘124万4,000円、小金丸幾久記念館15万円、それから大谷公園体育施設が1,703万5,000円、壱岐市ふれあい広場が548万6,000円、石田スポーツセンターが582万5,000円。

以上です。

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

○産業経済担当理事（牧山 清明君） まず31ページの御質問でございます。担い手育成総合支援事業費補助金でございますが、これは事業のソフト事業でございます。まず、本市の農業の担い手である認定農業者及び集落営農組織については、指導機関である市が事務局を持つように、国・県より指導を受けております。そのために係る事務局の事務経費2分の1について、県から補助金の交付を受けるものでございます。

次に、担い手育成・確保対策事業補助金でございますが、これは集落営農組織が実施をいたします近代化施設の整備に係る県の補助金でございます。23年度におきましては、勝本町の西戸生産組合がトラクターとウイングハローを各1台購入をいたします。また、郷ノ浦町の平人生産組合がトラクター1台を購入をいたします。これらの機械の導入補助率でございますが、融資残の30%を受け入れて、トンネル補助として助成をするものでございます。

次に、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金でございますが、健全な松の樹幹に薬剤を注

入をいたしまして、松くい虫からの被害を防止する事業でございまして、通称、樹幹注入と呼ばれております。この事業に係る薬剤費と事業に係る人件費を含めた経費として、県から１００％の補助の交付を受けるものでございます。２３年度当初予算の段階では、３００ｃｃ入りの薬剤、本数で８００本を予算計上をいたしております。参考までに、胸高直径が１５センチ以上のお木を対象に実施をいたしております。

注入量でございしますが、胸高直径４２センチのお木が約１立米程度になりますが、このサイズのお木で約５本注入をいたしているところでございます。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 自治公民館運営費についてのお尋ねでございします。

広報紙など市からの文書配布や調査報告、連絡調整などの行政事務について自治公民館を通じて行い、それらを含めて自治公民館運営費交付金を支出してまいりました。この自治公民館運営費交付金につきましては、合併後、これまで統一がなされず、旧町ごとの算出方法によりまして支出しておりましたが、平成２３年度より算出方法を統一することといたします。算出方法を統一し、これまでの自治公民館運営費交付金を１３節行政事務委託料と１９節自治公民館運営費ということで支出することといたしております。

１３節自治公民館行政事務委託料につきましては、広報紙など市からの文書配布や調査、報告、連絡調整など行政事務を市と自治公民館が委託契約を結び、委託料として支出し、それと１９節運営費交付金を支出することといたします。また、交付金がこれまでと大幅に変動することを防ぐため、全部の自治公民館を対象に激変緩和措置をとることとしております。

これらの合計３,６００万１,０００円、１３節が２,６１２万５,０００円、１９節が９８７万６,０００円の合計が、前年度の１９節交付金自治公民館運営費に相当いたします。

予算書では１９節交付金自治公民館運営費が減額となっているところでございます。

以上です。

○議長（牧永 護君） 豊坂管財課長。

○管財課長（豊坂 康博君） ５７ページ、財産管理システム保守が今回計上していないが、そのわけはということでございます。

平成１７年に財産管理システムを導入いたしておりますが、その後、国の経済活性化対策、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業として、平成２１年度に統合型地理情報システムが採択になって、システム導入を行っております。

このシステム導入によって、財産管理システムは独自での運用ではなく、平成２２年度以降は他の所管課と連動した情報管理が可能な統合型地理情報システムに移行しております。

新システムの保守管理経費は、土地情報など分筆所有権情報等あるわけでございますが、基本

的なデータを統合して管理更新することから、税務総務費に計上されております。

なお、平成22年度当初予算に財産管理システム保守委託料37万8,000円を計上しておりましたけれども、今回提出の一般会計補正予算（第6号）において減額予算を計上いたしておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に59ページ、財産管理費公有財産購入費989万1,000円について、どこから購入するのか。今まで駐車場としてどこを利用していたのかということでございますが、今回購入する土地の隣接には、柳田地区民センター、柳田地区公民館を核とする公共施設がありまして、その周辺には柳田へき地保育所、郷ノ浦町給食センター、農業機械銀行の倉庫、それから柳田小学校もございます。

行政財産として取得するこの土地は、旧農協柳田下土地で所有者が壱岐市農業協同組合でございます。したがって、用地購入は壱岐市農業協同組合から購入することにいたします。

また、この土地は平成12年9月1日から平成22年8月31日まで、旧郷ノ浦町が壱岐郡農協から土地と倉庫を借り受ける10年間の賃貸借契約を締結し、旧郷ノ浦町が340万円を投じて駐車場の整備工事を行っております。地区公民館等公共施設の利用者は、地域活動拠点施設の一部として、この駐車場を今日まで利用しておったところでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 2点お答えいたします。

観光アドバイザー660万円の負担金について御説明いたします。

観光アドバイザーとして、平成21年度の途中から来ていただいております、当課に来ていただいております補佐の招聘に係る負担金でございます。

これまでも観光商工課内におきまして、観光の事務あるいはエージェントの対応、当課職員に限らず関係団体に対する相談、指導あるいは観光客の誘致等を行っていただいております、今後も引き続き行っていただく、来年度も引き続き行っていただくと考えております。

それから730周年元寇の記念事業の特財でございますけれども、自治総合センターというのがございまして、そのシンポジウムの助成事業というのが内定がいただいております、この分が特財260万円になります。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 63ページ、情報管理費の15節工事請負費でございますけれども、共同受信施設ケーブル撤去工事とは、先日の全協の説明会であったとおりかということでございますが、そのとおりでございます。NHKの助成金を受け入れながら施行するものでござ

います。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） それでは、戦没者遺族弔慰金についてでございますけれども、弔慰金の支給要件は壱岐市内に住所を有し、戦傷病者、戦没者遺族等援護法、恩給法または戦没者等遺族に対する特別弔慰金等の措置の対象とならない遺族の方に対しまして、年額1万円の弔慰金を支給しております。

弔慰金の対象者は、戦没者の孫、おい、めい等に支給しております。

平成22年度の実績でございますけれども、認定請求者は225名の225万円でございます、23年度も同様でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 4款衛生費2項2目塵芥処理費13節委託料、施設管理業務について、たかのはら憩の森公園改修事業は、この中に含まれていると理解していいのかということでございますが、たかのはら憩の森公園改修事業の予算は15節の工事請負費の中に計上させていただいております。4,430万円の中の121ページの公園改修工事の中で3,000万円計上させていただいております。

続きまして、竣工記念式典300万円はどのような計画かという御質問でございますが、竣工記念式典につきましては、ごみ処理施設最終処分場及び汚泥再生処理センター建設工事の完成を受け、式典を行うものであります。

その内容でございますが、ごみ処理施設最終処分場建設と汚泥再生処理センター建設地の2カ所で、午前と午後に分けそれぞれの現地で竣工記念式典を行い、その後、会場を移動して竣工記念祝賀会を開催するものでございます。

その予算であります、2カ所での竣工記念式典に必要なテント等の設営、撤去に係る費用、並びに祝賀会に係る費用について予算を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 牧山経済産業担当理事。

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 145ページ、もうかるブランド体制支援事業並びに漁業後継者、認定漁業者支援事業について御説明を申し上げます。

まず、もうかるブランド体制支援事業でございますが、長崎県の優良水産加工品ブランドであります平成長崎俵物のさらなる知名度、向上と生産販売力の強化に加え、味や品質がすぐれているにもかかわらず、生産力や販売体制が脆弱であるため、安値で取り引きされている地域の活鮮魚や加工品を地域ブランドとして育成強化することにより、漁業者や加工者の所得向上を図る目

的に、平成22年度からもうかるブランド体制支援事業が創設されたものでございます。

この事業に市内から2事業所が事業申請をされており、これらに対して県が50%の補助、市が25%の支援をいたすものでございます。

この2業者といいますのは、郷ノ浦町漁協がこれまでの玄海美剣、粒ウニの俵物に新たにヤズ、シイラ、タイ等の加工品の開発をするものでございます。

2業者目は若宮水産でございまして、現在、長崎俵物に生ウニ製品を登録をいたしておりますが、新たにタコの加工、アワビの加工、サザエの加工、お魚のおみそ漬け製品の開発をされるものでございます。事業の限度額が300万円となっておりまして、その50%が県の補助というものでございます。

次に、漁業後継者対策事業でございまして。

壱岐市の基幹産業であります水産業は、資源の減少、魚価の低迷、燃油の高騰、就業者の減少等により、極めて厳しい状況にあります。

そこで、持続的な漁業生産と漁村の活力を維持するために、漁業就業者の計画的な確保、育成が重要と思っております。このための対策の一つといたしまして、漁業後継者対策事業を実施いたすものであります。その内容といたしましては、漁家の指定で新卒者あるいはUターン者で新規に漁業に着業するものに対して、月に15万円を2カ年間、漁協を通じ支給する制度でありまして、うち半分は漁協の負担となっております。もちろん、各漁協の推薦を受けた方で、かつ税金等の未納、滞納のない方を漁業後継者として認定をいたすものでございます。

続きまして、認定漁業者支援事業でございまして。

漁業生産の増大及び漁業経営の改善を図る漁業者を選定して、そしてまた地域のリーダーとして漁業経営に対して意識改革を行い、かつ持続的な漁業生産活動をすると思われる人を選任をする認定漁業者制度を実施するものでございます。

その内容としましては、60歳未満の正組合員で、年間操業日数が120日以上、漁業生産額が500万円以上の漁業者で、5カ年で漁業生産額10%増産を努力目標として認定をいたします。助成といたしましては、新技術の導入に対する補助で2分の1の限度額で10万円、機械導入に対する助成で3分の1、限度額20万円、機関換装に10%の補助で限度額50万円、さらに制度資金の1.5%の利子補給及び認定漁業者を含む3名以上の共同事業に対しては、補助率が4分の1で限度額100万円を支給するものでございます。

以上でございまして。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） もしかして私が回答漏れがあるかもしれませんので、元寇の730周年の260万円は、自治総合センターシンポジウム助成事業。自治総合センター

からの助成金でございます。

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 大変ありがとうございました。

ところで、最初の開発センターとかの経費、管理費ですけど、これは人件費は含まれないということですね。人件費を含んだ金額も算出できますよね。今日じゃなくていいんですが。そしたら後ほどお願いいたします。

それから、ほかは大体わかりましたけれども、元寇の730周年の件ですけども、早いうちから事業があって今度予算がついたわけですが、普通、何か我々にお知らせがあって、それから予算がついて事業が始まるのが普通じゃないかなというような気がしますけれども、その辺は別に何も問題ないのですか。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 元寇730周年につきましては、民間主体の実行委員会で計画されておられまして、途中経過につきましては資料なしで一度、全協の席で御説明させていただいたかに覚えております。

一応こういうことで来年やるということで、今その実行委員会といいますか、その主催者側のほうで計画をお立てになっておられます。このうち260万円部分の事業につきましては固まりましたので、そしてそれが一応シンポジウム助成ということで内定もいただいておりますので、当初でくませていただきました。

今後、事業内容が固まった時点で、あとこれが寄附金を募ってされる事業なんですが、寄附金も市を通すことになっておりまして、あとその他、市からの助成も含めて、その辺は来年度の補正予算という形で計上させていただく格好になるかと思います。

とりあえず今回出しましたのは260万円のこの部分を補助として計上させていただいております。

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 説明で足らん分は市からということですが、この前、全協ではもう230万円ですか、その金額以外はもう出しませんというような説明じゃなかったですか。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） そこは足りん分は、一応こないだ全協で私が申し上げたのは、もしそのように聞こえたら私の説明のミスでございまして、もともと民間主体で行われている事業であり、まずは基本的に寄附金で賄われる事業ですと。このうち国の自治総合センターの補助金も助成金も手に入れたので、これは助成しますよ。あとその助成につきましても、やはり市がもともと金銭的にかなり一般の浄財を集めて行われる事業であり、それが観光、交流

活性化に役に立つと、その部分については市にも助成を考えているというような言い方をいたしました。

例えば、銅像等をおつくりになるようでございますが、そういうところにはもう助成をする気はないというところで御説明したつもりでございます。もし、そこら辺あいまいでありましたら、おわび申し上げます。

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（１４番 榊原 伸君） あとは予算委員会でやりますので、今日はこれで終わります。

○議長（牧永 護君） 次に、１０番、豊坂敏文議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） まず、ページ５９のそれから８７、１７１ページですが、これについては単価のみで結構ですから単価を教えてください。

それからページ６１については、１３節の委託料ですが、この情報化計画策定業務の委託料の関係ですが、実施計画、これは法的あるいは今から認可を受けるか、そういうときの認可に要する策定業務かどうか。その確認だけでいいです。あとは予算委員会で言いますから、今日はこの辺で終わります。

○議長（牧永 護君） 豊坂管財課長。

○管財課長（豊坂 康博君） ５９ページ、公有財産購入費の単価でございますが、単価は宅地２筆で１,２６７.９８平米ございますけれども、平米単価は７,８００円でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

○政策企画課長（山川 修君） 情報化計画についてでございますけれども、議員おっしゃるとおりでございます。現在まで整備した施設を使い、どのような整備ができるのか、今後ですけれども、そのようなものを計画していくものでございます。

例えば、これからどういう補助事業でやろうが、この情報化計画というものを絶対持っておかなければいけませんので、今回整備をしようとするものでございます。

○議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） ８７ページの公有財産購入費の単価でございますけれども、（「山内理事、質問があつておりませんので」と呼ぶ者あり）

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） 議長が聞いとらなだけですよね。ページ８７とそれから１７１の単価だけ教えてくださいということを言いましたから、もう質問しちよとですから。

○議長（牧永 護君） はい、済いません。山内市民生活担当理事。

○市民生活担当理事（山内 達君） 再度御説明申し上げます。



８７ページの単価でございますけれども、平米当たり約１万２,１００円、坪当たり換算で約４万円を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） １７１ページの土地購入費でございますが、単価は９,６５０円でございます。

○議長（牧永 護君） これで、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） 今回、子宮頸がん等ワクチン接種事業の、特に小児のヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの取り扱いにつきましては、市長の冒頭で御説明されたかと思いますが、今回４月１日よりその接種が始まるわけですが、対象が生後２カ月から５歳未満ということになっております。この例につきましては、多分国のヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを使っていいよという通達がないと、なかなか実施には至らないと思いますが、現在４月１日から対象と、例えば４月１日から始めるのが６月から始まった場合に、本来ならその対象域にいる子供が使用できなくなりますけれども、その点についてどのような考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 現在の御質問ですが、４月１日からじゃなくて３月１日からです。３月１日から３月３１日までは、接種時に生後２カ月から７カ月未満ということで始めております。そして４月１日からは、議員おっしゃられたとおりに、生後２カ月から５歳未満ということで、今、広報しているところでございます。

それで、この一時中止期間でその年齢に達しないというところについては、そのところまでまだ研究をしておりますませんでしたので、あすの国の方針に基づいて参考にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） ぜひ国が進められてますし、打たれたほうがお子さんにとってもいいようですので、その辺も含めて広報と窓口と十分周知できるように、今後国の方針を受けて早急に対処いただきたいと思います。

終わります。

○議長（牧永 護君） ほかに。町田正一議員。

○議員（６番 町田 正一君） 私も細かいことは予算委員会でやりますから、まず３３ページの

これは財政課長のほうがいいと思うんですが、一支国博物館建設事業費補助金1,587万3,000円、昨年度が4,200万円きてましたけど、今年度が1,587万円になってますが、この減額理由は何か教えてください。

それからもう一点、各節ごとにすべてOA機器借り上げ料があります。これは総額恐らく2億円を超してますけれども、これは何かちょっと説明してください。

以上、2点です。簡単な質問なんですすぐ終わります。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 済いません、ちょっと私で十分なお答えできるかわかりませんが、一支国博物館の建設事業費補助金でございますが、これは平成23年度分につきましては、今一支国博物館につきましては、埋蔵センターも県が全部出して、一支国博物館の中でも供用部分と純粹展示部分と二つに分かれているのは御存じだと思います。

それで、その部分についてまず、供用部分につきましては、今後これは合併特例債を活用しておりますけれども、その合併特例債の元利償還分について、県から見ていただくことになっておりまして、その供用部分については全額、一支国博物館の展示機能部分については、市が見るんですけれども、その半分を県が見るというお約束でいただいております、それが23年度から出てまいります。

これまでは建設そのものに係る補助金もあってたんですけれども、今後出てくる、23年度以降出てくるのは、起債の元利償還部分の交付税で見てもらえない部分の県がもともと約束している部分を出していただきますので、そういうことで一旦減ってまた増えてというか、なべた形でいただくことになります。

ちょっと足りなかったら、もう一回表を見ながら説明させていただきます。済いません。

（「いやいや、いいです」と呼ぶ者あり）大体ざっくりわかりますですか。（「後で質問しますから。財政課長のほうが僕はわかるじゃろうと思うてから、財政課長のほうに聞いてから」と呼ぶ者あり）

○議長（牧永 護君） 浦財政課長。

○財政課長（浦 哲郎君） 私のほうからは、OA機器等の借り上げ料について御説明いたします。

まず、それぞれシステムでのパソコン等を入れております。そのほかに複写機、これらについてOA機器の借り上げ料で計上させていただいております。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 博物館の分も、僕は多分財政課長のほうが、これわかると思って。

これはっきり確認しときたいんですけど、共有部分については6億1,500万円、これが総額、

平成35年までに県は市に一支国博物館建設事業補助金として出すというふうに明言されています。これ委員会でも平成19年度、20年度の委員会で明言されています。6億1,500万円ですよ。平成35年までです。昨年度、僕は4,200万円あったから、このペースで返ってくるんだったら、平成35年までに6億1,500万円になると思うとったんですが、ことしは1,587万円です。これでどうやって平成35年までに6億1,500万円、壱岐市に返ってくるんですか。これ減額理由はだから何かと言いますとです。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 済いません、私が財政課長じゃないのに答えて申しわけないんですけど、資料が私のほうが手元にありますので、実はまず起債に関しましては、その起債の今から元利補助金は22から始まりまして36まで、平成36年度まで補助金をいただくことになっております。今のところ現在、5億、6億弱いただくことになっております。というのは、実際全工事額が落ちまして、起債の借入額が当初御説明したときよりも若干落ちておりまして、ただ、比率的には先ほど申し上げたとおり、当初の約束のとおりもらうことになっておりまして、22年から36年まで合計で5億9,700万円いただくということで、これは間違いございません。

ちなみに23年度は1,500万円でございますが、これが24年度になりますと3,800万円、25年度になりますと5,200万円で、それが約4年ほど続きます。それから4,800万円がまた6年ぐらい続いて、最終的にまた35年度が2,700万円、36年度が1,400万円という形で、若干金額が毎年変わりますけれども、一応基本的なお約束分はいただくということは間違いございません。

以上です。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） その返済の明細を予算委員会に出してください。

総額6億1,500万円、これは前も知事がかわったりとか何だりして、いつも市町村との約束が守られないということが往々にしてありますんで、この分については、当時に山本部長も明言されています。毎年の返還、この金額については、平成36年までについて、これきちんと返済分について資料提出、ぜひしてください。そこは浦課長、システムとコピーリースで総額2億円超えるんですが、これ内訳はどないなっとですか。

○議長（牧永 護君） 浦財政課長。

○財政課長（浦 哲郎君） 詳細までこちらのほう、今資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（６番 町田 正一君） 各項節は、言えばすべて安いところは６万４,０００円とか３万４,０００円、これは多分コピーのカウンター料だと思うんです。それ以外に大体総務費とか学校関係とかで８,０００万円とか９,０００万円の予算を組んでますから、これについては多分、これでコピー代ちゅうわけにはいきませんので、そのシステムの分も入っていると思うんで、これも予算委員会のときに、済いませんがすべて資料を出してください。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。大久保洪昭議員。

○議員（１６番 大久保洪昭君） これは通告はしておりません。１４番議員の関連で１４５ページの認定漁業者支援、漁業後継者対策、これについて所管ではありますが、新規事業でもありますので、細部についてはまた後日委員会でお聞きしようと思っておりますが、この事業については、昨年１２月の定例会、担当課より我々の委員会には資料が案として提出されております。その中で今、認定要件、説明ありましたが５項目あります。壱岐市在住で６０歳未満の漁業者、正組合員、これが大体今、壱岐市の正組合員が第１種、２種の兼業者を含めて１,３００人程度おいでになります。６０歳未満の正組合員、この６０歳未満の漁業者が６４６人、６０歳以上は６２３人、拮抗しております。それで、この６０歳未満の線引き、これはどういうふうで６０歳未満になったのか。

それと２項目目の年間操業日数１８０日以上、これは今１２０日に訂正、修正されたちいうことです。これは、やはり１８０日は少し厳しいというような感じします。私ごとですが、組合に水揚げしたのは５カ年平均で１３７日しかありません。この中で水揚げがない日もちょっと加えてやってみますと、２２０日が出漁日数というふうになりますので、これはもう１２０日ということで、これは組合資格の定款でも９０日から１２０日に定められておりますので、これは結構ですけど、生産額の５００万円以上の漁業者、これがちょっと問題があるんですけど、詳しくはまた委員会でも聞きますけど、生産額の５００万円以上、これが６０歳未満の６４６人中、大体どれくらいの人数を見ておられるか。それをお尋ねをします。

それと認定義務経費削減努力、５カ年で５％の経費削減、それと漁業生産額を１０％増大ということです。これは経費を削減したら、漁業生産もマイナスになります。漁獲があれば、この経費、これはパーセントが下がってきますけど、漁獲がないときは、これも私ごとですけど、経費が１３０％になることもあります。この件はどうかなという感じを持っております。

それと、支援のほうで制度資金利子補給支援、これが一般利用者に対しても１．５％の補助がなされております。これは余り支援というほどのものじゃないという感じがしますが、機械換装への支援、これが２分の１の５０万円ですか、これくらいの補助があるということで、以上、お尋ねをします。

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

○産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問でございます。認定漁業者制度、随分漁協と協議をしたところでございますが、この中にも漁協のほうから正式に、まだ全組合が了解というところまでいってないのが実情でございます。今言われますように、認定条件の中の60歳と、これをどうしたかということでの質問でございました。

先ほど言われますように、約半数が60歳以下、半数が60歳以上の今状況となっております。そういった中で、やはりどこかで線引きをしなければならない。当初、私どもも55歳とか50歳とかいう検討もいたしました。そういった中で、現在60歳ということで年齢要件をまず要件に加えたところでございます。

次に、年間操業日数でございます。これにつきましては、先ほど言われますように、90日から120日というお話もございました。これを当初、私どもも180日か何かにやってたかと思っております。この中で、やはり年間操業日数ではあるわけですが、家で例えば道具をつくるとか、こういったのも、また船据えをすとかいうのも漁業、年間の日数の中に入れたらどうだろうかということで、私どもは話しております。操業となっておりますが、こういったところも含めて、例えばオイル交換をすとか、そういったのも操業の日数の中に含めたらどうだろうか。やはり、言われるように日数を満たない場合もあり得るということで考えているところでございます。

それと、漁業生産額の500万円以上の人数ということで、これも500万円以上の方というのは非常に少ない状況でございます。全体をまだ調べておりませんので、漁業者全員を所得調査というのをなかなか私ども、税務課にこの所得調査ということも依頼できませんもんですから、漁協を通しての調査をしているところでございます。

それと、先ほどの質問の中の支援策の中でございました制度資金の利子補給、支払い利息の1.5%の助成というのは、何ら意味がないということでのお話だったかと思っております。これにつきましては、現在借り入れ利子も低くなっております。今、制度資金については個人負担を0.3%、すべてしていただいております。その残りを制度資金としては助成をしているんですが、今度の認定漁業者制度におきましては、この0.3%個人負担を取っ払うというか、1.5%まで助成をしようと。利率が現在の状況でございましたら1.5%を下回るものもありますので、その辺で0.3%の自己負担をなくすということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 大久保洪昭議員。

○議員（16番 大久保洪昭君） それと漁業後継者対策、この15万円を2カ年間支給、この件ですけど、支給額の2分の1が漁協、2分の1が市となるわけです。漁場不振の中に、これ1組合で例えば3人、4人の漁業後継者が出た場合に、数百万円の金を漁協が負担しなくてはならな

いというふうになるわけですが、先ほど漁協長会でもまだはっきり認めてもらってないところがあるということですけど、これは漁協が耐えられますかね。この点については、漁協長会あたりとはもう話はできとるわけですか。

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 一部の組合では理解をいただいております、一部でいただいてないということでございます。やはりこの漁業後継者を育てるということは、やっぱり漁協も応分の負担をしてくださいということで、私どもは現在お願いをしえいるところでございます。今後、この2分の1助成という形で、組合からも2分の1を負担していただくという形で、後継者対策を進めてまいりたいと思います。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 今の認定漁業者制度ですか、私はいいことだと思っておりますので進めていただきたいんですけども、現在やっている認定農業者制度、これとのある程度の相違も持っていないかんとしますので、ぜひ予算委員会までに認定農業者の要件とか農業者の部分の要件と認定漁業者の今度新たにやる部分の要件とか、多分収入が500万円一緒。ただ、例えば認定農業者で言うと、認定農業者になっておらんと、農協が近代化資金を貸さないとか、利子補給もしないという部分の、その辺までちょっと詳しく認定農業者、漁業者、恐らく選定するときに認定農業者の分も参考にしてあると思いますので、その辺ははっきりわかるように、ちょっと両方の比較をしていただいて、資料を予算委員会のときに出していただきたいわけですが、よろしいでしょうか。

○議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

○産業経済担当理事（牧山 清明君） 予算委員会のときに資料の提出をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第35号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時20分とします。

午後2時11分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

次に、議案第36号平成23年度沓崎市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第41号の質疑を終わります。

次に、議案第42号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 通告はしておりませんでした。お尋ねをいたしたいと思えます。

三島航路事業特別会計の職員数は、一般職3名そして海事職3名、嘱託3名ということで、合計9名となっておりますが、その9名の船舶に従事する職員は何名なのか。

それから、毎日恐らく船舶安全法か船員法かどちらかと思いますが、普通のきはん船でも、現在はまだ4名、船長2人そして機関関係2人、4名乗船するようになっておりますが、三島航路の場合はどういうふうになっておるかお尋ねをします。

それから、海事職の正職員が昨年4名から今年3名に減になった理由について。

以上について、とりあえず質問いたします。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 11番、中村議員の御質問にお答えをいたします。

予算書は11ページにございます。9名中、船舶に従事する職員は6名でございまして、残りの3名につきましては、管理事務に従事する陸上の職員でございます。このほかに船舶に従事をする臨時雇いとして1名がでございます。

この船舶に従事する職員の中で3日勤務2日休日ということで、いわゆる3勤2休のサイクルで従事をしておるわけでございます。

船舶に従事する者のうち、毎日乗船する人員は4人でございます。これは船員法あるいは船舶職員法の定めによりまして、船長1、それから機関士1と、これに加えて甲板員それから船内の事務担当ということで1名、計4名が乗船をしておるということになります。

資格の関係でございますけれども、平成22年度は正規職員でございますけれども、船長2、それから機関士が2でございます。新年度は船長が1名退職いたしましたので船長1、それから機関士が2ということでございます。

そういうことから、資格者を乗船させなければなりませんので、嘱託職員を含めて対応するというので、新年度は船長職が3、機関士職が3ということで対応するように、現在準備中でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） ただいまの説明では、常時乗船するのは4名、そして新年度からは船長が今現在は資格持った方は、多分船長が3名だと思います、嘱託を含めてです。そして機関士の免状を持った方が3名ではないかと思いますが、新年度からは正職員で船長の資格持った人は1名ということですが、当然、尊い人命を守るわけですから、正職員、基本的にはやはり船長が1名しかおられなければ、正職員が。今までは2名おられたから、ある程度2人が交代ちゅうか、休みの場合にはあると思いますが、今度新しい年度からは、当然嘱託の方が船長をしなくちゃならないと思います。将来的に、もう三島航路については場合によったら民間にでも委託しようという考えがあるのかどうか、その点についても市長のお考えを伺いたいと思います。

正職員が4名から3名に減った理由については、今何も答えになりませんでした。それと同時に、9名のうちに一般職員が3名ということですが、陸上の職員が3名本当に必要なのかどうか。その点についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。



○総務課長（堤 賢治君） 11番、中村議員の御質問にお答えをいたします。

従前は、船員はすべて正規の職員であったということは御承知のとおりでございます。昨今、これは国の補助航路として補助金を受けて運行しておるわけございまして、運輸局などの指導、監査などの折に、いかに費用を圧縮するかということを指導されておるわけでございます。ということから、正規職員にかえて嘱託職員ということで、現在対応しておるわけでございます。

それから、管理職員が3名必要かということでございますが、この事業の費用といたしましては、補助対象として国から見てもらえる上限、上の限度に近い額をこの会計に計上させていただいておりまして、このうち管理職の分の1名分が3分の1、それからその他の陸上勤務の2人分につきましては2分の1ということで、費用として申請をして補助金を受けているということでございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 現時点で民営化などということは考えていないところであります。

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） きょうは総括質疑ですから、余り込み入ったことは質問しません。

この中で管理職手当が計上されておりますが、この分については陸上の職員の分か、あるいは海上職員の分なのか、一応その1点だけお伺いして、私の質問は終わります。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 11番議員の御質問でございます。管理職手当につきましては、陸上勤務の一般職員の分でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。田原輝男議員。

○議員（9番 田原 輝男君） 今、中村議員さんの関連でちょっと1点だけお尋ねをいたします。

正職員が船長、そして嘱託職員が船長をした場合、その責任については同等のものであるか、ないのであるか。同等であるのかないのか、それ1点だけお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 堤総務課長。

○総務課長（堤 賢治君） 9番議員の質問でございます。責任の度合いとしては同等でございます。

以上でございます。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第42号の質疑を終わります。

次に、議案第43号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号平成23年度壱岐市病院事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 通告はいたしておりませんが、大局的な質問をいたします。

所管の委員会にも属しておりませんので、なかなか病院の会計に質問することがございませんので、ひとつよろしく願いいたします。

20ページです。損益計算書及び平成23年度の貸借対照表予定によりますと、またことしも一般に赤字予算の調整が行われております。開院以来、毎年度こうした赤字予算の調整が行われておりますが、本当に真にやむを得ない事情による赤字を調整せざるを得ない場合には、速やかに赤字解消計画を立て、収支の均衡を回復するように努めるべきであると、公営企業会計法には指針が示されております。

そうした中、毎年度こういうふうにして赤字予算の計上を市議会が認めて今日まできておるということは、非常に市議会としてのチェック機能においても重大な責任があると私は考えております。いかがでしょうか。平成19年度末累積債務赤字額は13億9,300万円でありました。そして23年度、白川市長が本任期で退任される折の市民病院の予定債務額は21億8,100万円、約7億7,000万円、市長が就任されてからもふえているわけです。その前には、既に14億円に達するような事態になっておるわけです。こういう事態を本当に放置していいのかというふうに考えます。

まず、この赤字予算というのをここに市議会に提案する、こういう事態をどのように受けとめておられるのか。小さいことに関しては、あした綿密に一般質問をしますので結構ですので、この大局的な予算のあり方というのをここでお答えをしていただきたい。

○議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

○病院事務局長（久田 賢一君） 病院事業会計につきましては、ここ数年、赤字予算ということで計上させていただいたところでございます。

内部的にも医師確保それから内部の経費の削減等によっていろいろ努力はいたしておりますけれども、なかなか収支均衡にならないというのが現状でございます。そういうところを御理解をいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（３番 音嶋 正吾君） １点だけ。深くはあしたお尋ねいたしますので、赤字解消計画を立てる必要はあるとお考えですか、ないとお考えですか。議会に対して、もう５年間にわたりずっと赤字会計を市議会に提案をしてるわけです。そうした中で、ご覧になったらわかりますが、公営企業会計の第２５条、予算に関するところの取り扱いに関して読んでみられたらわかると思いますが、赤字解消計画の策定をすべきというくだりがありますが、この件に関する見解だけを承って、私はこの問題に関して質問は終わりますから。

○議長（牧永 護君） 久田病院事務局長。

○病院事務局長（久田 賢一君） 病院の要するに将来的ないろんな経営等、またそういったものを含めた段階等の計画は必要だというふうに思っております。

○議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第４４号の質疑を終わります。

次に、議案第４５号平成２３年度壱岐市水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第４５号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わり、これより委員会付託を行います。

議案第５号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第２５号土地の取得についてまで、議案第２９号平成２２年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）から議案第３４号平成２２年度壱岐市水道事業会計補正予算（第３号）についてまで、議案第３６号平成２３年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算についてから、議案第４５号平成２３年度壱岐市水道事業会計予算についてまで３７件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第２８号平成２２年度一般会計補正予算（第６号）及び議案第３５号平成２３年度壱岐市一般会計予算については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、議案第２８号及び議案第３５号については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。このままでお待ちください。

午後２時３８分休憩

.....  
午後2時39分再開

○議長（牧永 護君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員長に17番、瀬戸口和幸議員、副委員長に1番、久保田恒憲議員に決定いたしましたので御報告します。

----- . ----- . -----  
日程第44．議案第46号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第44、議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、担当理事に説明させますのでよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、1、契約の目的、一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事。2、契約の方法、随意契約。3、変更後、契約金額3億1,416万1,050円でございます。当初契約から2,541万1,050円の増でございます。4、契約の相手方、福岡市博多区博多駅前4丁目1番1号不動テトラ・なかはら特定建設工事共同企業体、執行役員支店長、佐藤弘和。

提案理由でございます。埋立貯留槽本体工事に係る床掘施工時に不良土砂が確認され、切土法面の安定性、クレーン作業半径が確保されないため、土留工による仮設工事の変更に伴い契約金額を変更する必要があります。

次のページをお開きください。説明資料でございますが、当初、床掘法面につきまして高低差があるものですから、工事の安全を期してモルタル吹き施工で予定をいたしておりましたところ、先ほど申しあげましたように、不良土砂が確認され安全な工事が確保できないために、H鋼の土留矢板エッジが5メートルから10メートルの矢板工に変更したものでございます。

次のページの図面をお開きください。左の平面図の中で、右下と右の側面のL型の部分につきまして、土留工61.74メートルを追加工事をいたしました。断面等につきましては、右のほうに横断図がございますが、当初、切土法面でしておったところH鋼を追加したということがございます。

図面の上部につきましては、クレーン作業等が伴いませんでしたので、切土法面を1割を1割5分に変更いたしました。

その他の追加工事といたしまして、敷地内に高さ2メートル、幅1.8メートル、L35メートルの洞窟が発掘されまして、将来の安定を図るために閉塞工事をいたしました。それと、あと植栽、法面保護等について追加を行ったところでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） もう余り時間をかけたくないんですけれども、設計変更、これだけじゃなくて、いろいろ今までの出てくるんですけれども、ほとんどが土壌不安定とか何とか出てきますよね。設計とか調査段階で、ボウリング調査なんか行ってると思うんですけれども、こういうのやったら、もうボウリング調査の意味ないと思うとです。地盤がやわらかったもんやから基礎に碎石を入れて変えないかんごとなったとか、そういう設計変更がとにかくこのうち多いですよ。何でそんなら最初のときに、土の中のことやから100%わかれとは言いませんが、安易にほとんどここずっとの変更契約がそういうのが多いですよ。ボウリング調査とか何とか行っておるはずなのに、こういうのが多々出てくるというのは、不必要であれば、ボウリング調査もやめて、かえってこっちの補正のときに金使うて、ボウリング調査した上にこういうのが来たら、ボウリング調査の意味一つもないと思うとです。その辺もうどうもされんとですか、今の現状では。どうかおかしいなちゅう気がすつとですけれども。あんだけボウリング調査して、地盤が悪いのがわかって変更しましたとかいうのが多いもんですから、今の現状ではどうにもならないものか、その辺、教えていただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

○保健環境担当理事（山口 壽美君） 今回の工事に限りちょっと御説明させていただきます。

今回の工事につきましては、3カ所ボウリングをいたしまして、平面図の中で左側と真ん中につきましては、おおむねボウリング調査の予定どおりだったわけですが、右側につきまして、貯留槽の法面よりもちょっと内側のほうでボウリング調査をしたということございまして、ちょうどその法面等につきまして、どうしても土質が悪くて深い7メートル、8メートルの切土なもんですから、クレーン作業での工事の安全ができないということで、安全を期してやりまし

た。

いろいろと焼却場についても、調査ボウリングの中で岩があって、いろいろとあったわけですが、調査ボウリングで岩の推定されたことは、ちょうどたまたま岩に当たって、その周辺が岩に当らずに焼却場でも岩掘削をせずにそのまま終わったということでございまして、100%ボウリング調査のとおり土質のあれがいくというのは、ちょっといかないんじゃないかなと思っております。その点につきましては、建設理事のほうで専門でございますので、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） 私のほうからお答えをしたいと思います、一応平面図ができて、大体立面図ができて、それからボウリングをやるようにいたしております。この場合、たまたま西側の部分が軟弱であったということで、先ほど環境部の理事が申し上げましたように、トンネルも初めてわかったわけです。洞窟が出てきたわけです。

そういったことで、要するに縦と横のボウリングの本数が足らなかったために、想定線がうまくできなかったというのが現実でございます。ですから、いつも我々が議員さんから怒られておりますが、むやみな変更ではないわけでございますが、どうしても増しなけばならないところは増をする。減をしなけばならないところは減をするというふうに区別をしてやっておりますが、たまたまこうして、たまたまと申し上げなくても何回もじゃないかと、こう言われるとですが、このボウリングの位置の出し方に若干疑問があったのじゃないかと、私はそうっております。現に私が行ったわけじゃないもんですから、よくわからんとですけど、トンネルの洞窟のあったときだけは、業者の方から、こういったものが出て来ましてですねち言われて、本当はその上にもう道路ができとったですたいね。こら後で沈下したら大ごとになりますよということで、そこだけは僕は指示はいたしました、今回のこの矢板につきましては、そういったボウリング調査の点数が先ほど3点しかとってないということでございますので、1断面を3カ所とったというふうに僕は解釈をしておるわけですが、縦と横を取れば、こういった結果は出てこなかったんじゃないかと、そのように想定をいたしてございまして、議員皆様をお願いでございますが、僕たちはやみむたらに変更はしておりませんので、その辺御理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（牧永 護君） 中田恭一議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 僕はむやみやたらに変更しちるちゅうわけやないです。さっき言うように、ボウリング調査のときに3カ所でできんとなら、何で4カ所せやったとかと、設計の段階でおかしいじゃないかと。そんならもう3カ所しても4カ所しても5カ所してもわからんのなら、最初から何もせずに、できたときに補正予算してようないかと。むだな錢やないか

ち言いよるわけです。ボウリング調査が何もなっちゃらんでしょう。何もならんとなら、ボウリング調査をする必要がないんじゃないかと言いよるわけ。足らんのであれば、ボウリング調査を3本のところを6本すれば、この補正予算が出てこんのであれば僕は6本した方が効果的であると思うとですけども、それは泥の中じゃけんわからんけん、僕もそう無理は言いませんけれども、どっかで調整をしていかなやれんと思うんです。

今後の大きな工事をしていく上で何かの方法をとらんと、ボウリングはした上に地質が悪かったから、また追加予算ちゅうのは、非常にむだなような気がすつとです、公共事業として。だから、どっちかに重点を置いて、なるべく使わない方法ができんとかということで、ここが悪いとか問題じゃないとです。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

○建設担当理事（中原 康壽君） よくわかりました。今後はこういったことがないように、よく後継者に指導をいたしまして譲りたいと、そのように思っております。ですから、必ず縦と横を3点ずつ取るのが基本でございますので、そういった点を十分注意をして今後の対応に臨んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（牧永 護君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案第46号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更については、所管の厚生常任委員会に付託します。

---

○議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了しました。これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時52分散会

---





---

平成23年第1回定例会 沓 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

---

議事日程 (第3号)

平成23年3月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 3 番 音嶋 正吾 議員  
6 番 町田 正一 議員  
17 番 瀬戸口和幸 議員  
7 番 今西 菊乃 議員  
10 番 豊坂 敏文 議員  
1 番 久保田恒憲 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

---

出席議員 (20名)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 久保田恒憲君  | 2 番 呼子 好君   |
| 3 番 音嶋 正吾君  | 4 番 町田 光浩君  |
| 5 番 深見 義輝君  | 6 番 町田 正一君  |
| 7 番 今西 菊乃君  | 8 番 市山 和幸君  |
| 9 番 田原 輝男君  | 10 番 豊坂 敏文君 |
| 11 番 中村出征雄君 | 12 番 鵜瀬 和博君 |
| 13 番 中田 恭一君 | 14 番 榊原 伸君  |
| 15 番 久間 進君  | 16 番 大久保洪昭君 |
| 17 番 瀬戸口和幸君 | 18 番 市山 繁君  |
| 19 番 小金丸益明君 | 20 番 牧永 護君  |
- 

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君      事務局次長 加藤 弘安君  
事務局係長 吉井 弘二君      事務局書記 村部 茂君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君      副市長 …………… 久田 賢一君  
教育長 …………… 須藤 正人君  
壱岐島振興推進本部理事 …………… 松尾 剛君  
市民生活担当理事 …… 山内 達君      保健環境担当理事 …… 山口 壽美君  
産業経済担当理事 …… 牧山 清明君      建設担当理事 …………… 中原 康壽君  
消防本部消防長 …………… 松本 力君      総務課長 …………… 堤 賢治君  
財政課長 …………… 浦 哲郎君      政策企画課長 …………… 山川 修君  
管財課長 …………… 豊坂 康博君      会計管理者 …………… 宇野木眞智子君  
教育次長 …………… 前田 清信君      病院管理課主幹 …………… 左野 健治君

---

午前10時00分開議

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

---

日程第1．一般質問

○議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

予め申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め、50分以内となっておりますので  
よろしくお願いします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 音嶋 正吾君） 皆さん、おはようございます。3月のすがすがしい朝を迎えてお  
ります。下手な鉄砲も数撃ちゃ当たると申しますが、私も一般質問をぜひともナンバー1でやっ  
てみたいと思っておりましたら、念ずれば花開くものでございます。そうした真新しい気持ちで  
一般質問に臨みたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

3月と申しますと卒業式のシーズンであります。広報「いき」3月号のトップページには「さよなら。そしてありがとう、わが中学校」との見出しのタイトルが連載をされておりました。間もなく中学校の卒業式がまいります。今年限り廃校となる卒業歌一句を詠んでみました。「冬来りなば遠からじ」と申します。厳しい冬が来れば春がすぐそばに。人生の厳しい冬もいつまでも続くわけではなく、希望に満ちた未来がすぐそばに待ち構えている。間もなく卒業式を迎える児童生徒たちに送ってやりたい心境でございます。一つの歴史が終わりを告げ、新たな歴史を刻む一歩が始まるんだなあと感慨深く思う次第であります。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

大きくは3項目。

白川政、現任期の最終年度となりますので、実直なる市長の心意気をただしたいと考えております。どうか答弁書に終始目を転じることなく、腹の据わった答弁を期待をいたしております。よろしく願いをいたします。

それでは、まず最初に、平成26年に開催予定であります長崎国体の取り組みについてお尋ねをいたします。

私が質問を通告するや、この冊子が各議員に配られました。こういうのが先に配られておれば事細かに聞く必要はなかったのになあという思いであります。

まずはさておいて、「長崎がんばらんば国体」、「君の夢、はばたけ今、ながさきから」をスローガンに、オシドリキャラクターのがんばくンをマスコットとして45年ぶりに開催される2度目の長崎国体まで、あと3年となっております。壱岐市としましても、競技開催地として果たすべき今後のスケジュール取り組みについてただしたいと考えております。冊子に一部は載っておりますので、骨格で結構でございますのでよろしくお願いいたします。

2点目、国体競技招致は地方再生の起爆剤と位置づけるに値すると考えております。市長の燃えたぎる熱意はいかに。現在、地域間競争が激化する中、壱岐市の国体を通じての戦略的取り組みをただしたいと考えております。

3点目、本年4月より壱岐市の新行政組織がスタートいたします。その中で、国体準備室は教育委員会、社会教育課の下部組織として位置づけされております。戦略的取り組みとして取り組むためには、早急に市長部局直轄にすべきではないかと提言を申し上げますが、見解をただします。

4点目として、大会の運営業務の分担に関する質問であります。現時点で壱岐市がどれほどの財政負担を要するのか。もし試算金額がございましたら公表願いたい。

以上、4点に関する市長の答弁を求めます。

○議長（牧永 護君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。本当にすがすがしい天気になりました。きょうは音嶋議員おっしゃいますように、私も誠心誠意答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の26年開催の長崎国体の取り組みについて、その大まかなスケジュールということでございますけれども、私は前回の長崎国体が昭和44年、私が高校卒業いたしまして、初めて社会人となった年でございまして、今、本当に今回壱岐市であるということを2回目経験するわけでございますけれども、本当に気持ちがいはいといいますか、この取り組みについて頑張らなきゃいかないと、いかないかんという気持ちでいっぱいでございます。

まず、壱岐市で開催される競技でございますけれども、自転車競技、ロードでございます。それからソフトボール成年女子でございますけれども、これが無事終えるということは勿論でございますけれども、市民が一体となって取り組みまして、壱岐市の掲げる「海とみどり、歴史を活かす癒しの島、壱岐」にふさわしい、魅力あふれる大会として壱岐の開催に満足していただけるような大会とすることが開催市としての役割であると考えております。

1月28日に壱岐市国体準備委員会が設立されました。その中に競技委員会、宿泊委員会、運輸委員会、広報委員会などの専門委員会を立ち上げまして、それぞれの委員会ごとに詳細に計画を定め、常任委員会で決定して、準備委員会総会で承認を頂くという手順で進めてまいります。

今後のスケジュールといたしましては、平成24年度までに競技会場の整備や運営体制を確立し、平成25年度にリハーサル大会、平成26年度に本大会となります。リハーサル大会といたしましてはソフトボール競技が「全日本クラブ女子ソフトボール選手権大会九州地区予選大会」でございます。自転車競技が「全国都道府県対抗自転車競技大会」を予定しておるところでございます。

次に、国体競技招致は地方再生の起爆剤とする絶好のチャンスであるとするが、壱岐市は戦略的にどういうふうなことを考えておるのかということでございます。

議員御指摘のように、初めて壱岐市で競技が開催されるわけでございます。いろんな意味で、これをチャンスととらえて、壱岐市の発展につなげなければならないと考えているところでございます。

そこで、大きく次の3点について取り組んでまいります。

まず、1点目といたしましては、まちづくりという視点から、市の体育協会を中心として、あらゆる関係団体が一丸となって、大会の成功に向け連携を強める。全市民を巻き込んで、壱岐市の一体感をさらに醸成するような取り組みといたします。

2点目といたしまして、国家的行事である国体の開催を契機に市民スポーツの環境づくり、指導者の養成、そしてスポーツに親しむ市民の拡大を図りながら、生涯にわたり気軽にスポーツを

楽しむ、そういった機運を盛り上げる。市民の体力づくりや健康増進を推進してまいります。

第3点目といたしまして、全国から大会に参加する人々を温かくお迎えし、友情と交流を広げるとともに、壱岐市の文化・産業・観光などについて広く全国に情報発信をして、壱岐市の知名度アップを図っていくということでございます。

次に、組織として国体準備室が教育委員会の社会教育課の下部組織となっている。早急に市長部局に移すべきであるということでございます。第69回国民体育大会に関する事務につきましては、ソフトボール競技成年女子、自転車競技の会場として誘致内定したことから、平成20年4月に総務部に国体準備室を設置し、2名体制で準備を進めておりました。その後、平成21年4月に教育委員会、社会教育課内へ国体準備室を移管いたしました。教育委員会へ国体準備室を移管した理由といたしましては、第69回国民体育大会の開催地としての正式内定が進む中、教育委員会がいわゆる社会体育、スポーツの所管であるということ。それから大会会場施設を、そのほとんどを教育委員会が管理しているということ。つまり、その競技場の施設等を使用する、あるいは点検することに所管の委員会が適当であるということでございます。及び、担当職員の増強のための職員配置調整の点で、初期段階では、教育委員会、社会教育課、生涯学習班の一部職員との兼務体制により人員を補強し、大会準備の進捗状況において専任職員等の増強をしたものでございます。現在、国体準備室長は社会教育課長が兼務し、専任職員1名、兼務職員3名の体制で、国体準備業務に従事しております。しかしながら、4月から国体準備室を社会教育課の内室、いわゆる議員のおっしゃる下部組織ではなく、独立した課の取り扱いにできないかなど、その位置づけにつきましては教育委員会と相談をしてまいり所存でございます。

県下の状況といたしましては、国体会場を誘致した本市を含めた12市3町のうち、市長部局に国体準備の担当部署を配置しているところが4市、その他はすべて教育委員会の配置となっておりますところでございます。当然のことながら、その担当部署が教育委員会にあるわけでございますけれども、市民が一丸となって取り組むわけでございます。市長部局との連携、そして一丸になって取り組むという、そのことにつきましては、いささかの迷いもないところでございます。

次に、大会の県及び開催市町の業務分担、経費のあり方ということでございますが、現在の試算額を申し上げます。

長崎県国体準備委員会で確認された業務分担に基づき取り組んでまいります。壱岐市といたしましては、開催する2競技について準備委員会の中で万全の体制を確立してまいります。特に、県を初め、自転車競技ではトラック種目開催の佐世保市と、ソフトボール競技では他の3種目も開催する少年男子の大村市、少年女子の長与町、成年男子の時津町と連携を図ってまいります。経費につきましては、現段階では、先催県、前に開催された県であります新潟県や大分県を参考にいたしますと、概算ではございますけれども、自転車競技では2,700万円程度、ソフト

ボール競技では、1種目2球場で開催するとしまして、3,600万円程度となります。この経費についての県からの交付補助金につきましては、自転車競技は特別競技であるということから、10分の10、100%の補助でございます。ソフトボール競技については3分の2の補助となっておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 大会を成功させるためには、市民を巻き込んだ機運を高めることが最重要であるという認識は共通であります。ぜひとも、そのような取り組みをしていただきたい。そして、教育委員会に国体準備室を配置しておるが、必ず市長の意が通じる組織としていきたい、そのことの決意には間違いございませんね。わかりました。私も確か前回の長崎国体のときは中学校2年生であったかと記憶をいたしております。「わたる風、ひかる雲、いのち澄む長崎の朝よ、うつくしく、きよく、若き夢、いまここに集うわれら」、音痴でありました私も音楽の授業で先生から歌いなさいと言われたものでありました。そうしてモチベーションを高めた記憶があります。現在、そうした機運があるのかなと思いましたが、今年度にテーマソングは決定するやに大会準備資料においては載っております。ぜひとも、そういう機運を高めて、長崎国体の成功に期するように努力をしていただきたい。そのように思っております。当時は、現平成天皇であります、当時は皇太子御夫妻が壱岐に御来島になりました。あの当時、壱岐のがたがた道が簡易舗装化され、びっくりするような快適な道になったのを記憶しております。今思えば、皇太子殿下の御来島がどれだけ地域に光明をもたらしたか、感慨深く思っております。国家単位のイベントが地域にもたらすはかり知れない波及効果というのを感じた次第であります。

そうした国家的なスポーツを地域振興策に寄与すべく企画をすることが何より必要かと考えております。長崎経済研究所の試算によりますと、長崎国体をもたらす経済波及効果は505億円相当を試算しております。ぜひとも壱岐市もどれくらいの経済波及効果をもたらすかという一つの目標を持って、試算をして、取り組んでいただきたい。そのように考えております。

こうした中ですね、市長、一つ戦略として考えねばならないことは、五島市はもう早々国体の独自のホームページを開設をいたしております。まだ壱岐市においてはそういう取り組みがなされておらない。そして、どうでしょうか。平成26年に向けて、空路整備、航路環境整備、特に五島、対馬市と対比をしましたときに、航空路線の整備問題については皆無状態であります。航路問題の進展のなさ、いわゆる改善が壱岐市の発展の阻害要因になっておると私は認識をしておりますし、過言ではないと考えております。特に、さきの市議会で可決、意見書を国土交通大臣に提出をいたしましたアルミ3胴船、トリマランの建造就航問題の是非が壱岐市の再生にとって、明暗を分ける岐路になると私は考えております。

市長は内外の意見を拝聴するときに、消極的な立場だと思われるような発言もされておりますが、現交通体系で壱岐市の振興が図れると考えておられるのか。その件に関して、その件に関してのみ、簡潔に答弁を願います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 離島にとって航路というのは死活問題でございます。この航路がいかにより便利であるか、そして、いかに低廉な輸送手段となるか。このことがですね、特に島の経済の浮沈にかかわると思っておるところでございます。

そこで、先ほど来おっしゃいますアルミ3胴船、この問題について、私が消極的だと。それは全くの誤解でございます。私はいろんな手段、航路の手段がですね、それは飛行機もそうでございますが、飛行機につきましても、3機体制になれば、ORCは福岡から通わせるということも返事をいただいております。そういうふうに私は、福岡からの今からは飛行機も要るんだと、以前とは違うんだと思っております。そういった意味で、アルミ3胴船もですね、通えばですね、私はそれはいいことだと思ってるわけです。ただ、私が消極的だと、もし議員がおっしゃるならば、私はいつも言っております。最初の船を導入するときに、壱岐市が補償をする、そういったことはできないと。それは市民の税金を使うことになる。ですから、どうぞ、民間で通わせてください。そうなればですね、対馬市長がおっしゃっているように、通ったならば出資しますよ。それはですね、私も別に全然それを否定するものではありません。通わせてください。そうすれば私は応援をします。それを私がまさか、今ですね、ある報道によりますと、私が賛成せんから、このトリマランは通わんと、そういう間違ったことは、間違った理解をしていただいたら困ると思ってます。とにかく、3胴船を建造するために40億円かかる。その40億円のイニシャルコストについて、市も一口かんでくれんかと、それははっきりお断りいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 力のこもった明確な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

私は、そういうふうですね、真剣に議論をすべき課題であろうかと考えております。これは壱岐市の戦略であると考えております。五島市、対馬市は空路も持っておるわけです。福岡にですね、持っておるわけ。壱岐市は持たないんです。ただ、今の航路一つに頼っておるというのが現状であります。そうしたときに、総体的に考えて、壱岐の振興の阻害になっておるのではないかとこのことを指摘しておるわけでありまして。大いに議論をして、よりよき方向に改革をしていこうではありませんか。そのことをお願いし、次に移りたいと思います。

第2点目に、市長の決断が問われる壱岐市民病院の改革についてお尋ねをいたします。あとは、2人ほど専門の委員会の委員さんが一般質問の通告をいたしておられますので、私は大局的な立場から質問をいたします。

まず第1点、平成17年5月壱岐市民病院開院以来、連続赤字決算であります。解決の糸口さえ見えない。ならば、座して死すよりも打って出よという考え方もございます。もう既に決断のときが来ておると考えておりますが、地方独立行政法人化へのかじを切るべくときが来ておると私は考えております。市長の見解を賜ります。

平成22年度末、累積欠損額20億2,485万5,123円、平成23年度累積債務予定額21億8,113万2,123円、本年度の予算におきましても1億5,627万7,000円の欠損額を生じる予算編成が提案をされております。今年度一般会計からも3億9,649万円の負担金交付が予定をされております。この23年度末、累積債務予定額というのは市税、いわゆる市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税も含めた本年度予算額21億2,714万7,000円を市税を超すような累積債務を計上しておるのであります。この状況を市長はどのようにお考えであるのか。

3点、市民に市民病院の経営形態を含めて、市民投票条例を整備してでも判断を仰ぐことも選択肢の一つに入れるべきじゃないかと考えております。

以上の3点に関する市長の見解を賜ります。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市民病院の経営改革について決断の時来ると、決断をする時期じゃないか、独立行政法人にかじを切るべきではないかということでございますが、私は議員も御承知のとおり、平成21年7月に長隆先生を委員長とする壱岐市立病院改革委員会を設置していただきまして、10月に答申をいただき、地方独立行政法人化の必要性を認識させたところでございまして、議員御指摘の独立行政法人化へ一日も早くかじを切るべく、経営手腕を高く評価できる理事長候補の紹介を今までずっと関係ございました九州大学病院へ赴きまして、たびたび院長にお願いをしてきたところでございます。その招聘にはこれまで最大限努力してまいりましたけれども、その人材の御紹介をいただけないという残念な結果に終わっているわけでございます。私は、理事長、いわゆる経営責任者なくして独立行政法人化にかじを切る。これはもちろん国の許認可もございまして、そういったことも含めまして、この責任者をなくして計画等々ですね、その認可がおりるはずもございませんけれども、そういった理事長、責任者の選任なくして、独立行政法人化するということは、むしろ、これはですね、責任放棄につながると思っておるところでございます。したがって、その方向性というのは堅持をいたしておりますけれども、今、そうい



った状況にあるということを御理解いただきたいと思います。

次に、多額の累積欠損金を如何様に判断されているかという質問でございます。これはもう大変憂慮すべき状況にあると認識をしております。このような状況を少しでも改善するために、毎年度当初に事業収支の計画を策定し、毎月経営改善委員会並びに医局会において、前月までの経営状況を分析・説明し、収益の増加及び費用の削減につなげるよう努めているところでございます。しかしながら、常勤医師の不足に伴う非常勤医師の増加や看護師不足に伴う派遣看護師の増加など、現在の医療体制を維持していく上ではやむを得ない経費は増加しておりまして、大変厳しい運営状況でございます。今後も経営形態の変更など、抜本的な改革を行わない限り、このような状況が当面続くことが予想されております。

議員御指摘のとおり、平成22年度末で累積欠損金20億2,485万5,123円を予想いたしておりまして、先ほど申し上げましたとおり、大変憂慮すべき状況にかわりございません。しかしながら、これはキャッシュフローの面で申しますと、平21年度末で1億9,768万5,434円の預金を有しておりまして、平成22年度末では20億911万7,581円の預金残高を予定をしております。キャッシュフローだけで申し上げることは、それはもう経理としては、これはもう本当に素人の話でございますけれども、ただ、一般会計からの3億9,649万1,000円の繰り入れの件でございますけれども、このうち2億9,964万4,000円は市民病院に対しまして国が自治体病院に対する交付金でございまして、一般財源からの純然たる持ち出しは9,684万7,000円でございますので御承知置きをお願いしたいと思っております。

次に、住民投票条例を整備して判断を仰ぐことも選択肢に入れるべきだということでございすけれども、この内容について、もう少しお願いいたしたいと。それは独立行政法人にするという住民投票をするということでございますか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 3点目の市長から質問がございましたので申し上げます。

公営企業法の一部適用で行くのか、それとも、公営企業法の全部適用で行くのか、地方独立行政法人化のいずれかの経営形態を選択することを市民に問うことも必要ではないかと申し上げておるのであります。申し上げるまでもなくですね、もう結構です。私のほうで続けますので。十分お答えをしていただきましたから。

ですから、2点目のですね、わかっております。国からの交付税をあれして、一般財源からの持ち出しと合わせて3億9,000万円相当繰り入れてるのは十分承知をいたしております。しかし、そうしたですね、環境で果たしていいのかをですね、皆の衆のための私たちは政治をして

おるわけですね。ですから、みんなに問いかけることも必要ではないかというのが私の持論であります。私は、あくまで主権者である住民から、直接選挙により選任された市長並びに議員は住民の意思を尊重することが当然の義務であります。経営が厳しいときはみずからの身を切り、組織としての連帯感を高め、職場環境の組織一体となった改善をしていく。そういうことは当然であると私は考えております。改革の原点は、お客様である患者の信頼を得ねば、市民病院の改革は達成されるわけがない。市民に奉仕する医療従事者としてのプロフェッショナルに徹していただきたい。そのように考えております。本市における市民病院の役割、使命としては、市民のために安心安全で、そして、個人病院にはない機能を発揮するのが、市民病院の役割であると私は考えております。最近特に、フェリーの中、ヴィーナスの中で、「どけ行ったで」という問いかけに、「博多の病院に行ったよ」と、よく耳にいたします。市民病院があるけん、心配せんでよかと。こういうふうな状況になって初めて市民病院が市民から信頼される病院となり得ると考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まさに、今、音嶋議員のおっしゃるように、市民病院があるから大丈夫だという市民病院を目指して日夜努力をしておるわけでございます。そういった中で、医師の招聘あるいは看護師の数等々が不足をいたしておるという状況でございます。私はこの医師の招聘等につきましてはですね、もう結果はついてきませんけれども、だれにも負けないぐらい頑張ったと自負をいたしております。

そこで、先ほど申されました個人病院にない機能も市民病院にあるべきだと。そのことはですね、当然、市民病院に行けば大丈夫ということをつくるためには必要でございます。そうしたいと思っております。しかしながら、そのことにより、逆に赤字が膨らむということも考えられるわけでございます。そこで、やはり、市民病院がどれほど、そういった市民のニーズにこたえるためには、どの辺までの経費が必要なのかということ等も、やはり今から協議をしていかないとかなんと思うわけでございます。すべてをそろえてくれ。しかし、赤字は認めんよ、ではですね、それは経営として成り立たんわけでございます。その辺も御理解いただきたいと思ひますし、もう一つ申し上げたいことは、先ほど住民投票の件でございますけれども、ご存じのように、この議会で壱岐市立病院の役割・あり方に関する報告書をいただいております。市の議会議員の中から市山繁議員がこの構成委員になられておるわけでございます。このときも、一部適用、全適、独法、指定管理、そういった報告をなされました。長先生につきましては、独法へ行くべきだと。しかしながら、今まで申し上げましたように、本当に、私もですね、今、独法と思っております。しかしながら、その経営形態をですね、私は市民の投票にゆだねるのはなじまないと思っております。

す。それはなぜかと言いますと、やはり、これは専門的な事柄でございます。先ほど申しますように、独法はこうせないかん、全適はこういうことだと、そういったことの中で、理事長等にはですね、本当に強い権限があります。しかし、そういう人材を獲得しなければ、それができない。そういったこともございますので、私はこれを住民投票にかけるといのはなじまないとおるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） 私は、一貫して考えてるのは変わりませんので。しかし、決断されるのは、あくまでも市長でありますので。私は今申されますように、カリスマ性にとんだやっぱり人材をぜひとも理事長を選任していただき、改革に着手してもらいたい。その一途の気持ちであります。そういうことを強く主張して、次に移りたいと思います。あとは専門家の先生がいらっしゃいますのでお任せをいたします。

3点目、老人クラブ補助金の交付基準についてお尋ねをいたします。

まず第一、各町の老人クラブ連合会には、補助金等交付基準にのっとり交付がなされていると考えますが、壱岐市の例規集には掲載をされておられません。私が探すのができなかったかもしれませんが、その交付基準とはどのようにして行われておるのか、見解を求めます。

2点目、活動状況、政策評価はどのように把握をし、検証して、交付決定に反映をしていかれておるのか、見解を求めます。

3点目、高齢化率が上昇する中、生きがいを求めて暮らせる高齢化福祉の充実にこたえていくには、活動の現場に足を運び、活動の実態を把握し、公平・公正な補助金の決定をすべきと考えておりますが、見解を求めます。

簡潔に市長の答弁、思いを聞かせていただきたい。そのように考えております。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 老人クラブの補助金の交付基準ということでございますけども、これはおっしゃるように例規にはございません。交付要綱等にはございません。運営補助金の算定につきましては、老連につきましては、各町の老連につきましては、均等割32万円、それに加入者数に、いわゆる会員数に77円を掛けて、それを各町老連へ交付をいたしております。それより別に単位老人クラブに均等割3万2,000円、それに加えて460円掛け会員数で交付をしておるところでございます。これらにつきましては、一定の限度額の範囲ではございますけれども、国・県の補助がそれぞれ3分の1あるということでございます。

次に、政策評価、活動状況についての政策評価はどのように把握して交付決定してるかという

ことでございますけれども、活動状況の把握につきましては、事業報告書、収支決算書を提出してもらっております。補助金の交付に当たっても、今年度事業計画書、予算書等々を添えて、補助金交付申請を提出していただいております。関係書類の内容を確認をいたしまして交付決定を行っております。現在の段階で政策評価でいましては、現状維持という評価でございます。ただ、先ほど申しました町老連、あるいは単位老人クラブの補助金に加えて、独自の活動をされておる。例えば、ペタンク大会でありますとか、老人工芸作品展とか、そういったものについては別途補助金を出しているというところでございます。

次に、高齢化が上昇する中で、生きがいを持って暮らせる高齢者福祉の充実にということでございます。現場に足を運べということでございます。老人クラブの活動が活性化することは健康の増進、地域内での交流を深めることにより、生きがいが増してくるということもでございます。当然引きこもり、高齢者は引きこもりがございまして、この防止、医療費の抑制等々につながるのだと認識をしておるところでございます。今、壱岐市におきましての老人クラブ加入対象、これは60歳以上でございますけれども、男子が5,042名、女性が6,942名、合計1万1,984名でございます。近年は、老人クラブは高齢者の社交場、まだ働いてる60代の方々は自分とは無縁と考えてる方がふえてるとお聞きします。加入率は年々低下の一途をたどっておりまして、今後は気軽に参加しやすい行事をふやし、開かれた老人クラブになるよう啓発に力を入れまして、前期高齢者と言われる世代の心をつかむことが必要でございます。高齢者のコミュニティづくりにおいても重要な役割を担っていると、老人クラブも担っております。老人クラブの活性化なくして、高齢者福祉の充実はないと考えております。今後は老人クラブの活動状況について、職員を派遣するなどしていわゆる現場に足を運ばせて把握いたしますとともに、活動規模の拡大や新規事業等にも取り組もうとされる老人クラブ連合会へは事業内容及び規模等を評価いたしまして、補助金の交付額の見直しも行っていきたいと思っております。

私も60歳になりまして、つい先日老人クラブの勧誘を受けました。加入をすると申し上げております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

○議員（3番 音嶋 正吾君） わかりました。

まず、60歳以上の壱岐市における皆さんが全人口の39.55%、1万1,984名いらっしゃるということでございます。そして壱岐市の本年1月末65歳以上の方の人口統計として、65歳以上の方が3,727名、女性が5,645名いらっしゃいます。65歳以上の人口は合計9,372名の方がいらっしゃいます。そうしますと高齢化率が30.9%であります。そして市長が例規集には補助金交付の基準がないということではありますが、ちなみに言われますように、

会員1人77円交付されております。

石田町の場合の一つ問題がございます。老人スポーツ大会補助金は各4町に24万円交付して、なぜ石田町に10万4,000円しか交付してないのか。すばらしい大会であると私は認識しております。市長も1日中目を離さず観戦をしておられる。その中でなぜ少ないのか。そして老人作品店、ほかの町は今のところ実施をされておらないのか知りませんが、交付はされておませんが、石田町は9万7,000円です。この9万7,000円の基準です。私は、この決算資料を見ましたら、20万円相当っております。そしたら会員の皆さん方が、「音嶋議員、これだけ、みんなあいしよるけどね、これだけしかくれさっさんとち、なしこえんなっちゃう」と。痛切な御意見を聞きます。ちなみに申し上げます。各町老連に交付されておるのが、石田町が76万8,000円、芦辺町が130万4,000円、郷ノ浦町が81万9,000円、勝本町が85万3,000円、この数字を皆さん方もどのようにお考えか、私もコメントは差し控えたい。公平な、いわゆる現場に足を運んで、実際どういう活動をしているのかということをかんがみて交付がなされることを期待するものであります。

皆さん、そして、興味津々とする数字があります。現在有権者数が1万4,538名あります。石田町には。そのうちに60歳以上の有権者数が54.4%であります。半数以上が60歳以上の老人会の60歳以上の世代の方であります。と考えたときに、皆の衆の政治をするときに、老人の皆さん方にも温かい目で予算措置をすることも必要ではないかと考えております。これは私の所見であります。

そしてですね、老人会の果たすべく役割としては、私はですね、金んことは言わんけどですね、ばけ防止とか、やっぱり一銭でも健康保険を使わんと生き生きして活動することが皆さんの役に立つのではないかなというような御認識を持っておられます。老人会の皆さんはね、壱岐市に残り頑張ってくれている若い世代の人を思い、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び、壱岐の島の元気の源になろうと社会貢献と力強い背中を見せて努力をしてくださっております。そのことを我々も実直に受けとめて、老人の皆さんへの感謝の念というのをもち続けたいと考えております。

最後に、市長に総括で1分ほど答弁を求めますのでよろしくお願いいたします。

市長、昨年、大河ドラマ坂本竜馬の映画ございましたね。明治維新の改革の素地をつくった坂本竜馬が書きとめた語録の中で、「世に生を得ることはなすことにあり」とっております。さらに、「人間の人生というのはたかが50年そこそこではないか。一たん志を抱けば、その志に向かって、事が進捗するような手段のみをとる。決して弱気を起こしてはならない。例え、その目的が達成されなくても、その目的へのまさしく道中で死ぬべき」と。「生と死は自然現象だから、それを計算に入れてはいけない」ともっております。そして竜馬自身、まさにみずからが手がけた革命の到来の直前に刺客の剣に倒れました。志をなし得るために生命をも捨てたし。そ

れが清さでもあり、今日に至ってもこの世の中の民が魅惑を持って、その尊敬するゆえんではないかと考えております。本市の真のリーダーとして、死生観を持って、先送りすることなく、壱岐市の5年、10年先、そして将来を見据えて決断すべきは決断することをお願い、私の一般質問を終わります。

○議長（牧永 護君） 白川市長、答弁がありましたら。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 答弁ということでございますので申し上げますが、坂本竜馬、本当にすばらしい人でございます。あの大政奉還をなし遂げたという、その身を捨てて明治維新を勝ち取ったわけでございますけれども、私は、そのつめのあかもせんじて飲まないかんぐらいの小物でございます。ただ、壱岐市のためにあらん限りの力を尽くすということはお約束を申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（3番 音嶋 正吾君） ありがとうございます。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を11時5分とします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 町田 正一君） 音嶋議員は毎回市長の激励の有名な明治時代の偉人の言葉を言われるんですね。私の座右の銘はですね、「吞舟之魚は支流に遊ばず」、吞舟之魚はですね、余り小さなことは考えてはいけなと。泰然自若としておれというのが私の座右の銘なんですが、ぜひですね、市長にも吞舟之魚になっていただきたいと思います。

実は今回、一般質問で病院関係については3名質問してます。それぞれ立場が3名とも違います。中村議員は長崎県病院企業団の加盟促進、音嶋議員は先ほど言われたように独法化の推進を積極的に推進されております。私はちょっと2人とは違ってですね、別に専門家でもないんですが、市民病院だけを取り上げて経営改革の必要性というのわかるんですが、私はもうできたら、この際ですね、壱岐医療圏全体のことを考えて、壱岐医療圏の医療はどうあるべきかという視点

からですね、壱岐市民病院の改革をぜひ成し遂げてもらいたいと思ってます。

実はなぜかと言うとですね、昨日も質疑がありましたように、実は昨年国民健康保険料の引き上げが壱岐市はありました。確か5.3ですね。5.3%引き上げました。ところがですね、それまで5.3%あったから、基金は大体现状維持で行けるだろうと思ったら、6億円近い基金が今年度はもう既に2億9,000万円です。2億ちょっとの基金の取り崩しで、やっと今年は国保が維持されてます。このまま行けば、来年は基金がゼロになります。担当理事に聞いたら、一番大きな原因はやっぱり高額医療だと。このままで高額医療がずっと推移していけば、これは国保がまたですね、今年度はやれても、来年はまたさらに引き上げていかなきゃいかん。ところが壱岐の島民の収入はどんどん、どんどん減少している現状の中では、言うっちゃ悪いですけど、このまま国保を引き上げていっても、未収金の額がどんどん、どんどん増えるだけです。国保会計そのものが破綻する一歩手前にあるんです。だから、もうぜひですね、この際、壱岐医療圏全体のことをまず、市民病院の改革も大切なんですけど、壱岐医療圏全体としてどうあるべきかと、そのための市民病院はどうあるべきかということを実は考えてもらいたいと私は思って、今回一般質問をするようにしました。

中村委員も、音嶋委員も病院改革の、市民病院改革の必要性は、これは全議員共通して持っていることです。ちょっと私も整理してみました。この間ですね、病院に関係する文書はもういっぱい山ほど実は出ております。もうすべて網羅して、私も大体10回ぐらい読んだんですけども、結局行き着くところはですね、先ほど白川市長も例に挙げた平成19年9月に出された壱岐市民病院事業運営審議会の答申と、それから長委員長がやられた壱岐市立病院改革委員会、正式に行政文書として上がってくるのは、この2つなんですね。あとは民間のかたばる病院とか、市民病院を考える会の人たちのパンフレットも、これも実は熟読させていただきました。別にそう悪いことが何も書いてあるわけじゃないんですが、まず市長にはですね、この前、ちょっと改革のおさらいをちょっとしますけども。実は私も平成18年の6月議会で、この病院問題については質問してるんですね。全く同じような質問です。その後ですね、どうしても、やっぱり、市民病院は今のままじゃいかんということで、壱岐市病院事業運営審議会、これは壱岐市民病院の2つの病院の病院長も参加されております。それから先ほど言われた議会からも市山議員が参加されております。それ以外にも各自治体の病院関係の専門の方とか、そういうのが参加されてですね。非常に優れた答申です。私もですね、そのときはただ単に何となく1回読んだだけなんですけど、細部までわたって読めば、非常によくできてます。これが実は、これで最終的には公営企業法の全部適用が望ましいという形で、この運営審議会の結論は出されてるんですけど、その間の問題点については非常に正確に市民病院の問題点も出されてるし、今後市民病院のあるべき姿についても真摯にこれ出されてます。その後ですね、ここまでは僕も平成19年9月まで。それからです

ね、この中で、経営形態についてはもちろんこれ首長の判断だから。先ほど言われたように公営企業法の一部適用にするのか、全部適用にするのか、それから公設民営にするのか、独法にするのかという議論は最終的には首長の判断だろうというふうな形になってるんですが、その後、経営形態についてですね、これは市長も、僕は耳が痛いと思ったんですけど、これを言うまい、これを避けて通れんと思ひましてですね。市長にちょっと反省の意味も込めて、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが。

最終的には、この経営形態の問題をどうするかということで、長さんを委員長とする、いわゆる長委員会が立ち上がったわけです。議会でも2回長さんの話も聞きました。私も長さんに聞きました。最初はですね、地域完結型の医療を目指して、壱岐市で脳外科の手術をしたり、心臓外科の手術をしたり、それでできるようにすると。これはもうすばらしいことだと思いました。これはもう夢のような話で、どうやってやるのかっていったら、大学の付属病院とか、そういった形をされてました。でも結局ですね、紆余曲折はあっても、長さんのですね、これが僕はですね、申しわけないですけども、今回の市民病院の改革の進捗状況が進まない大きな原因の一つは、この長さんの答申だと思うんです。もうこれは、実は市長もご存じのように破綻してるのはもう破綻してます。21年に議会で議決、経営形態については議会で議決して、23年4月ですから、本年の4月には独法化するというプランで、この長さんの答申は出てるんですが、現実にはですね、市長もさっき言われたように、経営の核となる責任者の人がいないと。これがまず1番ですね、病院審議会の答申の後、すぐ長プランが実は、今回の僕はまず混乱の元だと、後で2、3でずっと質問しますけども、この面について、市長はさっき趣旨についてはまだ堅持をしておると言われましたけども、私はもう白紙に戻せと。この長さんのプランについては。そしてもう1回ですね、この経営審議会、19年9月に答申された、あとの中身については、また少しまた後で話しますけども。長さんの答申について、病院審議会の答申があってから、この長プランが発表されるまで、発表されてからですね、市長の反省の意味も込めてですね。現実にはこれもうできてないわけです。ことしの4月にこれ独法化という方針出されたわけですが、現実にはできてないわけなんです。ぜひ市長には、これ、市長もですね、耳が痛いでしょうけど、マニフェストですね、市民病院の改革をマニフェストで掲げられました。多分、その思いもあって、こういった形になったと思うんですが、まず独法化ありきみたいなですね、議論はですね、僕はもう申しわけないですけど、ここまで、この期に及んだら、もう中止すべきだと。新しい壱岐医療圏全体の方向性の中で経営形態はどうあるべきかをもう一度冷静に考えるべきだというのが私の主張なんです、市長の答弁を求めます。

○議長（牧永 護君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕



○市長（白川 博一君） 町田議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市の医療改革については、市民病院という点ではなくて、壱岐市医療圏ということの面で考えなさいということでございます。まさに、そのとおりだと思っておるところでございます。

ところで、市立病院改革委員会そのものについて反省ということを町田議員おっしゃっておりますけど、私は、この答申が遅々として進んでいない。それは正直言って謙虚にそのとおりだと認めざるを得ません。しかしながら、この委員会をつくったこと、そして、この委員会の答申をいただいたことについてですね、反省をしていると、反省はいたしません。私は、これはこれなりに、非常にいい答申をいただいたと思っておるところでございます。

その中で、町田議員も先ほどから過去書類を持っておっしゃいましたが、私は平成21年8月12日、今のこの議員さん方が当選なさった初めての議会です、新しい議員さんもいらっしゃるものですから、そのときに壱岐市民病院、かたばる病院改革の経緯ということで、21年8月12日にこの文書を渡しております。その中で、どうして長改革委員会をやったのかということを申し上げております。その中で、少し時間をいただきますけれども、先ほど大変よくできてるとおっしゃった壱岐市立病院の役割・あり方に関する報告書。これはまさに町田議員おっしゃるようになりますね、素晴らしいと思っております。今までの市役所内部で立ち上げました改革委員会の素案、そして今回の長改革答申、これもですね、この報告書を上回るものではないと私は思っておる次第であります。そこで、私はそれでも長さんをお願いしたというのは、このガイドラインというのをつくった本人であるということが一つ。それから次に、先ほど言われますように、一部適用、全適、指定管理者制度、といったことを提案されておるわけですが、それについて、やはり、その引き受ける、例えば指定管理にすれば、引き受けるところがあるのかとか、適当な人材が確保できるのか、職員組合はどうなんだということ。それはもちろん首長の判断でやるわけでございますけれども、そういったことですね、この報告書については、逃げと言ったらおかしいわけですが、強くは言っていないということがあって、限度があるんだということを感じて、新たな委員会をつくったということを申し上げたところであります。そういった中で、私は今、町田議員御指摘のように、遅々として進んでない。そして、これは撤回しなさいと。地方独立行政法人化は撤回しなさいということ。これについては、私は今、皆様方に少し九州大学病院との交渉のことをお話ししたいと思っております。

この独立行政法人化に向けた、もちろんスケジュールもそうでございますけれども、九州大学病院から理事長候補の派遣はいただけないという結論に達したということを申し上げたいと思います。それは1月14日に九州大学病院に参りまして、そのお話を受けたわけでございます。実は第2外科はですね、普通の病院で医局に入る、医局が足りないという状況の中で、ことしは21人も第2外科に入ってるんです。入局してるんです。私は、そのことを聞いて、もしやと思

いましたけれども、しかし、いや、出せないと。なぜか。それは、迷っておりましたけど申し上げます。壱岐市から受けた仕打ちはですね、私のトラウマだと。それはもう決して壱岐市に、それはもう派遣できないと。それは議会での発言。そして報道による仕打ちだと。はっきり申されました。その環境がなくなる限り、九州大学第2外科は出さないとおっしゃいました。これをはっきり申し上げて、そのことによって、九州大学から理事長候補の派遣をいただけないということをもう確信をいたしました。しかし、私は、先生どうぞ、今後も交渉のテーブルには着いてくださいということを申し上げるのが精いっぱいでした。その前に、昨年5月23日に、実は壱岐市の医師会の副会長であります光武先生、この方、九州大学医学部卒でございます。わらにもすぎるつもりで先生に御同行お願いして九州大学に行きました。そして6月24日に、同じく九州大学出身であります医師会長の品川護郎先生、そして光武副会長、お2人御同行いただいて九州大学に行きました。私はそうして先生方のお力添えをいただいて、しかし、このまでございます。私は私の力不足を市民の皆様に、そして、この両先生に心からおわびをしたいと思っておる次第であります。きょうは、私はもしかしたら、ふさわしくないことまで申し上げたかもしれませんが、現状はそうでございます。したがって、町田議員御指摘のように独立行政法人の理事長の招聘というのは非常に現在のところ皆無に近いと申し上げざるを得ません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） それは確認できました。ただ、市長ですね、僕ちょっと病院審議会の、運営審議会のこの答申について、病院の実態はですね、議員皆さんたちも大体独法化に向けての困難さというのは、大体議員の皆さんたちも大体わかっていただいたと思うんですが。もう一つですね、この中では、実は、壱岐市民病院の果たすべき役割ということが実は提案されています。これも非常に重要な柱の一つになってるんですが、壱岐医療圏全体のことを考えて、実はこれ全部で10項目にわたって壱岐市民病院の今後果たすべき役割について答申が出されてます。僕はこれを非常に感心したんですね。ここの部分がですね、経営形態の問題は、それは首長の判断だから、先ほど市長が言われた職員組合との問題とかいうのは、僕はそれはもう問題外だと思ってますけれども、この10項目に地域医療連携、非常に重要な柱はですね、各医療機関、民間の壱岐の開業医の先生方との医療連携室の設置。市民病院はもうぜひこれをつくれと。これ何回も医療連携室というのは、この答申の中でも何回も出てきます。医療連携室をまずつくれと。それからですね、救急体制の整備。これ壱岐市民病院について書いてますが、実はもう僕はですね、後で問い2でこれ質問しますが、救急体制とか、周産期医療、予防医療、精神医療、感染症医療、在宅医療ですね。実はこの国保の問題とも、これ実は密接につながってくるんですが、今、

市民病院に地域医療連携室みたいな、そういったセクションがあるのかどうか。私もちょっとまだ聞いてないんですけども、こういった取り組みみたいなのが、現実には市民病院で、少しずつでも何か議論されているのかどうか。それをちょっとお尋ねします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おっしゃるように、地域医療連携室というものは今のところございません。ただ、議員御承知のように、今回、かたばる病院をどうすべきかということで、同じく副会長、医師会の副会長の松嶋喬先生をチーフにいろんな医師会の方々と御相談をしていただきました。その窓口は病院管理課でございまして、左野主幹がそういったものの取りまとめをしているということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 市長確認したいんですが、要するに、この長さんの答申の独立行政、独法化については、もう僕は困難であると、現実には、ことしの4月に独法化するというのが計画なんで。先ほど言われた九大のほうのそういった形で責任者が派遣していただけなかったら、独法化とか、壱岐市が幾ら言うたって、適任者がいないと。現実にはほぼ断念したというのは、市長の口からはなかなか言えんでしょうけども、非常に困難であるということは、まず、ここで確認しとっていいですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 九州大学、私が理事長をお願いしたい。そういった候補をお願いしたいというのは、やはり医師の招聘ができる方。ですから、医療機関、いわゆるスタッフがそろいの大学関係の方でないとだめだと私は思っておるわけでございます。今のところ、今まで50年間関連のありました九州大学以外にそういう方の招聘をお願いする術はないということでございまして、おっしゃるように、非常に厳しい状況であるということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） それでですね、じゃあ、どうすればいいかという問題に、次になってくるわけですが。実はですね、これは僕も地元の開業医の先生、もう60歳超えられてるんですね、その人としょっちゅう、私も薬をもらいに行くんで、しょっちゅう話すんですが、実は一番心配されてるのが救急体制なんです。これはなぜかという、今、実は、さっき壱岐全体の医療圏のことを考えてくれと言ったのは、一つには、今開業医の先生たちがもう非常に高齢

化されてます。それで跡継ぎも今のままでは、こんな状況の中では跡継ぎに来てくれる人もいないと。これをですね、開業医の私たちが一番心配してるのは救急の体制やから、これを何とか行政のほうで。そうせんとですね、それは開業医の先生たちだって、休みをもちろん欲しいだろうし、夜間に呼び出されてですね、救急病院と看板はありますが、そうしょっちゅうですね、1年365日ですね、そんなにやれるわけではない。だから、いろんなことがあるやろうけれども、まず一番重要なのは救急体制だと。救急体制を何とか今後考えていただきたいと。それを切に希望されました。これはどこの民間のどこの開業医の先生もそうだと思います。

それでですね、ちょっと具体的にちょっと数字だけをお示し願いたいんですが、まず昨年度ですね、これは多分救急車で搬送された分だけしかわからんと思うんですが、救急車の総患者数。壱岐全体で。それからその中で市民病院。それから民間病院。それからもうダイレクトに島外に、これは危ないというんで。ダイレクトに島外ちゅうのはドクターヘリぐらいしかないんですけども、そういうふうな数字が多分もう把握されてると思うんで、それをお示し願いたいと思います。

2番目に、じゃあ、今の市民病院の救急体制はですね、本年から実は常勤医師も減ってですね。実はその市民病院の救急体制も、これほんと維持できるのかと。このままの状態、非常に心配してるんですが。今、市民病院の救急体制、夜間とか、特にですね、夜間・休日。これについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから3番目、市民病院は今多分50歳以上の常勤医の方は宿直業務にはつかれてないはずなんです。そのためにですね、こういう表現が適当かどうかわかりませんが、多額な金を払って、スポットで救急医の先生たちに来ていただいています。これは実はもう、これはもうあご足つきでということも余りよくないですけども、この経費はそれこそ莫大な経費になっとなんなんです。この3つ、ちょっとおわかりでしたら教えて下さい。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まず、壱岐市の救急医療体制の現状についてという御質問でございます。

壱岐市民病院と光武内科循環器科病院が病院群輪番制病院として二次救急医療を行っております。どちらかが必ずあいておるということでございます。両病院は二次救急医療機関として、入院、治療を必要とする重症の患者に対応する病院として位置づけられておりますが、実際は初期医療、いわゆる一次救急医療も行っておるところでございます。現在、壱岐市にとって、この2病院による救急医療は市民にとって必要不可欠なものであると認識をいたしております。

平成22年の1月から12月の救急車による搬送人員総数は1,501件でございます。内訳が市民病院835件、光武病院492件、その他島内医療機関72件、島外医療機関102件と

なっております。市民病院、光武病院、2病院が全体の88%を占めておりまして、データの上からも2病院は壱岐市の救急医療の要であります。

次に、市民病院の夜間・休日の救急体制についてという御質問でございます。

現在平日の時間外の1週間に9単位あるわけでございますけれども、時間外当直5単位に土日の日直、当直、4単位を加えた9単位でございますけれども、そのうち7単位を病院外の非常勤医師をお願いして、残りの2単位を病院内の医師が担当しております。病院外の非常勤医師の確保によって、病院内の医師の過重労働の緩和、リスクの回避につながっております。4月からは常勤医師2名の減員となりますので、常勤医師が確保できるまでは、1週間9単位全てを外部の非常勤医師によって救急医療体制をとらざるを得ないと思われれます。ただ、内部常勤につきましては、これまでどおりオンコール、いわゆる電話呼び出しの待機態勢をとるということでございます。

次に、市民病院の救急医療体制をとるために、特別に医師の確保をしてる総経費の御質問でございます。

外部の非常勤医師を確保して市民病院の救急医療体制をとるために、平成22年度は人件費と旅費で月額320万円、年間約3,840万円かかっております。当直1単位当たり約10万円でございます。これにつきましては、先ほど申しますように、あと2名、あと2単位増えるということでございますから、当然のように増額になるということでございます。御参考までに、平日のいわゆる夜間でございますけれども、1日5名程度、土日、祝日では、33名が時間外の患者数でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 来年はですね、そうすると5,000万円近いですね、このスポット、救急体制の維持のためにですね、その人件費等でかかるということです。

それで最後に、市内の医療救急体制のまず一元化の問題なんですが、実はこれもですね、この病院審議会の答申の中に、ほんとう言うたら、ずっとこれ書いてあるんですよ。本来、壱岐市民病院は二次医療機関なんです。ですね。本当は初期救急は基本的に開業医の先生たちが開業医の病院の人たちがやって、二次医療救急として市民病院は本来あるべき姿だと、私は正直言っているんです。それで、この答申を、本当に僕はこれやってもらいたいのはですね、在宅医療とか、予防医療とか、これはもちろん精神医療、周産期医療もそうです。それから壱岐の場合は外科がなかなかおられませんので、実はもう専門外来もあるしですね。そういうのもあるんですが、救急と地域医療と在宅予防、ここら辺を本当に市民病院に、これを担わせるとしたらですね、今みたいな形で外来を受け入れる。一次医療のですね、普通の民間病院と同じように外来を午前

中受け入れる。それから入院の、午後からは入院の世話もしなきゃいかん。手術もせないかん。こら夜間の当直もせないかん。こんなですね、百貨店みたいな病院をつくっとったら、これはいつまでたっても、医師の過重負担もそうですし、医師のですね、医師は今ですね、実は医師が不足してる大きな原因は、医師はやっぱり今は専門性を求めると。専門性を求めることと、もう一つは都会志向と。この2つがあるから、どうしても離島とか、過疎地域の病院には来ないんですが、市民病院のあり方もですね、実は市長、もう僕はですね、地域連携でいったら、壱岐医療圏全体のことを考えたらですね、初期救急と外来については、もう民間の病院に全部任せてしまってます、あとは民間の開業医の先生たちからの紹介と。それから外科とかですね。それから市民病院にはまだ救急というどうしても外せん部分があるんです。それから国保の状況から見てもですね、あとは在宅だとか、予防医療だとかですね、こういった普通の民間病院でできない部分を行政と一体となって担う。担うという、そういった使命が必要と思う。もうそろそろ、僕は、経営形態もあるでしょうけども、市民病院のあり方を考えてもらいたいと、一つはそう思ってます。

それから、もう一つですね、この救急の問題です。市長も先ほど言われたようにですね。それはいろいろな議論があるでしょう。民間、救急と言っても、実はもう光武病院と市民病院が8割近く担ってます。どっちが、正直いって、今のですね、この状況だったら、どちらかがですね、救急はやれないとなった場合は、壱岐の救急体制の崩壊です。光武病院がやれなくなっても、市民病院は対応できないです。もちろん市民病院がやれないとなったら、これはもう壱岐の住民全員ですね、どっか、もう、本当に福岡に全部移転しなきゃしょうがないような事態になります。どちらの病院がどうのこうのとかいうことじゃなくてですね。この2つの病院の救急体制の一元化はぜひ図ってもらいたい。これはですね、市民病院もそうです。もう市民病院も医師のこのスポットの医師の確保だけで大変だし、これだけの経費をかけてるんですから、現実にはですね、今の市民病院の常勤医の中では救急体制の確立っていうのは無理なんですよ。同じように、僕は光武先生のところも、僕は直接話は聞いてませんが。あっこの患者数からするとですね、光武病院も救急体制の維持が本当にこのままできるのかと。それは危惧しております。ぜひですね、ここは壱岐医療圏全体のことを考えてですね。僕は経営形態というのは、そこから出発してもらいたいと。何か、経営形態が先にありきという議論がずっとこの間あったからですね、市民の人たちも非常に混乱したんです。職員の人たちも混乱した。僕は市長も、前聞いたときにですね、市長は、いや、経営形態についてのあれが一番大切なんだと言われましたけども、やっぱこまできたらですね、まず一つは、市長にこれぜひですね、市民病院のスタッフ、医師連中とですね、まず話してもらいたい。僕は市長やったらそうします。そして、前の審議会がなぜ僕はよかったかっていったら、この中には2病院の院長もちゃんと入ったんですよ。この中の答申については、だから、市民病院の院長たちも承認しとるわけなんで。ぜひですね、この病院のコメディ

カルの人たちも含めて、職員組合との議論もそりゃすべきです。大村の市長は大村市民病院で、ちょっと全然事業は、事情は変わりますけども、大村でさえ2年間かかったんです。市長は毎朝、毎朝と言うか1週間に1回ぐらいは職員組合の人たちとずっと話したと言われてました。それでも2年間かかっております。僕は市長のあとはリーダーシップの問題ですけども、ぜひですね、この市民病院と光武病院の救急体制の一元化。そしたら、その先に来るのは、どういう形態が一番いいのかというのは、僕は公設民営化にすべきだと正直言って思ってますけれども、その激変緩和措置はもちろん途中で何年かあってもいいですが、今の市民病院の状況と壱岐の全体の医療の状況から考えれば、もうそういう議論をすべき時期だろうと思ってますけれども、それに対して市長の答弁を求めます。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 町田議員の御意見でございます。確かに、壱岐医療圏として考えたときに、市民病院の役割、そして民間の病院、医院の役割というものを考えないかんわけですけども、今おっしゃったように、例えば、壱岐市民病院を二次医療の二次救急医療機関として特定するということについてはですね、やっぱり、これはまだまだ難しいと思っております。やはり市民病院に、先ほど言いますように、市民病院に行けばどうかなるんだということが、やはり市民の安心でございますから。一次医療。いわゆる普通の外来をなくすというようなことになると、これはやっぱりかなりなものだと思っています。しかし、そのことについてもですね、先ほど町田議員言われるように、医師が専門性を嗜好する中で、じゃあ、それで、果たして、総合医的な方々ばかりを確保できるのか。そういった問題もございます。これについては、やっぱり、ずっと議論をしていきたいと思っております。

それから、2点目の救急病院の救急窓口の一本化、これは確かに救急といいますと、いわゆる24時間365日、今のところ、どちらも病院が体制ととるわけですね。そうなりますと、やはり医師の疲弊と申しますか、そういったこともございます。

そこで、お尋ねですけども、町田議員の場合は、その一本化のイメージをですね、どういうふうにイメージしてあるのかが、もし、お聞き願えればと思っております。

それから、最後に指定管理のことにも触れられました。そのことについて、今議員はどの程度の必要性というのか、そういうものをお持ちであるかということについてをもう少しお聞きかせ願えればと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私はですね、本来ですね、こえんと言うたら、また問題発言だと

言われるかもしれませんがですね。病院の経営はですね、行政がやるべきじゃないと、直接タッチすべきじゃないと、公設で、必要だから、行政がですね、病院をつくるのはいいと。ただしですね、また、これを言うたら、また公務員の人たちははらかくかもしれんですけどね、一所懸命やろうがやるまいがですね、給料が変わらんような人たちに病院経営をやらせていいのかと。そういうのでモチベーションがあるのかと。僕は、さっきも市長に民営化のイメージって、一本化のイメージ、救急のイメージってのは何かと言われましたけど、私はですね、今の院長が、市民病院の院長がですね、やっていただけるというのであれば、市民病院の院長でもかまいません。

現実にそれで、ただし、医師の招聘から労務管理から、労組との交渉から、そえんとは全部やってくれと、その上で、一生懸命ここまでやったけど、こんだけ赤字が出ると、それは別に私は何でもかんでも、絶対黒字にせにゃいかんとか言う気はないです。そんな自治体病院ちゅうのは、もちろんそういった使命があるんだから、ただし、それでできないのであれば、これは今市長が言われたように外部に人を求めたって、それはおられませんよ、もう。九大病院から断られたら、そんなに簡単に医者で経営能力があるとかいう人は、そんなにを見つけることはできません。

僕は、できたら壱岐の医師会の先生たちのほうに、できたら話し合いのテーブルに、もちろんこれは相手があることなんで、ここで決めたって、向こうが受けてくれなかったら何もならないんですけども、ぜひ壱岐の医師会の人たちとテーブルに、そりゃついてももらいたいと。それに僕は行政と議会が参加したっていいと思っているんですよ。なんなら。しかも3カ月程度で、市長の任期もあと1年なんで、3カ月か半年程度でどうするか、もうそこで結論を、大体方向性とか役割とかいうようなやつは、全部今まで答申で全部出ているんで、今後どういうふうな形で具体的にやっていくのかと、それはもうテーブルに乗っけて、お互いに議論しようじゃないかと、正直行って行政と医師会と、僕は今の市民病院のスタッフの人たちも、絶対これは参加すべきだと思っていますけども、それと、別に必要ならば議員も参加してもいいです、前は市山議員も参加されていましたから。そして具体的に、これもうテーブルに乗せて、壱岐医療圏はこうあるべきだと、安心して市民が、まあ、そりゃ、脳外科だとか心臓とかそんなところまでは望んでいませんけれども、少なくとも救急で市民病院に行ったら、これはもうすぐに、早急に三次医療機関に送る必要があるとか、そういったところまでは絶対必要なんです。この間、議会での発言がどうのこうのというんで、市長もさっき言われましたけども。

私のところにも、実は市民病院の苦情がいっぱい来ています。特に救急ですよ。これはもうしょうがない、しょうがないということもないですけど、スポットで来られている人が、そうすべてオールマイティーで全部診られるわけじゃないとです。僕が救急車に乗って連れていったら、大丈夫ですからと言って点滴して、1時間半ぐらいしたら、すぐまた夜中に気分が悪くなって、即、九大病院ですよ。できたら、こんな安心して市民病院の救急体制があるべきだと私は思って



います。別に市民病院のお医者さんを責めようというんじゃないんです。一生懸命やられておるのはわかっています、こんな小さな島で。

ただし、それは個人の努力とか思いだけでは、もう解決しきらん問題なんですよ。それやったら、行政が、議会も僕は責任当然あると思っていますから、市民の健康を守るためには。

ぜひ市長には、しかもこんな立派な答申が出ておるんです。今から市民病院の役割、こん中には市民病院に対して非常に厳しい意見も書いています。20億円の収益を上げるために26億円もかけるような、こんな病院の形態は直ちに改革すべきだちゅうてから、これは壱岐市民病院の先生たちも参加してできとる答申ですよ。その先生たちが、現に市民病院はこうやって改革すべきだと、今後の方向はこうだと、これは言われておるわけですから、僕は長さんのやつはもう白紙に戻せと、もうそれは僕は市長の思いもあって、それは市長はやられたんだろうと、その思いは僕わかりますけれども、もう一回、この地方公営企業法の全適も、これができたころにさっとやっておけば、まだ僕はよかったと思っています。

それから、なかなか病院企業団に加盟するというのも、これもあとで中村議員が質問されますけれども、まあ、僕はそんなに簡単じゃないし、ここに加盟したからといって、実は医師が来るというようなことはないです。

そんなら今、市民病院ができる力で壱岐医療圏ができる範囲の最善のベストの経営形態をつくらにゃしょうがないじゃないですか、市長。僕はそう思っていますよ。それも開業医の先生たちがそれを望まれています。もう開業医の先生たちも、もう60代半ばから後半です。この人たちが初期医療とか一次医療をできんようになったら、これはもう遅かれ早かれ、お互いにメンツだとかへったくれだとか言う暇もないとです。これだけで、壱岐の医療は、壱岐医療圏そのものが崩壊しますよ。

僕は、ぜひ市長には、もちろん本当言うたら改革ちゅうのは、なんもせんで、じっとしとったが一番いいとです。これはなんもせんほうが一番いいんです。議員もなんも言わんほうが正直言っが一番いい場合も多いとですけども、ぜひ市長には、僕はもう医師会に壱岐市としては協議をこうやりたいんだと、お互いにテーブルにのろうやと、まあ、救急の一元化、単にそれを出発点にしてもいいと思います。

それから、壱岐の医療圏はこうあるから、経営形態はこうあるべきだという議論が僕は出てくればいいと思っているんですが、それで、議会からもぜひ出てくれということであれば、議会からしかるべく人を出してもいいと思います。それで、お互いにここまでこんな状況なんだと、できないんだと、救急が。それをぜひ、それも民間の医療機関のほうが、実は市民病院よりも、市民病院も大変じゃけど民間の医療機関のほうも大変なんですよ、今の現状は。専門医に特化した病院は楽なんです、まだ。申し訳ないですけど眼科とか、専門病院は楽ですよ。楽ちゅうよりも

語弊がありますけれども、そこだけをやればいいと、しかし、やっぱり総合病院となると、開業医も市民病院も非常に大変です。

市長、僕は早急に、また審議会の答申これを踏まえて、長さんの、もう僕はいいですけども、病院審議会の答申を踏まえて市民病院の役割も書いています今後の。これを踏まえて、早急にどうやるかを決めていきませんか。そんな時間をかけないで、市長の任期もあと1年しかないことなんで、僕はその道筋だけはつくってもらいたいと思っているんですよ。最後に。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は、これまで経営形態のプロなんだということで、とにかく理事長候補者を招聘しなくてはいかんと、この思いが強すぎると言えばそれまでですが、そのことが、まず改革の第一歩なんだということを強く思って、正直申し上げて外に向かってだけ働いておりました。働きかけをしておりました。議員おっしゃるように、病院との話し合いも、病院事務局長は副市長ということで、任せてそういうことをやっておりました。

しかし、先ほど申し上げますように、ここにまいりまして理事長候補が非常に招聘が困難な状況にあります。今、町田議員の御提案によりまして、新たな一步をやはり早く踏み出さんにかいかんという、今気持ちになっている次第でございます。議員各位の厚生常任委員会はもとより、議員各位の今後のお力添えを切にお願いする次第でございます。よろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 今回、常勤医師が13人から11人になったんですが、唯一の整形外科が2人から3人になっておられますけども、整形外科は非常に稼いでくれていただいている部分なんですけれども、市民のほうからもこれで結構充実した、例えば午後からも整形外科の診療ができるのかどうかとか、そんな要望もあるんですけども、それはまだ、左野主幹のほうがりわかりやすいですか、副市長でもいいですけど、なんか新しい整形外科の診療体制みたいなものが、2人から3人になるんですが、それはちょっと考えておられるんですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 福岡大学の内藤院長のお計らいで、今度整形外科医が3名ということになりました。その診療体制については、まだ内容は詰まっておりますが、整形外科が充実したということは大変喜んでいて次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（６番 町田 正一君） 僕も基本的には、市民の苦情みたいなのはできるだけその場で説明しているようにしているんですが、今度７月から精神科の医師がおられんようになりますよね。

実は、私の知り合いの患者が、既にもう精神科のほうから７月で引き上げるからほかの病院にというふうな、あれもあつとるんですが、その７月から次に来られる１０月ぐらいまでのめどは、どないなつとるんですかね。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） １０月１日からの先生についても、正直申し上げて確約できておりませんけれども、できるとして９月３１日までは県が対応してくれると信じております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 町田正一議員。

○議員（６番 町田 正一君） そしたら７月から１０月までは、例えば精神科の場合は措置入院とか、そういった非常に法的に強制力のある医師がいないと、そういうこともできないわけなんです、その分の対応は、そしたら市長、県が何とかしてくれるじゃなくて、何とかしてもらわんとだめなんです、それは市長の責任でやっていただけるということでよろしいんですか。最後に。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 絶対しなければならんと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議員（６番 町田 正一君） 終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を１３時といたします。

午前11時56分休憩

.....

午後１時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１７番、瀬戸口和幸議員の登壇をお願いします。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１７番 瀬戸口和幸君） 私は２項目質問をいたします。

1 項目目は市長に、2 項目目は教育長にお願いをいたします。

まず最初、第1 項目目は、ショウガ貯蔵施設の利用についてということでございますが、私の郷ノ浦町若松ですが、家の近くにショウガの貯蔵施設がございます。これは、経緯を皆さん御存知ないかもしれませんので申しますと、昭和60年の新構造改善事業で郷ノ浦ショウガ貯蔵施設として整備されたようでございます。

今、今年はもう昭和でいいますと86年になりますから、25年ぐらい経過しているわけですね。まあ、近くにあるもんですから、私その施設の前を通るたびに気になったわけですが、余り、ここ過去25年間有効利用されていないような気がするので、非常に気になったわけで、ぜひこれを活かしてほしいなということで、市の施設でございますので、ぜひ考えて欲しいというんで取り上げました。

今実情としましては、この施設のかぎはJAの営農センターで保管されているようでございます。ということからすれば、その経緯について私調べておりませんが、どうも農協でなんかうまく利用してくださいと、言うくんだりじゃないかと思っております。そういうこともあります。

まあ、せっかく整備されたんですが、これのできた、いわれみたいなものからしますと、初山とか志原に当田ダム、ダムができて、その水を利用するという意味で、畑地総合開発というものができて、じゃあ、その水を有効利用するために何かいい作物はないかということで、どうも水をよく使うのは、畑地で使うのはショウガじゃないかということで、その保管のためにということで整備されたようでございます。

それで、そのショウガも数年は栽培されたようございますが、皆さん御存知とおり、そうショウガも右から左にたくさん消費するわけでもありませんし、ということもあったでしょうし、私も数年参加、栽培したことがあります、どうも病気が出てきて、栽培の仕方も悪かったんだと思います、いろんな二つの面、いろんな面からなんして、栽培農家が減少して、結局ほとんど使わないままで終わったということのようでございます。

それで、施設の概要ですが、市長ご覧になったことがありますか。いや、結構です。埋もれとった施設ですから、今聞くところによると、壱岐では那賀にもあるようですね、ショウガ貯蔵施設が。それと同じであれば、私は那賀のは見たことはありませんが。

まあ、大きさ的には、その施設の前に100平米か200平米ぐらいの駐車場、作業場がありまして、倉庫自体は土の中に埋もれていて入口だけしか見えません。その倉庫の、貯蔵施設の大きさ的には私の概算ですが、百四、五十平米あるんじゃないかと思います。それで、ほとんど土の中にありますので、その内部構造的には1本通路がありまして、右側に約四畳半程度、十四、五平米ぐらいの部屋が7つあります。高さ的には2メートル50ぐらいですね。

室内の状況ですが、先ほど言いましたように、正面は入口から奥に通路がありまして、それぞ

れ通路にも換気扇がありますし、各7つの個室にも換気扇は装備されているようです。だけど、もうその施設の電気はカットされておりますし、私もかぎを営農センターから借りまして中を見ましたが、電気もきていないので通電するわけにもできませんでした。だけど見る限りは、もう換気扇も作動しないんじゃないかと思われました。長く使っておりませんし、土に埋もれておるなんだから、入って見て意外と湿気等を帯びて、じゃないかと予想していきましたが、意外と乾燥しておりまして、すっきりしたもんでした。これますます見た感じで、これはやっぱりなんか使う道はないかということで、ぜひ壱岐市の施設でございますので、有効利用をということでございます。

今、じゃあどう利用されているかということなんですが、一部利用されているようです。ということは、先ほどから申し上げますように、JAの営農センターがかぎを保管しているわけです。中に入り一番奥の部屋にショウガのコンテナが30ケースぐらいありました。それに、ショウガ半分ぐらいずつ、ショウガが詰まっております、どうも柳田地区の一部の数名の人が、それぞれ個人的にショウガを栽培する種子を保管されているという状況のようでございます。

これは、先ほどから申し上げますように25年間、約ほとんど活用されていないということで、まあ、私なりにいろんな聞きかじりもありますが、利用する案としてどういうことが考えられるかなということでございます。

まあ、第1案的には、もう最初の整備目的のショウガが、またなんか栽培して、本当の目的に使えないかということです。それから、そのほか一番これはいいんじゃないかと思ったのは、壱岐でイチゴは結構栽培農家おられるようでございますが、そのイチゴの花芽出しというのは、ある程度の温度で数日間冷やしてやると、花芽の出がよくなるということと、時期がコントロールできるということですね。そういうことが言えるようでございます。

ということは、これを俗にイチゴをつくる人のなんでは、山上げと言うらしいですけど、まあ、こういう本当の施設がないところはそれをねらいとして、トンネルとか何とか利用してそういうのをやっているというところもあるそうでございます。

壱岐のイチゴは「幸の香」というんだそうでございますが、福岡は「あまおう」についての例は7℃で約20日ぐらいやると、その芽出しをよく、花芽のつきをよくする、それから时期的なコントロールをするということです。まあ、「幸の香」についてはどのくらいやったのかというのは、やったことある人を私はつかまえることができませんでしたので、それはまた検討課題だと思いますが。

御存知のとおり、いい例が去年は壱岐でつくっているイチゴ「幸の香」が一番必要とするクリスマスに、一番値のする正月前にそれに間に合わなくて、結局年を明けてからになったということは、去年どうも聞くところによりますと、結構高温続きで花芽のつきがよなくて遅れたとい

うのが一つの原因らしいです。

そうということで、福岡のその「あまおう」の例のように、この山上げといいますか、一定の温度で、一定の期間管理してやることによって花芽のつきをよくするし、それから時期にあった栽培もできるんじゃないかと、その一助になれるんじゃないかということでございます。まあ、あくまでも聞きかじりでございます私は。

そのほかに考えられるのは、スイートピー等の種とか花を保冷することによって、時期的な面、それから花のつき等もよくするというなんもあるようでございます。これに関連することで、私も素人なりに、ああ、イチゴとかスイートピーのつきがよくなるというなんを、ちょっと横道にそれますが、桜、桜というのは、やはり冬なら冬の寒にあわないと早く芽がでないということで、あれ同じような理屈かなあということで、私もじゃあ、イチゴのなんていうのは、まあ、保冷という意味があるんじゃないかということで納得したなんもあります。

それから、そのほかに考えられるのは、タマネギ、野菜類を保冷、保管するという、それから、米のモミの種子とか何とかを、一定に何して貯蔵するというなんもあるかと思います。

そうということで、広い意味で、以前も耕作放棄地を解消するために、なんか新しい作物をとということで、市長に御検討をということで、ぜひ考えましょうということでしたが、実際に、具体的にその後進んでいるのか私もチェックしておりませんが、そういう意味で新しい作物、ショウガをそのままであればいいですけど、そのほかのなんでこれを利用するためというなんもあります。

そういう意味からも、ぜひどういうことで、今のこの貯蔵施設の状況を考えまして、市長がどうお考えかということで、とりあえず御見解を伺いたいと思います。

○議長（牧永 護君） 瀬戸口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 17番、瀬戸口和幸議員の御質問にお答えします。

ショウガ貯蔵施設の利用についてということでございます。

済みません、現場を知らずに申し訳ないと思っております。現在、この施設では初山、志原地区の方3名が150キロから200キログラムほどのショウガの貯蔵に使用されております。

この施設は、旧郷ノ浦町で整備され、施設の設置条例第5条に「壱岐郡農協に維持管理を委託することができる」となっておりますので、合併前から維持管理を委託しております。

御承知のように、ショウガの作付面積が激減したため壱岐市農協では、利用率を上げるための根菜類の貯蔵を検討されまして、タマネギを試験的に貯蔵されたそうでございますけれども、この施設の湿度調整が不能であることから、ほとんどが腐敗し廃棄処分をした経緯がございます。

御指摘の有効利用につきましては、今イチゴの保冷とかスイートピーとかおっしゃいましたけ

れども、利用率の上がる作物があるかどうか、農協と協議してまいりたいと存じます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（１７番 瀬戸口和幸君） J Aに管理を委託しているということで、タマネギのそういう貯蔵をされたということで、まあ、失敗されたということなのですが、まあ、それからしますと、確かに私のあげたイチゴの山上げ的な苗床をするためには、やっぱりエアコン的な面は必要になるかと思いますね。からすれば、今電気はカットされておりますし、それから換気扇だけしかないということからすれば、冷房、エアコンを入れるためには経費もいるかと思いますが、まあ、それらの設備をすればいいんでしょうけど、そのためには先程から一番有効じゃないかと思った、そのイチゴ栽培農家の方が、じゃあ、やってみようかというなんも必要かと思いますが、そこら付近も、そういう栽培農家の人の意見も聞くこともありますし、タマネギが腐敗した何とかということからすれば、換気扇だけだったということからすれば、ある程度エアコン的なものを入れてやればそれも持つんじゃないかと思いますが、まあ、先ほどから申し上げますように、本当に需要があるのかということもあります。

だけど、最初申し上げますように、せっかく作った施設を有効利用できないかということなんです。寸前に近くで、那賀のショウガ貯蔵施設の状況をなんすると、サツマイモ等を入れているという話もありますし、いろんなあらゆる作物等を検討して、需要の関係もあると思いますが、ぜひもったいないというなんもあります。なんか利用できればということで御検討をお願いしたいと思います。

次に、２項目目に移ります。

この４月にようやく、中学校統廃合が具体化するということで、その残った１０校のうちの６校の残地施設等は、利用はどうなっているのかなということで質問したいと思います。

前置きとしまして、ようやくこの４月に統廃合が日の目を見るわけなんですけど、この件に関しましては、合併当初から私、早くやってくれと、やれんのかということで、当初からおられました教育長にも、たびあるごとに申し上げまして、７年目にしようやく具体化、日の目を見るわけなんですけど、これに対しましては私としては早くやって欲しいということもありましたが、教育委員会をあげてどうにかできるようになりまして、この場を借りまして、教育委員会への教育長以下皆さんの御労苦に対して敬意を表したいと思います。

跡地利用ということで、実際今までどうなんだ。委員会を立ち上げて検討されるということは聞いておりましたが、実際私たちの前にどういう進行状態かということが見えてきませんでしたので、もうそろそろ聞いてもいいんじゃないかということで、今回にしました。

ということは教育委員会も、まず、本当に統廃合の具体化するということで一所懸命なられた

ことで無理かなということで、今までは無理を申しませんでした。もうそろそろ聞いてもいいんじゃないかということで、今回あげたわけでございます。

この件については、あした同僚議員も関連で質問をするようでございますが、私なりにお聞きしたいと思います。

先ほどから申し上げますように、跡地利用、跡地というか後の施設利用については検討委員会を立ち上げられておりますので、それを実際に、どういう格好でも結構でございます、ぜひどういう状況か総括な説明をいただきたいと思いますが。

まず、その検討委員会とかでどういう方針といいますか、臨まれているのかということですね。学校跡地ということで施設のこともあります、土地のこともありますので。市の公共施設として、そのまま学校じゃなくて何で使うのかとか。それから、施設等を団体に開放する、地域の青年団とか、婦人会とか、老人会とか、その外の倶楽部等に開放するとかいうのもあるかと思います。

それから、NPO的な面、それから、個人への利用を開放するとか、いうこともありますし、でなかったら大きくすれば、もしかしたらということで、民間に払い下げるといふ、そこらへんもあるかと思うんですが。

それも含めまして、実際6校の概要を総括的に今の4つの、どれに当てはまるのが一番多く考えられるかということも含めまして、進捗の程度といいますか、具体的に今の案でどういうのがあるということで説明いただきたいと思います。

それから後、今度実際に統廃合なんしますと、後の残りの処理といいますかその地元の要望、それから市の状況もあると思いますが、それぞれの関連で、どういう手順で進めて行かれるように考えておられるのか、それも含めまして御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 17番、瀬戸口和幸議員にお答えをいたします。

廃校となります中学校の学校施設跡地等の利用の決定につきましては、基本的に次のような手順で協議を進めてまいりました。

まず、各町の壱岐市中学校規模適正化統廃合準備委員会の総務部会、学校施設跡地等利用検討部会というものを勝本町、芦辺町、郷ノ浦町にそれぞれつくりました。そして、勝本町、芦辺町につきましては、それぞれ7月に実施をいたしました地域住民の方々へのアンケート調査をもとにいたしました。そして、郷ノ浦町では6月から11月にかけて、関係公民館長さんが、地域住民の意見等を聞きながら取りまとめた利用法方等に関する意見をもとにいたしまして協議を行い、部会の案ということでまとめていただいております。



その部会案を、その上部の会になるんですけれども、準備委員会でさらに協議をしたうえで、活用に関する準備委員会の案としての要望を決定しております。準備委員会で決定された案は、要望は、壱岐市教育委員会に取りまとめまして、市長部局へ提出をいたしております。この各町の準備委員会の案の具体的な協議につきましては、活用方法等、市長部局との協議に入る段階に入っております。

具体的に今から各町の状況を申し上げてみたいと思っております。

まず、郷ノ浦町についてですけれども、渡良中学校、沼津中学校、初山中学校の運動場及び体育館につきましては、維持管理を教育委員会で行いながら、これまで同様地域で利用できるよう要望するとなっております。また、校舎につきましては、三つの地区で要望内容をさらに精選・集約・具体化をいたしました上で、3地区が一緒になって壱岐市当局と交渉をしていくという状況となっております。

勝本町の鯨伏中学校では、運動場・体育館ともに現在と同様の使用ができるようにして欲しいという要望でございます。特に運動場につきましては、地区民グラウンドとしての位置づけをしていただいて、管理は教育委員会で行うことが要望をされております。

鯨伏中学校の校舎につきましては、アンケートや公民館長会でも具体的にこのように利用しようという声が上がっておりません。それは特に隣に鯨伏小学校がございますので、他の施設への転用等もふさわしくないというお考えがあつてのことで、特に利用はしないという結果になっております。

最後に芦辺町の箱崎中学校、那賀中学校についてですけれども、運動場・体育館ともにいずれも維持管理を教育委員会で行いながら、これまで同様、地域で使えるようにし、運動場については地区民グラウンドとして位置づけ、ナイター設備を設定していただきたいという要望が出ております。

校舎につきましては、両校ともに老朽化等の状況を考慮したうえで箱崎中学校では、比較的新しいランチルーム棟を利用するとともに、校舎東側の技術室がある建て増し部分を、地域の学童保育の場として利用をしたいという意見が出ております。那賀中学校は、比較的新しいランチルーム棟のみを利用することを要望するということになっております。

ここで郷ノ浦町の3地区の校舎利用が、具体的なことを言うておりませんので少し御説明をさせていただきます。

まず、渡良地区の校舎の利用についての御希望がございまして、カルチャーセンター、学童保育ができる施設、地区民センター、養護老人ホーム、60歳以上の人の憩いの場、健康の場、子供の合宿の場等々が出ております。

そして、沼津地区では同じく校舎ですけれども、地区民センター、沼津地区民具展示場、長岡

秀星の館の開設、沼津地区の偉人館、地域活性化の施設、これは島外からの転入移住者で農水産業を営む人の住宅等に使って欲しい。また、道の駅的なものという御希望もございました。

そして初山地区は、校舎は建て替え時期にある初山保育所を移転して欲しいということと、同じく建て替え時期にあります初山事務所の移転がよくないかという案、そしてカルチャーセンター、老人会、青年団、婦人会、青年会の各種団体の憩いの場等々が出ておりまして、このただいま申し上げましたことを3地区でもう少し精選をして、壱岐市当局と交渉に当たりたいという段階になっております。

特に、地域の方々から多くの要望がございます体育館、運動場につきましては、御要望どおり教育委員会が社会教育施設にして、今までどおり御利用いただくのが一番いいのではないかと考えておる次第でございます。

それと、今後の残った施設の使用の基本的な考え方でございますが、保護者や各地区の公民館から出されました御要望につきまして、議員御指摘の利用計画実施要領的なものの作成とか、社会教育施設への移管をするための諸手続きを含めまして、今後市長部局と教育委員会で協議を進めてまいりたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 各地区ごとの、今の段階の説明をいただきました。

大綱的には運動場とか体育館等は教育委員会で管理して、それぞれの地域に使っていただきたいということのようでございます。

ただ、どうも校舎等についてはそれぞれ地区ごとに特徴があるようでございます。地域の団体に使用させて欲しいというのが大綱的なようでございますが、ということは運動場、体育館が教育委員会で管理していくということになりますと、特に体育館等については、今までどおり補修とか何とかがあれば見ていかないかということ、そこら付近が教育長と言われる市長部局との調整のこともあると思います。

それから、同じく教室についても、それぞれ地域の団体に使用してもらうわけですから、いろんな面で管理という面では面倒見なきゃいかんだろうと。自分らでやってくれというわけもいかんだろうと思われまふ。そこが大きくまた出て来ると思います。普通に考えますと、学校であれば国・県からそれなりの補修、整備については出てくるんだと思いますが、それも合わせまして、実際今度払い下げになった校舎等、「払い下げ」という言葉訂正します。跡地ということになりますと、もう地域で、市独自で使うとなると、今まで学校施設として国とか県のあらゆる面での補助は、施設の管理という面ではないんじゃないかと思いますが、そこら付近もどういうことになっているかをお聞きします。

それからもう一つ、今は各地域の検討委員会から上がってきているわけですが、地域のために使うということなのですが、1つ項目を入れておりました。俗に言う払い下げですね。本当にまともに施設、跡地等欲しいところがあれば、払い下げも可能なのかどうかと、そこら付近もわかっておりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 払い下げ等々の件でございますが、これは今後の市当局との交渉の結果になろうと思います現段階では、払い下げということに直結するような項目はないのではないかと私は思っております。

特に教育委員会として考えておりますことは、平成26年度の国体等々もありまして、今までどおり市民の皆様に親しんでいただけるスポーツ環境というものが需要だと思っておりますので、今までどおりのグラウンドの使用等々は、我々教育委員会としては大きく考えておるところでございます。

また、議員がおっしゃいますように、学校施設ではなくなりますので、補助金等々の問題も出てきますけれども、社会教育施設としての位置づけをして動きたいと思っておりますので、そこら辺はまた勉強させていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） まあ、今、教育長の意見では社会教育の一環として何していれば、従来の学校教育と同じようなんで国、県等の補助をもらえるんじゃないかというような含みぐあいですが、それができれば幸いです、その辺を調べられて可能かどうかということも、まあ市長部局とも絡んでくると思います。そのほか、あと管理の面で大きくとらえまして先ほどの何では体育館、グラウンドについては教育委員会で管理する。あとじゃあ、教室とか何とかはどうなるのかということになると思うんですね。じゃあ、市長部局の管財のほうでやるのかどうかという、そこら付近も私もちょっとわかりません。そこら付近もありますので、非常に統廃合はできたけど、あとの施設を活かしていくためにも結構経費はかかる、管理の面ですね。今までどおりの学校施設としてならば、国、県等の何も期待できたんだけど、地域のためにできるだけ使ってもらうためには、市としてどうも、あと管理していくとなれば、非常に負担になるような気もするわけですけど、そこら付近はおいおい詰めていかれると思います。

それから、払い下げについても管理できなきゃ払い下げもということになればできるのかどうか、ちょっと制度的にも教育長は、はっきりしないというようなことでございましたが、行政財産になるんじゃないかと思うけど、それは払い下げはできないことはないんでしょうけど、今度

の中学校の何が国、県の補助の対象になつてれば、その実際耐用年数と言っていいのかどうか。そこら付近もあるんだろうから、簡単にいかないんじゃないかと思いますから、からみましてですね。

あと、先ほどから申し上げましたように、この件に関しましては、明日同僚議員も質問するようでございますので、彼のほうにも少しは残しておかないけませんので、この程度で終わりますが、そういうことで大変でしょうけど、あと、地域住民のために、あとの施設、土地等が有効に利用できますように進めてほしいと思います。

先ほどの、市長、1項目目に戻りますけど、私なりにいろんな農家等の希望があつて需要があればということで、それなりの何で、ぜひ進めてほしいということで私なりにいいほうに解釈しましたが、そこら付近の何をちょっと検討していただけるかどうか、市長の見解をお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） お答えします。投資を伴わないところでの有効利用はできないのかということで、まず考えてみたいと思います。やっぱり、エアコンなどを入れる。将来、それが費用対効果、貯蔵と見合うのかといったこともございますが、現状で何か利用率が上がることはできないのかということを、まず第一義に考えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） 現状でとなると、もう先ほどから申し上げますように、電気はカットされておるということで換気扇だけがあるということからすれば、一番私が有効がないかと何した苺の山上げをしたり何かすれば、やはりエアコンを入れないかんじゃろうと。だけど、先ほどから申し上げますように、全部施設にならして全部入れるとなれば、大きくなりますが、4畳半的な何で部屋に分かれておりますので、とりあえず1室ずつ、2室とかですね、何すればそうたくさん経費は要らないと思いますので、ぜひ市長の答弁ですので条件を今の何とかでとなると、非常に何ですが、少しずつ整備していった需要があればという何で、やはり準備しないとやってみようかという人も出てこないと思いますので、そのとっかかりとして少しでも進めてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 営農のプロでありますJAと協議の結果ということでしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 瀬戸口和幸議員。

○議員（17番 瀬戸口和幸君） じゃあ、そういうことで協議していただいて、前向きに検討を進めていただきたいと思います。

以上2点、私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

〔瀬戸口和幸議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、瀬戸口和幸議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） 次に、7番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 今西 菊乃君） お昼の大変眠い時間になりますので、ちょっと声を高らかに申してみようかとも思いますが、答弁はおとなしくて結構でございます。

通告に従いまして、大きくは2点、市長にお尋ねをいたします。

また保育所かと思われているかもしれませんが、どうしても保護者の方が不安だとおっしゃいますので、6月にしようかと思いましたが今回させていただきました。平成22年度の国勢調査で、市長の施政方針の中でおっしゃいました、本市の人口は2万9,373人になったということでした。せめて、3万人を切らないようにと島民みんなそう思って頑張ってきたところではございますが、これも時の流れでいたし方のないことかと思えます。

そして、間もなく島内の2つの高等学校を卒業した若者が、この島を出て行きます。ほとんどが残らないように聞いておりますが、非常に寂しい思いがいたします。そして、また高齢化率も高く課題が山積し、先行き非常に不安な状態であります。

その中にも明るい話題がございました。ことしの出産数が、予定よりも30人上回る見込みになっているということです。今度の補正予算で、出産祝い金の増額も上がっております。特に、第3子が生まれている。近年は、なかなか一人っ子とか二人っ子とかいうのが多かったんですが、第3子が生まれているというような話でございました。昔から、3人産まなければ親の恩はわからないと言われてるように、3人を育てていくのが一番大変だということです。幼少のころは手もかかります。しかし、昔に比べれば大変育てやすくなっているとは思いますが。期待の子ども手当もございまして、子育て支援もございまして。必要であれば、ゼロ歳児からでも保育所に入所できます。保育料も、第2子、第3子と緩和されておりますし、幼稚園もおかげさまで預かり保育をしていただいております。子育ての環境は、以前に比べると本当によくなったと思いますので、昔のような苦勞はすることはないと思います。そして、恐らく今年度に生まれた赤ちゃんにも、おそくとも二、三年内には、ほとんどが保育所や幼稚園に入所するようになるのではないかと

と思います。保育所も、昨年から定員増になっております。それで、それほど待機児童が出ないとは思いますが、しかし年齢や地区によってはまだまだ待機児童が要るようです。

ここで問題になってくるのが受け入れ体制です。中でも、保育士の不足ということです。昨年と比較してみますと、幼稚園の入園予定数は減です。園児数は変わっても、クラス数は変わりませんので保育士の数はそのまま変わらないと思います。保育所の入所数は増です。特に、低年齢の入所者が多くなっております。3歳児未満の子供を多く受け入れるということは、保育士が多く必要になるということです。1歳児未満が子供3人につき1人の保育士、1歳から3歳までが子供6人につき1人の保育士ということですので、保育士の数も多く必要となるということになります。昨年に比べれば、職員の増員をしなくてはならないようになっている状況だと思いますが、本年度の予算を見る限り、有資格者の保育士の数はふえていないように思います。ましては、正職員は少なく嘱託職員と長期臨時職員で賄っているのがことしの現状です。市長は先般の質問に対し、クラス担任は臨時職員は好ましくないと思っているという御意見でございました。保育所の意見も、資格はあっても経験と責任の度合いが違うではないか、報酬もかなり違うので気の毒で臨時の先生にはなかなか言いにくい、もしも事故のことを考えると臨時の先生の現場での責任を追及ができない、せめて嘱託職員さんにでもしてもらえたらもう少しは保護者も安心して預けることができるのになというようにお話がまいりますにもかかわらず、23年度は長期臨時の保育士をクラス担任に入れないと足りない状況であると思います。幼稚園も、臨時職員の担任を持っていらっしゃる場合があります。また、勝本保育所と石田保育所はゼロ歳児クラスに、これは看護師が必要となる数になっていると思いますが、武生水だけで石田と勝本は看護師がいない状態だと思います。この件も含めて、正規嘱託職員の募集は今年度はなさらないのか、どうなっているのかをお尋ねいたします。

2項目が、幼稚園給食の取り組みとか、幼稚園、保育所数の見直し、今後の2つの施設のあり方についてお尋ねいたします。

22年度まで幼稚園の中で、石田幼稚園のみ副食の給食を行っていましたが、23年度から廃止になります。給食センターを一本化するという取り組みの中で、石田町の保護者は仕方なく承知はいたしております。それはよいのですが、副食の給食があつて石田でよかったことと言えば、もちろん保護者は弁当をつくる手間が省けて助かります。そして、弁当だとどうしても同じものに、子供の好きなものに偏ってしまって栄養のバランスがなかなかとれなくなります。幼稚園給食は、保育所の給食と違って刻み食ではなく小学校の給食のメニューで、小学校給食を量を減らしただけで幼稚園で給食をしていたということから、小学校に入っても給食に慣れているのでスムーズにいくと、このような話を小学校の先生からいただいていると。このような利点があったわけです。今までに、ほかの幼稚園でも石田でこんなに副食給食していいんだから、ほかの

ところも取り組んでももらえないかという要望は、保護者から毎年幼稚園を通じて上がっていると思うんです、聞かれていると思います。でも、なかなかその実現にいたらない。ことしは、9月から石田の給食センターが閉鎖されます調理器具の一部は三島に行くようになっていると思いますが、まだ石田の給食センターは非常に新しいんです。それを、そのまま閉めておくというのも、非常にもったいない気がいたします。そこを利用したの幼稚園給食はできないのか。それとか、石田が行っていたように学校給食の中に幼稚園分の給食数をふやすわけにはいかないのか。それでなければ、外注、民間委託という方法もあると思いますが、どのようにお考えなのかお伺いをいたします。

そして、今後の幼稚園と保育所のあり方についてですが、21年の9月に質問いたしましたとき、市長は今後の取り組みについてアンケートをとり1年間研究させてくださいと答弁をなさいました。1年は経過いたしました、23年度から変わっている様子は見当たりません。保育所を年齢複式クラスに編制したり、そういう苦肉の策をとられているようですが、昨年とほぼ同様であります。また、認定子ども園、国が今まで進めておりますが、紆余曲折がありまして、なかなか国のほうも決断を出さずにいます。だからと言って、足元にある保護者の要望を聞かないというわけにはいきませんのでお尋ねをするわけですが、市の財政を考えれば経費削減もしなければなりません。それには、少人数の幼稚園、保育園、これを集約するとか統合するとか、そういう必要があるのじゃないかと思います。それが一番の人件費と経費の削減になると思います。特に幼稚園を見てみると、2クラスで30人以下の園が5つあります。半分あるわけです。そこに、正規の職員を2人と臨時職員1名となっております。2クラスあるので、この職員の配置はやむを得ないことだと思いますが、ここら辺を統合すれば、まだまだ施設とか職員とか、そういう経費節減になっていくのではないかと思います。そして、保育所も4歳児、5歳児、この子供たちを幼稚園に入れるようにすれば保育所にもあきができるわけです。低年齢の子供も、もう少しは受け入れられるようになると思いますが、その4歳児、5歳児を幼稚園にあげるとというのが保護者のネックになるのが今は弁当だと思います。前は、預かり保育がなかったからですね。でも、預かり保育をなさるようになって大分移動していらっしゃいます。あと残るのは弁当だけになっているわけです。給食をすれば、まだまだ幼稚園に移る可能性があるのではないかと思います。考えてみますと、認定子ども園、認定子ども園と国は申しておりますが、よくよく考えてみますと、幼稚園に副食給食すれば認定子ども園の保育所型と同じような形になるわけです。こういう考えもありますが、市長の思いをお聞かせください。

○議長（牧永 護君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 7番、今西菊乃議員の御質問にお答えいたします。

お答え申し上げる前に、本当に2万9,373人になりまして、非常に残念に思っているところでございます。その中で、壱岐高校はここには出しておりませんが、商業高校につきましては23人の方が壱岐に残ってくれるという明るい情報も聞いております。それから、子供が確かに250人を超える出生があったということで、本当にうれしく思っています。3人以上を生むということを、私は4人持たせておるわけでございますけど、今西議員は3人以上ですかね。それは置きまして、まず幼稚園の園児数の減少に伴います職員の配置のことと思いますが、御指摘のように幼稚園児の数につきましては全体で22年度が352名、23年度予定で341名という幾らか減少をいたしておりますけれども、うち長期預かり園児数は160人前後で推移をいたしておるところでございます。特に、預かり保育職員については、平成19年まで長期臨時職員2人より対応しておりましたけれども、20年度からは1人としておりまして園によっては職員を含めて3人となりまして、園児や保護者からのさまざまな対応等に支障が出ておりますので、現職員数を増やして小学校入学前の大切な幼児教育の充実を図る必要があると考えておるところでございます。また、このように平成23年度の入園希望者は幼稚園では定員の約半数程度にとどまっておりますが、一方で保育所は定員をオーバーしている現状にあります。核家族化の増加と女性の社会進出等の影響もあって、給食の実施や平日及び土曜日の終日、長期休業のない保育の実施が求められているものと分析いたしております。

さて、平成23年度の入所希望者は522名に対しまして、保育士の数が不足するため嘱託職員の募集を行いましたけれども、現在、長期臨時として勤務されている職員の応募が主な応募となりまして、必要数に達しなかった現状でございます。約6名の不足数に対しましては、随時募集を行いまして必要保育士数の確保をすべきと考えております。現在は、ハローワークを通じまして無資格の保育助手も含めて募集を行っております。これは、無資格でございますから保育助手は長期臨時職員ということになると思っておりますけれども、4月1日からの保育に対応できますように準備を進めているところでございます。

次に、幼稚園の保育所数の見直し等についてでございます。失礼しました。幼稚園の給食の取り組みでございますが、石田幼稚園の給食廃止につきましては、平成22年11月5日に石田幼稚園におきまして保護者に対しまして、壱岐市学校給食センターの統合により廃止させていただくことを御説明したところでございます。石田給食センターを利用して給食をとのことでございますけれども、厨房備品等につきましては原島の給食施設に移すこととしておりますので御理解いただきたいと思います。学校給食センター一本化に御協力をお願いいたしたいと思っております。

ところで、合併8年目を迎えたわけございまして、石田幼稚園は現在まで副食をやっております。この際、やはり他の幼稚園と同じように、石田幼稚園につきましても足並みをそろえさ



せていただきたいと思いますという次第であります。その辺について、非常に保護者の方御不満もあるかと思えますけれども、御理解をいただきたいと思いますという次第でございます。

次に、幼稚園、保育所の数の見直し等についてでございます。確かに、へき地保育所を初めといたしまして、大変数が少ないところもございます。その辺も考えなければいけないと思っておりますけれども、国の諮問機関であります幼保一体化ワーキングチームの第7回会合。これは2月24日に行われました。具体的な制度設計が検討されております。この会議の中で、市は地域のニーズ等を調査・把握し、子供・子育て支援に関する5年程度の計画、新システムの事業計画、仮称でございます。を策定した上で、支援提供体制を計画的に整備するものとされておまして、子ども園、これも仮称でございますけれども、子ども園制度の創設や二重行政の解消もあわせて議論されていると聞き及んでおります。また、壱岐市のような人口減少地区においても、財政措置の一体化及び強化によりまして、先の事業計画に基づき既存施設の子ども園への移行を推進するとされているために、将来的には幼稚園・保育所の大胆な施設数や運営方法の見直しなど改めて御審議いただく場合もあると考えております。国の方針決定を慎重に見守りながら、市民ニーズに添った幼稚園・保育所の運営方法について本年4月から新設をいたします子ども家庭課、この子ども家庭課におきまして幼保一体化の改革に向けて取り組んでいきたいと思っております。現在では、国の動向を見たときに手探り状態でございます。動向を見なければ、勇み足をしていけませんので、その辺も十分に考えていきたいと思っております。

先に保育園の給食について、国もアウトソーシングを認めるといったようなことを言われていますけど、まだ決定をしておりません。私は、このアウトソーシング給食施設がない保育所ができれば、幼稚園もそれに近づいていくんじゃないかと。それは、もう議員御指摘のとおりでございます。そういうふうになりたいと思っております。いずれにいたしましても、議員御提案のように幼保一体化について、子ども家庭課に頑張らせたいと思っておる次第でございます。

御存じかと思いますが、保育士が担当できる幼児の数はゼロから1歳未満につきましては幼児3人につき1人の保育士、1歳から3歳未満につきましては6人に1人、3歳から4歳以下については20人に1人、5歳以上は30人に1人ということでございまして、ゼロから1歳未満につきましては3人に1人でございますけど、合わせて9人以上になりますと1人の看護師がつかなきゃならんというふうになっておりまして、非常にマンパワーが必要になってまいります。それと、（発言する者あり）そうですか、それについては先ほど申されますように給食、そういったものが提供できれば、確かにそのことと今保育園に通っております子供の2歳児の半額、3歳児の無料とかいった、そういったものを一体化することによって誘導できるのではなかろうかと思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 多分ですね、国の動向を見てというふうには答えられるだろうとは思っておりました。今、国の動きがはっきりしない限りなかなか地方で勇み足ということはできないと言われるのはわかります。でも、現状はやっぱり保育士さんが足りないわけです。じゃあ、6名、今現在23年度は6名不足すると、それは随時募集をしていくということですね。これは、しかし無資格者でもいいということですね。有資格者でなくてですね。でないと、なかなか壱岐市の雇用条件を見て、長期臨時とか嘱託の条件ででは本当に保育士免許を持っている人が来ないと思うんです。子育て支援は日本全国言われておりますので、都会の人たちはもっと条件のいいところへと求めて行きますので、なかなかうちのこの雇用条件は厳しいものがあって、乗り越えられるのかなという懸念はいたします。それは保育士に限らず、いろんな女性がかかわる介護士とか保健師とか看護師とか、そういう面も含めてこれでいいのかなという気はいたしますが、それはまたこの次にいたしまして、とにかく不足の分は何とかして補っていくということですね。で、もう今年も長期臨時職員が担任を持たなければならない状態になることは、これは避けられないんですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 現場で調整をして、それは避けることができるということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） ひとまず、1点クリアでございますので、それはよしといたしまして、不足の保育士さんに関しては随時募集をしていただいて、うちが足りないという状態だけはつくらないでいただきたいと思います。でないと、やっぱり今の若いお母さんたちは、自分で子育てするのも不安ですが、預けるところがちゃんとしていないと、もっと不安が募るわけなんです。だから不安ですとおっしゃられるんです。で、幼稚園の給食に関しましても、これ石田はですね、市長、石田の保護者は納得はしてるとです。できないなら、できないで仕方がないと、それで了解はしてあります。だから、石田の保護者が言っているから給食をとっているわけではございませんので、そのところは誤解をなさらないようにしておいてください。幼稚園給食を始めれば、私の考えとしては、幼稚園給食を始めて4歳、5歳の子供は全部幼稚園にやって、本当は幼稚園教育をしてほしいんです。保育園じゃなくてですね。いや、同じようなことをしているじゃないかと言われますが、幼稚園の教育と保育園では違うんです。これは、小学校に入学させたときに、その違いが明らかであるというふうに言われますので、せめて4歳、5歳。せめて5歳なりとも、幼稚園教育という思いでこのような質問をしているわけですので、そのとこ

ろは誤解なさらないでいただきたいと思います。本当に、市も財政状況が厳しい中に、今保育士さんだけで120人以上必要になってくるんだと思います。幼稚園と保育所と合わせてですね。園児数は、両方合わせて1,020人程度になると思うんですね、保育所と幼稚園で。1,020人ぐらいに対して、120人ちょっとの保育士さんが必要に、今の状態では必要になります。で、施設も老朽化しますので、だんだん経費もかかってくると思うんです。国の計画で5年内でということで、子ども家庭課もできておりますので、そこで早急に検討していただきまして幼稚園、保育園については保護者が安心して預けられて、そしてちゃんとした幼児教育ができるようにしていただきたいと思っております。それはお願いをいたしまして、すぐの答弁はできない、結果は出ないと思いますので、国の動向に合わせて進めていただきたいと思っております。

次に、液肥不足の対策についてお尋ねをいたします。

壱岐市の基本的な環境整備は、平成17年度壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会。これの答申に基づいて計画され、現在整備されていると思っております。当時、私は一般廃棄物処理施設整備検討委員会の、これを傍聴に行ったんです。当時、これは処理施設のじゃなくて、本当これ焼却場が非常に問題になっていたときで、そのことを聞こうと思って傍聴に行ったんですね、何回か行きました。その中で、そのときにし尿処理施設に対しては、石田の自給肥料供給センターはまだ使用できるので存続をする。芦辺の自給肥料センターは老朽化しているので閉鎖すると。勝本の新しくできる施設は、し尿のみの液肥化をするというような話があったと思うんです。しかし、その答申としては国、県の指導というのが、それに基づいて答申は出されているんだなという思いがいたしました。そこで、同僚議員の石田自給肥料供給センターについての質問がございましたが、前市長は石田町のは存続すると答弁されましたし、白川市長は平成22年3月の質問に畜尿が不足するので、22年度中に調査研究をすると答弁されて、12月の質問で24年度には壱岐市汚泥再生処理センターが完成し、壱岐市のし尿浄化槽で下水道汚泥はすべてそこで水を処理されることになると、勝本自給肥料供給センターが市内全域の畜尿専用の液肥製造施設として稼働するようになり、石田での現状の存続はできないというふうに答弁なされたと思います。その、壱岐市のし尿は、壱岐市循環型社会推進地域計画によって、すべて壱岐市汚泥再生処理センターで処理をするようにということで、国の承認をもらって、許可をもらっているの、最初は計画どおり実行しなければ国との信頼関係がなくなるということで、今どうこうは言えないという答弁だったと思います。

ここで、環境に対してはそれでいいと思うんですが、ここで問題になってくるのが液肥不足が、かなりの液肥不足が生じるということです。今でも、農家は液肥の散布が五、六カ月待ちとなっております。私のところで、ある農家では、これは大型圃場だったんですが、面積も広がったた

めか1年待ったということでありました。現在、液肥は、現在は勝本・芦辺・石田の自給供給肥料センターの3施設できておりますね。そして、年間1万9,000トンぐらいたと聞いておりますが、平成24年度からは8,000トンになるわけです。今でも不足しているのに、半分以下ということになります。これでは、余りにも需要と供給のバランスがとれないんじゃないか。既存の施設を利用してでも、何らかの対応策を講じて液肥をつくる必要があるのではないかと思います。石田自給肥料供給センターは、12月に同僚議員が言われたように、耐用年数は過ぎても地盤や建物は非常に強く、貯水槽と成熟槽はかなりの期間使える、半永久的にでも使えると。機械器具を更新すればよいので、多額の経費をかけることはなく使用はできるということを言われておりました。これは私たちも、あの施設ができたときに視察に行って、前担当者とか前町長が自信を持ってそういうふうにおっしゃっておりました。新規に施設をつくるということには、財政的にもそれはできませんので、既存の施設を利用して何かいい方策はないものか。現状のまま、しばらくそれを使えば、それが一番いいことですが、12月の市長の答弁ではいままらできそうにもごさいません。17年の沓崎市廃棄物処理施設整備検討委員会、このあった時期は石田と芦辺のみで液肥ができておりました。そして、需要がこの2施設でも今ほどではなかったんで、特にこの芦辺の施設では過剰気味であった。そういう状態があったものですから、検討委員会の中でも勝本の8,000トンで間に合うのではないかなというようなことではなかったのかと思います。しかし、わずか5年の間に社会情勢が変わりまして、化学肥料が高騰いたしました。そして、有機肥料の必要性が言われるようになりました。求められるようになりました。検討委員会の中で、わずか5年でこのような社会情勢になろうとは、だれも想像していなかったと思います。今、この検討委員会があるならば、もっと違った方針が出されたかと思いますが、計画は計画であって社会情勢に合わせて方向を変更していくべきではないかと思いますし、また国、県への働きかけもしていただかなければならないのではないかと思います。そして、市長は生ごみの堆肥化を約束をされておりました。畜尿が不足する分、生ごみをバイオマスで液化するとか、何とかほかの方法で液肥をつくることはできないのか。早急に考えていただいて、市民の要望にこたえていただきたいと思うのですが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。液肥に対しては、環境の問題だけではなく農政でも取り組んでやるべきだと思います。石田町は、あの施設をつくるのは農林省の補助金を使ってやったと思っております。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今西議員の質問事項、液肥不足の対策についてということにお答えをいたします。

議員もおわかりのように、これは今進めておるのは液肥対策ではなくて、し尿処理のあれは環境の仕事であると。それは、議員おわかりのとおりでございます。それを、平成17年の計画のところに帰れと。しかしながら、これは既にそのときの事業計画で進んでおるわけでございます。それは、まず御認識いただいているはずでございます。平成17年当時は液肥が過剰ぎみだったと、今の肥料高騰は予想できなかった。そのとおりだと思います。しかも、私は今後肥料が安くなるとは絶対思っておりませんが、それを言葉を返してみると今から将来、極端に言いますと30年後考えたときに、今のように液肥がいるのかということにもつながりかねないと。今から30年後に牛がどれだけいるやろうかということは、やっぱなかなか予想はできないと思っております。それは、たくさんふえてほしいです。ふえてほしいですけど、どうなるのかなということもでございます。そういうことがございますけれども、一応お答えいたしますけれども、平成17年に基本計画を策定して進めておるところであります。これによりまして、し尿・浄化槽汚泥等につきましては、平成24年度から汚泥再生処理センターで処理することになります。施政方針の中で申し上げたところでありますが、その中で畜尿は勝本町自給肥料センターで、市内全域の畜尿専用の液肥の製造施設として稼働を予定しております。近年の牛舎は、畜尿が敷料に吸収されるようになっておりますことや、養豚農家の減少によりまして原料不足が予想されます。この状況を踏まえまして、関係する部署によりプロジェクトチームを組織しまして、下部内でございますが、畜尿・生ごみ・焼酎かすの処理及び液肥の需要と供給状況の調査及び協議する中検討を重ねまして、生ごみの処理についても堆肥化ではなくて焼酎かすを合わせて液化することにしております。これは、今のし尿を勝本の施設に搬入をしておるのを、し尿を生ごみに原料を変えるということで、地元の同意もいただいております。

畜尿の収集状況でございますけれども、石田と勝本町内のみで行っておりますけれども、その収集量は年1,600トンであります。今後、郷ノ浦町及び芦辺町内の尿だめ未設置の畜産農家に設置の補助を行いまして、市内全域の畜尿収集の取り組みを進め、その収集できる畜尿の量として4,000トン程度が予想されます。そのため、不足する原料の畜尿に焼酎かす及び生ごみを加えることで、年8,000トンの処理を確保して、今後とも液体肥料としての御利用をいただく方向で進めてまいります。石田町自給肥料供給センターの活用につきましては、原料の確保の問題及び受け入れ槽の改修、生ごみを破碎する前処理施設等の整備に多額の費用を要します。今回、勝本町の施設についても多額の資金が必要となります。現時点では、なかなか考えられないところでございます。石田町の再開については考えられないと思っております。

実は、先ほど申しますように、液肥をつくると、いわゆるし尿処理、いわゆる衛生、環境衛生という意味ではなくて、液肥をつくるという立場で、ここをもし改造するとありますと、いわゆる今1,800リットルですか。で、300円で配布しておりますけど、そうなりますとそれは

やはりその肥料成分と、現在のいろんな金肥といいますかね、肥料の成分を合わせたところで価格を設定しなければいけないとなりますから、私はもしもそれをつくったとしても、それは300円という料金ではとてもやれないと思っているところでございます。

また、12月13日に議会厚生常任委員会で御説明いたしましたように、現在、家畜尿4,000キロリットル、生ごみ1,000キロリットル、焼酎かす3,000キロリットル、合計8,000キロリットルで勝本を計画いたしておるわけでございますけれども、さっき申しますように4,000キロリットルの家畜尿というのは、なかなかこれは収集が難しいんじゃないかと思っています。ですから、ぜひ生ごみ、この1,000キロリットル、実は生ごみは2,800キロリットル、4割あるといたしましてですね、年間7,000トンでございますから、2,800キロリットルの生ごみが予想されるわけでございます。これを、全部入れるとすれば、この勝本町の自給肥料供給センターも8,000トンの確保ができと思っています。ですから、私はぜひ生ごみを液肥とするといったわけでございますから、ぜひ今まで生ごみ処理についての環境団体の皆さんとか、議員の皆さんとか、そういった方はぜひモデル地区に名乗り上げて出られて、公民館で生ごみの収集のリーダーシップをとっていただきたいと思っておる次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 確かに、その当時石田町あたりの計画したときに比べたら、もう畜尿が非常に減って思うように、予定よりもはるかにはるかに減っていると思います。養豚もできなくなりましたから、その原料不足ということはわかるわけです。しかし、石田の場合は、農家で液肥の散布をしているのは、本当、畜産農家の飼料作物というのが一番多く使われているんじゃないかと思うんです。全部が全部その必要だと言っていらっしゃるわけではないんですが、その畜産農家の飼料作物に散布をするのは、どうしても畜産にコストをかけられないということで、それと液肥が速効性があるわけです。水稻あたりは堆肥を入れて、来年、再来年ということが考えられても、牧草は速効性が要るわけです。だから、今までずっとずっと液肥ができる前は化学肥料が使われていた。で、コストはかかる。土地は痩せてくると余計に入れなくてはならない。そうすると、本当に農家の経営として成り立たせていけなくなるわけですね。それで、どうか液肥をできないものか。で、せっかく既存の施設があるのだから、何とかほかの方法を考えてでも低コストでできる方法はないものかというのが、農家の方の望みなんですね。どうしても、今でさえ5カ月、6カ月待ちなのに、勝本の8,000トンになると、もう芦辺町のもできなくなりますからね。

半分以下になると、もう1年に1回か、2年に1回になってしまうわけですね。それでも、

肥料として農家の足しになっていかないということで、何とか既存の施設の利用ができないものか。でも今の市長のお答えですと、なかなか再開は難しいと。なかなか妙案がないということで、いたし方ないという御答弁だったと思います。よろしいでしょうか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申しますように、この液肥の問題とし尿処理計画とは私は別の問題だと、今のし尿処理は平成17年に決めて計画が進んでいるんだと。ですから、今農家のその気持ちわかります。私も畜産農家でございましたから、わかります。

しかしながら、さっき申しますようにもし液肥をつくるという、し尿処理計画とは別に液肥をつくる。そうなりますと、いわゆるそれに対するコストと肥料成分、それと現在のそのコストに見合う液肥ということになります。そのときに果たして今販売されている肥料の成分と液肥のほうが安くお渡しできるのかと、これについてはいずれ疑問であるということから厳しいと申し上げております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 市長のおっしゃることはよくわかります。環境と農政とが液肥になると農業のほうで、し尿処理になると環境のほうで、これはもう本当に行政の縦割れで、このところがなかなか委員会の中で、検討委員会の中で疎通があっていればよかったのですが、環境だけで当時進んだ分があったと思うんですね。その結果が、今だと思います。

何とか、畜産農家等の救済もしていかななくてはなりません。状況が状況だけに非常に厳しいものがあるというふうに理解をいたしまして、私の質問を終わります。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって今西菊乃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を14時35分とします。

午後2時22分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、10番、豊坂敏文議員の登壇をお願いします。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

○議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、7番議員よりちょっとどら声でやっていきたいと思

いますが、議長が開会前にできるだけきのうの質疑にないやつを言えというような、ちょっとメッセージがありましたから、その中で質問していきたいと思います。

まず、水産業の振興については、基幹産業の位置づけで市の活性化に極めて大きな影響を与えるとして、水産業及び漁村の活性化のために漁業就業者の確保と育成を計画的に図るという必要があります。

このような観点から、市長は市長のマニフェストに掲げてありました認定漁業者制度及び漁業後継者対策、平成23年からスタートさせる計画。この制度の実施に伴い、より効率的・計画的な漁業経営創設と計画的な漁業後継者の育成が図られるものと期待しております。

あわせて、長崎県に制度の説明とそれから支援をお願いしたという報告もあっておりますが、現在県においても検討がなされているとの報告がっております。現況、漁業を取り巻く状況は一段と厳しさを増しております。

平成の時代に入り、一層の魚価の低迷、漁業者の後継者不足、高齢化に重ね燃油の高騰になった上、近年漁獲の減少が著しく、特に昨年末は悪天候のために最盛期に不出漁という結果にあって、魚価及び漁業経営に大きな打撃を受けております。

このような時勢に、日本国内でも全国初の第1号と思いますが、漁業振興策の壱岐独自の認定基準、それから条件、支援策を、昨日聞きました分については結構ですが、教えていただきたい。それから、県の支援策について県と協議されて検討案も提示されていれば、その状況も教示願いたいと思います。

余り、答弁が短くなるように私の知っている限りのことを話していきたいと思いますが、まず認定基準の中に、要件の中に漁業者で漁協の正組合員とすることが条件にされていると思います。2番目には、年齢が昨日60歳未満の漁業者ということが出ておりましたが、これは申請時点での関係でございますが、現在この年齢について異議がありますから申し上げますが、正組合員の年齢構成を現況壱岐市内のを見てもみると、これは平成20年度の町の正組合員の年齢構成ですが、20歳未満が2人で0%、20歳から29歳が4人で3%、30歳から39歳が7%、40歳から49歳が14%、それから50歳から59歳が357人で27%、それから60歳以上が628人で47%、法人が9社で1%、合計1,324人の正組合員がおられます。

このような場合に、60歳未満という案が出ておりますが、60歳未満というのは59歳という形の中で考えていいわけですが、60歳以上の方が628名いるというところに問題があると思います。これについて、後で総合的に言いますが、この現況を話しておきます。

ただし、農業の場合は国の施策として、現在農業には認定農業者というのがおるわけですが、これは農業経営基盤強化法促進法に基づいて国の制度でも認定がなされておりますが、これについては年齢がないということを申し上げておきます。



3番目に、経営優良な漁業者というのがありますが、年間水揚げ高が500万円以上というのがあると思います。それから、年間の操業日数が120日以上、そして経費削減、あるいは漁業生産目標を策定して実施する漁業者ということの中で、これが5%なり、あるいは5年間で1割以上の水揚げ高が必要になるとか、漁獲量の問題が制限されております。

ちなみに年間の水揚げ500万円というのは、今回の要綱の中ですが、認定漁業者の場合ですが、農業の場合は年額350万円です。それから、年間の操業日数というのは漁協の正組合員の条件ですが、これは90日以上です。ですが、ここで操業日数が120日ということになっています。ここも後で申し上げますが、これが多いということ、120日はちょっときついということも話していきたいと思います。

それから経費の削減とか、それから漁業生産目標を策定して5か年間で漁獲高あるいは経費を何%削減というのがありますが、今現況厳しい漁業経営の中で、これが漁獲高の増とかあるいは経費の削減ができるのか、この現況についても厳しい問題が出てまいります。これについてもよく検討しなければならないと思います。

それから、支援策の関係の中で新技術に対する補助率の2分の1、これが限度額10万円以内というのがありますが、この新技術についていろいろ今からの新技術開発が、後でも述べていきますが、この要綱策が出ています。

それから、機械の導入に対する補助、これについては現在は魚探なり、リールなり、プロッターなりあると思いますが、その他サンパーとか、ソナーとか、これについて別にあると思います。それから、今回出ているのが機関換装、今までは機関換装はなかったわけですが、これは融資だけしかなかったと思います。これについても50万円を限度としたということで、ただし10年間に1回という制限をされております。

それから、制度資金が1.5%の利子補給をする。共同事業では補助の4分の1、限度を100万円というのが要綱の中にあると思うんです。こういう支援策があるわけですが、現行の漁船機器導入事業との関係、それから現在の漁船保険とか、それからいろいろ支援策2,500万円くらいあったと思いますが、その支援策の2,500万円を財源に充てるといような考え方があるんじゃないかと思いますが、こういうことを撤廃してしまうと、現行の助成措置、振興策が撤廃してしまうと受けられない漁業者がいるということも御確認して下さい。

これは現行のまま持続すべきだということを堅持したいという考え方でっております。

それでは、市の単独の制度として漁業者の育成、それから組合員への優遇政策としたものであれば、壱岐独自あるいは日本で初めての策であれば、窓口はまず広く大きく、だれでも対象にするような対応が必要だと思います。特に市長がマニフェストとして良策だとして考えてあります。これについては窓口は広くするのが当然だと。

ある漁協については、今度の厳しいこの要綱の中では5名だけしかできない組合もあります。対象者がですよ。そういうことも考えられておりますし、窓口は広くするのが妥当だということを堅持したいと思います。

それから、先ほどから特に厳しい時代への突入の中に、今市行政が機動力を市民へたきつけることが実効的、指導的な行政の役割だということを堅持します。市民にやる気を出させる業務こそが行政の責務、先進的な方策はリーダーシップをとれと思っております。

県の専門的技術員も有効に活用して、市のほうには現在現場での専門技術員はおりません。県のほうにはいろいろ研究員等もおりますが、こういう人たちを利用して育てる漁業の振興策等による新技術の導入対策を今成すことが急務であると思います。

そのことが、後継者対策、それから雇用の場の確保となって、活力あるまちになると思います。私は、捕る漁業も、生かしながら育てる漁業は、つまり施設投資になるべく金をかけないように、簡易施設で漁協のリース事業とした取り組みの中で、ウニ、赤ウニとか、アワビとか、カジメとか昆布等の養殖漁業を数人の共同体で、漁協とともに具体的な策を講じたらどうかということを考えています。

漁協もいつまでも持続できるか不安、イカとりだけではもうわからないくらい。いつイカ漁が不漁になるかわかりません。そういう中で第2次の方策も考えるべきということの中で、不安のある中で実行策を考えるべきだと思います。

こういう中で、今申し上げましたが、今度の市長のマニフェストにもありますが、認定漁業者の育成について今の要綱なり、今ちょっといろいろと言いましたが、この考え方について市長のお考えをお願いをします。

○議長（牧永 護君） 豊坂議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 豊坂議員の認定漁業者制度についての御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるように、この認定漁業者制度、国には名前そのものはございますけれども、とても壱岐の漁業者にあったような制度ではございませんで、実際の認定漁業者制度というのは、実際に漁業者にかかわるものにつきましては全国で初めてではなかろうかと思っておるところであります。

そしてまた、先ごろスクラムミーティングで県知事とお会いしたときに、県でもそれはやりたいということをおっしゃいました。その内容を新聞で見た限りではこれも少し規模が大き過ぎまして、該当はなかなかしないなと思っておりますが、ある漁協長さんの話ではいやもっと細かくあるんだというお話もございます。その内容につきましては、県に確認をしながらやっていきたいと思っておりますが、市独自の認定漁業者制度の認定基準につきましては、今豊坂議員仰せの

とおりでございます。

そこで、ただ申し上げておきたいことは、この今の原案につきましては十分に各漁協長さんとすり合わせたところではございません。原案としてお示しをして初めて出すものでございますから、先ほど言われた年齢構成あるいは該当者がどうなるのかといったことも含めて、豊坂議員おっしゃる門戸を広く大きくということについては意を用いたいと思う次第でございます。

さて、育てる漁業そういったものの共同事業につきましては、それについてもこの今のところ100万円としておりますけれども、こういった共同事業についてこれは該当させていきたいと思っておりますけれども、それにつきましてもやはり事業者、いわゆる起業者と申しますか、そういった方のやっばやる気というのが大事でございますので、その点も申し上げておきたいと思っております。

それから、認定漁業者制度全般について、現行支援策との調整のことでちょっと申し上げていいますか。実は、この現行の支援策につきましては、平成20年度をもってやめるということが政策評価でございました。私は、平成20年度は私が就任した年でもございましたし、特に漁業関係が低迷に入る途中でございましたし、これはいや3年間続けないかんということを申し上げておまして、これも平成23年度までで現行の制度は中止だということが政策評価で出ているところでございます。

したがって、今度の認定漁業者制度とこの23年度については重複をするということでございます。ただ、しかし私は今このように、これほど漁業が低迷している中で、現行制度をそのままやめるのかということで正直迷っております。したがって、この認定漁業者制度との調整といいますか、そういったものもこういう点で図っていかないかんという気がしております。

そういうことで、今から始めるのに要綱もぴしゃっとしておらんのかというおしかりを受けるかもしれませんが、これは今まさに新しいものを、制度を導入しようということでございまして、慎重にその要綱を策定しているということでお許しをいただきたいと思います。次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 現行がしっかりしなくて助かりました。しっかり固定されておけばいろいろとまだ言いたいわけですが、まだ腹案の中での審議ですからこの要綱については幅広くしていただきたい。

特に、農業の認定農業者については78歳まで年齢制限がないから、余り年齢は言わんほうがいいとですが、70数歳の方も認定農業者として認定されてある方がいらっしゃいます。それだけ言っておきます。

それでは、幅広くやっていただくということで一応答弁を受けましたから、その次にいきます。質問の2ですが、地域情報通信基盤整備事業について御質問いたします。

今年4月から業務開始される本事業について、市民はもちろん私自身も不安な点がありますので、あえて一般質問をいたします。

昨日の質疑の中で言った分についてはもう除いていきたいと思いますが、重複する部分もあるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、加入状況は23年の2月の17日現在、防災告知放送が1万1,988件、光テレビが7,812件、光のIP電話これが1,450件、光のインターネットが12月では2,852件だったんですが、今回は2,840件、ちょっと12件減っておりますが、何で減ったんかわかりませんが、いろいろ中止といいますか、取り下げがあったのかもしれませんが。それから未提出の世帯数が、現在の未加入件数ですが、未加入件数といいますか、まだ申込みじゃない、していない件数が428件と思いますが、いろいろこの未提出者の世帯についても早急に対応しなければならぬと感じております。

それでは、質問に出しておりました施設の維持管理対策について御質問いたします。

昨日の有線放送等の切断事故については、一応これはリスの切断についても責務は一応指定管理者という話を聞いておりましたが、そのような格好で取り受けたいと思います。ただしこの市道の、奉仕作業等によって市民の負担がないように、あるいは公民館が負担がないように、全国の町村会の総合賠償責任保険の対象になるかどうか、御検討をしていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、ソフトバンクのIP電話、それからドコモ、auとの各社との連携、料金体制はどうなっているだろうかと思っております。このソフトバンクの、今度の指定管理者からの料金体制も来ておりました。チラシが来ておりましたが、ソフトバンクのIP電話から携帯電話の、ソフトバンクの携帯電話にする場合は無料ですよというのがあったんですが、その中で現在ソフトバンクの携帯電話が難聴であるというのが指摘されると思います。特に勝本あたりはまだ柱がない、鉄柱、鉄塔がないというのがあるんですが、ソフトバンクの、ドコモの鉄柱が何カ所あるんだ、1カ所か、2カ所じゃないかと思えます。

で、ちょっとソフトバンク、指定管理者のほうに聞いたんですが、3月いっぱいには10本だけは電柱のようなやつを立てる。鉄塔じゃなかったです。電柱のようなものを立てるということの話を聞いておりますが、島内で10本立てても、これは電柱のようなものですから、余り距離はないわけですね。ですが、鉄塔じゃないからまだ難聴になるなという感じはしていますが、無料になっても使われないソフトバンクの携帯ではできない、この改善を願いたいと思います。これはあれですから、携帯電話ですから行政がお願いすることしかできんでしょうから、その利用料

金との兼ね合いで話をしています。

それから、市民の中で現在NTTドコモなり、あるいはKDDIのauなりの携帯電話は受信等が、これは一番多いのはドコモが現在一番多いわけですね。鉄塔が一番島内には繁茂されておりますが、ソフトバンクの鉄塔が現在少ないというのをここで話しておきますが、それをなるべく早くこの電柱が立つようにお願いしたいと思います。

それから、もう一つはこれは質問の中に書いておりませんが、壱岐市内から本土の回線、これは直通はないと思うわけですが、NTT分を借るという、NTT分のラインが余裕があるんだろうかということを懸念しています。市内から本土への通話、本土から壱岐市内にくる場合に、ソフトバンクのこのつなぎ、これについて通話が時間がかかるあるいはこのラインについてNTTのラインに余裕があるんだろうかということをひとつ懸念しておりますので、その御教示を願いたいと思います。

それから、最後に市の毎年の維持・補修費については、平成23年の当初予算については三島の光ケーブルの、これは海底ケーブルですが点検費で100万円が計上してありますが、その他の機器の更新というか、この維持費については捻出はしないでもいいのかどうか。近々、以前のパンザマスト、防災無線のパンザマストがあるんですが、あれのパンザマスト等の改修なり、そういう建てかえ等の問題は生じないのかどうか、教えていただきたいと思います。

最後に、漁協組合が勝本の場合は、今までは防災無線で放送施設があったんですが、今度は有線になって漁協組合で放送が従来どおりできるのかどうか御確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番目の御質問、豊坂議員にお答えをいたします。

まず、428戸の未加入については、これはやっぱりいつも申しております危機管理のために早急に、今もしておりますけれども、3月31日までにすべてお申し込みいただけるように努力をいたします。ぜひつけていただかないけんと思っておるところでございます。

次に、切断のことでございますけど、リスの切断につきましては、リスが噛み切ったということにつきましては、昨日指定管理者の責任においてということを申し上げました。それから、市道の公民館等の奉仕作業によるときはどうかと、これは一応賠償責任保険に全部かたっておるわけでございますけれども、基本的には人的被害については加害者負担になって、保険対象にならないというような原則がございます。

しかしながら、これについても保険の適用範囲をもう少し詳細に調べたいと思っております。いずれにしましても、個人あるいは公民館に御迷惑がかからないようにしたいと思っております。

し、昨日御意見がございました安易にもし切断をするようなこともあるかもしれませんので、やはりマニュアル的なものをお配りしたいと思っている次第でございます。

次に、ＩＰ電話の通話料金等々の問題でございますけど、国内一般電話向けは全国一律８．３８９５円、３分でございます。３分につき８．３８９５円、これは国内一般電話向けでございます。携帯電話向けにつきましては、全国一律２６．２５円、１分でございます。ＰＨＳ向け、全国一律１０．５円、これが１分でございます。パー１分でございます。国内ＩＰ電話、これは０５０番の番号向けでございますけども全国一律８．３８９５円のパー３分でございます。でございますけれども、ケーブルライン、ＢＢフォン、これはソフトバンクについてでございますけど、これにつきましては無料でございます。

次に、ソフトバンクモバイル社の携帯電話とソフトバンクテレコム社の電話の通話料金でございますけれども、家族等で必要なサービス申し込みを行えば通話料が無料になります。有利か、有利でないかということでございますけれども、さまざまな付加サービス、各人の利用形態などでございますので、各社のサービス内容を比較して御判断いただきたいと思います。

ただ、アンテナにつきましては現在申し入れをいたしております。早くどこでもつながるようにしていただきたいと思います。

それから、あとの市から本土へのＮＴＴの余裕があるのかとか、あとの維持費、それからパンザマストの件等につきましては、お許しいただいて山川課長に答えさせたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

〔政策企画課長（山川 修君） 登壇〕

○政策企画課長（山川 修君） まず、柱です。柱の改善をしろということでございますけれども、先週ソフトバンク本社から係の者が来島いたしまして、この柱の改善について、つまり難聴地域の改善について話をしております。

議員仰せのとおり、こちらからどうしろということは言われないわけでございますけれども、早期に改善をする旨回答をいただいております。

続きまして、本土との回線の形態でございますけれども、例えば私がソフトバンクを持ってあって、隣の方がＮＴＴだとします。そうした場合に、どういうふうな経路をとって隣の方へ通話が発生するのかといいますと、ソフトバンクの回線で福岡の会社までまずいきます。福岡から大阪のソフトバンクのセンターにまいりまして、そこからＮＴＴの西日本のセンターがあります。そこからまた逆に福岡へまいりまして、隣のＮＴＴに通じるという形態をとります。

これは、光を使いますのでその待ち時間というのは非常に少なく瞬時につながります。これは、日本全国どこでも同じような格好をとっております。

3番目のパンザマストの補修でございますけれども、パンザマストにつきまして、今回の工事の中に改修を含んでおりまして、補修というのはまずは発生しないと。ただ、台風等の災害によりましてパンザマストが被害を受けましたときには、その都度補修をやっていきたいというふうに考えております。

それから、漁協の放送でございますけれども、5漁協FM告知放送の設備を入れまして、5漁協とも組合員へ放送ができるようになっております。

以上でございます。

〔政策企画課長（山川 修君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 先ほどこの奉仕作業のときの市道の関係ですが、これについては市のほうからいろいろ、公民館長会でもいろいろありますが、回覧等で説明をして、事故がないように取り扱いについてそういう指導体制をお願いをしておきます。

そのほかありませんから、終わります。よろしくお願いします。ほかはありません。まだ、ほかのとはあるとです。

それでは、3番目の有害鳥獣の被害対策についてお願いをします。

現況、有害というのはイノシシ、シカ、リス、カラスも入ってくるんじゃないかと思いますが。現在の被害の状況と、それから調査頭数、カラスとか、リスとか調査頭数になかなかないわけですが、イノシシの状況とそれからシカの状況、そしてリスの捕獲状況について、御説明をお願いをしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 豊坂議員の有害鳥獣の被害対策についてお答えいたします。

壱岐における有害鳥獣被害につきましては、カラス、台湾リス、イノシシ、シカ、タヌキが挙げられます。このうちカラス、台湾リスについては被害対策を講じておりまして、2月末現在の本年度実績はカラスが3,127羽、台湾リスが6,585匹となっております。このほか昨年からはイノシシの痕跡が見受けられるようになりまして、現地調査、忍び猟での捕獲対策を講じてまいりましたが、生息数が少ないため一定の成果が上がりませんでした。

しかし、イノシシの生態学習をはじめ、捕獲罠の免許取得、捕獲かご、くくり罠の実技講習など、今後につながる専門的知識を持つ人材を育てることができました。23年度はハンターによる捕獲のほか、罠による捕獲を計画しておりますけれども、皆様の新しい情報提供が一番の頼りでございますので、特段の御協力をお願い申し上げます。

また、勝本町の若宮島などに生息するシカの増殖が顕著になって、本島への侵入が懸念される

状況があります。本年2月県の専門官に現地踏査をしていただきましたところ、約300頭程度は生息するとの見解でありました。

現地の樹木はシカの食害で枯れたものがあり、地表には草がなくなるなど荒廃の目立つ場所もあり、集中豪雨で泥が海に流出する恐れがある状況もございます。そのため、23年度において駆除を予定しておりますけれども、旧勝本町で実施したハンターによる捕獲が確実な方法であると思っております。

タヌキにつきましては、主に三島地区から被害対策の声が上がっております。23年度において壱岐・対馬鳥獣被害防止計画を見直し駆除対策が講じられるよう協議してまいります。

これら一連の有害鳥獣被害対策は、行政任せでは効果が期待できません。地域住民の皆様方が中心になって携わることによってより良い対策になりますので、この点は特に皆様方の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 昨年からいろいろ新聞等でも、このイノシシについてはいろいろと出ておりましたが、なかなか現況が、生態が見受けられないというのが難題でありまして、このシカについては40年代にちょうど勝本であるところから5頭とってきて、4頭放してこういうふうになったわけです。

この若宮、名鳥、辰ノ島、3島についても平成10年代に1回駆除したことがありますが、二、三年前に私も20頭くらいの若宮島での生息を見ておりますが、もう既に300頭というのは、もうすぐ壱岐本島のほうに渡ってくるんじゃないかと思えますし、ゼロにしたいわけですが、なかなかゼロにしにくい。前回でも四、五頭は残ったんじゃないかという話も聞いております。なるべく絶滅をされるようお願いをして、この状況については終わります。

その次に、野犬の対策についてですが、現在平成21年度で46頭の野犬対策がなされておりますが、市と保健所との強制力、これは狂犬病対策予防法の中での野犬対策と思うわけですが、それによって壱岐市の条例でいろいろと捕獲をされていると思います。

現在、小学校、特に小学校の登下校に野犬の生息が見られて、追いつけられたり、被害はまだ今のところは聞いておりませんが、学校の中でも児童生徒の問題が子供たちからも出ております。あるいは警察のほうにも学校から連絡がしてありますが、なかなか減らない。実際に飼ってある人は輪をつけて放してある方もあるわけですが、この人たちについても制限、回覧等なりこの対応について、野犬対策あるいは飼育している愛玩動物でも一応係留するなり、そういう対策についての回覧等の強化が必要だと思えます。

どうしても対応できないところについては、強制的に一応捕獲をして、そして一時どこかで飼



育をして、以前は保健所に飼育をしていた事例があります。以前、昭和40年当時は強制的に壱岐保健所まで連れて行って、短畜をしていた事例があります。そういう中で、飼育者の認識をもうちょっと強化をしていただきたいということと、それから野犬の捕獲、これについてもう少し予算が足りないのであればいろいろ対策を考えていただいて、あのかごにはなかなか入らないということも聞いています。じゃあ罠はできんとかというたら、罠の許可がいるでしょうから、今は睡眠薬まんじゅうなりそういうとで対応してあると思いますが、もう少し犬の好きなような肉を食わせて捕獲をするようにお願いしたいと思いますが、市長答弁を。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 野犬対策についての御質問でございます。

現況は、野犬の頭数につきまして詳細の把握はできておりませんが、時節的に野犬が集団で行動し、中には家畜等の被害や子供たちが怖がっているなどの報告が市民の皆様から寄せられております。

近辺住民の方々にも、その危害情報を、危害を加える恐れがございますので、壱岐市と壱岐保健所で連携をとり、その状況を確認して壱岐市犬取締条例に基づきまして、及び施行規則等に基づきまして野犬捕獲用の捕獲器を設置して捕獲を実施しております。

また、市では野犬捕獲業務を委託し、捕獲器の見回り、えさの補充等毎日行っております。捕獲器の保有数は壱岐市27基、壱岐保健所2基でございます。今年度新たに最新式の捕獲器を2基購入して捕獲を強化しているところであります。捕獲器導入当初は野犬の警戒心も薄く効果を上げておりましたが、最近の野犬は警戒心が強くなかなか効果が上がらないのが実情でございます。

昨年度の捕獲実績は46匹でございまして、今年度の捕獲実績は39匹、これは1月末現在でございます。対策といたしましては、県では昨年度から飼い犬・飼い猫の適正な飼養管理及び譲渡を推進するため、里親制度やこれまで引き取りは無料でありましたが、引き取りに手数料を徴収されることになりました。安易に引き取りを求める依頼者に対し、一定の抑止効果が期待されるものであります。

これについては、私は少し疑問を持っております。市では、本年2月から新たな試みとして壱岐市家畜診療所の協力を得まして、睡眠薬を使用して捕獲を実施しております。時間を決め、監視のもと餌付けを数日間行い、餌付いたところで獣医師がえさに適量の睡眠薬を混入し、壱岐市・壱岐保健所で監視し、野犬がえさを食べ眠ったところで捕獲するという方法であります。

また、野犬を増やさない手だてとしましては、登録犬避妊、去勢手術の費用の一部補助を行っております。避妊手術1頭当たり1万5,000円、去勢手術7,000円となっております。

平成21年度の実績は避妊19件、去勢5件、平成22年度の実績は避妊17件、去勢11件であります。

野犬の捕獲には市民の皆様の御理解と御協力をいただかなければなりません。また、捕獲する以上に飼い犬等が野犬化する環境も見受けられます。野犬を増やさない環境づくりにも御協力いただきながら、野犬のいない安心して暮らせるまちづくりに向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） この野犬対策についても、実際に飼い犬、飼い猫の場合は回覧でいいわけですが、野犬について回覧を回しても犬は見ないでしょうし、そういう体制づくりの中で睡眠薬を早う飲ませて、早う永眠させるようお願いをして、この対策については早くしないと事故が起こったらまたいろいろと問題化してまいりますので、この点についてよろしく。

特に、飼い犬の放し飼いは、もう子供たちが一番危険な状態にもあります。野犬対策もお願いしたいわけですが、飼い犬の放置が見受けられるということもお願いして回覧等の告知をお願いします。

それでは、あと9分で最後の就労の場の対策についてお願いをします。

我が国の景気は足ふみ状態を脱出するとされていますが、今朝のニュースでも工業生産力は6.7%伸びているという現況で、デフレが14年間続行していたが、ようやく脱却の傾向にあるという報道もあっておりましたが、本市においては公共事業等の激変によって、有効求人倍率が低い水準で維持すると、市民の雇用、環境あるいは所得の環境は依然として厳しい状況にあります。

あわせて、人口の減少傾向がますます進化しており、昭和20年前半は市内人口5万人を超したこともありましたが、その後年々減少して3万台となり、昨年の2010年の国勢調査の速報では2万9,373人となって、これも原因は就労の場がないというのが原因であると思います。

若人が島外に流出し、このことが要因でもあります。平成22年度の市内の高校卒業者308名おります。市内に就職を希望している者が39名、壱岐校が16名、商高が23名おりますが、3月1日現在の就職未定の方が7名おると聞いております。このような中で、打開策の一案として私は今のもう2次産業、3次産業の云々じゃなくて、土に返れという表題を持っています。返れとした私の思案を持っておりますが、このような中で第1次産業の活性化として魅力ある農漁村づくり対策として、市長も認定漁業者制度が実行されていることもあります。これもわかります。

また、まちづくり市民力事業でも２３年度から取り組まれておりますが、その他の方策について市長の考えを聞きたいと思えます。このまちづくり市民力事業でも新たな開発が出てくると思えます。共同開発が出てくると思えますが、こういうことについても対象になると思えますが、市長の見解をお願いしたいと思えます。

それから、農協には２月の２４日だったと思えますが、第７次営農振興計画、戦略５カ年計画がもう決められております。技術員の指導の確保ということもあります。そういう中で、この５カ年の達成に向けて努力するということが堅持されておりますが、漁協の振興計画もあります。認定漁業者制度の有効活用を図って、ますますこの雇用対策ができる対策事業、何か市長の方針をお聞きしてみたいと思えますが、張り切ってどうぞ。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 雇用の確保対策ということでございます。ハローワーク壱岐管内の平成２３年１月末の一般職業紹介状況は、月間有効求職者が５２５人、月間有効求人数２２８人で、有効求人倍率は０．４３倍となっております。９月末には０．６４倍と非常に高かったわけですが、だんだん減ってまいっております。これは公共工事や緊急雇用対策事業が終期を迎えたことが減少の要因と思えます。

実は今、光ケーブル等々でかなり雇用機会が増えておりますが、本当に新年度になりましてその仕事が終われば、また求人倍率が減るなど心配をいたしておるところでございます。雇用対策として、現在２３年度に新たに緊急雇用創出事業３事業を実施いたしまして、６５人の雇用を加え、全体で１１事業、１２４人の雇用を行い、当面の対策をしようと思えておるところでございます。

ところで、今議員おっしゃるように土に返れと、私は農業というのは正直申し上げて可能性があるんじゃないか、ＴＰＰという問題もございすけれども、私は本当に土に返る、いつまで、それこそ先ほどの話じゃございせんけど、あすはわからんわけございまして、しかし人間生きている限り食べるわけございす。ですから、私は農業というのは絶対大事にせないかんと思っております。

そこで、市民力の先ほどのことし初めてやっております市民力支援事業等につきましても、ぜひこういったものについても該当するように、そういう一つ市民の皆さん方のアイディアを期待したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

○議員（１０番 豊坂 敏文君） 市民のいろいろな発案も出てくると思えます。そういう中で、

壱岐島民に I ターンなり U ターンなり、あるいは新規卒業生なり、この人たちが就職できる。そしてまた島民、その他の方も就労の場で、働ける場をつくっていただきたい。これについては、漁協なり農協なりもいろいろあるわけですが、漁民、農民、1 次産業の一員もいろいろと積極的に行かなければならないわけですが、今の時代は私は行政主導型でいいと思い、こういう低迷した中では行政主導型でないといろいろと模索していますから、こういうこともやったらどうかという、やはり部落に座談会等でも来ていただいて、こういうものをやってみようというそういう指導力が必要だということも思っています。

先ほど言われました T P P の問題は今、下向段階にあります。政府でも下向段階にありますから、これを続行しない、もうするという考え方が大分薄くなっています。絶対したらできないわけですが、そういう中の動向ですから、この土に返れという言葉の表現どおり、1 次産業でいろいろと振興策を図っていただきたいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を 1 5 時 3 5 分とします。

午後 3 時 24 分休憩

.....

午後 3 時 35 分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、1 番、久保田恒憲議員の登壇をお願いします。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1 番 久保田恒憲君） それでは、今日の最後です。通告書に従いまして、一般質問を 1 番、久保田が行います。

以前、市長から批判ばかりしないで提案をどんどんしなさいという御意見がありましたので、今回はもうほとんど提案ばかりということなので、回答のほうも経過とか、経緯とかいろいろそういうことはなるべく省かれて簡潔に回答をいただきたいと思っております。

質問 1、スクールバスの利用方法について質問の要旨、スクールバスへの高齢者の便乗ができなくなったようです。中学校の統廃合でのスクールバスの利用方法も含め、混乗方式での運行を検討すべきではないでしょうかという質問ですが、端的に答えていただきたいのは、一般混乗方式という運用方法があります。それをスクールバスに便乗される御高齢の方の便乗を断られた後とか、あるいは今度中学校統廃合に伴うスクールバスの運用方法を検討される際に、この一般混

乗という方式を検討されたか、それだけをお答えいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 久保田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） スクールバスについて、混乗方式の検討をしたかということでございますが、検討いたしておりません。と申しますのは、以前の射手吉及び久喜地区からの小中学校のバスの運行に、21年度までこのバスの地域住民の方も乗車をしていただいたところでございます。そこで、しかしながら普通交付税検査の中でこの混乗方式については指導事項として交付税参入対象として不適当だと、やめなさいという指導を受けたところであります。したがって、検討する余地がございませんでした。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） じゃあ、最初は検討されたんですよね、混乗方式を。しかし、不適当であるというふうに一蹴されたと。その不適当という理由をもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 必要なところだけということをあえて言われたものですから、これは実は財政当局とも協議を行いまして、平成22年度から通学バスには幼児児童生徒のみの乗車としたところでございます。これは、市民の皆様にご不便をおかけいたしますけれども、通学バスの趣旨を御理解いただきますとともに、御高齢の方につきましてはワンコイン乗車制度も御利用いただきたいと思っております。

4月から壱岐市中学校規模適正化により新中学校がスタートすることに伴いまして、校区が新しくなった生徒の通学手段としてスクールバスを運行いたします。

このスクールバスに地域住民の方の利用ということだと思いますが、御存じのようにスクールバスにつきましては、先ほど申し上げました指導もでございます。生徒の通学手段としての利用で、その乗車定員についてはほとんど定数いっぱいの予定でございます。スクールバスの運行については、何と申しましても生徒の登下校の安全を確保することが大前提でございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） 私がまずその御高齢の方から話を聞いたときに、今まで便乗できていたのにできなくなったと。なぜ、できなくなったかなということを市に問い合わせしたら、

それは目的外使用ということで交付税を受けているので、そういう方法をとっていたら税金を返さないかんかもしれないということで、理由づけをされた。それを、私1人のためにということになったら困るということで、私も理解しました。で、市の職員も後から懇切丁寧にその方にはお断りのそういう趣旨等を説明されたようです。

私自身もああ、本当にそうだなと思ったんですよ。ただ、その御高齢の方が言われるのは、それならば自分が乗る前に知らせてもらえばよかった。寒い中待たなかった。車の中から今まで子供たちが一緒に乗っていたのに、おばあちゃん乗せてあげないと、おばあちゃん寒いたいというような声も後から聞こえた。そう言われてみるとちょっと待てよ。本来だと走っているバスを有効活用するには、定員もありますけど、だれでも乗せたらいいんじゃないかと。その1人の意見を制度があるから、その制度に基づいてその先を考えないというのもわからないじゃないけど、理屈として乗せれるものは乗せて、もちろん定員で子供たちがいっぱいであればともかく、そのときは多分いっぱいじゃなかったんだと思うんですけどね。

そこで、私もこれは理屈に合わんなど、その制度そのものがまず理屈に合わんなど、せっかく走っているバスに乗せれるのに乗せないという、その制度そのものがおかしいんじゃないかと思ひまして、ちょっと私なりに調べたんですよ。そしたら、市長が言われるように混乗というのは、国庫の補助金を受けて運行しているバスに目的外使用はしてはいけないというのは確かにあるんですよ。ところが、そういうことだけでいいのかな、これは国は何を考えているんだろうかと思って、私なりにちらっと調べたんですよ。

だから、私は多分このくらいのことは調べられて、その混乗化をやめられたとか、あるいはお年寄りに説明するときにそういう制度を詳しく調べて、なおかつだめだということで断られたと、こういうふうには思っていたんですけど、私なりに調べていたらそれは救済措置みたいなものがあるんですよ。

例えば、これがそのとおり正しいかどうか別ですよ。新たな交通体系をとらないかんと。特に今からは過疎になります。それから、統廃合が起こります。バスの当然赤字路線になります。そうすると、そういう時代にあった新たな交通体系はつくらないかんのじゃないかということでできたようですが、一部読みますね。

混乗とは、例えばスクールバスや福祉バスしか運行されていない地域で、これらを一般住民に解放することで、一般住民も交通サービスを受けられるようにする手法であると。ただし、スクールバスや福祉バスが国庫補助等を受けて購入したものである場合は、目的外使用として一定の手続が必要になる。国庫補助を受けたバスの混乗化に必要な手続、スクールバス混乗住民利用の定議、交通機関がないか、運行回数が著しく少ないため交通機関の利用が著しく困難になっている地域の住民のため、本来の目的以外の目的で運行し、または便乗に

より利用すること。

要件いろいろあります。本来の利用の、利用者の利用に支障がないこと、安全面で安全を期すること。関係機関、スクールバス、市・県の教育委員会、福祉バス、最寄りの医療機関が差し支えないと認めたもの、住民利用による運行収入が住民利用にかかる運行経費を上回らないよう運賃設定をすること、要件ですね。

これは、お金をもらって乗せる場合、有償の場合、文部科学大臣へ承認申請、承認後運輸支局長へ許可申請、これはスクールバスです。

福祉バス、厚生労働大臣へ承認申請、承認後、運輸支局長へ許可申請。無償の場合、文部科学大臣へ届け出、福祉バスは厚生労働大臣へ届け出となっています。ここまでじゃ、ひょっとしたら県とか何かの指導があっているわけですから。

ところが、現実には熊本県、たくさんあるんですよ、混乗しているところはですね。1つ、スクールバス一般混乗、芦北町、熊本県の芦北町がやっているのをちょっと読みますね。スクールバス一般混乗。

スクールバスに一般の方も乗車できます。無料です。6月1日からスクールバスを混乗方式でモデル運行します。現在の民間バス路線が本年5月をもって廃止されることから、6月1日から町独自でスクールバスでの一般混乗バスを運行しますよと。町民の方も乗車できるようになりますから、児童生徒を見守りながらぜひ御利用ください。

と書いてあるんですよ。運行計画、平成22年6月1日から、利用料金無料です。運行日とか書いてあります。路線も書いてあります。

ですから、私は直接電話したんですよ。やっていますって、まだ。企画財政課、そしたらやっていますよって。長くなったらいけませんから、一応こういうことをやっている地域がある。先ほど言いましたように、別のところで見れば、さっき言いましたように新たな交通システムの導入が必要じゃないかと、これ別の市でやっているんですけどね。読んでもしようがないですからね。コミュニティバスとか、いろんなバスがあるんですよ。要はもう1回、ぜひ調べていただきたい。

難しいことじゃないです。私、一応インターネットやっているんで、スクールバスに一般人を乗せるとか打ち込むんですよ。乗せられないかとかですね。出てくるんですよ、ぴゃーん。だから、そのくらいの調査をされていないということはないと思いますので、多分長崎県独自とかいろんな縛りがあるかもしれません。ただ、現実には運行しているところがあるということをお伝えいたします。

そして、続いてスクールバスの運用方法というのは、スクールバスの運行検討委員会か何かでやられているのは私も知っています。ただ、今住民の意見でやはり統廃合されるところだけの生徒

じゃなくて、乗せられる分はやっぱり乗せてくれんかと、そういう声が届けられております。先ほど混乗方式とちょっと重なるんですけど、私はそう思います。

やはり子供たちが乗っていて、途中で会うとしますよね、乗せられるのに乗せないで、寒いのに大変だなと、これも何かおかしいような気がします。多分、子供たちに聞いたら自分たちはこういうことで何とか中学校になるので、スクールバスが出るようになったよと。でも、近くではあるけど、あの人たちは統廃合される学校じゃないから乗せられないんだよって言ったとき、どう思いますかね。

やっぱり子供たちはそれ一緒に乗せていいんじゃないのっていうような気がしますけど、それはそういう検討委員会さんで慎重に検討されたことだと思うんですけど、私がここでお伝えしたいのは、やはりせっかく運行とか、バスとかいろいろ骨折りをされて、購入をされていると思うんですけど、やはりその前にそういういろんな利用方法があるのを、よく調べられたらバスの購入にしろ、ひょっとしたら定員をもうちょっとそれも見込んで大きなバスにするとか、何かそういうもっと効率的なことができたのではないかというふうに感じております。

とにかく、まずはスクールバス、それから一般混乗、これができないかどうか、検討していただけますかね。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 私は、久保田議員の考えと少し違います。と申しますのは、このスクールバスというのはあくまで児童生徒のためのバスでございまして、積極的にそのスクールバスに混乗させるということであれば、どうしたら乗せられるだろうかと研究をすると思います。

しかしながら、原則、これはやっぱり原則でございまして、さっき久保田議員おっしゃるように、例えばじゃあ何人乗せられるんだと。1人しか余裕がないのに乗っていいですよ、何人もまたれる、そういったことも私はあると思うんです。ですから、やはり地域の方の交通については根本的に普段の交通の方法について頭をやっぱりひねらないかんと思います。

久保田議員がおっしゃることはわかります。乗せてあげたいです。しかし、それはやはりそこに、例えば2席しかいつも余裕はないんだよと。例えばですね。そういうときじゃあ3人目の方はどうなるんだと、そこに3人待っていらっしゃる。そういうことも私は考えられると思うわけですね。

ですから、私はやっぱりこうで、あくまでこのスクールバスというのはやっぱり原則にのっとってやるべきではなかろうかという気がいたします。

後段については教育長がお返事申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕



○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 2番、久保田議員にお答えをいたします。

今回の中学校統廃合にかかわりますスクールバスのセットといいますのは、地元の方、学校の方等々の代表の方を選出いたしまして、通学指導部会というものをつくりまして、これは本当に時間をかけてあらゆるケースを論議していただいております。

その結果、新たな校区になる子供ということに限定をいたしました。久保田議員のお気持ちはわからないのではございませんが、スクールバス運行という大きな目的がございましたので、壱岐の市民の皆様の最終結論というものを墨守して、4月1日からスタートさせていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） まず市長の考え方ですね、私は一応スクールバスという一つのきっかけ、スクールバスに高齢者が乗れなかったという一つのきっかけがあると。それを考えてみると、こういう方式があると、ですから今後こういう今からの流れを見て、過疎でしょう、それから壱岐交通のバスもほとんど乗っていないじゃないですか。そこに補助出しているでしょう。そうすると、やはり当面スクールバスが走るんだから、それを有効活用したらどうかというお話をしているわけですね。

そして、今須藤教育長の言われることはわかります。経過として。だから、1年間なら1年間、これで運行してみると。そしてその中で、運行してみた中でやはりいろんな意見があったら、それをまた受け入れられるものだったら柔軟に受け入れて、そして今後のスクールバスの効率的な運用に活かしていくというような答えがほしかったわけですね。

わかります。だから、要はスクールバスにこだわっているんじゃなくて、ここにあるように新たなこの地域情勢にあったコミュニティバスというか、そういう交通体系も考える時期じゃないかっていうことで、先進地域かどうかわかりませんが、にっちもさっちもいかない地域ではこういうふうに行っているということをお知らせして、参考にさせていただけないかと言っているわけですし、そのところを参考にしない。いや、もういいよというんだったら、それはそれとして受けとめます。

ただ、先日公民館でそういう話、私この一般質問の用紙を回したんですよ、公民館で。私はこういうことを話そうと思っていると。何かあったら意見をお願いしますよと言ったら、スクールバスのことなんかよく出てきたんですよ。ですから、お話をしています。そしたら、ある人が生徒は本来歩くものだ。スクールバスなんか何とかっていう、それは1つの意見です。そしたら、

ある方が運動やったら体育の授業があるやろうが、もうこれで話は終わりました。別にこれがどうのじゃないですよ。いろんな考えがあるんだなと思って。

ただ、私はその中で出たせっかくのスクールバスだったら、乗せれるものは乗せたがいいんじゃないかということで、そういう考えでやはり今後いったがいいんじゃないかということ、提案を申し上げたわけでして、もうこれは、じゃあほかのもありますので、市としては現時点では考えていないということで判断しますが、よろしいですかね。わかりました。これは、地域住民に早速伝えさせていただきたいと思います。

じゃあ第2項、ボランティア団体の連絡協議会を早急に設置してはもらえませんかという、これも提案であります。

ここに書いてありますように、社会福祉協議会は福祉の面でとかさまざまなボランティア団体がありますね。できれば、とうかぜひこのボランティア団体の集合体といいますか。ボランティア協議会みたいなものを市がつくってほしい。なぜかといいますと、ボランティアというのはそういう公のために一生懸命頑張りたいという人たちの集団であり、やはり原の辻はじめいろんなところで御活躍をいただいていますよね。

ただ、そのいろんなところで御活躍をいただいているボランティア団体が、そのボランティア団体同士の連携がとれているかというとなかなかとれていないように見受けるわけです。このことが、市長が言われました国体への成功へ向けてとか、たちまちゲートボール全国交流離島親善何とか大会とかありますね。

そういうときにも、あるいは多くの交流人口がふえて、観光客がお見えになったときにも、こういうボランティアの人たちの力をかりることがたくさんあると思うわけですね。そのときにはやはりA団体、B団体、C団体とか、そういうところに一発で何かお知らせとか回して、ぜひ参加していただきたいというようにしたほうが、より効率的であり、市民の方たちの市政への参加というか、自分たちも役に立っているというような一つの満足感につながるのではないかと考えて提案をしているわけです。

そこでもう一つ、振興局がやられている壱岐市活性化を考える団体の会というのが二、三回新聞紙上で見受けました。そんなに4つか、5つか、ボランティア団体だけでなく、商工会なんかも入っていたかと思いますが、その壱岐市活性化を考える団体に集まってもらった会議の呼びかけ、そこに集まった団体などにはどのようなリスト、どのようなところから選んで声をかけられているのでしょうか。市長と、それから松尾理事にお尋ねします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ボランティア団体の連絡協議会を早急に設置すべきだという御提案でこ

ざいます。

一支国博物館におきましては、一支国博物館ボランティアの会がございます。博物館の展示ガイドや展示ゾーン内での観覧の支援をしていただいている皆様につきましては、ボランティアとしてより積極的かつ自主的な活動を実施したいという御意見のもとに、昨年9月19日に決起総会が開催され、一支国博物館ボランティアの会として組織化がなされ、現在会長を中心に日々活動いただいているところでございます。

2月末現在では博物館での活動希望者は48名であり、実際の活動人員につきましては、2月末現在で延べ515名を数えております。このように、一支国博物館ボランティアの会はボランティア組織として自主的に活動をいただいているわけですが、この組織の事務局である博物館指定管理者乃村工藝社によって、その活動支援が行われているところでございます。

また、ボランティアの会会員の中には、遺跡公園で活躍されている原の辻サポーターも登録いただき御活躍いただいている方もおられます。原の辻地区一帯におけるおもてなしの醸成に大変貢献をいただいているところでございます。

福祉関係のボランティア団体は、現在社会福祉協議会に40団体が登録されておりまして、ひとり暮らしの老人家庭の訪問や家屋の補修、独居老人への配食サービス、高齢者栄養教室、また障害者関係のボランティアとしては、障害者宅の除草作業、手話通話等、さらに地域の環境美化では花いっぱい運動、空き缶拾いなど、敬老行事及び敬老会開催等では大正琴の演奏慰問、その他各種イベントへの協力がなされているところでございます。

福祉関係のボランティア団体は、既に社協で取りまとめてボランティア活動を実施しておられます。そこで、福祉関係については連絡協議会というのがあると認識をいたしておるわけですが、ボランティア団体に限らず、市内にはさまざまな団体が存在していることは承知しております。

また、その団体も環境、子育て、地域づくりなど目的も多岐にわたっておりまして、市といたしましても市民との協働によるまちづくりを推進していく上では、各団体の自主的・意欲的な活動を支援するとともに、これらの活動のネットワークづくりを進める必要があると考えています。

各団体それぞれ目的の違いもありますけれども、お互いの交流学习を深めて、お互いの活動や課題を共有して、ともに協力し助け合うための連絡協議会の設置について、前向きに検討させていただきたいと考えております。

まお、活動内容の公表等につきましては、ホームページの活用や4月から始まりますケーブルテレビの自主放送の積極的な利用をお願いし、広く市民の皆様にお知らせができるように進めてまいりたいと考えております。

このボランティアグループも含めまして、有機的にこのボランティアの皆さん方が連携できる

方策を模索したいと思っています。どういう組織がいいのか、どこで干渉すればいいのか、その辺も含めて検討させていただきたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 振興局が開催している会議につきまして、どのようなリストを用いたのか、私が、やっていることは存じ上げていますけども、どのようなリストをお使いになったのかということは了知しておりません。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） じゃあ、名前はどうかあれ、ボランティア団体の連絡協議会みたいなものは設置するということで、そういうことで理解しております。

どういうふうにした方がいいかというのを私も及ばせながら御意見をいうことがあるかもしれませんが、そのときはまた一ついいものをぜひつくり上げていければと思っています。

それかあ、今振興局長が言われたのは、振興局長は参加されていません。振興局長やない、振興理事か、済みません。急にえらくなった。済みませんね。（発言する者あり）いや、結構です。

じゃあ、ちょっとずっと前に戻るんですけど、壱岐市が茶谷さんに、ホームページを茶谷さんのホームページにぜひ壱岐の手伝いもしたんだよというようなことを乗せてくれというように私は言いましたよね。きのうの時点で乗っていません。その答えだけを松尾理事、お答えいただいて、機を見て話すと言われたので、ひとつお願いします。

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 私も何日か前に見ていまして、ここ何年かちょっと更新がされていないようでございます。お願いはしておって、更新するときは必ずして、せんときはお知らせするという言葉をいただいているんですが、申しわけありません。今のところ更新があってありません。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） 壱岐がそのくらいにしか思われていなかったかもしれませんが、一生懸命頑張られたということで結構です。

じゃあ3番。博物館の入館料は同額にすべき、これも前回壱岐の島民が安いのはどうかという同僚議員の質問もありました。そのときに壱岐の人たちにまず理解をしていただきたいから、ち

よっと安くしているんだよという説明を、もういただいております。ただしその後、多分市長のところにもあるいは館長のところにも一緒にすべきだとか、何だっというような御意見が届いているんじゃないかと思っております。

私自身非常にこれでおしかりを受けました。大阪からある社長が来られて、壱岐出身の社長が来られて、博物館に行ったところ、島外者だけが高いと。何を考えているんだと。こういうことではいかな、我がふるさととはということで、外出てみたら私が今やっております壱岐を元気になる会の、原の辻を活かして日本一の島っていうステッカーが目に入ったと。何だこのやろう、何が活かしてだって、そういう非常に厳しいお怒りを受けたっていうことで、私自身じゃないけどその受けた人から私も厳しく言われました。

博物館の職員にも聞きました。ここで、島外の人が島内の人よりも高いということで何かクレームありませんかって。ありますよと。ぜひここに書いてありますように、せっかく来ていただいた人に、もてなしの精神で接していかなくちゃいけないのに、値段に差があるということは、これは即改めてほしいです。早い機会に。

ですから、もうお答えはちょっと時間ありませんので、次に非常に難しい問題が4番に控えておりますので、端的に結構です。いついつくらいまでには変えたい、いや変えない、これだけで結構ですからひとつ答弁をお願いします。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 1番、久保田議員にお答えをいたします。

久保田議員の今のお話よく伺いをいたしました。また、これまで多くの方々の島外から誘客をしていただいております。博物館の入館料を同額にすべきだという御意見でございます。

この入館料につきましては、市の規則で指定管理者の提案を受けて市が承認をするということとされております。入館料について島内・島外を差別せず同額にすべきとの御意見でございますけれども、市費を投入して整備した市民の財産である博物館という考えで、島内の小中高生を無料とし、一般を300円といたしております。島外と比べて100円安い料金設定をいたしております。また、島民の方々に特別に何度でも足を運んでいただこうと年間パスポートを1,000円で用意をいたしておるところでございます。

博物館の成功は市民の方に愛され、支持されることが基本だと考えております。この点につきましては、御理解をお願いをしたいと思います。入館料に差をつけておる施設といたしましては、県内で長崎歴史文化博物館、長崎県美術館等々がございます。

島外の皆様から100円多く料金をいただいているということにつきましては、指定管理者の

利用料金事業の中で、さらなるリピーター確保策あるいはさらなる情報発信・広報PR事業といったものに還元をされております。島外の皆様にも喜んでいただき、壱岐を好きになっていただけるような、その後の博物館事業、博物館の展示事業、また博物館のPR事業等でございますが、それに役立てられているものと考えております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） それもう短く私なりにあれすると、もういろんな取り決めがあるから変えないということですよね。でも、逆にそういう事情は博物館とかいろいろもう1回変更すればいいじゃないですか、何でも。

そのとき、島民に申しわけないけどこういうふうには島外の人からの苦情があったと、だから統一しますよと、小学生は無料はそのままで。一般の人たちは島外と一緒にしますって、そういうふうにはすりゃいいじゃないですか。そういう流れでもっていこうということは考えられませんか。いいです。多分考えられないということで判断します。

本来は、そういうふうにするべきだと思うんですよ。だから、今すぐって言って、私が今すぐって言ってあしたってことはあり得ないじゃないですか、それは。だから、それは来年に向けてとか、そういう答えが出ないんであればもう、私はまた教育長がそこでいろいろお話をされるのを聞いても意味ないですからね。

市長、どう思われます。もうそれはこのまま、短く、済みませんね。お願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） この問題は、教育長に指示がありましたから教育長に答えさせましたけど、本来市のほうで答えるべき問題でございました。

先ほど教育長申しますように、市費を投入しているということもございます。それで市民には優遇しているということ。

それから、先ほど申しました類似の、類似と申しますかそういう例は、ほとんどがそういう例になっているということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） ですからね、例えば長崎がどうであろうか、ほかのところがどうであろうか、わざわざ海を渡ってこられたお客さんに対して、そういう説明が私はできないですね、はっきり言って。市長がそういうお考えなら、もうそれはそれで結構です。

次に、4番ですね。建国記念の日、学校の取り組みはということでここで書いております。も

う書いてありますからね、余計なつけ足しはしません。ぜひ、終戦記念日とか原爆の日とか反戦平和とかはそういうことは結構義務教育でも取り組んでいると思うんですけど、せっかく祝日であって、建国記念の日というのを考える取り組みは、私は必要ではないかと思います。

対馬が何か、朝鮮のもの、韓国のものだと言われている時代に、その次は壱岐は国境の島ですよ。ですから、こういう取り組みを学校で、こういう取り組みがされている、いない、それと市としてはこういう取り組みがされている、あるいはされていない、今後はどういうふうにしていきたいという、その答弁をまずはこの順番で市長からお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 建国記念日の取り組みということでございますけれども、現在市といたしましては、建国記念の日に特別な行事や取り組みなどを行っておりません。建国記念の日の趣旨については、議員御承知のとおり、お話のとおり、建国をしのび、国を愛する心を養うであります。こうした国を愛する心を養うということは、国への思いが希薄化していると言われる現代社会において、子供たちの情操教育の観点からも大変重要であると認識しております。壱岐市内において、それぞれの団体等によって行われておりますのは、防衛協会主催によります建国記念の日の行事がございます。私は、市が行事等を行うのではなく、市民皆さんみずからこの建国記念の日に、例えば、ただいま申し上げましたように、各種行事等に参加をされたり、また、休日でありますので、御家庭、御家族団らんの中で、この日本について話し合ったり、日本の歴史や平和について考えたり、そして郷土、壱岐の将来について話し合われたりとか、そういったことが大事ではないかと考えております。こうしたことから、市といたしましては、今後も建国記念の日に特別な行事等を開催することは考えておりませんが、やはりみずからが建国記念の日には国旗を自宅に掲揚するとか、そういったことは、やはりしっかりと考えていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 記念日の小中学校における取り扱いといたしましては、数ある国民の祝日の中の一つということで、建国をしのび、国を愛する心を養う意味で制定された日であることを、子供の発達段階に合わせて、休みに入る前に事前指導を行っております。具体的には、自分の郷土、壱岐や国の歴史、伝統文化に目を向け、理解するとともに、そのすぐれた点を受け継ぐことができるような思いが持てるように指導をいたしております。伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土壱岐を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平

和と発展や環境の保全に貢献する主体性のある日本人を育成するという、ちょっと難しい題目を設けておりますけれども、まず、壱岐、郷土を愛するということで、教育を行っておる次第でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） それは、小学校も中学校もそのような教育というか、休みの前にお知らせかなんかをされてるという判断でいいですね。私、結構、子供との接する機会がありますんで、それは子供にどれだけ植えつけられているか、私なりに調査をしたいと思います。

やはり、そのくらいで私はそんなにいい教育、教育っておかしいんですけど、そういうことには余り国までは考えないと思うんです、子供たちは。ですから、小学校、中学校のうちに、わかりやすく、例えば、サッカーで、アジアカップで日本が勝ちました。韓国といつもライバルになりますよね。そういう話題に子供たちが飛びつきやすいような話題にして、そこから一つの国、世界に対する国であるとか、あるいはもうちょっと中学校ぐらいになると、青年海外協力隊っていうものがあるんだと、こういうところで自分の特技とか、そういうものを後進国に指導に行き、そこで日の丸を、日本を知らせてるんだとかなんか、具体的にそういうものをぜひ取り入れて、私はもらえればなと思っているわけです。特に今、国際社会がどうのとか、国際人をとか、教育関係では、もうすごい立派なあれがあるわけです。そのわりには、非常に国というものを子供たちに植えてないような気がしております。

私も残念ながら、壱岐、こういう立場になってから、そういう行事に、いろんな行事に呼ばれるんですけど、さっき市長がおっしゃったように、建国記念の日には壱岐神社に呼ばれます。やはり、いろんなところから呼ばれて、いろんな行事があって、自分で選択していかないかんようなことだったら、みんながやはり建国記念の日を考えてるんだと思うんですけど、1カ所しかないから、それは1カ所に行ってるわけです。やはり、それで自分を見つめ直したときに、やはり自分自身もそうだなっていう思いもあったわけです。それは、今パソコンでいろんな文章を打つときはカットが出てきますけど、私は昔カット集というものを、昔ながらの、わかります、カット集、いろんな行事の、それを見て、2月は建国記念日だなと。ないんですよ、カットが。バレンタインデーとか、あれと思って、今、カット集の中から日の丸を探すのさえ困難ですから、これでいいのだろうかと思って、自分自身も気づかされて、壱岐のそういう内容を、建国記念の日の取り組みも考えてみて、そして、やはりこういうことも、今だからこそ、先ほど言いましたように、尖閣列島とか、捕鯨問題とか、これは海上保安庁のああいうものが出てる今こそ、やはりもう一回、義務教育の間に、私たちも含めて、義務教育の子供たちにこそ、そういう土壌というか、愛国心というか、何か愛国心というと、すぐ右翼だとか、思われがちですけど、日本があ



って、国があって、郷里があるわけですから、そういう取り組みを、教育長の指導のもとに、ぜひもっと、今私が大して参考にもならないような、お伝え方法を言いましたので、ぜひ教育関係者のほうに、その旨を伝えてもらえませんか。もうちょっとやり方も変えたらどうですかって、ある私から言われたと。来年、ひょとしたら、私が忘れてなかったら、チェックされるかもしれないよということで、とにかくもう一回、義務教育のほうに教育長から何かの適切な指示を私はいただきたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） まず、小中学校現場でどのようなことをやっているか、具体的なことをまず私、調査をしたいと思います。余りにも漠然的なことを言うておりましたので、壱岐郷土を愛するとか、それをもう少し具体的な取り組み方を調査をさせていただきます。

また、各学校の教科で、それぞれ国というものが出てくる教科、当然これございます。社会科とか美術とか、そういうところでの国ということを意識する事業は可能であると思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） 今の、本来ですとこれで終わる予定だったんですけど、じゃ、調査を詳しくはされなかったんですか。さっき、先ほど私は、そういうことをここでうたってるわけです。義務教育の市内の小学校でどのような取り組みをされているのかと。されてなければ、今後はどういうふうになって、先ほどのは何か授業の何か前日にやっているようですから、私は各学校がその取り組みをしていると思ってたわけです。でも、今の教育長のお答えでは、何かよくまだ調べてなかったからみたいなこと言われたんで、それはちょっと納得できないですね。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 申しわけございません。各小中学校、それぞれの特色を活かしてやっております。例えば、箱崎中学校では、小山弥兵衛の話を前面に持ち出してきての教育とか、そういうものもございます。ですから、私がもう少し具体的と申し上げましたのは、議員がスポーツ行事における国の認識とか、そういう例を挙げられましたので、そこら辺のことをもう一度調べてみようと思った次第でございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

○議員（1番 久保田恒憲君） いや、スポーツ行事は例えばの話なんです。話しかかれてないの、各学校、だから、最初から箱崎学校ではこういうことを、多分毎年やっているわけじゃない

と思いますから、同じことを、でしょう。今、思いつきちゅうか、どっかでぽっと言われたか、よくわかりませんが、各学校はどんなことをやっているかと、一覧表ぐらいが出すぐらいの調査をしないと、ここで一生懸命ない知恵を絞って書いた意味ないじゃないですか。

とにかく、もう時間もないので、私がこの四つ全部トータルして言いたいことは、やはり一つの現象があったら、それをもう一步、優秀な職員さんもいらっしゃるわけですから、そこでぼんぼんじゃなくて、これはだめ、これは何とかじゃなくて、やはりもう一步そこで考えて、金をすぐ、よし投資だって、買おうじゃなくて、さっき市長が言われたように、お金を出さないで、いかにいい生産的なことができるかというのをぜひ考えてもらいたい。今日の私のこの一般質問に対する答弁の中で、私はそれは感じませんでしたから、ぜひ次は、もうまいったというぐらいに、皆さん方が考えていただいて、答弁をいただけることを期待いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、最後に、市長の、私の今の生意気な意見を聞かれて、どのように感じられたか、お答えをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おっしゃるように、できるところは、できるものは、そういうふうな考え方を一步進めていきたいと思っておりますけれども、やはり財政的とか、そういうことを考えますと、おのずとお答えに限界があるということを御理解いただきたいと思います。でも、気持ちとしては、いつも前を向いていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

---

○議長（牧永 護君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさんでした。

午後4時25分散会

---

---

平成23年第1回定例会 沓 岐 市 議 会 会 議 録 (第4日)

---

議事日程 (第4号)

平成23年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

14番 榊原 伸 議員  
12番 鵜瀬 和博 議員  
18番 市山 繁 議員  
2番 呼子 好 議員  
11番 中村出征雄 議員  
15番 久間 進 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第4号に同じ)

---

出席議員 (20名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君  | 2番 呼子 好君   |
| 3番 音嶋 正吾君  | 4番 町田 光浩君  |
| 5番 深見 義輝君  | 6番 町田 正一君  |
| 7番 今西 菊乃君  | 8番 市山 和幸君  |
| 9番 田原 輝男君  | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君  |
| 15番 久間 進君  | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君  |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君  |

---

欠席議員 (なし)

---

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君      事務局次長 加藤 弘安君  
事務局係長 吉井 弘二君      事務局書記 村部 茂君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君      副市長 …………… 久田 賢一君  
教育長 …………… 須藤 正人君  
壱岐島振興推進本部理事 …………… 松尾 剛君  
市民生活担当理事 …… 山内 達君      保健環境担当理事 …… 山口 壽美君  
産業経済担当理事 …… 牧山 清明君      建設担当理事 …………… 中原 康壽君  
消防本部消防長 …………… 松本 力君      総務課長 …………… 堤 賢治君  
財政課長 …………… 浦 哲郎君      政策企画課長 …………… 山川 修君  
管財課長 …………… 豊坂 康博君      会計管理者 …………… 宇野木眞智子君  
教育次長 …………… 前田 清信君      病院管理課主幹 …………… 左野 健治君

---

午前10時00分開議

○議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり定足数に達しております。これより議事日程表第4号により、本日の会議を開きます。

---

日程第1．一般質問

○議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は質問、答弁を含め50分以内となっておりますのでよろしくお願いします。質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、14番、榊原伸議員の登壇をお願いします。

〔榊原 伸議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 榊原 伸君） おはようございます。通告に従いまして、14番、榊原が一般質問を行います。

今回は大きく分けて、観光行政についてと下水道事業についての2点ほど質問いたします。

まず、1点目として、観光行政について市長にお尋ねいたします。

壱岐市も人口が3万人を切り、大変心配な状況になってまいりました。原因はいろいろあると考えられますが、基本的には国の政策が間違っているからだと思います。しかし、国の政策を決

定する国会議員は私たち国民が選んでいます。この状況は壱岐に限らず、1次産業を基幹産業とする地域においては同じ状況が何十年と続いております。

しかし、壱岐市には先人たちが残してくれた宝、美しい自然と歴史と文化があります。それらをうまく活用した観光産業があります。この観光の目玉として、昨年、一支国博物館がオープンいたしました。しかし、観光産業全体を見渡したとき、うまくいっていないように思われます。

市長は、今度の定例会初日の施政方針で述べられていますように、観光客数は、対前年度比0.7%減とわずかながら減少となったと報告されましたが、あれだけ長崎県を初め壱岐市や関係機関が総力を挙げて、しかもオープンの記念すべき年に0.7%の減、もちろん壱岐市サイクルフェスティバルの開催中止ということもありましたが、思うように観光客は伸びなかった。今年はさらに厳しくなることが予想されます。

前もって断っておきますが、私は市長に文句を言うとかあら探しをして責めようと思って質問をしているわけではございませんので、だれが市長をしても市長一人の考えでは限界があります。

そこで、多くのいろんな分野の意見を聞いて知恵を結集して、壱岐市の生き残りを考え、この宝の島、壱岐を子孫に最低でも現状の形で残す責任があると思います。

そこでお尋ねいたします。

まず一つは、市長に就任されてから、この観光行政の取り組みに対して反省する点があればお聞かせ願います。お願いいたします。反省点。

○議長（牧永 護君） 続けて。1項目それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）項目は終わってください、あとの2つ。

○議員（14番 榊原 伸君） 全部ですか。

○議長（牧永 護君） はい。

○議員（14番 榊原 伸君） 次に、この関係でですが、一支国博物館についてですが、観光の目玉として位置づけられているのであれば、観光客に一番先に目につくような、ちょっとお待ちください、順番間違えました。今後の取り組みについてどのように考えられているのか、また新たに福岡事務所を開設予定であるが、どのような取り組みを考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 榊原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。14番、榊原伸議員の御質問にお答えいたします。

観光行政についてのお尋ねでございますが、まず最初に、今までの取り組みで反省する点があればということでございます。

現在まで市の基幹産業の一つである観光業の発展のために観光協会等と連携をいたしまして情

報発信事業の展開やイベントの開催、魅力ある観光地づくりにつながるさまざまな事業を行ってまいりました。しかしながら、観光客延べ数は、平成13年の約71万人から右肩下がり推移しておりまして、平成21年は約55万人まで落ち込んでおります。

その理由といたしましては、長引く景気の低迷に加え、離島・海水浴ブームの衰退、団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化、船賃や高速道路ETC千円割引などの交通アクセスの問題、宿泊施設の老朽化などが考えられます。

また、行政もそうでございますけれども、直接観光客と接する壱岐の観光関係者が長い間、壱岐の強みである自然景観や海水浴あるいはグルメに頼り過ぎていた感が強く、多様化する旅行者のニーズ、この旅行者のニーズに対応できずにいたということもあるかと思います。常に新たな魅力づくりを怠ってきたのも大きな原因の一つであると認識をいたしております。

このような反省も踏まえまして、今後の取り組みについて行政や観光協会だけではなく、さまざまな業種の連携によりまして、知恵を出し合って壱岐市観光地づくり実施計画を練り上げ、市民の総力で壱岐観光の復活を進めていく必要があると考えておるところでございます。

2番目といたしまして、今後の取り組みについてどのように考えているかという御質問でございます。

今後の取り組みといたしましては、「海とみどり、歴史を活かす癒しの島、壱岐」を将来像といたしまして、自ら関わり、共に創る自然の島づくりを基本理念とした壱岐市総合計画を基軸に、観光交流人口の拡大による地域の活性化及び経済浮揚を図ってまいります。そのためには既存の自然系観光に文化系観光を加えた二本立てで新しい壱岐のイメージ、古代史ぎっしり・壱岐を徹底して情報発信し、地元も含めて盛り上がっていくことが重要であると考えます。

一支国博物館の開館を契機といたしまして、原の辻遺跡や古墳群をメインとした歴史遺産に、壱岐の既存の魅力である自然景観や海水浴、グルメ、温泉、神社群などと、これらを活かした魅力的なイベント、体験プログラムをお客様の目線で魅力的に組み合わせていきまして、個人旅行や教育旅行の誘致を図ってまいります。

また、歴史遺産をメインとした積極的な広報宣伝PRと並行いたしまして、観光案内板や観光施設の整備、観光ガイドの育成、島内での交通アクセスの整備等々、受入態勢の整備を壱岐市観光地づくり実施計画に掲げ、行政や観光協会だけでなく、さまざまな業種の連携により、市民の総力で進めていく必要があると考えております。

特に、近年、パワースポットあるいはスピリチュアル、癒しなどを求める旅が増えてきております。最近では、神道発祥の地と言われる月読神社、それから住吉神社の夫婦楠、山全体が御神体とされております男岳神社などが、女性誌への掲載、またはテレビ放映がなされております。これらの素材と壱岐の強みである食、あるいは自然景観あるいは歴史遺産を組み合わせた壱岐な

らでは魅力ある旅を創出いたしまして、観光協会や県観光連盟、近隣の市町と連携して、タイムリーで効果的な情報発信を展開していくことによって交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

3点目といたしまして、新たに福岡事務所を開設予定であるが、どのような取り組みを考えているかということでございます。

壱岐市福岡事務所の主な業務内容は、施政方針でも申し上げましたけれども、福岡市における観光情報の発信及び観光情報の収集に関すること、2番目といたしまして、福岡市における物産販路拡大及び物産情報の収集に関すること、3番目といたしまして、福岡市における壱岐市への企業誘致に関する情報収集等に関すること、4番目といたしまして、福岡事務所における壱岐市の観光案内業務に関すること、5番目として福岡市等における壱岐市関連団体等への連絡調整・対応に関することなどでございます。

また、ベイサイドプレイス博多という立地条件を活かして、壱岐へ来られる方への観光案内、または壱岐から帰られた方からの感想等を聞き取り、その情報を壱岐の関係者へフィードバックし、その後に活かす取り組みをいたす予定でございます。

壱岐観光にとって最大のマーケットである福岡市に事務所を構える利点を最大限に活かし、マスコミ、旅行社、物産業者、誘致対象企業への訪問を積極的に行い、壱岐市の交流人口及び雇用の拡大に努力する所存でございます。

派遣をいたしました職員につきましては、福岡市内を駆け回って壱岐の宣伝をすると、そういう気合いを持って対応させたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 今、市長は観光案内のことでちょっと発言されましたので、ちょっと案内板について申し上げますが、私は壱岐を観光の島として売り出すには、大きく分けて2点ほどあると思っております。

それは一つは、地元の受入態勢、もてなしの心を持って受け入れるということ、もう一つは営業力、あらゆる手段を使って壱岐を売り出す、壱岐を知ってもらうことが大事だと思っております。

今回の施政方針で示されたように、観光客が減った要因としては、長引く景気の低迷に加え、高速道路の一部無料化、それから海水浴離れなど、壱岐のような離島にとっては非常に厳しいものがありました。

しかし、またここで追い打ちをかけるように、日本から香港に行くのに片道航空運賃が4,000円とか5,000円というような海外格安航空会社、昨日の報道によれば、大手航空会

社が日本の国内線への参入計画も取り立たされております。離島にとってはますます厳しさが増す、また反対にチャンスかもしれません。このまま1次産業も厳しい、観光産業も厳しいといっ  
ては始まりません。

先ほども申し上げましたが、壱岐市の今までの取り組み、今後の取り組みも大変努力されていることは承知しております。しかし、もう一度足元を見詰め直す必要があるのではないしょうか。

それは、受入態勢について申し上げますが、例えば観光案内所の状態、現在郷ノ浦フェリーターミナルビルの中に観光協会があり、観光案内をしておりますが、フェリーを降りる人は全然気づかずにいます。ましてジェットフォイルから降りる人、車で降りる人は全く気づかずにいるのではないしょうか。

私には、観光案内所は乗船する人のために設置してあるのではないかとさえ思えてなりません。今のような乗船口と下船口に分けたターミナルの構えでは仕方がないかもしれませんが、せめて下船する人の目にとまるような案内板が必要ではないしょうか。このことは芦辺港のターミナルビルとジェットフォイル待合所、石田港のターミナルビル、また飛行場にも同じことが言えるかもしれませんが、観光客を最初に受け入れる場所としてももう少し考えるべきと思いますが、どのように考えられますか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今の御指摘はそのとおりだと思っております。なかなか私どもでも観光協会は意識して見ないとなかなかわからないということがございます。

そこで、おっしゃるように案内板なり何なり、あるいは観光協会が動くなり、そういったことを観光協会とも協議をしてみたいと思っております。

ただ、先日、農業関係の振興大会だったかと思っておりますけども、モクモク三重県の来られたときに、壱岐にあがったときにショックだったという、観光をメインにしている島なのに、今議員御指摘の何の案内もなかったんだということを指摘されました。本当にその点は大きく反省をしたと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 私はこれはもっと早く観光協会のほうで気づくべきことではなかったかと思っております。協会だけに責任を押しつけるわけじゃないんですけども、壱岐市の担当の方ももう少し、これを気づいたのは私の知り合いの壱岐に初めて見えた人から指摘を受けて、私は島内を回りまして、なるほど自分たちは日ごろ対馬に行くときは何の気なしに行く、帰



るから何の気なし帰る、それも夜帰るから気づかないんだなと思っておりましたので今指摘したわけですが、よろしくお願いいたします。

それから、一支国博物館についてですが、壱岐の観光の目玉として位置づけられている割にはちょっと宣伝が足りないように思います。観光客に一番先に目につくように、各港のフェリーターミナルの屋上か、または邪魔にならない目立つところに大きな看板の設置、それに一支国博物館への道の案内板が必要だと思います。壱岐市は今これに力を入れているんだぞというアピールの意味を込めて私は必要だと思います。

去年は、島内の人でも、建物はわかるが道がよくわからないという声をよく耳にしました。まして観光客はなおさらだと思います。

今の状況を少し説明しますと、まず郷ノ浦港から出発しますと、湯岳の川上商店の先にガイダンスへの小さな、小さな看板があるだけです。芦辺港から出発しますと、田河小学校の緑の大きな看板に、3差路のところに少し小さな字で看板があります。

最低でも港に着いて一支国博物館へ導くような案内板が必要だと思います。観光客は壱岐へ来たとき、まず時間配分を考えて観光コースを考えてスタートします。そうしたときどのようなコースをとっても博物館へ行きやすいような案内板が必要となってきます。だからといって島じゅうに看板をかければ景観を損ないます。このようなことを考えたとき、一番よい方法として、私は現在国道や県道の交差点に設置されている青い大きな道案内の看板を活用すべきと思っております。

例えて言いますと、都会にもそのような看板ございます。都会では、高速道路に上がるときには、その高速道路を別の色で大きく分けて表示してあります。そういうことを島内を観光して一支国博物館へ向かうところの看板には取り入れることができないか。これをすれば景観を損なうことなく、経費もかからず今すぐにでも実施が可能だと思いますがどうでしょうか。

そして、道案内ができたなら最後の案内として、松坂土木さんの3差路に、ここからが一支国博物館の入り口ですよというような大きな立て看板が必要だと思います。できたらそれと福岡のフェリーターミナルビルやベイサイドにも大きな看板の設置が必要と考えますが、どうでしょうか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） お答えいたします。

前段の例えばターミナルに一支国博物館という、壱岐に来たら一支国博物館だよということの目につくものが何もないということでございます。

これについては私もその一支国博物館のみならず、ずっと話の中で強く指導するというか申し入れることはしておりませんが、会などの折に言っておりますのは、例えば今は壱

岐が食でいえば、今苺のシーズンですよと、苺おいしいんですよ、あるいは壱岐牛というのは壱岐牛はどこで食べられるんだとかいうこととか、壱岐牛の里とか、あるいは今はメロンの時期なんだと、そういうことをやっぱりターミナル等にやるべきであるし、そうなればその時期に来られた旅館では、必ず苺の時期は苺を出すとかメロンの時期はメロンを出すとか、そういう取り組みをするべきだということを言ってきております。今、榊原議員がおっしゃるように、壱岐にお見えになったときに、今壱岐はメロンのシーズンなのかとかそういったことがわかるように、そしてまた壱岐は一支国博物館をこれだけPRしてるんだということがわかるように、やはり何らかの工夫をせないかんと思っております。

そして、また先ほどおっしゃいます道路の看板等々についても県道等もございますけれども、県などとも協議して、できる限りの看板等々については景観を壊さない程度にやっぱりやっていかないかなと思ってます。

それから、松坂土木のところは上の県道にちゃんと表示もありますけど、榊原議員がおっしゃる立て看板、これについてはまたちょっと問題が出ます。あそこは大きく今進入路を書いているということでございます。

それから、私は今ツアー的なものがだんだん減りまして、先ほど言いますように、個人がいろんな自分のニーズに合った小さな個人旅行といいますか、そういった旅行が増えておりますけれども、やはりツアー的な旅行も結構ございます。そういった中でその会社に例えばNツアーが企画されるかわかりません。あるいはいろんな企画をされます。そのときに一支国博物館は絶対入れてくださいよと、その企画の中に、壱岐に来るなら絶対そこを入れてくださいということを強くお願いせないかんと思ってます。それはそうすることによって、やはり一支国博物館の10万人の入館達成、これを徹底的に行えば、私は一支国博物館、もう本当に今初年度で13万人ぐらい大丈夫なのかと言われてますけども、十分に目標の10万人は安定的に可能なんだということをおっしゃる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 今の立て看板のことを言いましたら、あるということですが、あることはわかっておりますが、運転をなれた人とか男の人やったら、青看板の中にありますからわかりますけども、女性ドライバーとか初心者の方はなかなか上下見ることが非常に困難だと思います。

それと、市長も都会というか、佐賀やら嬉野やら行かれてわかると思いますが、もう1キロも2キロも先から大きな看板を立てて宣伝をしております。まして私は博物館、あれからも少し距離はありますが、立て看板を入れて、ここが博物館ですよというような構えをしてほしいも

のだと思っております。

それから、もう1点ですが、ほかのことですが、ほかの観光地、景勝地への道案内の方法としてもう1点提案申し上げたいと思いますが、目的近くのガードレールの色分けです。それは例えば猿岩へ行く道については、近くのガードレールを黄色にするとか、左京鼻に行く道にガードレールを青色にするとか、交通安全関係との協議も必要となってきた難しいかもしれませんが、実際山口県に行ったら雪対策か何か知りませんが、黄色いガードレールがずっとあります、雪深いところには。ガードレールが難しくなれば、今度光ケーブルでいっぱい電柱か、自営柱ち言うんですか、あれがたくさん立ててありますが、あそこにステッカーでも張って、猿岩まであと何キロ、猿岩まであと何メートルというような、もしそのような自営柱があればですよ、ステッカーを張るとか、そういう工面も考えられてはどうでしょうか。そうすることによって運転する人も道を尋ねられたとき、道案内する人もわかりやすいと思いますが、この点についてどう思われますか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） ガードレールの色等については研究をさせたいと思っておりますが、私も少し勉強不足でございますけれども、自営柱などに看板を立てることの景観面ですね、そういったことで規制があるのかないか、その辺もちょっと勉強不足でございます。可能であれば担当者会をしてそれを研究させたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 自営柱ですからできるだけできるんではなかろうかと期待をしております。

次の質問に移ります。2点目として、今後の取り組みについてですが、施政方針で示されています、仮称とはなっていますが、壱岐百科事典の制作とはどのようなものか。また長崎県東京事務所とのタイアップしたモニターツアーとはどのようなものか。また長崎県観光振興推進本部や大学、旅行会社とタイアップした長崎ロングステイ推進事業とはどのようなものか。それと、この3月12日に土曜日ですが、九州新幹線鹿児島ルートがいよいよ全面開業します。それに関しでの取り組みはどのように考えられているのか。また、壱岐には観光アドバイザーを置いておりますが、観光行政のために頑張っていると思いますが、この観光アドバイザーはどのような役割をされているのか、また今度新たに福岡事務所を開かれますが、観光アドバイザーとはどのようなことを協議されているのかをお尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 九州新幹線、これは3月12日開業でございますけれども、私はこのことについてやはり鹿児島に行く人ももちろん多いわけですが、ストロー現象で福岡に来る人も多いんだと思っております。そのお客さんをとらえて、福岡までお見えになった、すぐそこに壱岐がありますよということを宣伝せないかんと思っております。そういった意味でも福岡事務所をつくったということでございます。

あとの一つ一つの事業につきましては、担当理事に説明をさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 登壇〕

○壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 榊原議員の質問にお答えいたします。

まず、観光アドバイザーの役割でございます。ちょっとわかるところからお答えさせていただいて、ちょっと資料を繰りながら答えさせていただくことを御了解いただきたいと思います。

まず、観光アドバイザーでございますが、観光アドバイザーはうちの課におられまして、それでもともとエージェントの経験が長うございますので、その経験をもとに実際の誘致活動に参加したり、あるいはうちの課の職員なり関係団体のさまざまな相談に臨んだり、あと実際、壱岐を訪問していただいたエージェントの方たちを接遇していただいたり動いていただいております。福岡事務所ができましたら、またそのノウハウも連携して活用させていただきたいと思っております。

それから、長崎ロングステイ事業でございますが、これは各県内で幾つかの地域ごとにテーマを決めてやっております、壱岐の場合は一支国博物館を中心としてそれで幾つかの要するに泊数を延ばすということをどうしたらよいかということを考える事業でございます、それは大学とかあるいは県の観光連盟と協力しながら、そういう実際の日程を延ばすような作戦をとっていくと、そういう事業であるというふうに御理解いただければと思っております。

それから、ちょっと私が今資料を持ってきておりながらあれでなかなかぱっと開けずに申しわけないです。ちょっとお待ちください。

壱岐百科事典のお尋ねだったと思います。壱岐百科事典というのは、今の壱岐のそういう歴史編、神社編、自然編と分かれたような普通の壱岐の観光パンフレットは観光パンフレットとしてあるんですけども、それ以外に壱岐の実際それぞれのさまざまな魅力について個別にわかるような私どもで活用しておりますが、そういうパンフレットがございます。それが年々年代を経まして新しい情報を入れないといけないということで、そういうことでそれを見ていただくと壱岐のさまざまなこと、魅力がわかるというような百科事典をつくりたいというふうに考えておるとこ

でございます。

それと、首都圏のマスコミのモニターツアーでございますが、これは県の東京事務所等ございまして、今度も近々参られる分ですけども、来られることもあるんですけども、東京事務所が協力いたしまして、首都圏のマスコミと話をつないでいただきまして、それをお招きして壱岐で魅力をお伝えすることで、それを全国に情報発信していただくとそのような事業内容になっております。

あと済みません、あと済みません回答漏れございますか。（発言する者あり）ちょっと時間かかりまして。

〔壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） ただいま答弁いただきまして、それぞれに努力されていることはわかります。私はこれらを含めまして、最初申し上げました営業面について少し申し上げますが、営業といいますか、壱岐をより多くの人に知ってもらうためにはどうすればよいかについてですが、壱岐を売り出すための一つの方法として、先ほど言いました全線開業する九州新幹線鹿児島ルートを利用する人たちに対するアピール、これは市長もその取り組みをするということでございますが、ぜひ博多駅での宣伝がどこよりも一番効果があると思います。今度福岡事務所での活動として毎日博多駅へ行くぐらいに、ベイサイドでおっても壱岐の人しかおりません。壱岐に来る人はわかってもうそこまで来ておりますので、壱岐に行きたいというゼロからのスタートの人を博多駅で見つけていただきたいと思います。

次に、私が今まで主張した地元の受入態勢を整えること、それを売り出すことと両方同時にできることの一例を申し上げます。

それは壱岐の宝、石田町にある松永安左工門記念館だと思います。

この記念館は現在、管轄は教育委員会部局の文化財課ということで間違いないでしょうか。私は観光課のほうがふさわしいように思いますが、それはともかくとして、今回市長は、中国の辛亥革命の孫文との関係で、長崎県は国際交流や地域活性化に活かすために、孫文と梅屋庄吉プロジェクトを推進しています。私も孫文と梅屋庄吉発信プロジェクト推進協議会の副会長に就任し、県と一体となって推進してまいりますと、力強く国際交流を深めたいと述べてありました。私はそれも大事だと思います。先ほど言いました格安航空運賃のこともあります。その準備も大変必要とは思いますが、それはそれで頑張りたいと思うんですが、壱岐市で実施するほとんどが、長崎県からのアプローチのように思えてなりません。ここは一つ壱岐から発信して、ほかの自治体や企業あるいは長崎県へとアプローチをしてはいかがでしょうか。それが一番可能なのは、私は松永安左工門翁の功績を多くの人に知ってもらうことではないかと思います。

私たち年代までは、壱岐で有名な人といえば松永安左工門、熊本利平さんと思いますが、今の若い人は壱岐の人も余り知らないのではないかと思います。

松永安左工門翁が一番有名なのは、電力の鬼としてだと思いますが、なぜ電力の鬼と言われたのか等を調べていけばすぐにわかります。極論を言えば、戦後の日本の進むべき道として、日本の政府と日本の経済界をリードしてきた第一任者であったからだと思います。

松永記念館には、昨年、平成22年11月13日に、財団法人電力中央研究所より、松永安左工門翁の理念や戦後日本のために残した功績などの貴重な資料が送られてきております。この貴重な資料が送られたことと、財団法人電力中央研究所がどのようなところか、市長、または松尾理事、それから教育長、教育次長、御存じでありますかどうか、お尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 中央電力研究所と松永安左工門さんの関係というのは、当然松永安左工門さんは電力を9分化した方でございますから、当然のごとく関係あると思います。中央電力ですから、名古屋の方面だと思ってますけれども、私はその直接の関係というのは残念ながら勉強いたしておりません。ただ、電力の鬼と言われた方でございますから、すべての電力関係のところとは関係あると思ってる次第でございます。

それから、梅屋トクのこともお返事してよろしいですか。

中国とのいわゆる交流プロジェクトの私は副会長になりました。ところで、なかなか今度の上海航路につきましても、きっとそういった中国のお客はほとんどがハウステンボスとか長崎のまちとかに流れていくとは思っておるわけです。ですから、長崎に来た人を梅屋トクの生誕地ですよ、壱岐へどうぞということ、なかなか厳しいと思っております。

そこで、私は一つの切り口といたしまして、実は今年の11月だったと思いますけれども、中国から教師の方が28名ほど壱岐にお見えになって四、五日滞在されたわけですけど、そのときに実は壱岐には御存じのように、中国語も壱岐高校にございます。そして、また中国の方もお嫁に来た方もいらっしゃって、そういう関係者がいらっしゃいますもんですから、実は28人の通訳が壱岐で十分だったんですね。私らが直接中国の方とお話するときに、さっと横に来て通訳してください。そういったすばらしいやっぱり中国の方の人材が壱岐にあると、いらっしゃると、改めて思いました。

そういう中で私はその中国の方のネットワークをまず壱岐で作りまして、そして今回御一緒いたしました長崎総領事、中国の総領事の李文亮先生にぜひ壱岐に来ていただきたいと。そして、行政関係のほうから中国とのそういった壱岐にいらっしゃる中国の方々とのお話し合いをしていただきたい。そういった切り口で中国とのつながりも深めていきたいと思っております。

また、今おっしゃるように、松永安左工門さん、日本を代表するかつての実業家、その方が壱岐の出身だということをもっともっと情報発信していかないかということはおもっています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） うなずいていただいて結構です。松尾理事、御存じですか。うなずくだけでいいです。（発言する者あり）教育長。関係も。次長。わかりました。私が今4人の方に質問したのは、さっき言いました管轄の問題ですが、教育関係なのか、観光関係なのか、少し私も知識がなくて迷っておりますが、これを壱岐で売り出すなら、どうしても観光のほうでやっていかないと力が入らないのではないかという意味で今お尋ねいたしました。

簡単にこの財団法人電力中央研究所についてお話ししますが、これは東京にございますが、今市長も申されましたが、戦時中、国内にあった多くの電力会社を戦時中に没収して国営にしております。戦後しばらくしてから、その国営電力会社を松永安左工門翁が中心になって昭和27年、私が産まれた年ですけども、電力会社を9分割民営化をなし遂げてあります。それが今の北海道電力であり、東北電力であり、北陸電力、東京電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力が誕生しております。

この松永安左工門さんは日本の将来を考え、電気事業と産業の発展との関係など将来を考え、電気事業にかかわる研究機関としてシンクタンクとして日本の社会に役立つ技術開発や情報を発信する機関、民間の機関として設立をされております。この研究所では多くのものが開発されておりますが、その中で代表的なものは、農機具の田植え機があります。このように日本でも有名な方が壱岐から出られております。

この松永安左工門翁には大変失礼になるかもしれませんが、壱岐のためであれば許していただければと思いますので、島内はもとより福岡や東京の中央に向けて、松永安左工門翁の功績を発信するとともに行政や企業に対してもアプローチをかけるべきと考えます。全国にはこの電力関係でつながった人たちが多くおられますので、協力はしていただけるのではないのでしょうか。営業面においてとてもやりやすくなると思います。この松永安左工門翁の功績と一支国博物館、そして壱岐の観光として売り出すことについては、市長はどのように思われますか。先ほどいただきましたので簡単でようございます。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 榊原議員のその趣旨に沿った活動は重要だと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） これで観光行政については終わり、次の下水道事業についてお尋ねいたします。

まず、初めに、公共下水道事業の現状と今後の取り組みについてお尋ねいたしますが、この事業は合併前に4町それぞれの思惑があって、壱岐市にそのまま引き継がれて、執行部としては大変な事業と思いますが、壱岐市の発展のためには頑張ってもらわなくてはなりません。

そこで、お尋ねいたしますが、この公共下水道事業はほとんどが郷ノ浦町と思いますが、北部処理区、中央処理区、南部処理区と分かれています。現在、どのような状況か、また今後の取り組みについてどのようなことを計画されているかお尋ねいたします。

それと、漁業集落排水整備事業の現状と今後の取り組みについてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2点目の御質問の下水道事業について申し上げます。

現状と今後の取り組みでございます。公共下水道事業は当初、北部、中央、南部の3処理区に分割して整備を図る方針で、平成6年度から事業に着手をいたしました。

北部処理区は、平成11年4月に供用開始をいたしまして、中央処理区は平成11年度から事業に着手をいたし、平成18年5月に一部の区域の供用を開始いたしました。これまでの計画では、平成22年度に中央処理区を完了して、引き続き南部処理区に着手する予定でございました。

しかしながら、南部処理区については計画策定後15年以上も経過していることから、社会情勢の変化などに伴い見直しを行ったところであります。その結果、本市においても少子高齢化が進み、人口は減少傾向にございまして、これらの社会情勢の変化に対応するため、南部処理区を廃止いたしまして中央処理区を拡大し、従前の南部処理区の一部を25ヘクタール取り込むことによって変更後の事業認可面積は、112.5ヘクタールとなりました。この見直しによりまして、南部処理場建設費や管渠整備費等の約20億円が節減といいますか、削減となったところでございます。全体事業費92億6,200万円が72億5,400万円、約20億円の節減となったところであります。現在は、変更後の計画に沿って事業を平成23年度に片原地区から実施し、平成27年度に整備を完了する予定で進めております。

次に、同じく下水道でございますけれども、漁業集落排水整備事業につきまして現状と今後の取り組みを申し上げます。

瀬戸地区の漁業集落排水整備事業は、平成15年度から事業に着手をいたしまして、平成21年度に全域の約55ヘクタールを供用開始いたしております。現在は大石地区までの整備を進めておりまして、平成23年度の供用開始を予定しております。

今後の芦辺地区の整備につきましては、平成20年10月にアンケート調査を実施しましたと



ころ、加入率等におきまして厳しい内容でありました。また、平成24年度には10年たつというところでございまして、事業の再評価の対象年度となります。これらを踏まえまして、芦辺浦との協議を早々に行う予定にしており、最終的な方針を出したいと考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（14番 榊原 伸君） 今の答弁の中で、南部地区の見直しについて片原地区からと言われましたが、片原地区は範囲が広いですね。全部されるのか、一部なのか、どこから始められるのかお尋ねいたします。

それから、瀬戸地区の漁業集落排水事業についてですが、対象戸数が517、その中には市営住宅や公共施設等、また今度、桜木地区に建設予定の市営住宅については現在どのようになっているか、またどのようにされるのか、2点お尋ねします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 詳細なことにつきましては担当理事に説明をさせます。よろしくお願いします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） お答えをいたしたいと思います。

公共下水道の南部処理区を取りやめて中央処理区に一部取り組んでいるところは、壱岐高校の上の湯川温泉ですか、あの付近の片原地区の一部でございまして、本年度若松とその一部を本年度より工事を、本年度と申しますが、23年度から工事をするようにいたしております。

それから、漁業集落排水整備では、桜木団地は今から建設をいたしますので、それはもうすぐ下に本管が通っておりますので、それは接続をするようにして募集するときに条件付きの下水道完備という住宅で募集をするようにいたしております。

以上でございまして。（発言する者あり）

片原の南部と言ったほうがいいと思いますが、長岡組の自宅のある近辺でございまして。

それから、瀬戸浦の公営住宅につきましては、今一部の住宅は加入をしております。今、新瀬戸の団地を説明会をいたしまして、下水道に接続のお願いをいたしているところでございます。

以上でございまして。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（１４番 榊原 伸君） わかりました。いずれにしてもこの下水道事業は大変かと思いますが、今後は加入率を早期に上げていかなければ、壱岐市の財政を圧迫するのではないかと私は思っております。

最後に、加入率が何%になれば採算がとれるのか、また今後の加入率促進に向けての対策をお尋ねして質問を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） お答えをいたします。

今執行部では常に全体戸数の７０％の加入ということを目指しておりまして、通常１，０００人以上あれば浄化槽の運転経費が出るというようなことで、７０％を目標にいたしております。

それから、今瀬戸のほうに加入促進で回っておりますが、まだまだ地域への下水道への加入ということがなかなか、何のための下水道整備というのがわからないところがございます、その趣旨を説明しながら加入促進をやっていききたいと、そのようなことを考えておりまして、なるべく７０％に近い加入率で進めたいとそうように考えております。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

○議員（１４番 榊原 伸君） 以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔榊原 伸議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、榊原伸議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を１１時とします。

午前10時51分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、１２番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、壱岐市長に対し、１２番、鵜瀬和博が質問させていただきます。

大きく２点。１点目が定住促進支援についてと、もう２点目が学校施設跡地活用についてお尋ねをいたします。

まず最初に、定住促進支援についてお尋ねをいたします。

壱岐市定住促進支援要綱によれば、定住する意思を持ってIターンした者に、定住促進支援奨励金として、転入時に単身者に5万円、同居する扶養親族がある場合に10万円を支給するようになっておりましたが、この対象が市内出身者は該当せず効果も見込めないため平成21年度に廃止をされております。しかし、最近では厳しい経済状況のため、若者を初めとした市内出身者のUターンやIターンも増加をしております。

旧芦辺町で設置していた定住に関する条例のように、対象者を拡大し内容を充実すべきと、ちょうど1年前の平成22年3月に一般質問をしたところ、市長は、定住促進を図るためには安定した職業先と住まいが条件となり、その面の根本的な解決を図っていかなければ奨励金制度だけでは定住につながらない。

平成22年度において、就業支援の施策として、Iターン・Uターン者のみならず、島内の未就労者対策とあわせて総合的な就業対策を定住促進策として検討する。

また、住まいと住居対策については、空き家、空き地の貸し出し希望者の調査を実施し、空き家、空き地情報バンクへの登録を呼びかけ、定住希望者への情報を提供していきたい。定住促進策だけでなく、就業対策とあわせてこれを実施したい。対象者の拡大についても充実していきたいと強い決意を言われましたが、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

2点目に、今回の施政方針でも平成22年度国勢調査の人口速報集計結果によれば、本市の人口は2万9,373人と、平成17年と比較すれば2,041人、6.5%減となっております。市長も人口の流出に歯どめをかけるべく、雇用の確保を初め、島外通勤通学制度の創設など各種施策を展開してきたが、この結果を真摯に受けとめ、今後さらに関係機関とも十分連携を図り、人口の流出の歯どめに向け努力すると言われましたが、平成22年度予算には壱岐市独自の新たな定住促進支援策がありません。具体的に今後どのようにされるのかお尋ねをいたします。

3番目に、独身の若者がかなり壱岐にもいるわけですが、Iターン・Uターンのみならず、市営住宅には入居できず住宅確保に大変苦慮をしております。

平成21年度まで満65歳未満の方で、壱岐に定住するためにU・Iターン者の事前調査用の田舎暮らし体験施設として、家具つきで7日から90日間貸し出しを行っていた県職員公舎の田の上第1アパートが今あいておりますが、今後独身専用の政策住宅として県から活用してもらってはどうかをお尋ねいたします。市長の答弁をお願いします。

○議長（牧永 護君） 鵜瀬議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 12番、鵜瀬議員の御質問にお答えいたします。

定住促進支援事業についてでございます。議員おっしゃいますように、平成22年3月の一般

質問でこのことについて答弁をいたしました。

一つは、島内の未就労対策として総合的な就業対策の検討でありました。これは産業の振興を図ることにより就業の場を増やすという考えでありまして、産業の振興といたしましては、国の公共事業削減に伴います公共事業が縮小傾向にございまして、特産品の通信販売などソフト事業も実施してはおりますけれども、農漁業を初めとする島内産業の経営改善にはしばらくの期間が必要と思われまます。

また、新たな雇用の場として、現在整備中の壱岐市ケーブルテレビ施設の指定管理者において、島内から15名、島外からの転入者2名の雇用がっております。今後、整備後の通信環境をPRし、関連企業の誘致を進め、主な就業の場の確保に努めてまいります。

おっしゃいますように、従来ございました支援促進条例につきまして、27人の応募があつて実際は7人しか定住の実績はないということで効果が薄いというようなことで廃止をしたところでございます。その折に申し上げました島外通勤につきまして、当時25名であったものを目標として何名思っているかということで、私は30名とお答えしたわけでございますけど、現在のところ37名の実績がございます。島外通勤に現在37名の方がしていただいているということでございます。

それから2番目に、もう一つは空き家、空き地バンクの情報発信ということをお願いしました。発信情報のもととなる空き家情報の提供について、市報及びホームページにより呼びかけを行っておりますけれども、島外者への賃貸ということもございまして、提供いただける空き家情報の収集に苦慮しております。現在の登録空き家件数情報は2件でございます。

それから、先ほど言われましたように、ちょっと後に戻りますけれども、島外Iターン・Uターンの方が求めるものは、就労とセット、そして壱岐で自給自足ができるんじゃないかというそういった考えのことがございます。

3月の議会質問で鶴瀬議員おっしゃいました、マイナスイメージをまず伝えるということのほうが大なんだということでございますけど、今のところ壱岐は、いい情報しか発信をしてないということもございます。しかし、そういった現在の受入体制は十分でないということは事実でございます。ただ、現在、Iターン・Uターンの方を考えるのも当然でございますけれども、まずは壱岐にいらっしゃる方の就労の場ということを考えていかないかと思つてゐる次第でございます。

けさのニュースにもございましたけども、就職が前代未聞の就職難であるということで、大学を出て改めて専門学校に行くという、今そういうトレンドがあるということもけさのニュースであつておりました。

2番目の平成22年度国勢調査の人口速報のことでございます。

確かに壱岐は2,041名という6.5%の減少でございます。長崎県下で全部で5万2,038名の減、△3.5%、長崎県の全体の人口142万6,000余りとなっております。御存じのように、県下で大村市と時津町だけが増えておりまして、13市8町のうち、12市7町は減でございます。壱岐は減になりました12市のうちで6番目、全体19市町の中で10番目の減少率でございます。減少率の低いほうから10番目ということでございます。

定住人口減少対策といたしましては、生活環境、インフラの整備など、安心・安全なまちづくりと産業の振興による雇用の場の確保など、市民が安心して豊かな生活、活動を送ることができるよう努めているところでございます。

また、島外通勤通学者、交通費助成等の創設や企業誘致の推進と既存の誘致企業への規模拡大、これが大事だと思っております。既存の誘致企業への規模拡大要請など取り組んでいるところでございます。

壱岐といたしましては、今後一層の産業の振興と地域資源を活かした新しい産業の創設や新規企業の誘致を推進して雇用の場の確保に努めるなど、人口減少に歯どめをかけるべく、施策を講じてまいる所存でございます。

実は先ほど御指摘ありましたように、22年度の新しいこの定住促進の案を出しておりません。やはり今のところ交流人口の拡大、福岡事務所等々による交流人口拡大あるいは離島全国ゲートボール大会、九州市長会、県婦人会などの会議を催すことによってPRをしていく。そういったことしか今のところあげてないわけでございますけれども、政府のふるさと雇用再生特別交付金の活用によりましては11事業、124人の雇用を計画をいたしておるところでございます。

そして、この施策につきまして先ほど申しましたように、具体的な施策を23年度は掲げることはできておりません。これはやっぱり皆さん方と知恵を合わせてどういうものがあるかということを探索していかないかと思っております。ぜひ議員にも具体的なお知恵がありましたらお借りをしたいと思っておりますのでございます。すぐ予算化をしたいと思っております。

さて、次の独身の若者は市営住宅に入居できず、住宅確保に苦慮しているということでございます。21年度までの県より受けておりました田の上住宅などの空き室を独身専用の政策住宅としてはどうかということでございます。興味ある御提案だと思っております。

しかしながら、独身者の住宅を多く提供するということについては、私はこれは議論の余地があると思っております。独身の方が住宅を求めているから、すべてといいますか、住宅を提供するよというのはこれは少し議論の余地があるかとは思いますが、この住宅政策につきましては現在住宅マスタープランを策定中ではございますけれども、やっぱり全体の中で考えていかなければいけないことじゃなかろうかと思っております。

ただ、議員より御提案いただきました県営住宅の活用を県と協議をいたしまして、試験的にで

も実施できるならばということで県と協議をして検討を進めてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） 今市長が言われました内容につきましては、昨日も一般質問もありましたし、施政方針の中で言われた内容とほぼ変わってないと思いますが、私が重要視するところは壱岐の人口が減ったと、そう言われながら真摯に受けとめられながら、その定住促進支援策について何ら新しい施策がないと。これで本当に残ろうとしているような人が、そういった市の思いをわかってくれないんじゃないですかね。だから、去年からすれば１年あったわけです。市長はいつも私に言われました。具体的な提案があったらいつでもぜひ提案を出してくれと。私は一般質問のたびに提案をさせていただいてると思っております。

前回言ったときに、芦辺町の定住促進支援策がよかったと私は言いました。例えばこれをたたき台として、この中にある通勤費補助金の場合は市長は今度去年からされております補助金、通勤通学に対する補助制度、これはもう立派だと思います、そう思われているその中の一つと思います。その中に市長は若い方が壱岐島内でも仕事がないから出ていくと、それに対して芦辺町のときもずっと就業奨励金としてもう御存じだと思います。公務員以外においてはまたその資金を出すと。ほかの提案として先ほど市長が言われました具体的な提案をしていただければ、ぜひ予算化をしたいということですので提案をさせていただきます。

ほかの自治体がどうのこうのっていうのは、ちょっとなかなかほかの自治体がかうだからうちもこうせないかんというわけではないですけども、事例として各いろんなこういった過疎に悩むところがされてるのが、例えば住宅建設補助金、これはＩターンだけではなくてＵターンも含めた方に対して応分の補助金として、例えばケーブル設置費の免除ですとか、水道の設置費の免除とか、あとケーブルテレビの今度設置されます、期間を切ってますけど、例えば１年とか２年とかそういった利用料の免除、あと下水道料の一部免除というような形、そういったいろんなそういった定住促進について各市町村知恵を絞ってされているようでございます。そして、市長が言われました、ぜひいろんな知恵を出してやっていきたいということですから、私はそういった知恵を今回は予算がありませんけど、市長が今度４月１日から課制から部制に変えられますね。そういった意味も含めてぜひ部制の中で横断的にこの定住促進については協議をしていただいて、そして市長の任期もあと今回の任期は１年ですから、その中で結果を出すような形で道筋をつけていただきたいと。そして、ぜひ具体的に先ほど市長が述べられましたことは、就業しながらずっとしていきたいと、もう具体的なことを項目を挙げていただきたいんです。そのためにはこういうふうにしたいと。例えば前回の通勤通学の補助制度、私は壱岐に住所を残していただいて通勤できるような分については補助したいという市長の並々ならぬ決意があって予算化されて、そ

れが予想以上に反響があって、それを利用されてる方は大変助かっているという声を聞いておりますし、やはり壱岐市独自の定住促進支援策がない限り、なかなかUターンにしろIターンにしろ残るという部分が厳しいと思います。

そして、今回市長も御存じと思いますが、県のほうが新年度、長崎県離島振興本部というのを設置をされまして、離島における若者定住促進ですね、産業支援、交通や医療の確保に向けて庁舎各部局の連携による振興施策、しまは日本の宝戦略を推進をされております。その中でも5件を盛り込んでおられまして、輝く島づくりの事業とか、これは1,360万円ですね、島外の学生に1週間ほど民泊就労体験をしてもらう、U・Iターンなどの促進される事業、新たな産業の創出を支援する事業、そういったものを県もぜひ力を入れてすると言われておりますので、ぜひ先ほどの田の上第1アパートについても全部を独身にするっていうわけじゃなくて、それは需要と供給もありますし、家族連れでも今その住宅が不足しているようなところについてはぜひ仕様については十分議論されまして、それ変えていいと思います。これをまた住宅のマスタープランのほうに入れるかどうかというのは、これはあくまでも公営住宅法になりますとまた若干制約が出てくるかと思うので、今の既存のある設備を使うためには、やはり政策住宅として推進するべきだと思いますけども、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） まず、御提案ありがとうございます。私は、ぜひ議員の皆さんにお願いしたいのは、一般質問で提案されてもなかなか返事ができないんですね。そういったことはやっぱり議論を戦わせないかん。ですから、私は御提案がある場合にぜひお願いしたいのは、担当部に早目に教えていただくなり、そしてそれを産業建設でたく、そしてその考えどうかと、そういう接し方をさせていただきますと私は非常に助かると思っております。その辺本当に議会と行政と力を合わせて、どうしたらその定住図れるのか、どうしたら仕事が1つでも産まれるのか、そのことをやはりぱっと言われるとなかなか難しゅうございます。やっぱ練り上げてやりたいと思っておりますので御協力をお願いいたします。

それから、公営住宅の問題につきましては、おっしゃるようにマスタープランには公営住宅については独身者と制限がございます。ですから、先ほど申しますように、ぜひ議員御指摘のように県とも話し合いを進めていきまして、政策的な面で試験的にやってみたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 今市長が言われました、一般質問の前に担当課にまず最初行って、各常任委員会そういったところで協議をしていただきたいということですけども、私は逆じ

ゃないかと思うんです。要は組織のトップがイエスかどうか、イエスカノーかという部分をまずこの一般質問で判断して、今回の定住促進支援策については市長はぜひ今年度に向けて対象者の拡大について協議して充実していきたいというふうに言われたわけですから、それにかかわる部署ですね、今回でいうたら多分政策企画課ですかね、わかりませんが、政策企画課のほうでその市長の発言をもとに練るのが組織と思います。

言われたように、私たちが担当課に行ってやれやれって言って、そして市長がノーと言えぱそれで終わりですから。私たちにはそういった、やるっていう最終的な決断をされるのはあくまでも市長です。その権限については私はやめろということは言えませんが、だから、こういった一般質問の席で自分の思いを市長に伝えて、市長の答弁を聞いた上で本当は担当課がして、そして実際具体的にはこうですよっていうのをその担当所管の委員会なりに御提案して、それが実際次の予算に反映するのが通常の流れと私は思いますけど、その点について市長どう思われますか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 誤解があったら、誤解されたようでございますけども、それがそのとおりでございます。そのとおりです。ただ、僕が言いたいのは、具体的な提案を結局政策企画も考えとるわけです。みんなも考えとる、私も考えとります。思いつかんわけです、なかなか。全体的にやらないかんちゅうのわかつとるんですけど、具体的な案が思いつかない。ですから、さっき鵜瀬議員がおっしゃるように、昔芦辺町であった、この辺のところ検討してみんかということ投げかけていただいて、という具体的なものを投げかけていただきたいなとそういう思いでございます。手順としては鵜瀬議員おっしゃるとおりでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひこれがベストっていうのはありませんが、きのうもいろいろな形でできないなら次があるって、市長が常に言われてる、やるからにはどうしたらできるかっていうことを常に考えていくってことです。ですから、ぜひ市長だけに限らず、今度新しい体制になるわけですから、いろんな方の知恵を借りながら、ですから私が重々何回も言いますとおり、管理職会議で十分練っていただいて、このことに限らずですよ、壱岐の例えばこういった壱岐市総合計画、基本計画ができていますから、それに沿って十分今後、どなたが部長になるかわかりませんが、管理職になられた方は十分協議をされて壱岐の振興のために尽くしていただきたい。その中でぜひ我々議員に対して意見を聞きたいという場があれば、議会なり、そして個人的なり、お声かけいただければ、きのうの同僚議員も言われましたとおり、どういった場に



も出ていきますので。そこで、立案をしていって実際具体的にしていってというシステムづくりをぜひ今回の定住促進に限らずしていただきたいということをお願いします。

そして、この田の上第1アパートについてはぜひ実験的にしてみたいということですので実施していただいて、また要綱等、政策企画課のほうでつくっていただいて、具体的に所管もありますので、そういった形で提案をしていただくということでよろしいでしょうか、市長、もう一回。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今の御提案について、そのようにいたしたいと思ってます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひこの定住促進については、離島のみならずいろんな過疎地の近々の課題となっております。この件については重点施策の一つとしてとらえていただいて、交流人口ももちろん促進していただかなければいけませんけども、まず住んでいる人がどうしたら人がふえるかということを常に考えていただいて、この点について十分研究、そして実施に向けて具体的に条例としてあがってくることを期待をしておりますので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、2番目の学校施設跡地活用についてお尋ねをいたします。

いよいよ4月に中学校が統廃合され、新しい中学校としてスタートをされます。廃校となる学校施設跡地の今後の管理及び活用については、統廃合準備委員会の総務部学校施設跡地利用検討部会で協議をされてきており、これまでの経過及び協議結果についてはきのうの同僚議員の一般質問において、教育長より答弁をいただいております。

再度確認のために言いますけども、渡良中学校、沼津中学校、初山中学校の活用といたしましては、各公民館長が地域の意見を集約され、地区民センター、道の駅、カルチャーセンター、学童保育などの案が上がっております。鯨伏中学校については校舎の利用は特になく、体育館運動場を鯨伏地区民の施設として活用させていただきたい。箱崎中学校は校舎東側の増築部分とランチルーム等を学童保育の施設として、那賀中学校もランチルーム等を利用していきたいと。そして、芦辺町の箱崎並びに那賀中については体育館、運動場は教育委員会の管理として、運動場にナイター設備を要望されております。

市長の御答弁では、今後の活用については市当局と協議し活用計画を策定したいとのことでしたが、間違いがないかお尋ねをいたします。

そして、2番目ですね、この跡地の活用について、全国の実情はどうなのかといいますと、文部科学省によれば、少子化による児童・生徒数の減少、市町村合併後の影響などにより壱岐市と同じように廃校となった公立学校は、平成4年以降、5,796校、平成14年から21年まで

現存する建物は3,310校、そのうちの約70%の2,295校の活用が図られております。

内容としましては、社会体育施設、社会教育施設、体験交流施設、文化施設、老人福祉施設、保育所などの児童福祉施設、民間企業の工場や事務所などさまざまとなっております。残りの30%が利用予定がないということになっています。

そこで、全国的な例から見ればわかるように、校舎そのものの活用については、教育委員会というよりはまちづくり地域間交流も含め、交流人口施設などとしての役割を果たすので校舎本体については市長部局と考えますが、どうでしょうか。そして、並びにその校舎本体の今後の活用及び展望についてお聞かせいただきたいと思います。

学校施設の跡地の活用につきましては御承知だと思いますが、瀬戸内海の直島、豊島のように学校を専門学生や大学生やアーティストに開放して展示発表など、芸術文化の新たな発信基地として活用してはどうか。

また、壱岐の島づくりや商店街の活性化について調査・研究をされている大学のサテライトゼミなどとして活用し、さらに優秀な研究については市の施策に反映するなど、そういった形での活用をしてはどうだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

4点目が、数年前から休止をしておりますサンドーム壱岐の今後の活用と周辺の鯨伏中学校跡地活用を含めたりリニューアルする壱岐島荘、並びに特別養護老人ホームをあわせた湯本地区の将来的な展望並び計画があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

○教育長（須藤 正人君） 12番、鵜瀬和博議員にお答えをいたします。

新たな4つの中学校体制のスタートに伴いまして、校舎、グラウンド等の使用がなくなる各中学校の跡地の利用につきましては、議員が申されたとおりでございます。各町の準備委員会で決定されました要望を壱岐市教育委員会が取りまとめまして、市と市長部局に提案をさせていただいております。今後の協議によりまして活用方法を探ることになります。

昨日も申し上げましたが、鵜瀬議員が今申されました各中学校の利用案につきましては、昨年の11月に市内の全戸に配布をいたしましたリーフレット「伝統を胸に、共に未来へ」、これでございますけれども、最終ページに載せております。そのことで島内の方々への周知を図っておるということでございます。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 12番、鵜瀬議員の御質問にお答えします。

統廃合後の学校施設跡地管理について、現状のまま教育委員会がするのか、学校本体の今後の活用及び展望あるのかということでございます。

統廃合後の学校施設跡地については、今教育長が申し上げたとおりでございますけども、その後につきましては基本的には普通財産となりますけれども、体育館、運動場については社会教育への移管、その他学校施設管理は教育委員会管理と考えております。

また、学校本体の今後の活用及び展望については、保護者、地区、公民館の方々とともに協議を行いまして、時間をかけて有効利用と要望にこたえるため考えていきたいと思っておる次第でございます。

それから、跡地の活用について、島づくりの商店街の活性化について研究・調査をされてある大学のサテライトゼミとして活用してどうかと、その結果を市の施策に反映してはどうかということでございます。地域振興を図る上において、大学等が持つすぐれた知識や人材等を広く活用するなど、今では大学と行政の連携を図る機会がふえております。

本年度におきまして、離島地域の観光物産などにより地域振興、医療、生活向上などの課題に積極的に取り組み、活力ある個性豊かな地域社会の形成発展に寄与することを目的といたしまして、長崎大学が県内離島地域と連携協定の調印を行ったところでございます。県内外の他の大学におきましても、研究の成果を社会へ還元し、社会の持続的発展や地域力の向上支援に寄与しております。

壱岐市といたしましても、今後必要に応じまして大学との連携を図りながら、その研究の成果を地域の課題解決や施策への反映に活かしてまいりたいと考えております。

また、学校施設の跡地を利用することにつきましては、まず各町の壱岐市中学校規模適正化統廃合準備委員会の要望を尊重いたしまして、空き施設であればこのような大学の調査・研究等への利用も可能だと考えております。積極的にこの大学との連携も図っていききたいと考えておるところでございます。

それから、4番目といたしまして、2年以上休止しているサンドーム壱岐の今後の活用と鯨伏中学校跡地活用を含めたりリニューアルする壱岐島荘、特別養護老人ホームをあわせた湯本地区の将来的な展望はということでございますが、湯本地区は歴史の古い温泉を有しておりまして、沖には島々が点在する湯本湾が広がり、特に夕日の眺望はとても美しく、壱岐を代表する観光地域の一つでございます。

サンドーム壱岐は年々利用者が減少したこと、それから一つには福岡西方沖地震で非常に損害を受けたこと等々がございまして、プロポーザルによる新たな指定管理の選定をしましたがけれども、平成21年4月より休館をしている状況でございます。

今後の利活用に向けた方策につきましては、現在これは非公式でございますけれども、湯本の

地域でいわゆる温泉の方々に何か活用はできないのかということを打診、すべてに言っておりません、何人かの方に打診をしているという状況でございます。

それから、介護施設の関係でどうだろうかということも打診をいたしておるところでございます。これは先ほど申しますように非公式でございます。

そういった意味では現在名案がないと申し上げてもいいかと思えます。

なお、サンドーム施設内の屋内競技施設につきましては、老朽化により12月から休止しておりますけれども、現在補修の手続を進めているところでございます。このフットサル等の屋外の施設につきましては、申し上げますように、非常にさびがございまして、上向いてもしそのさびが目に入りでもしたら大変だということで休止をいたしておるところでございます、これは早急に改修をするようにいたしておるところでございます。

鯨伏中学校跡地につきましては、校舎については特に利用しないけれども、体育館運動場を地区住民で現在に活用したいという地元からの要望がございまして。

国民宿舎壱岐島荘については、御存じのように現在リニューアルに向けて設計委託を行っている段階でありまして、リニューアル後の施設の概要につきまして設計ができ次第、皆様方にも公表できるかと思っておる次第でございます。

特別養護老人ホームにつきましては、新築建てかえの計画を進めておりまして、本年4月以降、本体工事に着手いたしまして、23年度内完成予定でございます。

湯本地区におきましては、前述の温泉とすばらしい眺望、ロケーションに加えて、県道郷ノ浦沼津勝本線、市道住吉湯ノ本線の改良も進んでおりまして、アクセスも大分改善しております。

先日オープンいたしました古墳館を初め、他地区の観光施設と連携する形で湯本地区の魅力向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） 最初の跡地活用につきましては、今市長が言われましたとおり、今のところ御要望としては体育館運動場は従来どおり使わせていただきたいと、使わせていただくので教育委員会の社会教育課のほうで管理をさせるということです。

校舎についても一部ランチルームを除いて施設の具体的なあれだけの施設ですから、活用策としては上がっていないということで、それを受けてぜひ地元も含めて時間をかけて協議したいということよろしいですね。

そして、大学との関係なんですけれども、これには市長も言われましたとおり、現在長崎大学との協定を結んでおり、積極的に推進をしていきたいということですので、長崎大学だけじゃなくて、いろんなゼミによっては福大あたりもずっといろんな形で、特に商店街とかの空き店舗の活用等

についても研究をされておりますので、要はそういったところに営業に行くっていうか、具体的にそういう活用でいくって決まったときに、そういったところに営業にぜひ行っていただきたいと思います。

そして、サンドームについては地震の影響があって補修せないかん箇所が幾つもあると。プロポーザルをしたけどもだめやったっていうことやったとですが、非公式に湯本地区の人に打診をしておる。そして、サンドームについてはリハビリ等の施設として非公式に打診をしてるということなんですけども、サンドームもずっと急がないかんと思うとですね、学校の校舎にしろ。結局どういう方向でいって決まるまでには維持管理費がかかりますし、市長が言われてる、これこそ本当の公共施設の統廃合が必要になってきてる時代に何もせずに維持管理費がかかりますから、早急にその点については詰めていただきたいと思います。

私もきのうも一般質問出てましたけども、やはり壱岐市の総合計画の中で特に健康づくりと保健予防体制の充実っていうことがあります。今回その湯本地区においては特養とそして壱岐島荘、そして何といっても温泉があります。そして、その近くに鯨伏中学校、そしてヨウガの里もあるわけでございます。（発言する者あり）いやいや、土地が、遊休地があるわけでございます。だから、総合的に健康づくりと保健予防体制の地区、温泉 Therapie とか、その辺も含めた総合的なこの壱岐市総合計画に沿って、具体的にこういった形にしていくかという部分、地元を巻き込んでいただきたいと思います。

特に、壱岐は自然とかいろんな産物はたくさんありますけれども、芸術文化に関してはなかなか情報発信力というのがございません。だから、そういった形で御提案させていただいたんやったら、そういった学校の跡地でぜひいろんな作品をつくって、そこで作品をつくってる工程を見れるし、発表もできると。

それと、高齢者の健康予防も含めたカルチャーセンターあたりも一緒に、その学校跡地あたりですが、あのあたりが一带として健康福祉の増になるんじゃないかなと私は考えておりますけども、この点について市長はどのように思われますか。

そして、もう一つこの学校跡地が6校あるわけですから、市長が最初の質問で言われました雇用の創出の部分で言ったんですね。今度光ケーブルをするわけですから、企業誘致の部分については、最高の建物と思います。教室もあって、それぞれ1階になってるわけですから、実際に仕事をする上でも、そういった企業誘致の分、耐震は除いて、その施設だけで見れば最高の施設だと思いますので、その点について市長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申しますように、湯本地区はすばらしい自然に恵まれております。

そして、温泉という財産がございます。全体として発展をさせていかにかいかんと思っておりますけれども、やはり地域の方の心が一つになるということが一番大事でございますので、地域の方等々との話し合いを進めていきたいと思ってる次第でございます。

それから、校舎につきましては、先ほど言われますように耐震の問題がございますけれども、この鯨伏中学校に限らず、あいた中学校につきましては、何とか企業誘致も含めて有効活用を図っていききたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） そこで、いろんなアイデアをどういった形で募集するかという一つの提案としまして、これも御承知かもしれませんが、文部科学省の中に～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトっていうのがあります。これが地方公共団体がどういうふうに使っていいかわからないと。要はもう手を余していると。そうしたときに、今市長が言われたとおり、逆にどっか場所がないかという探されてる方がいるわけですね。そういった方をマッチングして、そこで協議をして、うまくいけばそういった方々を活用できるっていうシステムになっております。ここで問題になるのが、国庫補助金等のいろんな問題があるかと思うんですけれども、これも文部科学省も十分に対応をしております、公立学校施設にかかわる財産処分の手続の大幅な簡素化、弾力化が多分県及び教育長あてに来てるかと思えます。国庫補助事業完了後10年以上、または10年未満について、いろんなシステムが違いますけれども、このあたりも十分研究していただいて、そういった施設をいろんな形で使うことによって、そこに地域間交流や離島外からの交流、Iターン、Uターン、ひいては定住促進につながるような拠点として、ぜひ今後考えていただきたいと思えます。

それで、もちろん地元の方々の御意見も十分大事と思えます。そうした意味からも、島外とか市民の方にいろんなアイデアを募っていくというお考えはないかという点と、今言いました文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトについて研究していただいて、ぜひそこに載せていくかどうか、方向が決まらなきゃできんわけでしょうけど、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 今御提案のいろんな方策等々について、あらゆる何ていいますか、選択肢について順応していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） そして、改修使用用途によって、文部科学省や厚生労働省、農林水産省等の改修に当たっては、補助事業もありますので、十分そのあたりも研究されて対応いただきたいと思います。

私は何でこういうことを言ってるかといいますと、平成２５年３月に離島振興法が期限切れになるわけですね。県のほうも長崎県の離島振興本部推進会議っていうのをつくられて、その中で協議をされるわけでございます。そして、９月までに基本方針を出されて、最終的にはもちろん壱岐市の振興計画並びに意見を聞きながら、長崎県の離島の振興計画として国のほうにあげるわけでございます。その期限が今年度１年でそういうふうに県のほうもすると言っておりますので、これはもうかなり急がな、その離島振興法の枠でできる内容ができないような状況になってきます。

そうすれば、また要らん税金の投入というような形になりますので、ぜひ市長が常日ごろから言われておりますスピードアップをもって、新たな部体制のもとにおいて、ぜひ御尽力をいただきたいと思います。国、県のお金も限られております。どれだけ積極的な離島振興策を壱岐市が県に対して、国に対して言えるかというのが、これからの時代になっておりますので、十分その点を肝に銘じていただいて、市長以下部長たちに叱咤激励しながら、ことし１年で壱岐市の総合計画にのっとった方向性を見出していただきたいと思います。その点について市長のお考えを、決意をお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おっしゃいますように、離振法の今度の改定もでございます。そういった中で、期限におくれることによってその利益がなくなることはないように、それは職員も十分勉強されまして、そういったことのないように、壱岐の利益を逃さないように頑張りたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

○議員（１２番 鵜瀬 和博君） ぜひそういった方向を頑張っていただきたいと。また、私もいろんな形でかわりあえることができれば、かわっていききたいと。そして、ともに壱岐のために頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ一緒に頑張っていきましょう。

これで、私の質問を終わります。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時とします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、18番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（18番 市山 繁君） 2日目の午後で大変お疲れと思っておりますが、残りがあと4名ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、18番、市山繁が市長に対しまして一般質問を行います。

通告に従いまして、質問事項は大きくは5項目でございますが、1項から3項までは関連事項でございます。小さく要旨としてもあげておりますので、順次質問いたしますが、中には無理な質問もあると思いますので、簡潔な御答弁をお願いいたしたいと思っています。

それでは、まず第1点目は、雇用の創出についてでございますが、この項は職員の不祥事についてでございます。

それは、厳しい雇用に関連いたしますので、質問の冒頭に恐縮ですが苦言を言わせていただきたいと思います。と思っております。

この件につきましては、市民から信頼されなきゃならない職員が、度重なる不祥事で私も本当に恥ずかしく残念でなりません。市長に何度市民の皆様に対して陳謝されるかと腹立たしく思っております。

市長は、首長としての立場上、管理面の監督不行き届きの謝罪であって、一番悪いのは私はもう本人だというふうに思っておりますが、市長が先般、全職員に訓示されたことと私も同感であります。

現在の厳しい社会情勢で、島内には雇用の場も少なく、そしてまた公務員を目指しても採用されなかった人も多いと思っておりますし、また不況で生活の苦しい中でも、納税や国民の義務として納付されている人たちを裏切るような行為は、市職員として税に対する認識不足であって、本当に常識がないという感じもいたしております。

しかも、指導する立場である者が、1人は3年9カ月、1人は11年6カ月、この職員は旧町時代からであって、あきれて私は物が言えんくらいでございますが、このような不祥事は今まで何度もあっており、最近でもあっているにもかかわらず、自分のことを確認することもなく、長期に渡り自己の届出もせずに、このたびの調査で不適正受給が発覚。悪く言えばそのまま受給だ



ったのかもしれませんが、長期受給は故意的に見られても仕方ないわけでございます。

これは職員ですから、自分の不信の点や、また理解できないことがあれば、そこに上司また同僚、税務課もあるわけですから、尋ねればすぐ解決できることであつたろうと私思っておりますし、そういうことに対しましても、これは公務員としては失格であると思っております。自分のことも満足にできずに、市の職務ができるのかと疑いたくなつてまいります、全額返納は当然のことであつて、返納すればそれでよいというものでは、私はないと思っております。

財務規定で処分によって、減給10分の1の2カ月または1カ月でございましたが、一般から見れば軽い処分であると思われるわけでございますが、処分が軽いから温室育ちとこうなるわけでございます、これはなかなか絶えないわけでございます。

もう少し職員は緊張感と、そしてまた危機感をもって、それで自分は市の職員であるという誇りを持って、市民のための職場に私は努めていただきたいと思いますと思っておりますが、市長は前から陳謝されておりますけれども、この点についてひとつ伺いをいたしたいと思ひます。これは余り時間を取りたくありませんが。

次に、第2項の雇用の創出につきましてでございますが、これは先ほどの同僚議員からもこれにも少し触れられておりましたけれども、県議会が2月23日に開会されて、中村知事は議案説明の中で、経済浮揚に全力に取り組むと所信を述べられており、最重要課題に経済と雇用対策を掲げておられます。

その中で、公共事業を増やす一方、新たな県総合計画を推進するための関連事業に、政策的経費のうち6割を注ぎ込んでおります。その総合計画の具体化を述べられておりましたが、総合計画は配分に中村色を発揮をするという、もうこれ力強く言われておりますが、離島振興対策の島は日本の宝であるということを重点的に推進すると言われておりまして、雇用対策でも2つの基金89億円を活用してと、市町実施分を含め4,200人の雇用を創出すると言われております。

また、公共事業費は昨年度比3.8%増の910億円を計上されており、経済浮揚が期待されておるところでございますが、壱岐市においても、壱岐市総合計画、後期基本計画がなされており、その中に地域の実情、これは実績と記録には書いてありましたけれども、これは実情です。実情にあった企業の誘致を積極的に進め、若者の定着を目指し、雇用の増大を図る必要があるとされておりますが、語るはいつでも易いわけで、もう新聞でも何でもそうですけれども、答申でもそうですが、易いわけですが、これは必要があるということはだれもが感じておるわけでございますが、その掲げている対策は、今後どのように検討されておるのか、この厳しい情勢でございますけれども、市長の御見解をお尋ねするところでございます。

それから、次の雇用創出の3項でございますが、雇用状況を見ますと、島内では女性の職種が多く、男性の雇用が少ないようでございますが、島内の企業誘致や指定管理者の状況を調査して

みますと、株式会社松尾が19名、その中に男性が2人です。そして、レオパレス21コールセンター、これは63名ぐらいおりますが、これはほとんど私女性だろうと思っておりますし、一支国博物館の指定管理者乃村工藝でも、13名おりますけれども、これは内訳は申しませんが、うち男性は1名です。そして、関西ブロードバンド壱岐ビジョン、現在12名ぐらいですが、これも男性が2名ぐらい。

随時募集すると言われておりますけれども、これも多分女性だろうというふうに思っておりますが、この状況で男性の雇用は少なく、男性の雇用がなければ、男性はやはり家庭の都合がございますし、職を求めて生活のこともございますから、島外へ出て出稼ぎに行くということになって、非常に人口の減少につながってまいります。

現在の人口は言われておりますように、2万9,373人ではありますが、今後この人口が減少が続きまして、例えば2万5,000以下になりますと、島内の消費が非常に減少してまいります。そうすると、すべての業種が衰退していき、全体の活力がなくなってまいります。

知事も述べられるように、若者、男性の雇用につながる公共事業の拡大、農水産商工業の連携強化を図り、新分野での進出創設の支援も考慮すべきである。そして、県も離島振興へ輝くまちづくり事業として1,300万円計上されており、これは離島の人口減少を食い止めるため、雇用の場が少ない離島、特に若年層の流出の深刻化をしている若者の島の架け橋になる事業とされております。

また、離島で新たな事業等に期間限定で取り組んでもらいたいということも述べられておりますし、若者の定職は、ひいては結婚問題にも私は影響をし、そしてまた少子化にもつながるんじゃないかなと思っておりますので、これについても非常に難しい事業でございますが、市長の御見解をお尋ねいたしたいと思っております。

それで一応終わりかな。

○議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 18番、市山繁議員の御質問にお答えします。

まず、雇用の創出でございますけれども、まず市職員の度重なる不正受給についてでございます。

市職員の扶養手当の不適正受給につきまして、昨年の3月及び11月にも同様の事案が発生いたしまして、この間、自己点検を促しているにもかかわらず、他人事ととらえて点検を怠ったその結果、今回3回も発生したことにつきまして、まことに遺憾でございます。市民の皆様及び行政運営を監視するお立場にある市議会の皆様には、まことに申しわけなく、改めて心からおわびを申し上げます。

議員のおしかりのとおり、働く場がなくて困っている方、貴重な収入の中から納税していただいている市民の皆様の感情を考えると、いかなる弁明の余地もございません。施政方針の中でも触れさせていただきましたように、度重なる不祥事に私自身猛省するとともに、強い憤りを禁じない思いで処分を行いました。

そして、処分当日の夕方6時に全職員を壱岐文化ホールに集めて、公務員倫理と綱紀粛正について訓示を行いました。文書等ではなくて、私が対面をいたしまして、私の気持ちを直接訴えたところでございます。

その訓示の中で、特に厳しく訴えましたことは、この壱岐の島では働きたくても雇用の場が不足している状況にある。今年度の職員採用試験でも、職種によっては数十倍の狭き門となっており、優秀な方で公務員を志ながらも、市職員になれない方が大勢いらっしゃいます。このような状況を横目に、安閑として温室であぐらをかいているような職員は要らないと申しました。

また、市民が認めない職員をどうして市長たる私が認めることができようかと、そして、公務員という職を自覚しなさい。公務員の不祥事は個人の問題ではない。壱岐市職員全体の不祥事である。そして、壱岐島のイメージダウンになることを認識しなさい。市民の皆様に対して心からおわびするだけでは、信頼は回復しない。重要なことは、なぜこのようなことが起きたかも大事だけれども、これからどうしたら同じことが起きないかを考えて行動しなさい。信頼を回復するための行動を起こしなさいと申しました。住民のために働き、市民から慕われ、市民から愛される壱岐職員となりましょうと訴えたところでございます。

今後も、市民の皆様から市民のための行政を預かってる市長としての私の思いを、職員の心に響かせ、公務員としての自覚を徹底させ、市民の皆様への一日も早い信頼回復に努めてまいります。

2番目に、総合計画後期基本計画の中の地域の実情にあった企業誘致を積極的に進め、若者の定着を目指した対策どのようにしているかということでございます。

先ほど議員申されましたように、県におきましては経済浮揚についての大きな予算が盛り込まれております。壱岐といたしましては、企業誘致について立地的ハンデが関係のないコールセンターや、物流費がかからない製造業への企業誘致を県と連携して取り組んでおります。企業誘致を始めてから、2社の企業に立地していただいております、49名で事業が開始され、23年2月末時点では89名まで雇用の拡大をいただいております。コールセンターや軽部品であるハーネス製造の企業でございまして、いずれも物流コストが少ない業種が実情でございます。23年度は、企業へのアンケート調査を実施する中で、企業の動向及び実態の把握を行いまして、可能性のある企業に対して、長崎県と連携して誘致活動を行ってまいります。

また、立地企業へのフォローアップ、これを継続することによって雇用の拡大をしていただい

るよう、努めてまいりたいと思います。この地域の実情にあったと申しますのは、やはり現在ある地域へのフォローアップ、これが大事であると思っておるわけでございます。

次に、そういう中であっても、女性の職種は多いんじゃないかと、男性の雇用が少ないという御指摘でございます。確かに、男性の雇用がなければ、人口流出が加速するという実情でございます。現在の状況では、公共工事の予算枠は残念ながら減少傾向にございます。このため、離島振興協議会や過疎地域自立促進協議会等を通じて、国・県に対して公共事業予算の確保を強く訴えているところでございます。

なお、市といたしましても、雇用確保の観点から、事業の実施について島内事業者にできるだけ発注するよう努めているところでございます。

農水産商工業の連携、いわゆる6次産業の振興については、雇用創出とともに今後の産業の振興の観点から、重要な施策と考えております。市といたしましては、ふるさと雇用創出基金事業と抱き合わせまして、地場農産物を原料とした製品の開発委託、具体的には道の駅壱番館でのイチゴ、メロンなどを利用したアイスクリーム製品開発、また農・漁協や商工会で取り組んでおります壱岐の幸サポーター制度の支援を行っております。今後農協、漁協、商工会ほか関係機関・団体等の情報交換を行う中で、必要な施策を講じていきたいと考えております。

御存じのように、長崎県では長崎県農商工連携ファンド助成事業がございします。この事業は補助制度について商工会連合会が窓口となっておりますけれども、4分の3ということでございまして、4分の3以内、上限500万円とする助成事業がございします。

新分野進出創設事業について、県の制度にこの辺をゆだねたいと思っておりますけれども、昨日豊坂議員から御提案がありました土に返るといふそういったことも含めて、県の政策に呼応する形で雇用を、特に男性の雇用について考えてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（18番 市山 繁君） 1項について次質問いたしますが、その不祥事については、個人名こそあげておりません。私もそれを知る必要もありませんけれども、1人は市長事務局の課長補佐級の55歳の女性の職員と、1人は教育委員会の係長級の57歳の女性、職員ということで報告はされておりますが、職員間ではだれだろうというようなことがわかっておるらしいし、市民でも大体その見当がついておる人もいらっしゃると思いますが、受給をした本人も自分の失態とはいえ、形見の狭い思いでこの職務についておると思いますが、それで十分な仕事が、職務が果たされるのかというような懸念がなされるわけですが、市長はどのように考えていらっしゃるかね。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） そのことについては、本人も大変反省をしております、私は本人に対して、このことを挽回するために一生懸命頑張らなさいと指示をしているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（18番 市山 繁君） 実は、これ挽回のために頑張ってくださいか、もう悪く言えば自分でも身を引くとか、もうそういうことを考えておられるかわかりませんが、とにかく頑張ってくださいたいと思っています。

次に、質問の2項の雇用の創出について、再度質問いたしますが、私は3月2日に一般質問の通告を提出いたしました。その後県知事の所信の中の最重要課題と、経済雇用対策を掲げておることに対しまして、3月の定例会の一般質問の最終日で、どのような議員がどのような質問をされるのかと問い合わせ、傍聴関係からファクスをいただきまして、内容を送付していただきました。そして、質問内容と質問される議員を知ることができましたので、幸い私の知りたい、聞きたい質問がございました。そういうことで、早速私も飛行機を予約して長崎の県議会の傍聴に、15分おくれましたけれども、傍聴させていただきましたが、質問の議員は松浦市の永淵勝幸議員で、壱岐に関係がある離島・半島地域の現状と、そして農水産振興、担い手の後継者の確保と育成、そして知事就任後の1年についてと、そしてまたほかに平戸市の西川克美議員、これは長崎ですね。そして小林駿介議員が3名、この人は平戸市けれども、それぞれ15項目から25項目。私も質問は長いようすけれども、この人は結構1時間の持ち時間で質問されましたが、平戸の西川議員は畜産関係、畜産の振興、水産環境でございました。

その中で、知事は1年を迎えてということでございましたが、知事は県民の協力に感謝されて、そして知事の意味は、総務課長以下各部課長職員の意志統一を図ると。そして、各課みずから、普段から意見交換をして、意識改革に議論するということが強調されておりました。

私も、以前部署を改革なされておりますが、総務部長には副市長がなられておりますけれども、そういう改革は、やっぱり日ごろから係長級が集まって、みずから改革していくという自主的な考えがなければ、改革はされんわけですね。そうしたことを非常に強調されました。この市長も、なかなか答弁も板についておりますけれども、県知事もなかなか簡潔にすばらしい答弁でございました。

そして、その中で離島半島の減少は待ったなしの状況であると。そして、松浦市の人口の減少は先ほどありましたけれども、17年度から比べたら6.8、壱岐は6.5じゃったですかね。そうすることで、平戸は9.0というようなことの、非常に減少しておるという状況で、県知事も痛感しておりますが、そしてまた、これに対して取り組みが「人を育て、人を活かす」と、そ

して、人を輝かすということに戦略的実現に取り組むと、もう力強く明言をされました。

これは、そしてまた政治が手を差し伸べるべきだと言われておりましたが、壱岐市も総合計画に沿って、離島は何ととっても基幹産業、第1次産業の農漁業、これを重点的に振興されるように期待をしておりますが、市長、これについても農業振興、先ほど申されました1次産業、6次産業についても申されておりましたが、もう一度御見解をいただきたいと思っています。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員仰せのとおり、人口減少、あれがもう経済の活性化を損なうということには間違いございません。一人でも多くの人口を増やすとは言えませんが、一人でも人口の減を阻止するという気持ちでございます。

おっしゃいますように、第1次産業、壱岐離島につきましては、第1次産業が大事でございます。そのことについては、いささかもなえることのない姿勢でもって振興を図りたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（18番 市山 繁君） 今おっしゃったように、壱岐は島国であって1次産業が大事です。それと公共事業もそうですけれども、それと、さっき申し上げましたように、県知事が言うように、日ごろからの意識改革の議論は、ぜひ部長以下でやっていただきたいというふうに考えております。それが実現せんと、どうした改革もできんわけです。

それから、次の3項、男性雇用についてでございますが、知事の話ばかりしますけれども、知事は離島半島の人口、雇用の場の実現は非常に厳しいと。長崎県は離島の多い県であって、県は離島の方々に本当に迷惑をかけておる。人がこれは大事なことです、人が島に住んでいるということではなくて、島に住んでいただいておりますというようなことを私は感じておると。それを念頭に置きながら、支援すべき離島は、外洋離島のこともありまして、島に住んでいる方々はもう先祖もあり、また伝統文化もあると。島を出たくても、島外に出られない人、そしてまた島に、故郷に帰りたくても、仕事がなく帰れない人もあるという見地から、支援策を講じると言われております。

市長も雇用対策については、いろいろと対策を講じられておりますが、きのうの同僚の質問にもありましたように、緊急雇用のことも言われておりますけれども、少しでもこれが緊急、緊急ばかりでなくて、少しでも長期につながるように、雇用の促進を図ってもらいたいと思っています。

そして、厳しい状況の中、市長の責任ばかりではありません。もう市長を責めるわけではあり

ませんけれども、市長もいろいろな諸問題の中で大変だと思っておりますが、任期も今年が最後の任期となっておりますので、市長の力量を十分発揮されて、そうした雇用促進に力を入れられますことを期待をいたしておるところでございます。

これらについてひとつもう一言何かございましたら。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） これにつきましては、本当にこれがもう最重要だと思っております。先ほど申しますように、議会のお知恵も借りながら、そして何があるのか。一つでも1%でも可能性がある、そういったことに、これについてのそういったことに挑戦してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（18番 市山 繁君） 男性はやはり家族を養っていくという責任があるわけですね。収入が得られれば、壱岐に定住してやっぱ頑張っていこうという気はあるわけです。これは市長ばかりじゃございません。官民一体となって取り組んでいくべき事項だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。次に、2項のワークシェアリングの実施についてでございますが、壱岐市行財政改革第2次定員適正化計画が、平成17年4月1日から24年4月1日までの7年間で、計画期間で実施されております。

数値目標は100人削減となっており、退職者の状況を見て23年度末、平成24年4月1日は、目標数値の100名を超えるとなっておりますが、その時点での数で職員の定数をされるのかどうか。

そしてまた、職員削減の推移を見ますと、平成17年4月1日、職員数654名であり、平成22年4月1日では削減累計で78名の減となっておりますが、職員数は576名となっております。これに22年度退職者14名、23年度退職者19名を加算すると、111名の減となります。これはきっちりとはなかなか目標数字もいかないわけですけど、その時点で退職者が11名目標よりも多くなるわけですが、100名超えた場合、どのような対策がされるのか。そしてまた、新規採用についても、これは空間ができないように対応されて、3分の1ぐらいはされておると思いますが、先ほど話があったとおりでしたように、保育園の問題等もいろいろございますし、そうした有資格者の保育所等の採用等によっても違うと思っておりますけれども、そういうことを含めて、市長はどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたしたいと思っております。

それから、3項の超過勤務の状況についてでございますが、前項目に関連となりますけれども、1の定員適正化計画の職員数の削減によって、職場によってはサービスの低下や、超過勤務が増加されていないか、その状況についてお尋ねいたしたいと思っております。

それから、3項超過勤務の労働時間の規定と業務管理、そしてまたこれは自己申請で、そして事後の報告であるかどうか。また、職員手当の時間外勤務手当の予算では、前年度は6,000万円、本年度は5,600万円、約400万円減であるが、予算基準はどのようになっているのか。災害や選挙等によっていろいろそうしたことがあれば、異なると思っておりますけれども、これについてお尋ねいたしたいと思っております。

そしてまた、残業も課によっては時期的に必要な場があると思っておりますが、長時間になると健康上、またあるいは明日の仕事にも関係があるわけですが、労働時間の限度基準、残業が多いときは嘱託や臨時で対応されておられますが、限度額の基準はどうなっておるのか。1年間で308時間とか、いろいろ表がありますけれども、私たちは理解ができませんので、お尋ねをいたしたいと思っております。

それから、3項目、これがちょっと私も無理なことだろうと思っておりますが、3項の地方選挙と上げておりますけれども、地方選挙の投票日の職員の休日勤務の見直しもしくは有給休暇としての協力ができないものかについては、この見出しだけを見ますと、職員の皆さん方に誤解を招き、自分たちにただで働けというようなことにされるかもしれませんけれども、職員は制度のとおりに行っているだけだと反発を受けるかもしれませんけれども、私は投票日を出したのは、極端なことだったかもしれませんが、これは私が協力願いたいのは、現在全国市町村において、男女共同参画、市民との共同参画がなされており、市の多くのイベントには市民が協力され、仕事も休んでいろいろな準備から当日まで、NPO法人、そしてまたボランティアグループ、そしてヘルスメイトの方々、商工会、消防団、地域婦人会、体育協会の方々が協力されております。

そしてまた、町民体育祭のときなど、漁業者の沖止めもすることがございます。そうした団体には、多少の補助金は回っておると思いますが、個人的には無償でございます。個人に日当の支払いを要求しているわけではありませんけれども、市をあげてのイベントは、市民が盛り上げて協力して、初めて成功するものであって、それにより島外の参加者の増加、そして交流人口の増加によって、地域の活性化のために実施しておる事業でございます。職員の皆様にも、いろいろな面で指導協力していただいておりますことは十分承知をして、感謝をしておりますが、その平日の業務の一環として仕事をされていることになっておりますが、当日の休日まで大変だなど、私も本当に思って敬意を表しておりましたところ、話によりますと、職員は日曜出勤として休日振りかえをしておるということを知りまして、私もあきれた次第でございますが、学校の運動会の



日曜振りかえ休日とは性質が違っていると思います。

地方選挙の日曜出勤として、休日労働の割り増し賃金を適用されて、1.35倍通しで払っておるようでございます。当然といえば当然でしょうけれども、国政選挙、そしてまた県議会議員の選挙は、国、県から支給されております。市長、市議会議員の選挙は単独経費でございます。そして、まして市長は市の首長での選挙であり、議会議員はその議決機関の選挙で、市に対しては本当に大事な選挙だと私も思っております。そうしたことで、経費節減の意味からも、休日出勤の割り増し賃金適用じゃなくて、振りかえ休日とか、それからいろんな方向で考えて見直しはできないものかと私も思っております。

それから、これで一応。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行財政改革第2次定員適正化計画についてのお尋ねでございますけれども、まず壱岐市行財政改革第2次定員適正化計画は、私が就任する前の平成19年3月に策定されたものでございますけれども、国が示した集中改革プランにおける定員適正化計画の上乗せ目標として、本市が計画したものでございます。

基本的には、総人件費の抑制策として、この計画を尊重し、本市の情勢も勘案しながら柔軟に対応しております。本計画の進捗状況といたしましては、平成17年4月1日から平成22年4月1日の間で、正規職員を78名削減いたしております。目標とする平成24年4月1日までに定年退職者は33名おりますので、物理的には退職者不補充で目標の100人に達成することになりますけれども、消防吏員、医療技術職等の専門職においては、配置基準等がございますので、退職者分については採用を補充しなければなりません。また、私の方針といたしましては、目標期間中ではあっても、事務職においても職員構成の観点から、退職者の3分の1程度は採用を補充していきたいと考えております。

職員定数につきましては、現行条例では定数690名でございますが、現在の職員数が574名ございまして、定員適正化計画どおりに職員削減した場合の平成24年4月1日現在の職員数は100名減ということで、554名となりますけれども、この554名を職員定数とするのかという御質問でございます。

現在でも条例定数より116人少ない状況でございます。定数の見直しは行いますけれども、条例の職員定数とは、地方公共団体における常勤職員の任用し得る限度を示すものという定義からいたしますと、日々移り変わる情勢の変化に対応しなければならない場合のことも想定して、ある程度の余裕をもった職員定数の設定ということになるのではと考えているところでございます。

次に、定員適正化計画の職員数削減について、現場によってはサービスの低下や超過勤務が増加してないのかという御質問でございます。職員の削減についての方針につきましては、今お答えいたしますとおりでございます。この職員削減によって、住民サービス低下を招いてはならないと思っておりますし、住民サービスに影響を及ぼすような執務体制をつくってはならないと考えております。業務の事務分担は、アウトソーシングしない限り減らないわけでございますけれども、事務事業の見直し、業務改善及び組織機構の改革によりまして、職員数の削減に応じた体制をとってきたところでございます。

次に、職員削減によって職員の超過勤務が増加していないかの点についてでございます。時間外勤務手当の支給額をその判断指標として見てみますと、合併直後の平成16年実績が1億916万6,000円でございますが、その後減少してまいりまして、平成21年度は5,268万7,000円と半減しているところでございます。職員の削減数に比例して残業手当が増えているということはございませんので、どうぞ御理解いただきたいと思いますと思っております。

次に、超過勤務の労働時間の規定と、業務管理の事後報告じゃないかという御質問でございますけれども、時間外労働の限度に関しましては、労働基準法の1年間の期間に306時間と限度が規定してございますけれども、本市におきましては、超過勤務の縮減に関する指針を制定いたしておりまして、1年につき240時間を目安として、これを超えて超過勤務をさせないように努めるといたしております。また、超過勤務をする場合は、上司の決裁を受けているという状況でございます。

そして、次に地方選挙、特に首長、そして市議会議員の方の選挙投票日の職員の超過勤務の見直し、有給休暇の振りかえ等をして、職員の協力ができないものかということでございます。

議員のお話は十分にわかります。しかし、職員の意識改革の面では、まさにこうしたことも公僕として意思表示になるかもしれないと思っております。現在、選挙事務従事者に対する時間外勤務手当の財源は、国政選挙及び地方選挙の県分については、議員おっしゃるように、国、県から出されますけれども、市関係の選挙については、一般財源となります。選挙事務費については国、県の負担、市の負担に関係なく経費節減に取り組んでおりまして、自助努力の成果を残してきているところでございます。

時間外勤務手当の縮減方法としては、時間外勤務手当の支給対象とならない管理職員の動員、時間外勤務単価の安い若い職員の動員、そして開票事務等の勤務時間の短縮に務めているところでございます。

例を示しますと、平成17年8月7日の市議会議員選挙におきましては、事務従事者が、当日でございますけど、176人。開票事務従事者が117名。そして開票時間が4時間でございます。21年8月2日の市議選におきましては、投票事務従事者が128名、開票事務従事者が

78名。このように減っておるにもかかわりませず、開票時間は2時間40分で終わっておるところでございます。

議員から、さらなる経費の削減や職員の意識改革についての御助言をいただきました。現在、選挙事務について、このように最大限の努力をしているということ。そして、選挙事務における時間外勤務は職務命令でございまして、その職務遂行には厳格な服務規律及び責任が伴うということ。ボランティア的に職員を動かしていくという点を御理解いただきたいと思います。とっております。

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（18番 市山 繁君） 先ほどは、2項が抜けてました。ワークシェアリングの2項についてでございますが、ワークシェアリングとは御承知のように、雇用の確保を図るために、労働時間の短縮、そして均等化、残業削減等によって、総量の決まった仕事を多くの人が分かち合うことになっております。そうしたことで、現在、公務員の待遇は一般的にみて、民間より恵まれておることは御承知のとおりでございますが、それは給料も高く、経費も大きいわけで、そのような見地から、全国的に財政面、専門的サービス面から見て、民間にできる業務や有資格者の必要な業務では、そしてまた即対応できるような業務は民間へ委託されておる市町村が増えております。

それは、経費節減と住民サービスや雇用の創出を図ってのことではありますが、民間委託すれば、公務員より、給料面から見ても、多くの人が採用できるからであると言われておりますが、壱岐市としても、専門的な業務や施設もできてまいります。そうしたことで、適材適所の委託を検討されておるかどうか、市長のお考えをお尋ねいたしたいと思っておりますし、それから、先ほどの3項の追質でございますけれども、住民参加のことです。これは、市が行っておるイベントでも、段々高齢化社会になると、必然的に職員が出て、主体とならないといけないことになってまいります。そういうときを踏まえて、そうした意識改革をして、そして要は職員の意識改革と誠意の問題だと、私は思っております。

県知事の、また話になりますが、平戸の議員が質問されておりました。職員の総合力ということについてでございますが、職員は地域の責任者であるということを徹底すると。そしてまた、役職にとらわれることなく、地域の住民と協力し、地域になじむ。そうしたモチベーションのために、私は一生懸命取り組みを徹底すると、力強く言っておられました。私は、県もそういうことを言われておりますし、小さい市町村ではそうあるべきだと思っておりますので、これについて、ワークシェアリングの委託と、これについて。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 行政事務、業務のワークシェアリングのことでございますけれども、こ

の行政業務のアウトソーシングにつきましては、総人件費抑制策として、全国の自治体でも積極的に取り組まれているところでございます。

本市の状況といたしましては、15の施設で指定管理の導入を行っておりますが、離島という狭い地域での、限られた民間業者に受け皿を求めなければならない難しさも、今ひとつ民間委託が進まない原因の1つでもあります。

壱岐市として検討している今後の計画についてでございますけれども、可能性を探っている1つとして、現在施設整備を計画いたしております市立特別養護老人ホームが完成した後は、運営については民間で十分やっていけるのではないかと考えております。

具体的な計画を現段階で告示するまでには至っておりませんが、早急に実現すべき分野であると考えている次第でございます。ちなみに、対馬市でも、老人ホーム1施設、特養ホーム2施設、デイサービス3施設に指定管理を導入いたしております。

給食につきましては、本年9月から給食センターがスタートいたします。調理等の分野については、学校用務給食会で行うことで準備を進めているところでございまして、御質問の主旨を受け、これからもさらなるワークシェアリングに取り組んでまいりたいと思います。

そして、先ほど申されました各地区の行事についての住民参加、住民が参加している行事等に職員の参加、有給休暇の振りかえ等ではなくて、参加ということについては、おっしゃるように、意識改革がまずしなければならないと思っております。これにつきましては、努めて、この意識改革にもっていきたいと思っておりますし、私は、先ほど申されました、公務員は地域の責任者だということでございますけど、私は常に職員は地域のリーダーたれというふうなことを申しております。そういったことで、その対価を求めることなく、みずからすすんでそういったものに参加をするという意識改革を行いたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（18番 市山 繁君） おっしゃられたとおりで、私が申したように、こういうことは時期が来ますから、そういうことを考慮してやってもらいたいと思っています。

次に、これは4項、ちょっと飛ばします。4項は急務じゃありませんので。

次に、5項目の梅屋庄吉と孫文の長崎プロジェクト壱岐の取り組みについて、相乗り事業についてでございますが、これにつきましても、先ほどちょっと触れておられました。松永安左衛門翁も、ほんとに電力の鬼として有名な方でございます。しかし、長崎県では、中国の辛亥革命、これは辛亥革命というのは、暦上の辛と亥の年に行われたということですから、1911年から12年にかけて、100周年に当たる年ということですね。それが、孫文の活動を物心的両面から、何の代償を求めることなく、現在の価格で1兆円といわれる財を支援し続けた、長崎県出身

者「梅屋庄吉」の功績を広く顕在化するために、孫文と梅屋庄吉発信プロジェクト推進協議会を設立させて、白川市長も副会長に就任されております。

孫文を支援した梅屋庄吉の妻が、壱岐勝本町の出身であり、孫文の妻の宋慶齡さんとの結婚にも仲人役もしております。そうした梅屋トクさんの功績は非常に大きいわけで、縁にゆかりのある人であります。これによって、設立を機に、相乗りをして、観光事業に取り組む必要があると思っております。

これは、時間もございませんが、私は今、坂本龍馬の大河ドラマがありましたけれども、これに次ぐ、私は中国との関係、外交の関係がありますから、ドラマ化されて、これが映画化されると、私も非常にいいなあというふうに思っておりますが、この間私も、小坂文乃さんですか、あの人に講演をいただいて、すぐ電話をいたしました。そしたら、資料がDVDと自己出版か知りませんが、本が1冊と資料がたくさんまいりました。そういうことで、来年の今ごろには映画化をするということで、取り組んでおるということですから、市長もぜひ、副会長という役職を発揮されて、取り組んでいただければどうかと考えておりますが、これについて、市長ひとつ。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 施政方針でも申し上げたところでございます。中国の辛亥革命と孫文と支援し続けた梅屋庄吉を陰で支えた賢婦人トクさんの出身地が、本市勝本町というゆかりもございまして、私も先ほどのプロジェクトチームの副会長に就任させていただいております。

これまでの取り組みを御紹介いたしますと、昨年8月に上海万博において開催された「孫文と梅屋庄吉展」に、私も参加させていただきまして、10月号と本年1月号の市報のコラム欄で梅屋庄吉・トク夫妻を市民皆様に御紹介をいたしましたほか、11月に実施しました「第1回壱岐学検定」において、第1問目に同夫妻に関する問題を出題するなど、まず市民皆様に同夫妻を知っていただくよう、取り組みを進めてまいりました。

また、2月9日には、先ほど申されました小坂文乃さんをお迎えいたしまして、講演会を開催したところでございますけれども、市も積極的に参加協力をいたしまして、定員180名に対して230名の市民の方々が参加されるなど、市民の機運醸成に努めてまいったところでございます。

さらに、孫文と梅屋庄吉の国境を超えた2人の交流を題材にした映画の製作が計画中であるとのこと、その折はぜひ壱岐を取り上げていただくよう、関係者に強く要望しているところでございます。

平成23年度は、いよいよ本格化する孫文と梅屋庄吉プロジェクトと連動いたしまして、壱岐の名を広めるため、例えば10月から、長崎市の長崎歴史文化博物館において開催される特別企

画展にあわせて、一支国博物館においてサテライト展を開催する予定でありますとか、トクさんゆかりの地に、顕彰碑や案内板を設立したいと考えております。

また、県においてシンポジウム等が計画されていると伺っておりますので、県に対して、トクさんの顕彰を強く働きかけるとともに、市といたしましても、県と連携して積極的にトクさんの顕彰と情報発信に努めることで相乗効果を図り、長期的な視点で交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

これは、私の夢でございますけれども、今度、中国から梅屋庄吉が向こうに孫文の銅像を贈っていることから、中国のほうから長崎のほうに銅像を贈るという計画がございます。ぜひ、壱岐にもひとつお願いをしたいということを申し入れておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 市山繁議員。

○議員（18番 市山 繁君） これは、話したいことは十分ございますけれども、時間がございませんから、これは上海の万博でも非常に成功しておりますし、中国からも、先ほど話があったとおりでしたが、飛行機も安く来られます。新幹線も通じるようになりましたので、そこで博多駅でも、榊原議員が言われたように、一支国博物館と一緒に、そうした看板を立てて、壱岐に呼び込むようにやっていただきたいと、かように思っております。

そして、小学校の英語の必修化については、教育長の、どうせ答弁も長いでしょうから、時間がございませんから、6月でも結構ですから、終わりたいと思います。（笑声）そのときに詳しくお願いいたします。

どうも、それじゃあ終わります。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を14時とします。

午後1時49分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、呼子好議員の登壇をお願いします。

〔呼子 好議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 呼子 好君） 今回の一般質問も、私入れまして3名でございますから、大変で

しょうが、最後までよろしくお願い申し上げます。

私は、今回2点について御質問をいたしております。

まず、獣医師の確保の問題でございますが、その前に、22年度の肉用牛の状況等について、若干おつなぎをしたいなと思っております。

農協が22年度の肉用牛の販売の見込みを出しておりますが、これが全体で31億5,700万円、そういう販売見込みを立てております。その中で、子牛が5,061頭、21億1,500万円。あと、成牛が1億9,000万円、肥育は8億9,000万円という、そういう状況の中で、31億1,500万円という販売、大きな販売をいたしております。

これは、農協の一般作物が米で約7億4,000万円程度、あとアスパラが約2億二、三千万円、それとイチゴ1億6,000万円とかですね。そういう中で、農協全体の販売の68%を、この肉用牛が占めておると。そういうような大きな壱岐の産業の状況でございます。

そういう中で、肉用牛についての振興策も、私、時々お話ししておりますが、なかなかそれが振興に結びついていないという中で、今回取りあげているのは、獣医師の確保の問題でございます。牛がおる以上は、この獣医師が必要ではありますが、ここに提案しておりますように、肉用牛の中で、私は獣医師というのは大きな役割があるなというふうに思っております。

定員では11名の定員ではございます。これは所長も含めてでございますが、現在、所長も含めて7名。実質所長は診療しておりませんから、実施しておるのは7名の獣医師でございます。

そういう中で、今年の3月に箱崎の開業しております獣医が廃業するという状況ですね。ますます獣医に対する負担が大きくなってきておるとい、そういうことを懸念をしておりますし、こういうことになると、農家の往診の遅れ、事故につながる。あるいは、獣医師の健康問題、こういうのも発展するのじゃないかというふうに思っておりますし、いろんな面で、今の所長も誘致に乗り出されております。

宮崎で、口蹄疫が発生した宮崎に行って、共済組合に行って、お願いできんかと、牛が減っているがでんか。あるいは、個人の開業医に行ってもでんかという、そういう、話をしておりますが、なかなか壱岐まで来て診療しようという、そういう雲行きになっていないという状況があります。

個人の獣医の先生方も、自分の母校なり、あるいは自分の知ったところ、そういったところいろいろ尋ねながらやっておるわけでございますが、なかなかそれが結びつかないという状況でございます。私は、その中で、ひとつ現在壱岐に条例で定めております、この診療の状況とい、いますか、獣医師の資格資金の貸与情勢の拡充という件でお話したいと思っておりますが、現在、この資金を受けておるのは1名でございます。25年に卒業されると、そういう見込みでございますが、これは国立大学の授業料をもとにした、そういう算出をされておるとい、

2分の1相当の、市では26万8,000円、こういうものを設定をされていますし、月にしますと約2万2,000円。県もなかなかこの獣医対策ができないということを、今まで県も68万8,000円出しておりましたが、これを昨年の10月から月に10万円の貸与をしようということで、新しく改定をされてあるところでございます。

また、農協もこの獣医に対しては、側面から応援しようということで、36万6,000円でございますが、これを貸与しておると、そういう状況でございまして、私はこの市の条例の26万8,000円というのは、ぜひ拡充をして、そして後継者を育ててほしいという要望でございます。と言いますのは、獣医というのは、御承知のように、6年の修学期間があります。6年学校を卒業してから、すぐ臨床に回るというのは、大変難しい面はあるわけございまして、やっぱり最低でも6年、7年、8年という、そういう年月が必要かなというふうには思っております。

そうする中で、この獣医の確保については、今の状況では、高校の3年になったら進路を決める、そういうのじゃなくて、やっぱり中学校から、あるいは高校に入ってから、こういう制度があるんだと。壱岐にぜひ残って、こういう助けをしてほしいという、そういうことを学校なり生徒、あるいは父兄に対して、やっぱり願います。そういうのが私は後継者につくんじゃないかなと思っています。

今の獣医の状況を見ますと、7名のうち50代が4名でございます。40代が3名ということで、あと10年すると、かなりの人がいなくなると思いますか、そういう状況でございますから、ぜひ、これについて格段の御配慮をお願いしたいなと思っています。

さきの臨時議会で、人間の差と言っては語弊がございしますが、これが、資金が入学金が100万円、月20万円ということで決定をされました。また一方では、医療技術の修学資金が月10万円でございます。これは、看護師とか保健師とか、そういう方たちでございますが、最低でも、私、獣医でございますから、このくらい、月に支出しても貸与するほうが、今後の後継者、そして壱岐の肉用牛を守る、そういう中で必要ではないかなというふうに痛感をしておりますので、ぜひ、市長の忌憚のない的確な答弁をお願いを申し上げたいと思っております。

それと、もう1つは、先ほど言いますように、6年間の学校での修業が終わりまして、現場に入るわけでございますが、この現場に対して、医者でありますと2年間の臨床が義務づけられるんです。獣医でありますと、6カ月間の努力目標という形でついておるわけございまして、これについては、経費は全部国の中央畜産協会が支出するということでございますから、こういうのもあるんだということを、ぜひお願いしたいと思います。

先ほど言いますように、県が10万円出しておりますが、県と同じ10万円出して壱岐に来る



か。やっぱり、壱岐のハンデ、そして今の診療所の獣医の体質。体質といいますか、仕事の量。それから見て、壱岐に来る、よそから壱岐に獣医として来るというのは、大変難しい面があるわけでございますから、壱岐はこれだけやるんだと。そういうことで、ぜひ助けてほしいということを、そういう貸与の面から改善をお願いしたいなというふうに思ってます。

それと、もう1つは、この獣医の不足の問題で、獣医、例えば、保健所とか、いろいろなところの獣医がおりますが、そういう方たちは、事前に現場を離れておりますから、即できないという面がございます。そういうのに対しても、定年後にそういう産業動物、診療獣医師につく人については、研修制度があるわけございまして、これも国のほうからみるという、そういう制度でございます。ですから、ぜひそういうものを参考にして、こういうのにも積極的参加をしていただきたいなというふうに思っておるところでございます。

それから、もう1つは、診療所の事務の職員の関係でございます。御承知のように、事務職員が現在3名おりますが、その中で2名が嘱託、1名が臨時ということで、やっぱ年間の事業量といいますか、約1億6,000万円か1億8,000万円ぐらいの事業を抱えておりますし、普段は正職員が7名でございますから、ほとんど外に出る。もう、中におるのは臨時と嘱託職員だけという、そういう状況がありますから、私はあの大きな事業所で、臨時あるいは嘱託で対応するというのは、大変不合理があるかなと思っております。

そういう中で、ぜひ正職員化をして、適正な事務の処理ができる、そして、そこを監督できる、そういうポストをしていただきたいということで、これは要望でございますが、そういうふうに感じておりますから、市長の見解をお願いしたいなと思っています。

○議長（牧永 護君） 呼子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番、呼子議員の獣医師の確保についての御質問にお答えをいたします。

獣医師の補充につきましては、これまで将来の安定した確保を図るため、市独自の獣医師修学資金給付制度を設けて対応してまいりました。また、欠員が生じた場合は、その都度公募により獲得ができておったところでございますが、最近の獣医大学新卒者の就業状況は、小動物診療への極端な偏りがございまして、大動物診療獣医師の確保は全国的にも極めて困難な状況となっております。

今後とも、引き続き獣医師確保に努めますが、当面の対応として、診療補助職員、これは器具の消毒とか、獣医の方が高齢者の家庭に行くと、牛をそのまま引き出したりしておりますから、この引き出しとか、お産のときの、例えば引っ張り出す加勢とか、そういった意味の診療補助職員を配置して、診療業務の効率化を図るとともに、市内畜産関係者一体となって、病気発生の予防策を徹底することといたしております。

日常の診療業務は、獣医師を地域性で配置し対応しておりますが、急患畜発生の際には、指定区域を越えて対応する、応援するなど工夫しておりますが、患畜が多く発生する時期には遅れる場合がございます。獣医師の健康問題につきましては、急患を除き、午前10時ごろまでに往診依頼をいただくよう、生産者に協力をお願いして、業務の効率化を図るとともに、土・日曜日及び休日当番の人員を見直すことで休日を確保し、職員の健康管理に努めておるところでございます。

実は、全国の獣医関係大学の卒業者というのは、毎年1,000名程度でございます。21年度を見てみますと、1,032名が卒業者でございますけれども、そのうち8%、86人が産業動物の診療に就職をされております。反面、449人、これが犬・猫などの診療、公務員や研究機関が237名というようなことで、先ほど申しますように、偏りが非常にございます。産業動物、いわゆる大動物での就職が極めて少ないという状況でございます。

そこで、獣医師修学支給制度の拡充をということでございます。おっしゃいますように、26万8,000円という、これはやはり私も非常に少ないと思っておりますし、今回の医師、あるいは看護師等の修学資金等々に比べましても、話にならないと思っておりますので、これについては研究をさせていただきたいと思っております。また、議員の皆様とも御相談も申し上げたいと思っております。

今年度からは、長崎県の施策といたしまして、新たな制度が発足しておりまして、市は平成22年9月28日付で、知事との協定書を取り交わして、本制度を活用することといたしております。新制度につきましては、県側から、全国の獣医関係大学や県内市町村、農業団体、さらには高等学校に周知を図った結果、現在まで3名の獣医学修学生、これはすべて県外の方でございます。修学資金給付が決定しているとお聞きをしております。今後、市内の高等学校生に対しても、先ほど申し上げました市独自のやつはまだ今から改正の方向ということでございますけれども、現在ある、この県の獣医学修学資金支給制度についても、機会をとらえて、制度の周知を図ることといたします。

次に、獣医師の卒業後の6カ月の臨床研修の努力目標についてでございますけれども、獣医学術の研究は日進月歩でございまして、最新技術の習得が必須であることから、これまでも獣医学会や家畜臨床研究会などに職員を派遣して、診療技術の向上を図ってきたところでございます。

一方、新規の獣医師免許取得者は、実臨床での知識、技術は充分でないのが実情であり、獣医師みずから率先して研鑽に努めるべきところではございますけれども、今日の獣医師の確保は困難な状況を考慮いたしますと、市といたしましても、効果的な卒後研修のあり方について検討してまいりたいと考えております。先ほどの獣医師の修学資金のことも含めて、このことも含めて、研究をしてまいりたいと思う次第でございます。

次に、家畜診療所事務職員について、正職員で対応してくれということでございます。現在、家畜診療所の事務職員として、嘱託2名、男性1名、女性1名、臨時職員女性1名の計3名を配置いたしております。議員おっしゃるように、診療所のすべての業務をこの3名でやっておりまして、非常に重要だと申しますか、この3人ですべての事務をいたしておるわけでございます。

この業務内容につきましては、事務全般に携わっていくことになりますけれども、本来市の業務には、正規職員の配置を基本と考えなければなりませんけれども、この家畜診療所の今までの経過はもちろん御存じだと思いますけれども、壱岐市発足以前は、社団法人壱岐郡家畜診療所協議会と、壱岐4町家畜診療所協議会の2組織が、相互協力して業務を行っておりました。

獣医師は各町で採用して、家畜診療所協議会に派遣勤務。事務員は家畜診療所協議会で採用しておったところであります。ところが、合併の直前になって、急遽組織が解散することになって、その後、これを市で受けるということになって、その対応についていろいろ協議があったところでございます。

したがって、その職員が、いわゆる家畜診療所の協議会の職員でございましたから、その職員が市にその業務がいったからといって、そのまま市の職員になるということは、これはなかなか難しいところでございます、あると認識をいたしております。

市発足後は、2人とも市嘱託職員の身分で新たに任用し、壱岐市家畜診療所勤務となったところでございます。その後、1名については定年齢により退職となりましたので、新たに1名を補充し、現在に至っております。なお、獣医師の勤務形態や処遇、及び事務職員の配置等について、円滑に対応できない部分がもしあるとしますと、それは公務員という枠に縛られていることなどに問題があるかもしれませんが、現在の状況を継続をいたしたいと思っております。ただ、全国的に市が、行政が家畜診療所を経営をしているというところは、非常に珍しいということは御存じのことだと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（2番 呼子 好君） 獣医のサポートとして補助職員を対応するというところでございますが、これは何名予定されているのか。もしわかっておればお願いしたいと思っております。

それと、先ほどの修学資金の関係でございますが、国立であるとかかなり安いと言ったら語弊がありますが、私立となりますと、かなり差があるんですね。入学金は50万円ぐらいでございますが、授業料が、まあ学校によって違いますが、200万円から300万円、年間かかる。それに生活しますと、やっぱ300万円から400万円かかるんですね。

そうした場合には、一般の家庭ではなかなか、獣医に出そう、学校に出そうという、そういう経済面で難しい面があるわけでございますから、このところはぜひ、先ほど言われますように、

最低でも10万円の看護師等に見習って、ぜひお願いしたいなと思います。

それと、事務職員の関係ですが、今までどおりやろうという、そういう状況でございますが、私は、責任の問題、そこをどのように考えてあるのか。市長の答弁をお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 責任の問題につきましては、正規職員であろうが、嘱託職員であろうが、臨時職員であろうが、市の職員に変わりはないところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（2番 呼子 好君） 合併協議会の中から、こう吸収したような、そういう形でございますが、新たにその正職員を配置してやるという、そういう意思はないんですかね。あくまでも、嘱託で今までどおりやっていく、そういう考え方ですか。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 先ほど申しましたように、旧家畜診療所協議会から、そのまま職員が移っておるわけでございますから、その職員を外して、新たに新規職員をもっていくという気持ちはございません。今の、従来おりました職員をそのまましばらく、今その家畜診療所に配置をいたしたいと思っております。

先ほど申しますように、家畜診療所協議会にいた職員を、合併で市が家畜診療所を受け持ったからといって、その職員がそのまま市の職員になるということは考えられないということを申し上げておきます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（2番 呼子 好君） くどいようですが、私は、今の臨時職員を正職員にせろと言ってるんじゃないんです。あそこに正規の正職員を置きなさいと、このように言っておりますから、検討をお願いしたいなと思ってます。

もう1つは、今所長が嘱託で、2年の契約でございますが、あと1年半程度でございます。これについては、ぜひ正職員で、所長の待遇でお願いをしたいなというふうに要望をしておきたいと思います。

2件目の件でございますが、これは、直接市には関係ないわけでございますが、県の関係でございますが、県道の渡良浦初瀬線の関係でございます。市長も通られたと思っておりますが、渡良浦線については、90%近く完成をしておりますが、あと四、五百メートル残ったところが一

番、こう危険なところが残っておるという状況ですね。これについては、早急をお願いしたいと思っておりますし、特に問題なのは、郷ノ浦から初瀬までの線ですね。これは、延長線も長いということ。そして、カーブも多い、狭いと。壱岐でも一番、こう道路条件が悪いんじゃないかなというふうに思っております。

現在、かたばる病院までは、立派に、まあできているわけでございますが、その後がなかなか、あと何十年たっても、難しいんじゃないかなというふうに、感じております。

ですから、県に対して、局部改良、危険なところ、あるいは狭いところ、こういうのを早急に市長のほうで、県に対して要望をしてほしいという、そういうことを、きょうここに出しておるわけですから、ぜひ、市長の見解と、そして県に対する要望をお願いしたいなと思っています。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 2番目の御質問の、県道渡良浦初瀬線の整備についてということでございまして、郷ノ浦渡良浦線は90%以上完成して、郷ノ浦初瀬線は10%程度の完成ということであります。県に対して、早急に危険箇所からの整備を要請してほしいということでございます。

この要望につきましては、初山地区公民館代表者の名前で数回市へ要望書が提出されておまして、その都度、県壱岐振興局長へ進達をいたしております。直近では、本年1月17日に要望書がございました。大米停留所急カーブの突角改良での局部改修をお願いしたいという、1月17日に要望書がございまして、1月19日に振興局長へ要望書を進達いたしております。

壱岐振興局建設部といたしましては、本路線はバス路線でもあり、見通しも悪く、要改良路線との認識はしているということでございます。改良計画をする上で、一番重要な交通量の基礎数値が本路線は大変厳しいことから、県単独事業で局部的な改良を検討してみるとの回答を得ております。今後は、なお一層势力的に郷ノ浦初瀬線の整備促進の陳情を行ってまいりたいと思います。

実は、現在、局部改良で大変進捗をしている路線は、芦辺湯本線でございます。これが実は、私もかつて土木の担当をしておりましたときに、新規で採択してくださいと県にお願いしたところ、新規では、いわゆる交通量の関係で、どうしても採用していただけませんでした。そこで、いろいろこの大米停留所のところも写真ちゃんとしておりますけれども、その芦辺湯本線について、「ここ、危ないんだ」ということで、数多くの写真をつけて、局部改修をしてくれということでお願いいたしておまして、土木の担当をしておりましたときは、もう10年ぐらい過ぎましたけど、そういったことで、局部改良いたしますと、前後何十メートルかは改良いたしますから、そういうことで、局部改良でつないでいって、是非やっていただきたいと。今後も要望し

てまいりたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（２番 呼子 好君） ぜひ、県のほうに要望をお願いしたいと思います。交通量が少ないというのは当然だろうと思っています。やっぱりカーブがあって、狭ければそこを通らないという状況になりますから、バス路線というそういう中で、一遍には難しゅうございますから、ぜひ局部改良で県に要望をお願いしたいなというふうに思っています。

それともう１つは、建設関係でございまして、今、業者、一生懸命になって、３月末で事業をやっておりますが、４月以降仕事がないんだという、そういう建設業者の話を聞いているんです。私はそういう中で、ぜひ、こういうのを含めて、それを建設会社の対応といいますか、業者に対する雇用の促進をお願いしたいなというふうに思ってます。

もう１件は、これはもう中原理事が専門でございますから、最後の答弁を中原理事のほうにお願いしたいなと思っております。というのは、この前テレビであっておりましたが、大きな災害が起きたとき、その地域が公共事業がなくなって、業者が減って、その機械をもう売り払っている。そういう大きな災害が出たときに、即対応ができない。そういうことが、この前テレビであっておりましたが、壱岐は、もしそういうふうに災害ができたときに、業者とのそういう協定ができていいのか。すぐ対応ができるのか。そういうところを中原理事、ぜひ最後の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牧永 護君） 白川市長、いいですか。答弁求めていますか。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議会最後の答弁というか、本人の最後の答弁かわかりませんが、中原理事に答弁をさせたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

○建設担当理事（中原 康壽君） 御答弁を申し上げたいと思います。

災害時にすぐできる協定はあるかということではありますが、今現在、壱岐地域災害支援活動協定というものを結んでおりまして、土木関係では、創栄建設さんを柱といたしまして全部で１９社。それから、管工事組合で、水道のほうで壱岐住設さん等を含めまして１７社で協定を結んでおります。なお、建設業の協会の壱岐支部の方は、県の振興局とこの協定が結ばれておりまして、協会員外ということで結んでおります。昨年、口蹄疫の関係がございまして、その対応にも迅速に活動するということで、口蹄疫関係でも、この協定を結んでおるところでございます。

こういったことで、市民の皆さんの安心安全であることを、いち早く、迅速に処理できるように対応を、毎年の更新でございますが、行っている状況でございます。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 呼子好議員。

○議員（２番 呼子 好君） ありがとうございます。要は、先ほど言いましたように、公共事業が減りますと、業者も減ってくる。そういう中で、機械もなくなるというときに、大きな災害が出たときの対応ということで聞いたわけでございまして、それだけ協定してあればいいかと思いますが、なかなか業者も減りつつあるという状況の中で、万全の体制で、壱岐の島を守る、そういう安全安心の島づくりに協力をお願い申し上げまして、私のほうから質問を終わりたいと思います。

〔呼子 好議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって、呼子好議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） 次に、１１番、中村出征雄議員の登壇をお願いします。

〔中村出征雄議員 一般質問席 登壇〕

○議員（１１番 中村出征雄君） 昨日から、１０名の方が一般質問をなさいまして、市長も大変お疲れのことと思いますが、あと私を含めて２人でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

新しい壱岐市が誕生いたしまして８年目を迎え、白川市長も市長に就任され４年目となり、施政方針でも述べられたとおり、今年はこれまで取り組んできた各種施策の成果を示す総仕上げの年であると、力説をなさいました。特に中学校の統廃合、防災告知放送、壱岐市ケーブルテレビ等々の開局を初め、一般廃棄物の処理施設の整備等、多くの諸問題に積極的に日夜努力されておられますことに対し、まずもって敬意を表するところであります。

まあ、しかしながら、市長の選挙公約の１つでもある市民病院の改革については、市長就任後の所信表明で「市民病院改革の先頭に立ちます。そして、まずは早急に意思確保に努め、医師体制の充実・強化を図ります」とのことでありました。

その後、大学病院の各医局との度重なる面談を初め、市民病院運営審議会の答申等に基づき、長委員長ほか、有識者によります壱岐市民病院改革委員会を、平成２１年８月に立ち上げられました。

地域医療圏再生特例交付金を利用し、平成２２年４月から、地方独立行政法人化の方針を打ち出され、これまで努力を重ねられてこられたわけでございますが、これまでの白川市長の努力と熱意は十分認めますが、いまだ実現に至っておりません。今回の施政方針でも、市民病院改革に

ついて、市民病院の方向性について結論を出すに至っておらず、もう少し猶予をお願いする旨の方針を示されました。

昨日、3番議員、そして6番議員により、市民病院の独立行政法人化についての質問の中で、お一方は、地方独立行政法人化にかじを切るべきではないか。お一方は、地方独立行政法人化は白紙撤回すべきではないかという、異なる質問をなされておられましたが、私は壱岐市民病院の管理運営と病院改革の方向性について、5点ほど市長にお尋ねをいたします。

まず、第1点目については、長崎県病院企業団のうち、旧離島医療圏組合に加入していた旧病院の医師の状況についてであります。医師の確保は病院運営上、最も大切なことであり、病院経営を左右するといっても過言ではありません。

私が調べた昭和20年5月1日現在の、それぞれの医師数であります。対馬市が厳原病院で23名、うち医療センター派遣1名。中対馬病院が10名、そして上対馬病院が7名、うち医療センター派遣1名で、対馬市全体で医師数が40名、うち長崎医療センター派遣が2名となっております。

五島市が、五島中央病院32名、うち研修医2名。富江病院が3名、奈留病院が3名、うち医療センター派遣1名で、五島市全体で医師数は38名、医療センター派遣1名、研修生2名となっております。

新上五島町が、上五島病院19名、うち医療センター派遣が2名、有川病院が3名、奈良尾病院が2名。新上五島町全体で医師数が24名、うち医療センター派遣2名、旧病院全体で医師数が102名、うち医療センター派遣が5名、研修医2名となっておりますが、現在の市町別の医師数は何名か。もしわかれば、病院ごとに御説明いただきたいと思います。

そのうち、旧離島医療圏組合所属の医師数は何人なのか、お尋ねをいたします。そしてまた、長崎医療センターの派遣の医師数についても何人なのかお尋ねをいたします。

次に、(2)平成23年度壱岐市民病院予算について、23年度1億5,900万円の赤字予算を計上。そして平成23年度末には21億8,100万円の累積赤字となる見込みであります。これについて、市長はどのようにお考えかについてであります。平成17年度以降、毎年赤字予算計上で、平成22年度末の累積赤字は20億2,400万円程度になる予定であります。この6年間でなんと18億数千万円以上の増加となっております。

市民病院事業運営審議会の答申、あるいは院内に設けられている病院経営委員会の努力等によって、赤字幅は年々縮小、改善はなされておりますが、このまま推移すれば、数年後には30億円近くになるのではないかと思います。

今年も、一般会計の繰入金、昨日の質問では、3億9,649万1,000円の繰入金計上とのことでしたが、病院企業債の償還金等を含めると、4億9,070万円となっております。



自治体病院は、地域における基幹的病院として、小児医療・救急医療などの不採算部分やがん治療等、高度の医療、そして、過疎地における地域医療を担うなど、採算性の確保は困難な状況であるのは、十分私も理解をいたしております。

不採算部門に対する一般会計よりの繰り入れは、私は当然のことだと考えております。しかしながら、壱岐市においても、これといった大きな企業もないことから、自主財源に乏しく、壱岐市の一般会計の経常収支比率も高く、家計で言うところの火の車の状況で、果たしてこのまま一般会計からの繰出しが可能かどうか、不透明であります。

このような状況の中、市長は今年度予算を見て、どのようにお考えか、まずお尋ねをいたします。

次に、（３）市民病院の方向性についてであります。昨日同僚議員もいろんな角度から質問をなされておられました。壱岐市の場合、独立行政法人か、公営企業法の全面適用か、これまでの公営企業法の一部適用の継続か、あるいは長崎県病院企業団への加入か、４つの選択肢ではないかと、私は思います。もしほかにあるとすれば、指定管理者制度で、果たして指定管理者になる方があるのか。ほかにも市長にお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

長崎県離島医療圏組合は、昭和４３年４月１日に、長崎県と五島、対馬、壱岐、３島に所在する市町村と、壱岐公立病院を除く９つの病院で構成、発足し、運営がなされておりました。現在は、離島医療圏組合を解散し、県立病院を含めた長崎県病院企業団として、病院運営がなされており、私も離島医療圏組合の解散までの４年間、医療圏組合の議会議員を務めさせていただいたところであります。

公立病院は、平成１２年までは、たしか黒字のときもありましたが、赤字決算が続いておりました。累積赤字もかなりあったのではなかろうかと思っております。しかしながら、平成１３年から平成１６年までの４年間は連続黒字決算で、平成１６年度末には累積赤字額は、私の記憶では１億数千万円まで減少していたのではないかと思います。

私は、公立病院の黒字のときに離島医療圏組合に加入すべきではないかという一般質問もしてまいりましたが、現在に至っておるところでございます。昨日の同僚議員の質問に対する市長の答弁をお聞きしますと、これまで進めてきた独立行政法人化について、白紙撤回してはとの質問に、「考え方については間違っていないが、理事長候補者の招聘は皆無に近い」との答弁であったように、私は思います。また、先般１２月の定例議会で、同僚議員の市山繁議員の長崎県病院企業団についての質問に対し、市長は答弁の中で、「病院企業団に入るのも１つの方法である。今、各県が県を中心に医師を確保する動きになっている。今のところ壱岐は正直申し上げて、福岡のほうを向いておるんですから、やっぱり長崎のほうを向いて医師の確保はしなくてはいかんのじゃなかろうか」という気がいたしております。」との答弁であったと思っております。

私も、離島医療圏組合議会議員在任中に、離島医療圏組合議会で、壱岐市民病院の離島医療圏組合加入について質問をしたのに対し、当時の副会長である、現在は多分長崎県病院企業団の企業長であられると思いますが、矢野氏は、「壱岐市は離島医療圏組合の会員であり、壱岐市民病院の離島医療圏組合加入については、拒む理由はありません。」という答弁でありました。

また、解散前の離島医療圏組合議会で、病院企業団になってからの壱岐市民病院の加入についても質問をいたしました。同じように、副会長は「企業団の定款に議会議員の定数について、壱岐市の分も考慮して規約をつくります。」という答弁でありました。

私は、一刻も早く、長崎県病院企業団に加入して、病院企業団と一体となって、壱岐市民病院改革に積極的に取り組むべきと思いますが、市長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

次に、（４）病院職員の給与構造改革、職務に応じた格づけ及び渡り運用についてであります。白川市長就任後の平成２０年６月定例議会で、壱岐市民病院と同規模で、１９９床の対馬市の厳原病院と壱岐市民病院の、平成２０年度予算の級別職員数比較表を提示しながら、今回と同様の質問をしたところであります。

企業経営の基本は、いかに収入を増やして、いかに経費を抑えるかであり、病院改革には病院経費の大部分を占める人件費の給与是正削減は避けて通れない、必要不可欠であると思います。特に、病院職員の８割以上を占める医療職３、医療職２について、長崎県病院企業団の病院では、例えば職務の格づけが、医療職３の場合、１級が准看護師、２級が保健師・助産師・看護師、３級が副看護師長、そして４級が看護師長、５級が看護総師長と副看護部長、６級が看護部長となっております。

それが、壱岐市民病院の場合は、すべての看護師が６級まで昇給できるような仕組みとなっております。その結果、平成２０年度の厳原病院との比較で、厳原病院は、２０年度正職員の看護師の数が１２４名、壱岐市民病院が１０９名よりも１５人多いにもかかわらず、厳原病院での６級総婦長１人に対し、壱岐市民病院では１７名、４級、５級の上級看護師についても同様の傾向の数字が表れておりました。

逆に、厳原病院の１級２７名に対し、壱岐市民病院はゼロ人で、壱岐市民病院は、下級、まあ１、２級の職員が非常に少ないということであります。この比較表を見て、市長はどのような感想を持っておられるかについて、３年前に白川市長にお尋ねをしました。白川市長は、その比較表を見て、分布図を見て、これはやはりいびつな分布であると認識しております。

離島医療圏組合においては、既に級別標準職務表の見直しがなされて、職務級の原則にのっとった適正な給与価格が確立されており、壱岐市においても、職務級の原則にのっとった給与体系の確立が必要であると答弁なさいましたが、残念ながら、現在まで全く手つかずの状況であります。

地方独立行政法人化すれば、いずれ給与構造改革はできるとのことで、先延ばしされたのではないかと思います。これまで給与体系について検討されたことがあるのか、今後どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に（５）病院事業顧問によるこれまでの病院改革の指導、助言の内容と今後についてであります。病院改革について、九州大学病院へ独立行政法人化に向けた理事長候補者の推薦をお願いしておりましたが、推薦には至らず、しかしながら、九大病院の紹介で、昨年５月に田川市立病院事業管理者であられる齊藤貴生先生に、市民病院の非常勤特別職の病院事業顧問として就任をいただいておりますが、これまでどういう指導、助言をいただいたのかお尋ねをいたします。また、最終的な指導・助言はいつごろいただける予定なのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上、５点について、市長の答弁を求めます。

○議長（牧永 護君） 中村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 中村議員の壱岐市民病院の管理運営、病院改革の方向性等、５点についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

病院企業団のうち、９病院の医師数は、今、中村議員の説によりますと、２０年５月の段階で１０２名、うち派遣、その他で５名ということでございました。２２年１２月１日の医師数を申し上げます。五島中央病院２６名、富江２名、奈留２名、上五島１６名、有川１名、奈良尾２名、厳原２６名、中対馬８名、上対馬６名、合計８９名とお聞きをいたしております。これは、離島医療圏組合で確認をしたところでございます。このうちの研修医あるいは派遣の数については、済みませんけれども、聞いていないというところでございます。こういうふうには、現在病院企業団でも、先ほど中村議員の数からしますと、１３名減になっているのかなと思ったところでございます。

それから２番目の、平成２３年度の１億５,９００万円の赤字予算計上、それから２３年度末には２１億８,０００万円の累積赤字の見込みであるということについて、市長はどのように考えているかということでございます。

昨日、音嶋正吾議員の御質問で答弁いたしましたことと重複いたしますけれども、大変憂慮すべき状況にあると認識をしておるところでございます。このような状況を少しでも改善するため、毎年度当初に事業収支の計画を策定し、毎月経営改善委員会並びに医局会において、前月までの経営状況を分析・説明し、収益の増加及び費用の削減につなげるよう努めているところでございます。

しかしながら、常勤医師の不足に伴う非常勤医師の増加、看護師不足に伴う派遣看護師の増加など、現在の医療体制を維持していく上では、やむを得ない経費が増加しておりまして、大変厳

しい運営状況であります。今後も、経営形態の変更など、抜本的な改革を行わない限り、このような状況が当面続くことが予想されます。

予算、それから経理的な点につきましては、先ほど議員申されたとおりでございまして、割愛を申し上げます。ただ、経理というのは、あくまで減価償却も含めた、現金を伴わないことも当然のことながら、次の機器の更新をするときに必ず必要でございますから、それを留保しなければいけないということは承知のうえで申し上げますけれども、キャッシュフローだけで申しますと、22年度末で2億900万円余り、21年度末では1億9,700万円余りでございまして、キャッシュフロー的には、わずかずつでも増やすことができるよう努めておるところでございます。

3点目の市民病院の方向性について、壱岐市は独立行政法人等々の経営形態をどう考えているかということでございます。市民病院の経営形態の選択肢につきましては、議員おっしゃいましたように、現在の地方公営企業法一部適用の継続、あるいは地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、それから長崎県病院企業団への加入、その他には指定管理者制度、そして民営・民間移譲というのがあると考えられます。

市民病院の目指すべき姿といたしましては、救急医療体制を確立いたしまして、市民皆様に安心・安全の医療を提供できる病院であり、持続可能な市民病院となるためには、大学病院の組織力と医師派遣に依存した体制を構築することが、病院改革の根幹と考えております。

市民病院の経営形態については、自主性、柔軟性が十分発揮でき、理事長の迅速な意思決定ができる地方独立行政法人が適切であると考えており、経営力があり、医師の確保ができる理事長の招聘には、これまで最重要課題として努力したところでございます。

しかしながら、昨日申し上げたとおり、非常に厳しい状況にあるということでございます。市民病院の方向性について、議員の御提案される長崎県病院企業団加入につきましては、財産の移譲、債務、いわゆる先ほど申しました累積欠損金のことでございますけど、その問題、職員給与の問題、かたばる病院の問題など、調整すべき事項が多々ございまして、特に医師確保について、先ほど説明いたしました企業団の医師数も減少しておりまして、加入できたといいたしましても、医師の確保は厳しいものと考えられます。この点については、慎重に考えたいと思っております。排除するということではございません。池松福祉保健部長も、この前、実は矢野企業長ともお会いしましたが、精神科医のことでお話いたしました。非常に厳しい状況にあるというお返事でございました。

次に、4点目といたしまして、病院職員の給与構造について、職務に応じた格づけを約束したのに、していないじゃないかということでございます。確かに、平成20年の第2回定例会の折、中村議員から、壱岐市民病院の給与改革についての御質問に対しまして、級別分類表については、

総人件費の1割圧縮という公約の中で並行して進めていきたいと申しました。職員給与の見直しは重要な課題。運用面について、職員の勤務状況に関することであるので、十分職員組合と話し合っていきたいとも申しました。

平成20年6月以降の取り組みといたしましては、職員についての、あるいは私の給与についてのことは御存じでございますから、割愛をいたしますけれども、その中で、やはり議員おっしゃるように、職員組合は市だけでなく、壱岐市の職員と一体的に考えていかんといけんという気持ちはそのとおりでございますが、議員おっしゃるように、病院については、独立行政法人にもって行って、そこで一気に解決しようという、正直申し上げて、甘えというか、見通しの甘さがございました。それは素直にお詫びを申し上げます。現在の状況といたしましては、平成22年11月19日に職員組合に対して、級別標準職務表の見直しを図りたいという旨をお伝えしたところでございます。

5番目の病院改革についての、昨年5月の田川市立病院事業管理者の齋藤先生に、非常勤特別職の病院事業顧問として就任していただいておりますけど、これまでの助言、そして最終的な助言、まとめの提言はいつごろにももらえるのかという御質問でございます。

齋藤先生におかれましては、現在、田川市立病院事業管理者として御勤務されておられます。昨年の6月25日に壱岐市へ御来島いただきまして、市民病院院長ほか関係職員から、市民病院の医療提供状況と市民病院の運営について説明を行いまして、その後、8月中旬に大まかな経営改善策の助言を受けたところでございます。

経営分析については、経営圧迫の要因といたしまして、病院建築に伴う償還金の負担が高い。これは、収益に対しまして、11から12%である。通常は、医業収益の3%から4%でないといけないんだということでございます。

新病院建設時の不適切な患者増の見積もりにより、未使用病床があり、病床計画が不明瞭で、人件費の増加に影響しているなどの御指摘を受け、現在病棟の見直しについて検討いたしております。

これ、具体的に申しますと、今使っていない、いわゆるその過剰な見込みをして、過剰な投資をしているじゃないか。その分については、市がみるべきだという、こういう御意見でございまして、それを病院が払っとるから、過剰投資の分を払っとるから、赤字が増えているんだと、こういう理論でございます。もとに戻らん話をちょっとされておられるわけでございます。

今後の進め方といたしましては、医療需給供給調査を行いまして、壱岐市の医療提供体制を決定し、その結果に基づきまして、両病院のあり方を決めることが必要で、市民病院の理念を明確にすることなどの御助言を受けたところでございます。

また、昨年の12月には、福岡市にて、齋藤先生と面談し、市民病院の改善策について御説明

し、御指導を受けております。齋藤先生には、市民病院の医療経営に関して、適宜御指摘を受けるようにいたしておりますので、最終的助言、まとめ、提言等について、特にいつまでということとだけいただくことにはなっておらないところでございます。なお、齋藤先生については、以前も申し上げましたけれども、顧問であるけど旅費だけでいいということで、結局、するということとでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） 1番については、ぜひ、後で結構ですから、一番大事なのは、もちろん壱岐市の場合、今度医師の修学資金の条例改正もいたしました。そういったことで、今から、もし希望者があって、ほんとに効果があるのは十二、三年先になります。しかしながら、今現在、9つの医療圏、病院で、例えば、中対馬病院にしても8名ということですが、その中に白川市長の御子息さんも入っておられますね。県の奨学金でやられておるんですから、その、まあ自前の医師いうたら何かわかりませんが、そういった内訳がわかれば、ぜひ後で調べていただきたいと思います。それと、現在医療センターから何名されておるのか。後で結構ですから、ぜひ御報告いただきたいと思います。

それから、2番目については、私も十分に、現在では医療収入によって医療経費を賄っておるからこそ、2億円程度の義捐金が生じておるわけですから、それは私も十分努力には敬意を表するところですが、さっき市長もおっしゃったように、経営ちゅうのは償却まで含めた、次の建てかえのときまで考えて、やはり経営はしなくてはできないということだけ申し上げておきます。

それから、4番目の格付けについては、やはり先ほどいろいろ市の職員との関係もあります。しかしながら、9つの医療圏組合の病院にしても、全く壱岐市と一緒に、それまではそれぞれの市の職員であったわけですから、これをやはり、改革するとなれば、むしろその年にはかなりの予算が伴うと思います。というのは、6級の人を4級、3級に下げするためには、減給補償はしなくてはできませんので、直近上位にすべての看護師さんがいきますので、むしろ金額が上がるわけですね。

それからの、やはり昇給等において年々効果が上がってくるわけです。今、9つの病院の昇給状況を見ても、恐らく、6級の人が3級ぐらいになると、もう給料は頭打ちですよ。そうになると、毎年昇給するのが2年に1回とか、今、離島医療圏、もちろん企業団では、壱岐の場合には100%全員昇給しておられますが、50%程度しか昇給はされておられません。そういったことで、その分については、正直申し上げて、同じ6年前にやっておれば、私は現在では相当な病院経営に対する効果があったと、私はそう思います。

そういったことで、いろいろ企業団の関係もありましょうが、やはりそれにはぜひとも手をつ

けていただきたい。こういうふうに思います。それについては、手をつけられるかどうかについて、再度答弁願います。

それと、もう1つは、通告書には出しておりませんでした。若干お尋ねをしてみたいと思います。合併前の旧広域圏町村組合時代のことを、ちょっと私も過去を振り返ってみました。私も昭和33年代ぐらいからは、自分なりに、おぼろげに覚えております。

合併までは、呼び名は若干違いますが、4年任期の特別職、やはりその当時は、4つの町の町長さんが管理者でありました。しかしながら、その管理者は、やはり行政の仕事でいっぱいだから、やれないということで、特別職、たしか30年の前半には、前半からたしか6名の方が合併までなられたと思いますが、最初はたしか収入役という特別職でした。その後、名前は申し上げませんが、長い間副管理者としておられました。そして、収入役としておられたのが、たしかお二人。副管理者としておられたのが、1人の方が長い。そして、あと、助役というのが、たしか私の記憶では3名おられたと思います。

そういったことで、やはり、その給与の改革についても、やはり一般職員で給与の改革をやるというても、なかなか私は大変と思いますよ。まあ、今の言うて失礼ですが、副市長が病院事務局長ということですが、兼務ではなかなか私は無理ではないか。むしろ、そういった特別職を置いたおかげで、合併までは何とか良好な運営が、私はなされておったと思います。

まあ、合併当初、初代市長にも同じことを質問しましたが、特別職の任命について提案いたしました。そのときの答弁では、できればその会期中にでも任命しようというお話でありましたが、どうしても適当な人材がおられないということで、前市長のもとでは任命されておりましたが、私は、それについても、私は検討する必要があるかと思っておりますので、その2点について、再度市長の答弁をお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 職務分類表の厳格な適用、これについては、先ほど申しますように、今、職員組合に提案をいたしております。以前は、さっきおっしゃいますように、町村組合の職員でございまして、職員組合も各町と町村組合ということで、5つの職員組合があったんですね。今は1本でございまして、病院だけに、その職務分類表を押しつけるということできません。今、壱岐市職員組合に、11月に提案をしておるところでございまして、これは結局、交渉当事者は私でございますから、私と職員組合長で話すということにいたします。

ところで、先ほどおっしゃいました副管理者、あるいは管理者につきましては、昨日から申し上げておりますし、今、中村議員も御提案あります企業の、いわゆる経営形態によることもございます。ところが、しかし、今の状況の中で、当時の副管理者というのは、まずなじまないと言

いますか、市直属でございますから、市立病院でございますから、でございますけれども、いずれにしても、職員組合との、これは交渉事項でございますので、ぜひ本来の姿にもっていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 中村出征雄議員。

○議員（11番 中村出征雄君） わかりました。特に、私が申し上げたいのは、先ほど巖原病院と比較して申し上げました。医師の数は、先ほど市長もおっしゃったとおりで、壱岐が13人、向こうが23人ですかね。それで10人多い。そして、正式な看護師の職員も15名多い。そうした中で、今ちょっとここに私は資料は持ちませんが、人件費はそう余り大差なかったということは、やはりその、看護師の、私は人件費が一番大きく響いておると思いますので、十分今後は、巖原病院のみならず、ある程度同規模の病院と、私は真剣にその資料を取り寄せて検討していただきたいと思います。

先ほど申し上げるように、格づけについてはもう6年前に、今の病院企業団は、県立病院も含めて、同じように改革されておるわけですよ。それが壱岐だけされてないというのが、大きな、私は原因であると思いますので、ぜひとも他の病院との経営分析について、今後十分検討されますことをお願いして、私の質問を終わります。

〔中村出征雄議員 一般質問席 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上をもって中村出征雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をします。再開を15時25分とします。

午後3時15分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、15番、久間進議員の登壇をお願いします。

〔久間 進議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 久間 進君） くじ運がよければ、昨日のテレビ撮影の中での、テレビ映りのチェックができたんだろうと思いますけど、幸か不幸か20番を引いてしまいました。2日目も最後ということで、簡潔な質問をしたいと思います。市長の明快な答弁をよろしくお願いをいたします。

通告により、2点質問をいたします。



第1点目、三島地区に出張診療所の開設をということで質問をいたします。昨日でしたけれども、テレビで、中国でもやはり高齢化が進み、65歳以上の高齢者が1億7,000万人だと言っておりますけれども、日本でも近年少子高齢化が問題となっている中、昨年の10月だったと思いますけれども、大島に水産庁から、大島の実態調査ということで見えておられました。私も少し、その方たちと話をすることができましたけれども、大島の各団体の長の方が対応をされたようであります。

後で公民館長さんからお話を聞きましたけれども、大島地区が全国の有人離島の中での過疎化の進行度がワースト30以内に入っているということでございました。漁業集落でありますから、水産庁の調査が入ったのだろーと思います。県下では大島地区だけ。九州では、福岡県の姫島、これ私ちょっと存じないんですけれども、この2島だけということだったそうでございます。

私も気になりまして、大島の実態を自分なりに調べてみました結果、全戸数が、まあ1人、2人、2人ですか、長期入院をされておりますけれども、この方を含めて、63戸。そのうち、ひとり暮らしの戸数が20戸、2人暮らしの戸数が21戸。この2つを合わせると、全体の65%を占めております。総人口が158人、このうち65歳以上の方が78名、約49.3%。今年満65歳を迎える方を入れると、もう50%を超すという、そういう結果が出ました。

戦後、漁の最盛期には、大島の人口は500人を超えていた時期もあるそうだと聞いております。ちなみに、長島を見ますと、ひとり暮らしが1戸、2人暮らしが2戸。原島が、ひとり暮らしが4戸、2人暮らしが4戸。三島を比較しても、歴然とした状態がわかるわけですね。

そのような現状の中、私も最近フェリー三島に乗る機会が多くなりましたけれども、通院をするためにたまには車いす、また、ひとり暮らしの方は親戚の方の協力を得ないと通院できない方、2人暮らしの方でも、夫婦2人連れて通院をされる方。私も高齢者を、80何歳の高齢者を抱えておりますので、外から見ても、その方々の大変さがもうはっきりわかるわけです。

一時は、私も橋の実現に一縷の望みをかけておりました。まだ見切ったわけではございませんけれども、もうこれ以上待てない状態なんですね。これが現状だと思っております。

診療所の開設となれば、施設、そして一番難しいのが医師の確保、大変厳しいことだらけだと思います。が、民間の協力を得られれば、そんなに高額な金をかけずに実現ができると思います。

そこで私は、提案をしたいと思っておりますけれども、通告書には、施設の件で公民館と書いておりましたが、構造基準の中で、やはりいろいろ基準等があるわけです。玄関、廊下等の共有が、ほかの施設と共有ができないとか、スペースの問題、独立性を保たなければいけないとか、そういうことを考えると、公民館では不可能に近いと思います。

そこで、新たな施設を提案します。何年か前に、郷ノ浦漁港の支所廃止によりまして、大島に三島支所があったわけです。そこが今、遊休施設となっております。スペースも、僕は十分だろ

うと思っております。立地条件もよく、フェリー待合所から、港の中のほうに向かって約40メートルから50メートルのところにありまして、高齢者の方でもフェリーから下りて歩いてでも行ける場所だと思っております。

漁協のほうには、地区の館長さんを通じまして、地域のために活用したいからということで、管理の内諾は得ております。それから、これ一番難しいんじゃないかと思っておりますけれども、医師の確保については、私も以前から思っていましたけれども、光風の中にふくしまクリニックというのがありますけれども、この福島先生が、三島の寝たきりに近い患者さんの往診に、週に1回程度みえておられます。私も何回かお会いしたことがありますけれども、この先生の協力を得られないかということで、光風に厳しい医師確保の現状を説明して、協力をお願いをいたしました。もう、とても無理じゃないかと思っておりましたけれども、協力の内諾を受けております。もう、私としては、これ以上の提案は持ち合わせておりません。あとは、市長の決断1つだと思っております。まずは、週1回の出張診療所、この開設をできないものか。市長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（牧永 護君） 久間議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 三島地区に出張診療所の開設をとの御質問でございます。診療所の開設そのものは、現在、壱岐圏域においては、無床診療所であれば、ベッドのない診療所ですね、無床診療所であれば、公立・民間を問わず、法的に特には制限はございません。現実には、昨今の医師不足からして、なかなか島に医師を派遣するということとはできないというのが現実でございます。

しかしながら、今のお話を聞きますと、ふくしまクリニックの先生が来てくださるというようなことでございます。通告の中には、公民館等を使用して、週1回の出張診療ができないかということでございました。しかしながら、この問題につきまして、少し申し上げますが、具体的には、玄関は公民館と診療所ではそれぞれ別に必要となります。廊下等の共有もできません。つまり、診療所は独立されたものであることが必要で、建物も原則一体の物でなければならないわけでございます。個々の部屋についても、診察室や待合室の各部屋は原則独立していることが必要でございます。

また、診察室の標準床面積は、9.9平方メートル、待合室は3.3平方メートル、調剤所も6.6平方メートル以上が必要でございます。診察室には、給水施設があることが望ましく、診察室と処置室を兼用する場合は、カーテン等で区画する必要がございます。また、院内処方を行う場合の調剤所の構造として、採光や換気が十分で、かつ清潔を保つ必要がございます。冷暗所または冷蔵庫の設置も必要であり、さらには調剤所と他の部屋との間には隔壁を設ける必要もご

ざいます。

先ほど漁協施設という御提案でございました。この辺の条件をクリアする施設であるかどうか、まずこれを調べたいと思っておりますし、福島先生にもお話をしたいと思えます。そしてまた、大島の公民館長さん、あるいは久間議員、その他関係者で、やはりこのことをぜひ実現させたいと思う次第でございます。

以前、町田議員だったかと思えますけど、離島振興法で、無医地はつくっちゃいかんのだという厳しい御指摘も受けたところでございますけれども、本当にありがたいなあという気持ちでいっぱいでございます。三島の人々の健康の保持については、現在、健康相談、健康教育・保健指導・介護予防事業等行っておりますので、今後この診療所を開設することによりまして、さらに三島の方々の医療、保健、安全安心が確保できれば、ほんとにいいなと。それにつきましての市の支出については、間違いなく行いたいと思っております。久間議員に厚くお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久間進議員。

○議員（15番 久間 進君） 住民にとっては、大変ありがたい答弁をいただいたわけでございます。その、僕が1つ気になるのは、先ほど市長が申されました「もしも、万が一」と。万が一その支所が基準に達しないという結果が出たとき、市長として、新規でもという気持ちがあらわれるかどうか。その辺を確かめたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 漁協でその施設が御借りできるとすれば、面積的な要件、あるいは採光とか換気とかの問題だけが残ると思えますので、その辺については、漁協のほうの交渉だけいただければ、改造等々もございます。私は、医師の確保さえできれば、三島に、ほんとに1週間に1度の診療所開設、これはやはり最高の、最高ではございせん、失礼しました。ほんとに喜ばしいことが実現できている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久間進議員。

○議員（15番 久間 進君） ありがとうございます。開設にあたるまでは、幾ら何でも、まあ期間が必要だと思っております。なるべく早く開設ができるように、御尽力をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

次の質問に移りたいと思えますけれども、フェリーみしま、郷ノ浦待合所の改善をということで質問をさせていただきます。

三島ばかりのことで、大変申しわけなく思っておりますけれども、この通告書どおりだと思っております。現在の郷ノ浦・三島待合所は、テレビ、空調設備、いすも整い、若い人には申し分ないと思っております、私自身も。しかしながら、時間帯によっては、待ち時間が3時間以上あるときもあるわけです。若い人ならいいですけども、高齢者にとっては、いすに3時間座るのがなかなか大変のようであります。私のところにも、何とかたたみの部分ができないかという要望も上がっております。

私も現場に行って、管理者の方とお話をしましたけれども、待つお客さんが少ないときには、やっぱり横になっている方もおられますよということです。

船員さんの話を聞けば、たたみ敷きにして、その部分を、その二、三名の方に占領されたら、混むときは困るという意見。それともう1つは、その上で弁当を食べられて、汚されては困ると、そういう意見は出ましたけれども、その話の中で、今度中学校が統合して、三島の生徒があそこから乗り降りするようになるから、前の店舗、今空いてますね、右側の、前店舗だったんですけど、今、空いてます。そのスペースに、何かいすを中学生の待ち時間用のいすを何脚か置くというような話を、船員の方がされたんですけど、どうなんですかね。その点、私もよくわからないんですけども、そうなれば、スペースも広くなるし、中学生と普通の一般の方が、待ち時間を利用される時間帯は違いますので、今、待合所に入って左側に、両サイドに2列、三脚のいすが並んでいるわけです。その、片方の三脚の部分ぐらいのスペースの部分を、腰かけても、ちょっと横になれるような高さのたたみの設置ができないかというのが私の趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） フェリーみしま郷ノ浦待合所に、たたみ敷きのスペースをお願いできないかという御質問でございます。壱岐も、先ほどから申しますのもそうでございますし、今、久間議員おっしゃるように、限界集落に大島になるというようなことでございまして、ほんとうに高齢者が増加していること、これはまあ三島だけの問題ではございませんけれども、フェリーみしまの75歳以上の利用実績からも、そのことは十分理解ができます。高齢者向けの待合室の必要性も感じております。待合所を管理する市といたしましては、待合室の快適性、利便性の向上を図る必要がございます。

本航路は補助航路でございますから、国や県との協議の上、待合室の広さや荷物を置く場所の確保、あるいは長いすの配置等を考慮しながら、いろんな基準がありましようから、その辺のクリアができますれば、たたみ敷きスペースを検討しますというか、設置をいたします。

久間議員は、12番でテレビは映られませんでしたが、きょうは満額回答とさせていただきます

いと思っております。（笑声）

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 久間進議員。

○議員（15番 久間 進君） 大変ありがとうございます。先ほども言いましたように、どうしても、高齢者の方が多いわけですから、何分に、僕たちはそんなにないと思うんですが、やっぱり高齢者にとっては、何ですか、不都合な部分が多いようでございます。ぜひ、その部分の設置をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（牧永 護君） 以上をもって久間進議員の一般質問は終わります。

---

○議長（牧永 護君） これで本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。お疲れさまでした。

午後3時44分散会

---



平成23年第1回定例会 壱岐市議会会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成23年3月18日 午後1時00分開議

|       |        |                                          |                          |
|-------|--------|------------------------------------------|--------------------------|
| 日程第1  | 議案第5号  | 壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について        | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第2  | 議案第6号  | 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について                     | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第3  | 議案第7号  | 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第4  | 議案第8号  | 壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について                  | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第5  | 議案第9号  | 壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について                   | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第6  | 議案第10号 | 壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について         | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第7  | 議案第11号 | 壱岐市教育振興基金条例の一部改正について                     | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第8  | 議案第12号 | 壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について                 | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第9  | 議案第13号 | 壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について                     | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第10 | 議案第14号 | 壱岐市特別会計条例の一部改正について                       | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第11 | 議案第15号 | 壱岐市国民健康保険条例の一部改正について                     | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第12 | 議案第16号 | 壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について                     | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第13 | 議案第17号 | 壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について               | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第14 | 議案第18号 | 壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について  | 厚生常任委員長報告・否決<br>本会議・否決   |
| 日程第15 | 議案第19号 | 公の施設の指定管理者の指定について(青嶋公園)                  | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第16 | 議案第20号 | 公の施設の指定管理者の指定について(壱岐出会いの村)               | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第17 | 議案第21号 | 公の施設の指定管理者の指定について(壱岐市猿岩物産館)              | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |

|       |        |                                   |                          |
|-------|--------|-----------------------------------|--------------------------|
| 日程第18 | 議案第22号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）         | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第19 | 議案第23号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市宮印通寺共同店舗）    | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第20 | 議案第24号 | 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）    | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第21 | 議案第25号 | 土地の取得について                         | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第22 | 議案第28号 | 平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）            | 予算特別委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第23 | 議案第29号 | 平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）    | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第24 | 議案第30号 | 平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）      | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第25 | 議案第31号 | 平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）      | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第26 | 議案第32号 | 平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）       | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第27 | 議案第33号 | 平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号） | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第28 | 議案第34号 | 平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）          | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第29 | 議案第35号 | 平成23年度壱岐市一般会計予算                   | 予算特別委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第30 | 議案第36号 | 平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算           | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第31 | 議案第37号 | 平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算          | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第32 | 議案第38号 | 平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算             | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第33 | 議案第39号 | 平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算             | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第34 | 議案第40号 | 平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算              | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第35 | 議案第41号 | 平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算        | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第36 | 議案第42号 | 平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算             | 総務文教常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第37 | 議案第43号 | 平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算             | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決 |
| 日程第38 | 議案第44号 | 平成23年度壱岐市病院事業会計予算                 | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |



|       |                         |                                       |                            |
|-------|-------------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 日程第39 | 議案第45号                  | 平成23年度壱岐市水道事業会計予算                     | 産業建設常任委員長報告・可決<br>本会議・可決   |
| 日程第40 | 議案第46号                  | 一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更について         | 厚生常任委員長報告・可決<br>本会議・可決     |
| 日程第41 | 発議第1号                   | 壱岐市議会委員会条例の一部改正について                   | 提出議員 説明、質疑なし<br>委員会付託省略、可決 |
| 日程第42 | 発議第2号                   | 議会改革検討特別委員会の設置に関する議決について              | 提出議員 説明、質疑なし<br>委員会付託省略、可決 |
| 日程第43 | 発議第3号                   | 原子力発電所の更なる安全性の確保を求め<br>るための意見書の提出について | 提出議員 説明、質疑なし<br>委員会付託省略、可決 |
| 日程第44 | 同意第1号                   | 壱岐市教育委員会委員の任命について                     | 市長 説明、質疑なし<br>委員会付託省略、同意   |
| 日程第45 | 諮問第1号                   | 人権擁護委員候補者の推薦について                      | 市長 説明、質疑なし<br>委員会付託省略、了承   |
| 日程第46 | 諮問第2号                   | 人権擁護委員候補者の推薦について                      | 市長 説明、質疑なし<br>委員会付託省略、了承   |
| 日程第47 | 委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件 |                                       | 申し出のとおり決定                  |

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第5号に同じ)

---

出席議員（20名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 久保田恒憲君 | 2 番 | 呼子 好君  |
| 3 番 | 音嶋 正吾君 | 4 番 | 町田 光浩君 |
| 5 番 | 深見 義輝君 | 6 番 | 町田 正一君 |
| 7 番 | 今西 菊乃君 | 8 番 | 市山 和幸君 |
| 9 番 | 田原 輝男君 | 10番 | 豊坂 敏文君 |
| 11番 | 中村出征雄君 | 12番 | 鵜瀬 和博君 |
| 13番 | 中田 恭一君 | 14番 | 榊原 伸君  |
| 15番 | 久間 進君  | 16番 | 大久保洪昭君 |
| 17番 | 瀬戸口和幸君 | 18番 | 市山 繁君  |
| 19番 | 小金丸益明君 | 20番 | 牧永 護君  |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君      事務局次長 加藤 弘安君  
事務局係長 吉井 弘二君      事務局書記 村部 茂君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君      副市長 …………… 久田 賢一君  
教育長 …………… 須藤 正人君  
壱岐島振興推進本部理事 …………… 松尾 剛君  
市民生活担当理事 …… 山内 達君      保健環境担当理事 …… 山口 壽美君  
産業経済担当理事 …… 牧山 清明君      建設担当理事 …………… 中原 康壽君  
消防本部消防長 …………… 松本 力君      総務課長 …………… 堤 賢治君  
財政課長 …………… 浦 哲郎君      政策企画課長 …………… 山川 修君  
管財課長 …………… 豊坂 康博君      会計管理者 …………… 宇野木眞智子君  
教育次長 …………… 前田 清信君      病院管理課主幹 …………… 左野 健治君

---

午後1時00分開議

○議長（牧永 護君） ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

開会に先立ちまして、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震による未曾有の大水害により多くの方々が亡くなりました。亡くなられました方々の御冥福と一日も早い復興をお祈りし、黙祷を行いたいと思います。御起立ください。黙祷。

〔黙祷〕

○議長（牧永 護君） 黙祷を終わります。御着席ください。

これより議事日程表第5号により、本日の会議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。

広報委員会より行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

本日までに白川市長より追加議案3件の送付があり、議事日程に追加しておりますので、御了承願います。

---

日程第1．議案第5号～日程第40．議案第46号

○議長（牧永 護君） 日程第1、議案第5号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関

する条例の制定についてから、日程第40、議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更についてまで、40件を一括議題とします。

本案の審査は各委員会へ審査付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。町田光浩総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（町田 光浩君） それでは、総務文教常任委員会の報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第5号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、原案可決。

議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第10号壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について、原案可決。

議案第11号壱岐市教育振興基金条例の一部改正について、原案可決。

議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、原案可決。

議案第25号土地の取得について、原案可決。

議案第42号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

委員会の意見は付しておりませんが、審議の中において、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）の分ではありますが、ほかの指定管理施設も含めて指定管理制度の壱岐でのあり方にいま一度再考をという意見が出されておりました。

以上、報告を終わります。

○議長（牧永 護君） これから、総務文教常任委員長の報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑をすることはできませんので申し上げます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（町田 光浩君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。町田正一厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第12号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について、原案可決。

議案第14号壱岐市特別会計条例の一部改正について、原案可決。

議案第15号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について、原案可決。

議案第18号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、否決。

議案第29号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第30号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第33号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第36号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第37号平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第38号平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第41号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。

議案第44号平成23年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決。

議案第46号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更について、原案可決。

委員会意見、否決した議案第18号について、要望事項について料金改定の必要性は認める。ただし、個室を除き分娩費用については増額された42万円の出産一時金の範囲内で設定されたい。第2に、時間内とそれ以外の料金設定の区別は認める。同様にこれも42万円の範囲内とされたい。

以上です。

○議長（牧永 護君） これから、厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告は終わります。

〔厚生常任委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。鵜瀬産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（鵜瀬 和博君） 産業建設常任委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第17号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について、原案可決。

議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）、原案可決。

議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）、原案可決。

議案第22号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）、原案可決。

議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）、原案可決。

議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）、原案可決。

議案第31号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第32号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第34号平成22年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第39号平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第40号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第43号平成23年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第45号平成23年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会の意見といたしまして、議案第20号から議案第24号に関連して、本市の多くの公共施設や観光施設の管理運営については、多額の維持管理費がかかっている。今後は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、指定管理者制度を導入し、経費の削減等を図らなければならない。

指定管理者の選定に当たっては、原則公募となっており、民間にできるものは民間へ移行すべきだが、離島における背景や雇用の場としての役割も多く、これまでの実績から非公募とする場合が多い。また、制度導入により弾力性や柔軟性のある施設の運営を行うことが可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を本市との協定の範囲内で管理者の収入とすることができるが、施設の修理など費用負担など協定内で細かく制定する必要がある。管理者指定後は管理者へ任せきりにせず、経営状態などを随時報告を受け、経営改善に向け訪問指導に努められたい。

このほか、認定漁業者制度について、本市の基幹産業である水産業の振興、漁業生産の維持確保と漁村地域の活性化を図るため、効率で安定した魅力ある漁業経営を目指す意欲ある漁業者を積極的に育成するために創設されるもので、全国初の制度で一定の評価はするが、今後、条例制

定、交付要綱にかかわる認定基準や認定手続等、各漁協、関係機関と十分協議をされ、早急に制定すべき。

なお、条例制定、施行に当たり漁業者への周知はもちろんのこと、全国初の制度であり、島内外への情報発信もあわせて行うべき。

また、認定後、5カ年途中での中間報告を受け、経費削減、経営改善の努力目標に向け指導、助言等を行い、意欲ある漁業者の育成に努められたい。

また、このほかいるかパークは観光産業の目玉の一つとなっているが、飼育しているイルカがプール内に飛んできたビニールのごみなど誤飲により体調を崩し死亡している。そのため現在3頭のイルカしかおらず、原因解明と対策が急がれる。あわせてイルカの早期購入と現状での魅力向上に向け、飼育スタッフと十分協議をし、管理改善、情報発信に努力されたい。

以上で報告を終わります。

○議長（牧永 護君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（鶴瀬 和博君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。瀬戸口予算特別委員長。

〔予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 登壇〕

○予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員会の審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第28号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）、原案可決。

議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

なお、意見としましては、議案第35号平成23年度壱岐市一般会計予算について、1、公有財産購入については、その必要性を十分検討の上、購入すること。また、遊休地については、その活用と処分について計画的、かつ、早急に取り組まれたい。

2、教育費のパソコン中途解約精算金については、議会の了解を得た上で執行すること。

以上、報告です。

○議長（牧永 護君） これから、予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第5号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第5号壱岐市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第6号壱岐市附属機関設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第7号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第9号壱岐市防災行政無線施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方



は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第10号壱岐市防災行政無線戸別受信機設置事業分担金徴収条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号壱岐市教育振興基金条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第11号壱岐市教育振興基金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第12号壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第13号壱岐市老人憩いの家条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市特別会計条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第14号壱岐市特別会計条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第15号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第16号壱岐市立壱岐葬斎場条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第17号壱岐市公共下水道区域外流入に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。よって、原案について採決します。議案第18号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立少数です。よって、議案第18号壱岐市民病院及びかたばる病院診療費、使用料及び手数料徴収条例の一部改正については否決されました。

次に、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第19号公の施設の指定管理者の指定について（青嶋公園）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第20号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐出会いの村）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市猿岩物産館）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第22号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐風民の郷）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第23号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市営印通寺共同店舗）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第24号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市国民宿舎壱岐島荘）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号土地の取得について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第25号土地の取得については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第28号平成22年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第29号平成22年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第30号平成22年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第31号平成22年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第32号平成22年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成22年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３３号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第３３号平成２２年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３４号平成２２年度壱岐市水道事業会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第３４号平成２２年度壱岐市水道事業会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３５号平成２３年度壱岐市一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３５号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第３５号平成２３年度壱岐市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。



次に、議案第３６号平成２３年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３６号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第３６号平成２３年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３７号平成２３年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３７号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第３７号平成２３年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３８号平成２３年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３８号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第３８号平成２３年度壱岐市介護保険事業

特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号平成２３年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第３９号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第３９号平成２３年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４０号平成２３年度壱岐市下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４０号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第４０号平成２３年度壱岐市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号平成２３年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４１号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第４１号平成２３年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号平成２３年度壱岐市三島航路事業特別会計予算に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第４２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第４２号平成２３年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号平成２３年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算に対する討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第４３号平成２３年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号平成２３年度壱岐市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第４４号平成２３年度壱岐市病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号平成２３年度壱岐市水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第４５号平成２３年度壱岐市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、議案第４６号一般廃棄物最終処分場（本体）建設工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を１４時とします。

午後１時４９分休憩

.....

午後２時００分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### 日程第４１．発議第１号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第４１、発議第１号壱岐市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。１７番、瀬戸口和幸議員。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 登壇〕

○提出議員（１７番 瀬戸口和幸君） 発議第１号壱岐市議会委員会条例の一部改正について、提出者、壱岐市議会議員瀬戸口和幸、賛成者、壱岐市議会議員鶴瀬和博、同じく中田恭一。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び壱岐市議会会議規則第１４条の規定に

より提出します。

提案理由、壱岐市行政組織条例の全部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

壱岐市議会委員会条例（平成16年壱岐市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、原の辻プロジェクト室」を削り、同条第2号中「市民福祉課」の次に「、こども家庭課」を加え、同条第3号中「水道課」を「上下水道課」に改める。

なお、附則としまして、この条例は23年4月1日から施行であります。

〔提出議員（瀬戸口和幸君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第1号についての質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号壱岐市議会委員会条例の一部改正については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第1号壱岐市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第42．発議第2号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第42、発議第2号議会改革検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。13番、中田恭一議員。

〔提出議員（中田 恭一君） 登壇〕

○提出議員（13番 中田 恭一君） 発議第2号、平成23年3月18日、壱岐市議会議長牧永護様、提出者、壱岐市議会議員中田恭一、賛成者、同じく町田正一、同じく豊坂敏文。

議会改革検討特別委員会の設置に関する決議について、上記の議案を、別紙のとおり壱岐市議

会会議規則第14条の規定により提出します。

別紙、議会改革検討特別委員会の設置に関する議決ということで、次のとおり議会改革検討特別委員会を設置するものとする。

名称、議会改革検討特別委員会、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条、目的、壱岐市議会の改革に関する調査、委員の定数は7名、委員の氏名、町田光浩、町田正一、今西菊乃、市山和幸、鵜瀬和博、久間進、小金丸益明、期限、閉会中も継続して調査終了までということでございます。

以上です。

〔提出議員（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号議会改革検討特別委員会の設置に関する決議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第2号議会改革検討特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

次に、議会改革検討特別委員会の正副委員長を決定する必要がありますので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに議会改革検討特別委員会を召集します。委員会において委員長及び副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

午後2時06分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革検討特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので御報告申し上げます。

委員長に19番、小金丸益明議員、副委員長に4番、町田光浩議員、以上のとおりです。

---

### 日程第43．発議第3号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第43、発議第3号原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。6番、町田正一議員。

〔提出議員（町田 正一君） 登壇〕

○提出議員（6番 町田 正一君） 発議第3号原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書の提出について、上記の議案を、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。提出者、町田正一、賛成者、町田光浩、同、鵜瀬和博。

原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書（案）、今回のマグニチュード9.0の地震による東京電力福島第一原子力発電所の大規模な事故は、27キロメートルの距離に九州電力玄海原子力発電所を控える壱岐市民としては、到底看過することのできないものである。

「原発は安全である。」という神話は、完全に崩壊したと言わざるを得ない。予想の範囲を超えた事態とか、数百年に一度の地震というのは、現実には起きている悲劇に目を背けようとするものである。もちろん一方で原子力発電の必要性は認めるものの、政府におかれては次のように対処されることを強く要望します。

1. 九州電力が管轄する玄海原子力発電所について、想定している地震の規模と安全性の情報公開。

2. 原子力発電所設置は、当該市町村と隣接する自治体の同意のみが要件である設置条項を改訂されたい。（少なくとも、事故の被害が予測される30キロメートル圏内の自治体の同意を必要とする。）

3. 原子力発電所の安全性と被害の補償は、すべて国の責任であることを明確にし、安全基準の改定と既存施設の安全性の見直しを求める。

4. 国民保護法に則った国民保護計画の見直しを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成23年3月18日、提出先は以下のとおりであります。長崎県壱岐市議会。

〔提出議員（町田 正一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで発議第３号についての質疑を終わります。  
お諮りします。発議第３号は、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、発議第３号原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書の提出については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、発議第３号原子力発電所の更なる安全性の確保を求めるための意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第４４．同意第１号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第４４、同意第１号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第１号壱岐市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

下記の者を壱岐市教育委員会委員に任命するものでございます。

住所、壱岐市勝本町坂本触６番地３、氏名、中原正博、昭和３７年４月２３日生まれ。

提案理由は、教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

本案は、現壱岐市教育委員会委員１名が、平成２３年５月１９日をもって任期満了となるので、新たに中原正博氏を教育委員会委員に任命するものでございます。同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで同意第１号についての質疑を終わります。  
お諮りします。同意第１号については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、同意第１号壱岐市教育委員会委員の任命については、委員会付託を省略することに決定しました。  
これから同意第１号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、同意第１号壱岐市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

---

#### 日程第４５．諮問第１号～日程第４６．諮問第２号

○議長（牧永 護君） 次に、日程第４５、諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第４６、諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第１号及び諮問第２号の提案理由を申し述べます。

これは人権擁護委員の公認候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

諮問第１号につきましては、郷ノ浦町本村触の人権擁護委員平田タカ子氏が、平成２３年６月３０日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案をいたします。

諮問第２号につきましても、郷ノ浦町若松触の人権擁護委員山川和夫氏が、平成２３年６月３０日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので提案をいたします。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元にお配りいたしております資料のとおりでございます。御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで諮問第1号及び諮問第2号についての質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（牧永 護君） 起立多数です。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

---

#### 日程第47．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査申し出の件

○議長（牧永 護君） 日程第47、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査中の事件について会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。今期定例会において議決された案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

---

○議長（牧永 護君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月28日から本日まで19日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。衷心より敬意と感謝の意を表するものであります。本定例会におきまして、さまざまな御意見、御指摘、また御助言を賜りました。賜りました御意見等につきましては真摯に、そして謙虚に受けとめさせていただきまして市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、3月11日に発生した東北地方太平洋地震は、マグニチュード9.0という国内観測史上最大、また世界最大級クラスの地震となり、この地震と津波により東北地方を中心とした広い範囲で壊滅的な被害が発生し、その被害の大きさに衝撃を受けております。亡くなられた方、安否不明な方が1万人を超える状況になっており、犠牲となられた皆様、またその御家族の皆様に対し、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災者の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。現地では必至の救助活動が続けられておりますが、さらに追い打ちをかけるように原子力発電所における事故、また東海地方でも震度6強を記録する地震が発生するなど予断を許さない状況でございます。

竜崎市といたしましても被災地、また被災された皆様へ現時点でのできる限りの支援として、3月14日から各庁舎事務所窓口で義援金の受け付けを開始し、また、本市から長崎県防災ヘリ

へ派遣している消防本部職員が被災地での救助活動を行うとともに、それに加えて、3名の本市消防本部職員を長崎県の緊急消防援助隊の一員として被災地へ派遣しているところであります。さらに、介護士あるいは土木技術者の派遣要請が参っております。これに対しましては、職員も行くと言っておりますので、派遣をすることといたしております。職員の志気に感謝をしておるところでございます。また、市としての義援金でございますけれども、補正対応とさせていただきますと考えておるところでございます。一人でも多くの方々の救出、また被災された皆様、被災地域の日も早い復興を心から願うものでございます。

今後も県、また関係機関と連携を図り、できる限りの支援を行ってまいります。議員各位、市民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。この震災を教訓として、市といたしましても、こうした震災に対する防災体制等の再検証を行うなど、万全を期す所存でございます。

さて、いよいよ平成23年度がスタートいたします。今議会定例会開会日の施政方針でも申し上げましたとおり、平成23年度は中学校4校体制の開始、防災告知放送、壱岐市ケーブルテレビの開局を初めとした光ケーブル網の整備、一般廃棄物処理施設整備、学校給食施設整備事業の完成など、壱岐市の将来に向けた新たな一步を踏み出す年度でもあります。また、組織においても4月1日から部制がスタートいたしますが、効率的な行政運営はもとより、市民サービスの向上に職員一丸となって努めてまいります。一方、市立病院改革など未解決の課題もございます。議員各位、市民皆様の御理解、御協力をいただきながら、市民皆様の生活促進の向上、ひいては壱岐市発展のため、こうした課題に対し、全身全霊をかけて取り組んでまいりますので、今後とも御指導賜りますようお願い申し上げます。

二つ、情報がございます。

一つは、先般和歌山県太地町に赴きまして、イルカの願いをしておったわけでございます。漁期の2月末日までにはそのイルカの捕獲に至らなかったわけでございますけれども、太地町関係機関の皆様の御配慮によりまして複数頭の譲渡の見通しが立ったところでございます。詳細につきましては、まだ未確定部分もございますので控えさせていただきますけれども、明るい情報でございます。

いま一つは、16日に申し上げました給油の低廉化についてでございます。後ほどこの資料はおあげいたしますけれども、3月16日に第3回長崎県離島基幹航路運賃対策協議会が行われております。九州郵船の資料といたしまして、運賃低廉化に関する基本的事項として、ジェットフォイル、フェリーともに20%程度の運賃引き下げを約11年間程度行うということでございます。それから、航行時間でございますけれども、現在、2時間25分かかっておりますのを2時間17分の8分短縮ということでございます。しかしながら、時刻表は5分単位ということでご

ざいまして、一応時刻表としては5分短縮ということで協議をされるということでございます。  
また、リフレッシュ、いわゆる身体障害者でありますとか、学生でありますとか、そういったものについては引き続き行うということでございます。

以上、お二つの情報を申し上げたいと思います。

議員各位におかれましては、御健勝にて、なお一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（牧永 護君） 以上をもちまして、平成23年第1回市議会定例会を閉会いたします。

午後2時28分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 市 山 繁

署名議員 小 金 丸 益 明

閉会中継続審査 申出書

| 委員会名    | 事 件 及 び 理 由                                             |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 厚生常任委員会 | <p>事件 請願 1 号 壱岐市立病院に関する請願</p> <p>理由 更に慎重な審査を必要とするため</p> |

閉会中継続調査 申出書

| 委員会名          | 事 件                                                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議会運営委員会       | <p>事件 ・ 本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項</p> <p>期限 ・ 次期定例会招集日前日まで</p>                                                   |
| 総務文教<br>常任委員会 | <p>事件 ・ 政策企画課、総務課、財政課、管財課の各所管に関する調査</p> <p>・ 税務課の所管に関する調査</p> <p>・ 消防本部の所管に関する調査</p> <p>・ 教育委員会の所管に関する調査</p> |
| 厚生常任委員会       | <p>事件 ・ 市民福祉課、保護課の所管に関する調査</p> <p>・ 健康保健課、環境衛生課の所管に関する調査</p> <p>・ 壱岐市民病院及びかたばる病院の所管に関する調査</p>                |
| 産業建設<br>常任委員会 | <p>事件 ・ 観光商工課、農林課、水産課の所管に関する調査</p> <p>・ 建設課、水道課の所管に関する調査</p>                                                 |